

都市政策

季 刊 第 100 号 '00. 7

特集 第100号記念 21世紀の神戸の都市像

- 21世紀神戸の都市像をめぐって……………新 野 幸次郎
神戸にかける夢……………米 山 俊 直
都市経済再生のための視点と戦略……………加 藤 恵 正
地球環境に責任をもつ持続可能な都市は構築しうるか……………盛 岡 通
介護福祉社会への軟着陸……………浅 野 仁
21世紀の神戸の都市空間像構築に向けて……………安 田 丑 作

特別論文

- 震災復興と都市整備Ⅴ……………高 寄 昇 三
市民所得を被説明変数とした
各統計項目との相関関係に関する考察……………大 島 博 文

行政資料

- 神戸市地球温暖化防止地域推進計画……………神戸市環境保全審議会
福祉コミュニティ形成における女性の活躍 ……「女性が活躍する
地域社会」研究会

付表

「都市政策」特集テーマ及び論文等（第1号～第100号）一覧表

財団法人 神戸都市問題研究所

都市政策

第99号 主要目次 特集 震災復興の都市政策的検証と提言

「震災復興の都市政策的検証と提言」序説	新野 幸次郎
震災復興における公共の役割の検証と課題	舟場 正富
復興財政措置の運営課題	高寄 昇三
すまい再建プロセスの検討	松原 一郎
「くらし」を取り戻す災害救助体系の確立を	中川 和之
木造密集市街地の再生のための「街区協同再生システム」の提案	安田 丑作
都市計画・まちづくり・住宅再建のための新たな法制度・支援政策	森崎 輝行
震災復興における私権の調整	戎 正晴

特別論文

震災復興と都市整備Ⅳ	高寄 昇三
------------	-------

行政資料・参考資料

「震災復興の都市政策的検証と提言」報告書	「震災復興の都市政策的検証と提言」研究会
神戸市復興・活性化推進懇話会提言	神戸市復興・活性化推進懇話会
被災マンションの復興状況	㈱東京カンテイ

次号予告 第101号 特集 地方自治と都市経営 故宮崎 辰雄氏追悼集

2000年10月1日発行予定

宮崎市政と都市経営	新野 幸次郎
都市経営と自治体	伊東 光晴
都市問題と都市経営	柴田 徳衛
都市経営と生活行政	伊賀 隆
都市経営と財政運営	原田 健
都市経営と経営管理	高寄 昇三
市民から見た宮崎市政	古川 潤

は し が き

季刊「都市政策」は、昭和50年11月に創刊されて以来四半世紀を経て、本号で第100号を迎えた。前神戸市長であり、創設以来長年にわたって（財）神戸都市問題研究所の理事長を務められた宮崎辰雄氏が、「広く研究者・市民・地方自治体職員の建設的な論文を中心に編集し、都市に住み、働く人々の提言の“ひろば”」として創刊し、現在では、3,000部を超える発行部数となっている。

その間、820余に及ぶ各種論文が、研究者・行政職員・市民の方々により執筆され、多くの貴重な意見が表明され、神戸市政をはじめとして、多くの地方自治体の「都市政策」に生かされた。

今あらためて25年前の創刊号をひも解くと、冒頭ページに宮崎前市長による「都市政策の発刊にあたって」という創刊趣旨を説明した文章が掲載されている。そこには、「今日の都市は、かつてない深刻な事態に直面しています。」という書き出しで始まり、交通渋滞やごみ問題に対する深い憂慮の念が表明されており、その着実な解決のためには、都市問題に関する分析と総合、そしてそこから生み出される「感受性あふれる政策」が必要と訴えている。

また、「分析とは科学なり、総合とは哲学なり」という言葉を紹介し、風潮におもねることなく、また、思索に欠けることもなく、常に、将来を見透す政策を究めていくことが、本誌に課せられた使命と宣言している。

本号では第100号を記念して、こうした哲学を生かして21世紀の神戸の都市像をイメージした「第4次神戸市基本計画」（マスタープラン）の策定に携わられた学識経験者等の方々に、それぞれの分野での現状認識をもとに、21世紀に向けて目指すべき「新しい神戸の都市像」について自由に論じていただいている。

震災を経験した神戸は、経済的な苦境や多様化する社会問題など四半世紀を経て、さらに深刻な都市問題を突きつけられているが、苦しい時ほど都市問題へのたゆまぬ「分析と総合」の取り組みを続けていけば、必ず解決の道が開かれてくることを肝に銘じるべきであろう。

最後に、創刊号に寄せた宮崎前市長の言葉を紹介し、これからの本誌発行にあたって、編集部一同の「決意表明」に代えたい。

「都市政策の発行は、私にとって、若かりし日からの願いであり、改めて都市問題への研究心と都市政策への情熱をかきたてられます。本誌が常にみずみずしき論理と卓抜した政策をもって、都市政策の形成に貢献できれば、それにまさる喜びはありません。」

特 集 第100号記念 21世紀の神戸の都市像

21世紀神戸の都市像をめぐる……	新 野 幸次郎	3
神戸にかける夢……	米 山 俊 直	18
都市経済再生のための視点と戦略……	加 藤 恵 正	29
地球環境に責任をもつ持続可能な都市は構築しうるか……	盛 岡 通	43
介護福祉社会への軟着陸……	浅 野 仁	64
21世紀の神戸の都市空間像構築に向けて……	安 田 丑 作	72

/// 特別論文

震災復興と都市整備V……	高 寄 昇 三	87
市民所得を被説明変数とした 各統計項目との相関関係に関する考察……	大 島 博 文	99

/// 潮流

循環型社会	(121)	消費者契約法	(125)
ロードプライシング	(127)	ユニバーサルデザイン	(130)
ヒトゲノム	(132)		

/// 行政資料

神戸市地球温暖化防止地域推進計画……	神戸市環境保全審議会	135
福祉コミュニティ形成における女性の活躍……	「女性が活躍する 地域社会」研究会	170

/// 新刊紹介

阪神・淡路大震災	(190)	市街地復興事業の理論と実践	(191)
—神戸の生活再建・5年の記録—			
京都観光学	(192)	日本の都市問題を考える	(193)
落地生根	(194)		

/// 付表

「都市政策」特集テーマ・論文等(第1号～第100号)一覧表	197
-------------------------------	-----

21世紀神戸の都市像をめぐるって

新 野 幸 次 郎

(神戸大学名誉教授)

はじめに

あの阪神・淡路大震災から満5年、ある雑誌は「漂流する神戸」という題で特集を組んだ。¹⁾ つい最近もまた別の雑誌が、「10年後成長する都市・衰退する都市」²⁾ の特集をして、その中で、神戸市は震災と結びついた財政力（とくに公債費負担比率の増大）の低下が主因で、2010年の人口は、1999年の145.4万人から41.8万人も減少（とりあげられた全国100都市中、その減少率は、同じように財政力の低い甲府市の29.5%に次ぐ、28.7%とされている）すると予測している。41.8万人の人口減といえば、西宮市（41.6万人）が全く消滅するのと同じであり、尼崎市（46.8万人）や姫路市（47.3万人）の9割近い人口が消えてしまうのに近い。この予測がどのような確度をもつのか、その予測根拠が明示されていないので何とも言いようがないが、実にショッキングな予測というより「主張」である。

この問題をより説得的に解明するためには、都市の人口規模を規定する諸要因とその要因別の貢献度、および、その諸要因の今後の変動方向と構造についての説得的な説明が必要である。最近、都市の最適規模についての優れた実証的研究がなされるようになってきたが、³⁾ 残念ながら体系的に完成しているとはいえないのが実状である。

ただ、このショッキングな解説を読まれたある人から、「こんなときに、神戸の今後の都市像について何らかのより説得性のあるヴィジョンが形成されるのではないと、私たちは暗澹たる気持ちに襲われることになる。兵庫県や神戸市で何とか考えてほしい。」と訴えられるのを聞いたことがある。私はそれをお聞

きしながら、前総理大臣小渕恵三氏が設けられた「21世紀日本の構想懇談会」の報告書『日本のフロンティアは日本の中にある』⁴⁾のことを想い起した。小渕さんは、この懇談会を、世界主要国のなかでは独りとり残されて、バブル崩壊後の経済再建と政治・社会の不安定化に悩む日本の活路を見出すために設定した。神戸はいま日本の都市の中で大震災に襲われたあと、世界の中の日本と同じような立場におかれている。とはいえ、私はこの小論で「21世紀神戸の構想」のような大それたことを述べようとしている訳ではない。それは、神戸再生の夢とその達成の道筋とを見出す能力をもたれた人達を中心に多くの人々が文字通り透徹した知性を発揮して共同で描き出すのでないといけない。私はここではただ21世紀の神戸の都市像を考えるにあたって、必要となるいくつかのポイントについて概観してみようと思う。

1. 大震災の教訓と21世紀の都市像

1995年1月17日の阪神・淡路大震災は、先進国の大都市を直撃した世界最初の活断層地震であった。歴史を繙くと神戸地域は過去においても、この規模の大震災に襲われなかったわけではない。しかし、明治開港以来、これだけの大都市になってからは、初めての大震災であった。それもあって、われわれは、震災の起った初動体制から、その復旧・復興に至る今日までに、実に多くの苦い経験をした。その中でえた教訓は、ひとり神戸だけではなく、21世紀の全国の都市づくりに大きな示唆を与えるものになった。

その第1は、日本のように、4つのプレートがその中に入り込むような形になっている活断層列島で、しかも、平野部が狭く、山地・丘陵地が国土面積の72%を占めるような国では、都市形成において自然災害からの防衛、別言すれば、安心・安全な都市づくりを基本条件におかねばならないということである。いうまでもなく、こうした自然災害とくに地震の危険性の少ない国々で発生した都市計画論は、経済効率性を主とし、それに文化的な視点などを加味した形で展開され、都市の最適規模論等においても、震災などへの配慮は格別なされていない。それもあって、わが国でも、いわゆる政令指定都市の成立条

件は、大都市行政の合理的能率的な処理を図るためとして、人口規模だけをあげるに止まっている。⁵⁾しかし、今回の震災は、被災程度を軽減したり、被災後の初動、とくに、行政の救援・復旧活動等々を迅速かつ臨機応変に行なうためには、どの程度の都市規模が望ましいかとか、あるいは、かりに現行の政令指定都市の成立条件をそのままとしても、大規模災害時にその行政組織をどのような形にしておくことが望まれるかといった視点から再検討を要することを示唆した。

その他、今回の大震災で火災を含み多くの死者を出した地域が、戦災を免れて戦前からの古い建物の多かった密集住宅市街地であったことから、安心して暮せる街づくりのためには、復興よりも、こうした災害の起らないような、あるいは、かりに起ってもより軽微な災害ですむような対策を事前に立てておくことが何よりも肝要であることを教えることになった。そのためには、新しい都市像をつくるに当っては、何よりも密集住宅市街地を再開発し、空き地の確保や不燃化、および、既築の建物の安全度のチェック・システムの確立などが不可欠の条件となる。

これと関連して、わが国でも一部の都市で行なわれているように、大都市直下の活断層を調査し、その周辺での建築の危険性を周知徹底するようしておくことも必要となる。そういえば、アメリカの地震など自然災害の多い地域では、行政がその種の危険性のある地域について情報公開をするだけでなく、土地・建物の売買においても、売主がその地域の過去の災害についての情報提供を怠るか、もしくは、隠蔽していた場合は、訴訟事件の対象となることがあるといわれる。災害に対する公私の損失負担のあり方とも関連して、これらは、これからの都市像を考える上で、決して無視することのできない点であり、大震災を強いられた神戸は、21世紀の都市づくりにそのモデル都市といえる内容を備える努力をすることが望まれるし、国もそれをバックアップすることが要請される。

2. 21世紀の神戸づくりと公・民の役割の変化

平清盛の時代から今の神戸が貿易拠点として注目されたのは、言うまでもなく、兵庫の津が、大阪に比べて船舶の出入にとってより安全で、容易な自然的条件をもった良港であったからである。その意味では、都市づくりは、そのまちの自然的物理的構造に依存する。

事実、明治開港以来、神戸は、その良港を武器に、産業導入と都市づくりを進めてきた。原材料の輸入と製品の移・輸出入が最も重要なポイントとなる鉄鋼業やマッチ工業やゴム産業、それとも関連してその製品製造上港灣を必要とする造船業および、それらの製品その他の原材料の輸出入を業とする貿易商社など天然の良港をもつ神戸を拠点にして急速な発展をみせたことは周知の通りである。

ところが、その後の技術変化や政府の産業への役割の強化と規模拡大もあって、第1次および第2次世界大戦前後、わが国の産業構造は顕著に変化し、従来から経済をリードしてきた市内の主要企業は、とくに第2次大戦後には他地域に進出することになった。

こうした動きに応じて、神戸では民間の産業が都市を作るという旧来の手法は根本的に変化した。既存の主要企業は、その工場用地を休閑地に近い状態にして他地域に進出して行くことになり、この地域の雇用・産業活動を保全し、発展させるためには、行政体である市自身が、都市経営のための別の産業用地の造成をするとともに産業誘致を図らざるをえなくなった。そのため、戦後の原口市政に引続き、宮崎市政を通じて行政体としての神戸市が産業に代って都市づくりをリードする主体のようになってきた。しかし、言うまでもなく、事業活動を行なう主体は企業であるから、行政体としての神戸市に出来るのは、インフラを中心とする整備とそこへの企業誘致の努力である。

こうしたインフラの整備にあたって、神戸市は、とくに、宮崎市政において、今日やかましく主張されるようになった公共投資についてのコスト・ベネフィット原則の事実上の導入とか、六甲アイランドの建設へのコンペ方式の採用（これも、事実上、今日注目を集めている P. F. I. (Private Finance Initiative)

すなわち、今迄公共団体が提供または実施していたサービスや事業を民間企業に委託して行なうようにする)などの他、いくつかの第3セクターの経営改善に努め、そこであがった収益を基金として積みたてて、税収減を引き起す不況時の市財政の補強に利用するなど、当時他都市に例のない先駆的都市経営を実現することになった。地方博流行のモデルとなったポートピア博覧会の成功とか、低金利での資金調達が可能となった外債を地方自治体で初めて発行し、しかも、円高の進展に伴ってかなり巨額の支払額の減少をもたらしたなどのこともあって、周知のように神戸市は、株式会社神戸市といわれるほどに注目されることになった。その結果、かつての神戸もそうであったように、多くの都市は、民間の産業の力で作りあげられると言われてきたのに、近年の神戸だけは、行政体が産業をつくり、自らの力で都市づくりをしてゆくまちのように受けとめられることになった。

しかし、事業を運営し、業績をあげたのは自治体ではなく、自治体が誘致した民間企業であったということからも容易に理解されるように、こうした自治体の活動が成果をあげられたのは、いわゆる右肩上がりの経済の展開があったからである。すなわち、そのような条件下では、自治体がインフラを整備し、効率的な産業用地を形成しさえすれば、企業がそこへ進出し、その地域の産業発展が可能であった。ところが、1990年代に入って、わが国の経済構造は根本的に変化した。10年近い長期不況は、投資減退を不可避とし、過大なインフラ整備をしてきた自治体は押しなべて財政的困難を訴えざるをえなくなった。

これは、21世紀を迎えて、地方自治体が産業を興したり、それを通じて都市をつくるという役割が大きな転機を迎えていることを意味する。その点示唆的なのは、京都市における産業発展である。つい最近も、日本銀行の神戸支店長木村史暁氏が極めて興味深いある動きを某証券会社を通じてとりまとめられた。それによると、京都市内の上場企業と神戸内の上場企業の1989年の時価総額は、京都の77,000億円に対して、神戸は92,200億円と、僅かに神戸の方がまさっていたのに、それが1999年になると、神戸は24,600億円に減少しているのに対して、京都のそれは222,700億円と実に神戸4社の9.06倍にも達している。この

差を導き出すのに、京都市も行政として何の貢献もしていなかった訳ではない。しかし、言うまでもなく、この差は、両都市に拠点をもっている企業の発展能力の差に依存していると言ってよい。ちなみに村田製作所は、同じ期間に、時価総額を13倍に、京セラも5.6倍に、ロームに至っては26倍、任天堂も1.54倍、日本電産も9.2倍等々と飛躍的に増大させている。これは勿論株式の時価総額であるから、とりあげる時日によって変動を免れない。しかし、都市の繁栄や衰退がそこに立地する企業と産業の盛衰を象徴する事例として注目に値する。⁶⁾

その意味では、21世紀の神戸にとって何よりも必要なことは、いままで市内で存続してきた諸産業・諸企業の活力・発展能力をいかにして高揚させるかということとともに、国内および諸外国からいかにして成長可能性をもった産業および企業を誘致できるかということである。いずれにしても、21世紀の神戸は、民間企業の活力にかかっているとって間違いないであろう。

このことは勿論、行政体としての神戸市が何もしなくてもよいことを意味する訳ではない。現に試みられているように、税率面での優遇措置やインフラのより一層の整備等を通じて国内および外国の企業の立地が促進できるような措置および場合によっては政府による一國二制度的な運動が望まれるとともに、何よりも既存企業が、震災後設けられた NIRO（新産業創造機構）などと連携して活性化に成功するよう支援することが望まれる。しかし、その場合でも、従来のように行政依存指向ではなく、自力で活路を開拓する可能性が強化されることが必要となる。兵庫県が一昨年来設けた「緊急経済・雇用対策会議」でも、行政依存指向ではなく、自己開拓型の産業・企業おこしの必要性が痛感されていたが、今後の神戸経済振興のためには、この方向での活性化が何よりも望まれる。

21世紀の神戸の都市づくりにおいて、民間の力が重要になるのは、経済面だけではない。神戸市は、早くから人間中心都市づくりをキーワードとし、そのために全国に先駆けて全世帯アンケートを実施するほか、例えば、婦人団体をはじめ、いくつかの団体と市長との対話集会をもったり、市政アドバイザー制

度を利用するなど民間の声と力を市政に生かすことに努めてきた。今回の大震災は、この動きを決定的に前進させた。震災の救援や復旧・復興の過程で、ボランティアの活躍は目ざましいものとなった。行政も勿論全力をあげて対応した。しかし、行政の活動は、法令に規制され、しかも、何よりも平等主義の原則に基いて行なわれなければならない。その限り、何よりも臨機応変で、協力的な対応が不可欠となる危機管理体制としては不十分な点が目立ちがちであった。その間隙を埋めて被災者の要請に応えたボランティアおよび各種 NPO の活動は、ひとり震災のような非常事態時だけでなく、21世紀の人間活動の中で重要な役割を担う存在として成長してゆくことを示すようになった。

神戸市では、以前から他都市に先駆けて市民の声を市政に反映する特別な装置をつくりあげていたことは先述した。しかし、こうした NPO・NGO の増大と関連して、21世紀の都市づくりには更に新しい工夫が肝要となるであろう。その第1は、こうした NPO・NGO の安定的かつ持続的な発展が可能となるような市民基金の確立である。神戸市内では既に、積水ハウスと P & G を軸とした「神戸まちづくり六甲アイランド基金」や兵庫県が世話役になっている「生活復興県民ネット」などによる市民活動の支援が行なわれており、「阪神・淡路コミュニティ基金」の解散のあと、その援助もえた「しみん基金・神戸」が青年会議所や、いくつかの NPO の協力で設立されている。しかし、現状では、NPO の数も多くなり、しかも、意欲に燃えている NPO を恒常的に支えるには決して十分とはいえない。その充実がどこまで進められるかが、神戸の21世紀をきめる1つの目安になるであろう。

幸いにして、神戸市自身も、大震災の前から7つほどのまちづくり協議会という形でまちづくりへの住民参加の方式をもっていたが、大震災のあとには、その将来計画を策定するにあたって、今迄とは違って審議会を公開するだけでなく、アンケートやヒヤリングも行ない、しかも、区別の審議も重ねるようになった。同じことは震災復興の検証にもみられた。すなわち「神戸市復興・活性化推進懇話会」の生活再建部会では、1万人アンケートを行なうとともに、市内9区全部でのヒアリングと討議を行なうワークショップの他に、問題別の

ワークショップも加えた草の根的検証を実施した。こうしたアプローチは、市民福祉調査委員会の調査活動でもみられ、市民意向の反映の志向は一段と強化された。なお、こうした動きと関連して、震災後市民福祉充実のためのハードおよびソフトの両面にわたる施策がより強化されていることも注目されてよい。

最近ここでとりあげたNPOの活動と関連して、「市民ビジネス」の登場が21世紀に予想される動向として注目されつつある。⁷⁾しかし、考えてみると、神戸は全国一の規模と業績を誇る「生活協同組合コープこうべ」が象徴しているように、いうならば市民ビジネス発祥の地であり、大震災のときにも、それは震災復旧に大きな役割を果たした。この他にも、市内には震災前から高齢者介護事業を中心に活動していたNPOが、震災後は被災者救援にも進出し、着実に発展をしているものもある。市内に芽生えたこうした形でのNPOは、21世紀に向けた新しい市民ビジネスの展開可能性をも示唆するといつてよい。同じことは、文化活動の領域でもその力強い萌芽が見られる。

3. 情報化の進展が新しい都市像に示唆すること

IT技術の発展に伴う情報化の進展は、21世紀の神戸の都市像の形成にまた根本的に新しい課題を投げかけている。われわれはさきに、今日の神戸市や神戸経済の成立が、神戸の自然的物理的構造の帰結であること、しかし、その産業用地の狭溢性や技術革新と産業構造の変化等々のために、都市経済のリーダー役が産業から行政へと移行せざるをえなくなってきたことを述べておいた。ところが、IT技術の発展は、既存の産業とか企業の活動や港湾機能のあり方に大きな変化を齎らすだけでなく、神戸の経済や文化が依拠していた基本的条件の変革を迫ることになった。

すなわち、生産要素として、土地・労働および資本の3要素が決定的な役割をもつものとして受けとめられていた時代には、それと関連して、地域経済発展の条件としては、何よりもその地域の自然的・物理的構造が大きな役割を果たすと考えられていた。ところが、科学・技術の革新や産業組織の発展に伴って、生産額や国民所得の増大にとって、伝統的なモノとしての3つの生産要素

よりも、ノウ・ハウや知識の重要性が強調されるようになった。そのことを先駆的に主張したのはポールディングである。⁸⁾ かれは、伝統的な3つの生産要素論は生産要素論というよりは、生産に寄与した3つの経済主体、すなわち、地主・労働者および資本家の貢献に比例した所得分配を正当化するためのものであったとして、真の生産要素は、エネルギーと資源とノウ・ハウの3つとし、なかでも、ノウ・ハウの決定的な重要性を強調した。今日では、このノウ・ハウ、あるいは、知識、さらには、知的労働の重要性が実に多くの人々によって力説されるようになってきたので、このことの強調は決して珍らしくもなくなった。

生産要素としての知識の重視は、しかし、地域経済の存在あるいは発展の条件に極めて大きな変化を齎らした。港湾の存在のようなモノとしての生産条件は、どこにでも移転できるものではなく、自然的物理的構造によって地域的制約をうけている。ところが、知識は、ことに、IT技術の発展により世界中どこにでもリアル・タイムに移転できる。その意味ではいまや、経済発展における自然的物理的構造は二次的なものに転落した。問題は、新しい知識の創造を可能にする諸条件をいかにして確保するかに変わってきた。

その条件は色々ある。まず第1に、何よりも外国人を含めて、若い人達が集まり、住むのに面白くて、楽しく、安心して住める都市でなければならない。今迄神戸は、カタカナの外国人学校が最も充実し、世界中の宗教の教会が存在するまちとして、その存在を誇ってきた。また、震災前からアーバン・リゾート都市化を目指してシンポジウムを举行するとともに、そのための実行策も模索してきた。震災後はさらに、コンパクト・シティづくりをめざして、住み易いまちづくり運動も構想している。神戸市は、ハーバード大学の社会学教授として世界的に有名なダニエル・ベルも公言しているように世界でも最も美しい都市の1つである。⁹⁾ しかし、この自然環境を生かすためには、多様な文化的・芸術的活動が可能になる諸条件を備えて、とくに若い人々が蝟集してくるまちづくりを考えて行かねばならない。またその条件は、独り行政に期待するのではなく、さきに述べたNPO的な力のほかに、たとえば、異人館街づくりや、

旧居留地づくりに示されたように、地域在住の企業や住民の力によって力強く創造されることが望まれる。

ある研究によると、神戸は、日本の都市の中で華僑の人達の永住率が段違いに高い都市になっているともいわれ、¹⁰⁾ 今度の震災では関東大震災とは全く異なって、人種間の軋轢もなく、協力的な復興体制がつけられた。こうした外国人居住者の住み易い諸条件を更に充実してゆくことも不可欠の条件である。なお、わが国の外国人留学生への対応は、まだ未成熟であるとはいえ、神戸は日本で最初に外国人留学生交流促進協議会ができたまちでもあり、全国的にも注目されているYMCAのクロスカルチュラルセンターの活動も活発に行なわれているまちである。21世紀にかけてその飛躍的な充実が期待される。

新しい知識創造の拠点になるためには、第2に、大学・研究機関などの充実とその能力の活用機構の確立が不可欠である。最近の世界的経験は、大学や研究機関が都市創造あるいは都市再生の鍵を握っているということである。ここでは一々具体的な例をあげることは避けるが、わが国でもつい最近になってこのことの重要性が認識され、TLO（技術移転機関）すなわち、大学等技術移転促進法（1998年8月1日施行）によって大学等の研究成果の特許化とその企業化を図る機関もつくられてきた。震災後神戸市内でも新産業創造機構（NIRO）を通じてこの機能の促進が図られつつあるが、そのためには、ひとり市内の大学・研究機関との連繋だけでなく、近畿地域の大学・研究機関との連繋、および現にNIROが試みているような外国のそれらとの技術移転体制の確立へ向けて一層の努力をしてゆくことが望まれる。なお、その際、神戸の中小企業がそれらと接近し易くするような制度的配慮が特に必要である。

大学・研究機関の活性化の一助に、その存在と活動を全市民的な誇りにできるような仕組みを再建することも考えられる。戦前、わが国の多くの都市での大学や旧制高校などの高等教育機関の存在は、市民の誇りの1つであり、そこに集る教職員や学生は暖かい心で迎えられていた。いうまでもなく、そのためには高等教育・研究機関もそれに値するような一層の充実を図らねばならない。しかし、ともすれば、世界の中でも優れたその自然的・物理的構造に安住しが

ちであった神戸の21世紀像をつくりあげるためにも、全市的な諸大学の研究成果の発表会をはじめ、いまバラバラに行なわれている学園祭などを都市の文化・芸術の新しい息吹きの場として組織的に運営するなど新しい工夫をしてゆくことが望まれる。兵庫県では、既に、県下の国公立大学が協力し、兵庫県の支援のもとに全国で例のない単位取得も可能な洋上大学が実現され、最近では、同じように県下の各大学が協力した学習センター（ひょうご大学連繫事業推進機構）が交通の便のよい三宮の交通センタービルの中に設置されて成果をあげている。その意味では、新しい芽は既に出てきているといつてよい。

第3に、情報化の進展と関連してどうしても忘れてはならないものに、震災前から着手されていたKIMEC（神戸国際マルチメディア文化都市）構想の具体化がある。この構想は、月尾嘉男・浜野保樹・村井純氏など、この分野で日本を代表する人達を中心にいち早く着手され、その努力も1つの力となって、震災直後には、郵政省が全国に先駆けて約53キロの光ファイバ網を建設し、それを神戸市が譲りうけることになった。それを利用して、震災時、避難所となった小学校・中学校等のコンピュータの連結が進むとともに、従来から医師会などでも、地域インターネット「神戸MANCメトロポリタン・エリア・ネットワーク構想」や介護保険に備え、シルバーサービス事業者をネットワークする「神戸ケアネット」構想などもあるが、このたびNTTが市内の企業に、これを無償利用する道を開くことになった。また最近には、これから益々重要になる国際診断病理センターがポートアイランド内に設けられることが決まった。震災に伴う措置を積極的に利用して市内企業をはじめ諸機関がKIMEC構想をいかに有効利用できるようにするかは、21世紀の神戸を他都市にぬきんできたものに重要な課題である。そのためにも、市内の小・中・高をはじめ、すべての教育機関でのコンピュータ教育を全国一のレベルにしてゆくことが望まれるだけでなく、市内各企業でもその先進的利用が可能になるように工夫してゆかねばならない。

こうした動きと関連して注目されてよいものに「アニメーション神戸賞」の試みがある。今年度で、第4回目を迎えるこの賞は、全国では唯一のものであ

り、アニメ関係のほとんどすべての雑誌の編集長も出席されることもあって、毎年アニメーション分野の脚本家や監督や作家などが集まれる会合になっており、その重要性は次第に着目されつつある。日本が生み出したもので、世界中に有名になっているものはカラオケとアニメーションであるといわれるようになった今日、そのカラオケを生み出した神戸は、もう1つのものの拠点になる夢をかかげて必死の跳躍を試みるのも一案であろう。

以上、知識・情報がモノとしての伝統的な生産要素に代った決定的な生産要素といわれるようになった今日、神戸は美しい自然と天然の良港に恵まれたという自然的・物理的構造のことを一度全く捨象して、人が集り、そこに、住み、生き甲斐を見出せる21世紀の都市をつくりあげなければならなくなったことを強調しておいた。しかし、いうまでもなく、このことは、神戸港や六甲山系やハードとしてのまちづくりをそのままに放置しておいてよいことを意味するのではない。港湾が生き残るためには、その運営について徹底した情報化が進められなければならないし、都市の蓄積できる情報や文化・芸術などが新しい産業を生み出して行くことを通じて、単なる物流だけでなく、人間の交流する都市づくりを可能にすることを十二分に認識しておくことが必要となる。

4. 環境問題と21世紀の都市像

21世紀の世界、なかでも大都市にとっての最大の問題の1つが、環境問題であることは、いまや多くの人の確認していることである。神戸市は、消費者問題についてもそうであったように、いち早く環境問題の重要性に着目し、全国に先駆けて環境条例をつくり、その機会に廃棄物処理についても全国のいくつかの自治体を視察し、独自の対策を考案してきた。全国的な埋立工業団地化のなかで、白砂青松の須磨浦海岸を海水浴場として守ることとし、遅れていた下水道を完備し、その2次処理までを行なうことを通じて海水浴場の維持を環境保全の1つの目安としたとかいった例はその1例である。その研究過程では分別回収をはじめ、リサイクルや廃棄物削減方法などについてもかなり進んだ研究も進めてきた。しかし、他都市と違って将来の廃棄物処理のための処理場が、

六甲山系中に大規模に造成されたほか、いくつかの理由があって分別回収をはじめ廃棄物処理の危機感が高められないままで今日に至ってしまった。ところが、震災による瓦礫処理の大量発生は、この問題についての厳しい反省を齎らす契機となった。

そこへ、国全体でも、環境問題への自覚が高まり、平成3年には「リサイクル法」平成5年には「環境基本法」が、また、平成7年には「容器包装リサイクル法」が、さらに、「省エネ法」まで制定される運びとなった。このような段階で、神戸港の一角に、環境情報センターを設け、廃棄物再処理と再生品流通の拠点とする構想も生れてきつつあるようである。この構想は、21世紀の世界諸国の環境問題を考えるうえで極めて重要な内容をもっている。しかし、それを実現するためにもあらためて日本で最初に環境条例をもった都市として、分別回収をはじめ、危機感をもって人間環境都市の実を出来るだけ早く実現してゆくことが望まれる。

むすびに代えて

かつて、ハーマン・カーンは、あの未来学の華々しい活躍の時代に、巨体をゆさぶり乍ら10年後、いや、もっと永い未来を予見し、人々の興奮を呼び起した。いつの時代にも未来を予見するのは困難であるが、従来、国土計画と呼ばれていたものが、計画ではなくランドデザインと言われるようになった今日である。21世紀の都市像も、1つのランドデザインとしてまとめられることが必要となったが、そのためには、空港問題もその一例になるが、そのデザインを承認するにせよ、否認するにせよ、その意向を実現するために必要な様々な要因を全体的に把握して、その整合的な分析をしてゆくことが必要となる。ところが、私が今迄何回かとりあげたことがあるように、社会経済政策の分析は、ともすればアンサー・ベギング・クエスションの方式に従い易い。¹¹⁾ すなわち、現象を規定している諸要因を全体的に俯瞰して、そのうえで諸要因を位置づけて分析を進めるのではなく、はじめからあるアンサーを導くために特定の要因だけをとりあげて政策的提言を行なうことになり易い。こうした手法は、

一見して解決策を見出し易い論理構造になっている。しかし、そのために、実際に関連して解決を迫られている他の諸要因は無視されてしまうことになり易い。現実主張されている都市像の中には、こうした問題点が潜みがちであることも、私たちは十二分に考慮しておかねばならない。

以上私は、一つのまとまった21世紀の神戸の都市像を提示するというのではなく、それにまつわると考えられる基礎的な幾つかの論点についてふれてみた。論題を「21世紀神戸の都市像」とせず、それを「めぐる」とした理由である。¹²⁾

注

- 1) 「週刊ダイヤモンド」(ダイヤモンド社)2000年1月22日号, 90~104頁
- 2) 月刊「The21」(PHP 研究所)2000年5月号, 81~90頁
- 3) 色々あるが、ここではとくに、吉村弘『最適都市規模と市町村合併』東洋経済新報社, 1999年12月をあげておこう。
- 4) 「21世紀日本の構想」懇談会『日本のフロンティアは日本の中にある』講談社, 2000年3月
- 5) 政令指定都市の規定については、地方自治法第252条の19「指定都市の機能」を参照。そこでは人口50万人以上とされているが、実際には80万人以上と運営されているようである。
- 6) この資料は、まだ文書の形にはなっていないが、木村史暁支店長は、いくつかの講演の場で、この資料を配布している。
- 7) 市民ビジネスについては、たとえば、日本経済新聞の2000年5月2日号での紹介を参照されたい。そこでは「ふくおかワーカーズ・コレクティブ連合会」とか、「和歌山のアリス」(農業法人)とか「日本労働者協同組合連合会」のそれなどがとりあげられている。
- 8) K. E. ボールディング著、長尾史郎訳『地球社会はどこへ行く(上)』講談社文庫, 昭和55年11月, 347~350頁, なお、モノとしての土地・労働・資本という3つの生産要素に対して、知識としての第4の生産要素を最初に強調したのは、A. マーシャル『経済学原理』マクミラン社, 初版は1890年である。
- 9) 新野幸次郎編『アーバンリゾートの誕生—21世紀の都市戦略—』勁草書房, 1994年

2月, 65~66頁

- 10) 神戸商科大学の陳来幸助教授によると1998年の華僑の人達の中での永住率は、東京10.2%, 大阪16.8%, 神奈川17.97, 神戸48.9%となつて、神戸のそれが格段に高い。
- 11) 「アンサー・ベギング・クエスチョン」の問題を最初にとりあげたのは、The Quarterly Journal of Economics, vol. LXIII. Nov. 1949. No. 4に掲載された I. J. Schuller; Isolationism in Economic Method. であり、私はそれを「国民経済雑誌」第83巻5号に書評し、このキーワードについては、色々な機会に利用した。ちなみに、新野幸次郎編著『新・現代経済をみる眼』(有斐閣選書, 昭和57年6月)を参照されたい。
- 12) 小論では、紙数の制約もあって言及できなかった神戸市の財政赤字の問題について最後に一言しておきたい。かつて周知のようにアメリカも極度の財政赤字に陥ち入り、1995年にはアメリカは破産するといわれた (H. E. Figgie, Jr; Bankruptcy 1995, The Coming Collapse of America and How To Stop it. Little, Brown and Company, 1992)。しかし周知のように、その後の New Economy の進展に伴ない昨年は単年度では黒字になった。同じように、地方自治体の財政収支もその経済状態の進展のいかんに依存する。神戸市の財政も、今後の日本経済の動向と神戸市や兵庫県が、ここにはそのすべてをあげていないが、現在構想している諸計画の展開のいかんにかかっている。また、神戸市の公債費負担率が、いわゆる赤信号に近づいた特殊要因が、大震災であることは国も認めている通りであり、その克服には、この種の災害に襲われた地方財政のあり方についての根源的なメスを入れることも要請されるであろう。

神戸にかける夢

—国際性にあふれる文化交流都市としての都市像—

米 山 俊 直

(大手前大学学長)

1. 震災の経験から

悪夢の阪神淡路大震災から五年が経過し、さまざまな記念行事が行われたが、神戸市はその外観ではかなり復興を見せているものの、経済の指標などにははっきりとその深い傷跡を残しているというのが、神戸の現状ではないだろうか。もっともこれは神戸だけに責任があるわけではない。バブル崩壊につづく金融界の混乱、経済不況、政界の五五年体制の終焉、また行政の統制経済制度などの四〇年体制から脱却を謳う規制緩和の動き、中央省庁の改編と地方分権化の動きなど、時代の変化を示す大きい変動が重なりあって、市民生活にも大きく影響を与えているのである。これらは、日本全国の社会・経済に見られる現象であるが、神戸市ないし阪神間の諸都市の場合には震災という大事件が重なり、そのために傷跡を大きくし、困難の度を強めているとみてよいだろう。

震災は多くの教訓を遺した。まず、神戸は安全な都市であるという神話が消え、以前から予想されている関東や東海地方とならぶ、地震学的な危険を持っていることが確認された。危機管理の重要性が、都市行政にも再認識をうながした。

もうひとつの重要な教訓は、この危機的状況のなかで、神戸市民が民族・国籍にとらわれずに助けあったという事実から来る。すなわち神戸の市民性の国際的であることを証明したのである。

関東大震災直後、人心の不安動揺が、朝鮮人・社会主義者暴動の流言が起き、政府がこれをあおり、多数の朝鮮人が一般民衆によって虐殺されたと、『日本近代史辞典』（一九五八）は記述している。この事件のことは、最近東京都知

事の発言で、人々の記憶をよみがえらせた。それとくらべてみれば、神戸では今度の震災後にそのような事件はまったく起きなかった。そのことを、どう評価すべきだろうか。

神戸は国際港湾都市として、華僑、白系ロシア人をはじめ、多くの民族出身者を受け入れ、共に生活してきた歴史がある。朝鮮・韓国人の集住する地域もあって、そこが大きい被害を受けた。ヴェトナム難民の集住地も破壊され焼けつきた。古くからの異人館の通りも破壊され、住民は罹災した。しかし、神戸市民は一瞬の惨事にたちすくみ、肉親や知人の死傷で悲嘆にくれたが、そこで民族感情による緊張関係はほとんど生まれなかった。そのことは、海外へ発信されたニュースでも、高く賞揚されていた。

この震災の経験から、なにを読み取れるであろうか。ここでは、三つのことを挙げておきたい。

まず、市民感覚の成熟がある。神戸市民は、外国人、異邦人をながく一緒に生活してきたという経験がある。お互いに人間同士という感覚がある。その意味で偏見が少なく、差別がなかった、ということが言えるのではないだろうか。これは国際化時代といわれる今日、非常に重要な神戸市民のもつ徳目であるといえよう。

つぎに、コミュニティの成熟がある。市民層のなかに育っていた共同体感覚—コミュニティのセンスをあげてよい。神戸市は戦後近隣住区やまちづくり協議会を整備し、「神戸まつり」に市民全体の参加をもとめ、それに一体化した各区の区民祭などの、きめこまかいコミュニティ意識の育成・培養をつづけていた。

25回目の「神戸まつり」は震災によって中止になったが、その後も継続されている。その中央パレードは、市民の婦人会の総おどりに始まり、神戸サンバでおわるといふ、神戸の伝統とモダンを象徴するしかけになっている。パレードには諸外国の団体の参加があり、韓国も北朝鮮もそれぞれの出し物を参加してきている。行政主導の行事という声もあるが、このような四半世紀にわたるまちづくりの成功、「文化行政」の成果が、この危機に際して見事に実ったと

いえるのではないだろうか。

第三に、市民の中間階層化があるといえよう。神戸の歴史をふりかえると、大正2年(1913年)の小寺邸(現相樂園)の焼き打ち事件、大正7年(1918年)の米騒動、大正10年(1921年)の神戸三菱・川崎造船の大争議、そして、昭和2年(1927年)の金融恐慌の結果による鈴木商店の倒産と、戦前の神戸では、貧富の格差が大きく、それがこうした騒ぎにつながっていた。しかし、戦後の一連の諸改革と経済発展が、しだいに社会全体の生活水準を上昇させ、一億総中間層と呼ばれるようになると、神戸でも中間階層が増加して、その文化が浸透していったといえる。

階層意識はかなり主観的なもので、個人資産の額などにはほとんど無関係である。大学新卒早々のサラリーマンも、持ち家のある管理職も、ともに中流だと考えても不思議ではない。いわば市民層はこの中流意識を共有する人々によって構成されている。

この市民意識の存在、つまり市民性の成熟は、震災の経験を通して神戸市には貴重な共有の無形財産になっているといえよう。とくに国際的感覚をふまえた市民意識は、他の都市でも重要視されているが、伝統や偏見にはばまれ、容易に実現困難なものなのである。

2. 一九七七年の『神戸文化論』

塩野七生『マキアヴェッリ語録』(1988)に、「宗教でも国家でも、それを長く維持していきたいと思えば、一度といわずしばしば本来の姿に帰帰することが必要である。(政略編)」という言葉がある。

都市国家ヴェネツィアの興亡を書いた『海の都の物語』や、地中海の戦争の三部作、そしていまも『ローマ人の物語』を執筆刊行中の塩野さんには、『わが友マキアヴェッリ』という著作もあるが、この語録のアフォリズムはさまざまなことを考えさせる。この言葉は宗教と国家についての言及であるが、たまたま小論の執筆を構想していた私は、都市についてもおなじことが言えるのではないかと思った。

神戸の“本来の姿”はなんだろうか。私はこの都市を「百年百万都市」と呼んでいる。開港以来、百年の間に人口が百万人に達した都市、という意味である。神戸に匹敵する日本の都市は札幌である。横浜も神戸と同じような経過で港として開かれたが、東京の衛星都市として人口が三百万人を超過してしまった。

神戸の出発点は、清盛の福原の都を起点にすべきだという意見もあるが、やはり開港におくことがよいと思う。神戸港は海外との結節点として、横浜と並ぶ日本の玄関であり、欧州や中国大陸、東南アジア、インド、オセアニアに向かう人々の、日本からの出発点であり、またそれらの地域から来訪する人々の到達点であった。いま人々の主な動きは飛行機に移っているが、それでも豪華な観光船や海外に行く若者の船などが往来しているし、貨物輸送の航路はなおもっとも重要な原料の輸入、生産物の輸出の手段であることに変わりない。

神戸の“本来の姿”は、やはり港にある、といってよいのではないだろうか。

では、神戸文化の“本来の姿”は、どうであろうか。私は、国際的文化交流がその“本来の姿”ではないか、と思うのである。

ここで私と神戸市とのかかわりについて触れておこう。私が文化人類学の教師として、はじめて就職したのが神戸の甲南大学であった。それもあって、神戸の町には格別の親しさを抱いていた。やがて研究者として、神戸市の行政に関わることになった。昭和47（1972）年に神戸市基本計画専門委員になり、49（1974）年には基本計画審議会委員として、文化・福祉部会に参画し、文化についての意見をのべた。また、ポートアイランド・インターナショナル・スクエア研究会にもおつき合いをした。P I - I S Qの研究会は、やがてポートピア'81という地方博につながってゆく。昭和50（1975）年6月、市の港務艇「おおわだ」で当時の宮崎辰雄市長以下の市の幹部諸氏と、梅棹忠夫、小松左京、上田篤、川添登、加藤秀俊、それに京都のシンクタンクCDIの三上正の各氏が参加して、“神戸の文化を考える討論会”をやったこともある。ポートピア'81の準備段階のことであったが、私はコーディネーターとして、友好都

市を中心に都市連合をつくり、文化とファッションを中心の博覧会を開催したらと、討論を総括している。

私はまた、第四次基本構想にも委員として参画した。構想は平成5（1993）年9月に策定が終わったが、そのあと基本計画の策定中に、平成7（1995）年1月17日の震災を経験した。しかし復興計画を優先して同年6月に策定、その後凍結されていた基本計画の策定も平成8（1996）年3月には基本計画、区別計画が完成した。復興会議の指揮をとった下河辺淳氏が、それぞれの行政体の構想や計画を復興案に盛り込むように示唆されたと聞いた。

じつは、文化については、基本計画と連動する形で「文化指針」をつくろうとして、その検討委員会が平成6年7月から続けられ、12月には最終的なまとめをして翌年2月には市長に提言を提出する予定でいたのだが、震災で中止、3月に入って緊急提言案を論じあい、4月に緊急提言とあわせて二部構成の「神戸市文化指針への提言」を市長に提出できたのである。私はその委員会の委員長をつとめた。その他にも、震災でやむなく中止になった神戸まつりをどうするかを諮る委員会や、観光産業についての懇談会の委員長もつとめてきた。

さて、昭和52（1977）年度に神戸市企画局から刊行された『神戸文化論』は、32人の出席者が七つのテーマについて討論している。いま読み返しても、故宮崎前市長をはじめ、一世代前の神戸を知っている人達の貴重な証言と意見が、自由な雰囲気でも語られている。話題と参加者の顔ぶれは次のようである。

1. 欧米文化と日本文化の接点としての神戸文化：

荒尾親成，市来崎のり子，小島輝正，小林武雄。

2. 日本文化をリードする神戸のモダニズム文化：

足立巻一，貝原六一，白川渥，田口寛治，福富芳美。

3. 国際的な感覚で支えられた神戸の生活文化：

石阪春生，小泉美喜子，永田良一郎，野口武彦，服部正。

4. 市民生活にみられるユニークさとエネルギー：

今井鎮雄，大西雄一，妹尾美智子，田中国夫。

5. 神戸の文化風土に根ざしたファッション産業：

鬼塚喜八郎，尾上久雄，藤本ハルミ，水谷頼介，森本泰好。

6. 市民のライフスタイルを彩る国際性：

朝比奈隆，畑専一郎，米花稔，三木和子。

7. 個性豊かなファッション都市の創造を：

竹中郁，土井芳子，中内功，宮崎辰雄，米山俊直。

「昭和52年度に、生活文化に関する広義の行政の基本構想の検討を開始することになりました。ところが、広義の文化行政は、市民の生活開発の一端を担うものであって、各局行政と深くかかわりを持っています。したがって、生活文化の問題は間口が広すぎて行政がこれにどう取り組むべきなのかということが、つかみにくい現状にあります。そこで、都市の文化的背景が、そのまちの特色を出していますので、まず、神戸という町が、どういう町かということを知り、市民の生活の知恵や工夫などの底流を探り出すことから始めることにしました。」というのが企画局の「ごあいさつ」である。

実際に、文化行政には戸惑いがあったのだろう。また、文化に政治や行政がくちばしを出すなどという声も、神戸の“文化人”のなかにはあったようである。しかし“文化”はかつては王室や大富豪などのパトロネージがあって初めて可能になる。ミケランジェロやダ・ビンチにはカトリックの法王やメディチ家の支援があってその活動が可能になった。わが国の国宝も多くはときの権力者の庇護のもとに創造されている。現代社会では、そのパトロンを企業や国家、あるいは地方自治体が肩代わりする必要がある。市民の生活文化についても、行政のきめこまかいサポートがなければ、それを豊かにすることはできない。

生活のなかに潤いをあたえる樹木や草花を景観に配置することも、そこに彫刻やベンチを置くことも、児童遊園にブランコやスベリ台を設置することも、図書館、集会所、コンサートホール、美術の画廊などを整備するのも、行政の任務であり、文化行政の責任であろう。その責任を果たすためには、都市の歴史を知り、市民の特長をつかみ、その志向をくむことが必要である。

この『神戸文化論』は、放談のようにも読めるが、神戸を理解し、それ以上

に愛着をもっている人たちの声が伝えられている。神戸文化を愛し、その発展に公的、私的に関わる人々は、この文献をくりかえし参考にして、そこに神戸文化の“本来の姿”を読み取ってほしい。

3. 宮崎市長の『市民都市論』など

原口市長の後継者として、宮崎辰雄前市長は昭和44（1969）年から市長を務めたのち、現職の笹山幸俊市長に譲って引退されたが、この機関誌「都市政策」を刊行する財団法人神戸都市問題研究所を主宰されていたが、本年2月22日に亡くなられた。去る4月6日のお別れ会には所用で出席できなかったが、つつしんでご冥福を祈りたい。

その著書『市民都市論』（1971）は、いまま生命をもっている書物である。私も繰り返し読み、多くのことを学んだ。都市行政の現場にあって、複雑系である都市問題にたちむかう宮崎さんの、現職の神戸市長としての苦渋がにじんでいる。そこには市民主体の思想、「市民が主人公である」という視点からの一貫した論理で構成され、いわば都市政策の最適解を求めようとして、都市空間、都市経済、都市社会の“最適体系”について論じている。市民主体という信念は説得性がある。京都は古い町衆、大阪は町人という言葉がふさわしいが、神戸はどちらでもない。どう見ても市民なのである。

しかし、この書物には、まだ都市文化や都市福祉という章だてがない。神戸市が都市文化に着目したのは、先に紹介した新マスタープラン以後のことである。それも、福祉・文化部会というくりであった。このあたりに、宮崎さんの限界があったのかとも思う。

宮崎さんの対談集である『あすの都市経営』（1978）には、「都市と文化と市民」という会田雄次・陳舜臣両氏との鼎談がある。冒頭、会田さんが「実をいうと“神戸の文化を話せ”といわれてびっくりしてるのです。神戸は文化のない町—ということを自慢にしていると聞いていたから」と、皮肉をこめた発言をしているが、神戸の軽佻浮薄を長所でもあり、短所でもあると指摘する。それに対して宮崎さんは、神戸は出かせぎ、外人部隊の町で伝統がない。そこ

で創造することになる。「神戸文化とは創造活動だともいえるのです。異質な人たちが集まって、伝統にとらわれずに、立派なものを作ってゆくという活動です。」と答えている。外国の影響が強く、「町並みは英国人の設計だし、布引の水源池はドイツ人がつくりました。」という発言もある。会田さんは“軽佻浮薄”とは、江戸時代の庶民文化を生んだ熊さん、八っあんに代表されるもので、神戸は江戸とはちがう新しい文化を創造した。そこには華僑をはじめ外国人も市民にとけこんでいるという。会田さんはまた「“軽佻浮薄”とは或る点で大人の文化ということですよ」ともいう。

ただ、心配なのは、市民ということでコミュニティはうまくいっても、それが画一化して個人の自由をしばってしまわないか、ということである。まだまだ日本人には個人の確立がよわい。そのために、ともすればつき合いの良さ、協力と同調を求め過ぎて、それを束縛と思う人を排除してしまう危険があることに十分配慮しておくことが大切だろう。

同じ本の清家清氏との対談で、宮崎さんは神戸は伝統のない町で、外からの新しいものを受け入れる国際的感覚があって、神戸では収容されていた外国人捕虜に対しても敵視する市民感情はなかった。六甲山に在住外国人を軟禁したが、なぜそうしなければならないのか、不思議に思う人が多かった、と述べている。「神戸っ子は、いわば“外人部隊”的な市民ですが、神戸に対する愛着は非常に強い」ともいう。中学まで神戸ですごした清家清氏は、神戸っ子は“おっちょこちょい”で、合理主義だという。

最後の鼎談は、市長と陳さん、それに私であったが、宮崎さんは25年後の2001年に照準を合わせたマスタープランの柱を「緑」「心のふれあい」「生きがい」として、「人間都市こうべ」を謳っていると説明している。「もちろん、環境、文化、福祉、国際性といったことも構想の柱になっていますが、つまるところ、緑、心、生きがいという三つの主軸の一面としてかかわっていると受け止めてもらえたら…」という。

先代の原口忠次郎市長の沖合い埋め立て政策を継承して、15年、5300億円の投資によって完成したポートアイランドと、その土取り跡地の都市計画をすす

めるという、“神戸株式会社”と呼ばれた都市経営を推進した宮崎さんの姿勢には、市民主体に政策を進める意図は明らかである。この柱が確立したのは、昭和40（1965）年のマスタープランを改訂した新マスタープランが設定された昭和49（1974）年頃からであったことがわかる。

4. 国際文化交流都市のイメージ

国際文化交流都市というのは、神戸に与えられたいわば初期条件である。マキャヴェッリの言う“本来の姿”であると言ってよいだろう。

すなわち、国際港湾都市という位置付けが、2万人から百万人都市に成長してきた神戸にとって、その出発点であったとあってよいし、それを抜きにして神戸を考えることはできないということである。その点では、同じような経緯を辿っている横浜は、東京のスプロールに呑み込まれてしまって、内陸部も含めて東京の一部のようになってしまった。港の機能も、東京港、千葉港などに分散してしまったという印象が強い。神戸港も大阪港が強力な近くのライバルであるが、むしろ真の競争相手は釜山、上海、香港、台北、マニラ、シンガポールなどといえるだろう。

これから神戸の国際的な文化交流をすすめるには、どのようなことが必要であろうか。すでに、神戸市総合基本計画の柱として、第6部「国際性にあふれる文化交流のまち」には、①文化の育成、②生涯学習の推進、③スポーツ・レクリエーション振興、④国際化先進都市志向、⑤情報コミュニケーション都市建設、が示されている。その着実な実現がのぞましいのであるが、これらの項目に添って、実現のために考えておきたいことを以下にふたつだけ述べておきたい。

(a) 文化の創造とは伝統の創造である：私は“百年百万都市の伝統を生かす”と主張している。宮崎前市長のいう“外人部隊”のつくった市民都市とは、伝統を創る都市である。まだ百年しか経過していない大都市神戸は、いわば二百年しか歴史のないアメリカに似ている。つまりアメリカのように、新しいことを伝統として創出することが重要なのだ。

震災の後、京阪神の三都夏祭りに加わった神戸まつりについて、京都祇園祭の千年、大阪天神祭の400年に比べて、歴史が浅いということを恥ずかしがる人があるが、震災の年に25回であったから、すでに30回を重ねることになる。これは十分に伝統ではないだろうか。それも、年々工夫が加えられ、もとの線的なパレードだけではなく、都心部一帯を巻き込んだ面としての広がりを持ち、三宮と港島を駆け抜けるマラソン行事も組み込まれて、市民に親しまれている。百年後には、堂々たる市民のイベントとして、京都や大阪に負けない伝統になるに違いない。要は継続性である。中止・欠番になった震災の年にも、中止を惜しんで、市内の各地で自発的な“まつり”が開かれたという。

全行程が56キロメートルの六甲全山縦走も年中行事化している。このようなイベントが市民の良き伝統として定着して行くことはすばらしいではないか。

また、震災の死者を追悼するウォーキングが始まっているということも聞いたが、この動きなどにも、いわば“伝統の芽”があるのではないだろうか。

(b) 国際交流の鍵は言葉にある：神戸には市立外国語大学があるし、あらためて言うまでもないことだが、交流には言葉が決定的な要素になる。現在では、インターネットも含めて英語万能のように見えるが、それは見せかけで、やはりさまざまな言語集団が世界には存在していることを忘れてはならない。

私的な体験であるが、最近、北京の知人と連絡を取る必要に迫られて、電話をかけようとしたが、相手を呼び出してもらった言葉が話せないことに気づいて、あきらめてしまった経験をした。片言でも話せるかどうか、国際交流には決め手になることを痛感した。

これまでの交流は、多くの場合、国際語としての英語を介することが多かったし、今もその状況は変わっていないが、やはり、中国や東南アジアとの国際交流を進めるには、中国語、インドネシア語、タイ語、タガログ語など、各地の言葉を知っていることが必要であろう。身近な韓国や朝鮮民主主義人民共和国の人々との交流が、ハングルが読めるかどうかで大きく違ってくることは間違いないだろう。交流の相手が世界全体になるならば、スペイン語やポルトガル語も大切。フランス語やドイツ語、イタリア語も無視できない。

交流は対欧米か対アジアか、という選択は不可能である。世界中の人と交流を進めるためには、神戸市民の複数の外国語理解を養ってゆくことが絶対必要な条件になる。

震災後、中国の長江流域との経済交流の強化が計画されているが、その成功には神戸市民の多言語リテラシーを高めなければならない。

神戸の国際的な文化交流とは、まず市民自身が国際的感覚を身につけることにあり、それは多言語、多文化を知ることにはじまる。幸い若い人達は簡単に海外に出かけて、現地の言葉を身につけている。このエネルギーを活用すれば、国際的文化交流は達成できるだろう。神戸の人は2つ3つの外国語が話せる、という状態になることが理想である。

参考文献

- 神戸市企画局編『神戸文化論』1977, 神戸市
宮崎辰雄『市民都市論』1971, 日本評論社
宮崎辰雄『対談集 あすの都市経営』1978, 勁草書房
日本経済新聞社神戸支社編『六甲海へ翔ぶーポートアイランド誕生記』1981, 日経事業出版社
宮岡寿雄監修『ポートピア'81成功記』1982, 学陽書房
神戸市『神戸市総合基本計画第4次基本計画』1995年10月
神戸市『神戸市文化指針』1995年12月
神戸市『神戸市総合基本計画区別計画』1996年3月

都市経済再生のための視点と戦略

加 藤 恵 正

(神戸商科大学商経学部教授)

1. 都市経済再編の新たな段階

2000年5月、ドイツの自動車メーカー BMW は、傘下の英国ローバー主要部門を英国「フェニックス」グループに10ポンドで売却することを決定した。英国ローバーは、かねてより業績が思わしくなく、3月にはBMWが売却の方針を示したものの、4月末には買収に動いていた英国の投資家グループであるアルケミナー・パートナーズが買収を断念。BMWは一時ローバー閉鎖の可能性をも示唆していた。今回、英国政府がフェニックスを強力にバックアップしており、実質的には「ローバー国有化による雇用維持政策？」との指摘までなされている。こうした背景には、英国の深刻な雇用状況がある。ローバーの中核工場が立地するイングランド中部のロングブリッジでは、関連会社を含めると5万人が自動車産業によって雇用されている。同地域はローバー破綻による大量の雇用消失、地域経済の崩壊に直面していた。政府は、一時的にせよかかる問題を回避する手を打ったということであろう。こうした国際的な自動車産業再編はここ数年の大きな潮流で、わが国においても、マツダ、いすゞ、そして日産が外資の傘下にあり、ロングブリッジの危機は忍び寄ってきているとあってよいだろう。

現代の都市経済は、世界経済とダイレクトに結びついて変化している。グローバル化下における企業間のM&Aによる業界再編は、この他航空、石油、通信、金融など主要な業種すべてに及んでいるとあって差し支えないだろう。経営資源の選択と集中が促す世界規模での競争は、企業の空間組織のあり方を大きく変えながら都市・地域経済の再編成を促しつつある¹⁾。

わが国における都市経済の転換も、こうした情勢変化を背景として考えておく必要がある。現在、大都市圏において加速するランチ経済再編は、OIA (Old Industrial Area) の衰退や CBD (Central Business District) の空洞化を顕在化させただけでなく、大都市圏域における空間構造をこれまでの同心円構造から多核展開を示唆するモザイク状へと変化しつつあるし、職業構造やワークスタイルにおいてもその変化が予見されているし、既に看取されるものもある²⁾。過密・混在という伝統的都市問題は、雇用消失の脅威、その質的変容、空隙の加速度的拡大を含む空間構造の再編など多層・多重化しつつある。

ところで、1998年3月に新しい全国総合開発計画として「21世紀の国土のグランドデザイン」が閣議決定された。ここでは、顕在化する大都市の都心部空洞化や空間構造の歪み、低未利用地の顕在化にたいし、「大都市のリノベーション」を提示している³⁾。1962年にスタートした第1次から4次に至る全国総合開発計画が、過密の緩和以外では大都市問題に積極的な視点を持たなかったのに対し、第5次にあたる今回の計画では大都市内部における局地的な荒廃に対応する必要性を指摘したことは大きな変化である。ただ、ここで記述されているリノベーションの方向は、たとえば「老朽木造密集市街地解消」や「都心機能の分散」「低未利用地の機能転換」など、どちらかというとき現在表面化している問題への一時的対応を示唆しているだけのようである。大都市が直面する構造的問題にたいし、その変容プロセスやメカニズムを明らかにしその処方箋を提示しているとは思えない。物的衰退や課題への個別対応は確かに喫緊の課題ではあるが、これだけでは次世代のわが国大都市圏域において予見される社会経済問題の深化に対応することは困難と言わざるを得ない。

さて、都市の潜在成長力は、基本的には当該地域における労働力や資本の投入と生産性上昇のための技術革新に依存している。高齢化・少子化に直面する次世代の都市を考えるうえで、これまでのように投入の拡大に期待することは困難である。したがって、次世代の都市経済は、都市のダイナミズムの源泉ともいえるイノベーションを堅持・創出するプロセスをその存立基盤とすることになる。さらに、こうしたアクティビティを環境変化に呼応して巧みに促す制

度や仕組みなどの整備が都市経済再生の核心となることは自明であろう。従来、都市の成長を投入の拡大に依拠してきたこれまでの制度・仕組みが疲弊し、新たなイノベーションに対応できなくなってきたことが問題である。制度・仕組みの硬直化が都市衰退の引金になっている。ここでは、都市経済に関わるこうした制度・仕組みを、産業システム、空間システム、社会システムに大きく分類し、点検を進めることにした。都市域において歴史的に稠密に形成された制度・仕組みは、実際には明示的に存在するものばかりではなく、ビジネス・クライメイトのようにインフォーマルに張りめぐらされているものを閑却することはできない。かかる広義の観点から、これらをソフト・システムズと呼ぶこともできよう。変化に直面する現実のソフト・システムズは、各々強い連関性を有しており相互補完的である。ここでは、議論を整理するためにかかる広義の視点はとっていないことをお断りしておきたい。

本稿の目的は、衰退に直面する大都市経済の再生について、その方向と制度・仕組みの再編について検討を行おうとするものである。実際には、わが国において最も先発的に工業化し、その結果現在衰退に直面する大阪湾ベイエリアを核心とする京阪神大都市圏を事例として、ここで生起している現実の変化から都市経済再生のあり方について論及を試みるものである。

2. 京阪神大都市圏の疲弊と都市経済再生のための基本視点

① 硬直化する既往制度・仕組み

近年の京阪神大都市圏における産業経済面での情勢変化は、加速度的に拡大しているようだ。たとえば、大阪湾ベイエリアにおける空隙はますます拡大しているし、CBDの空洞化や大都市圏域全体の構造変化もその兆しを鮮明にしつつある。この背景には、情報技術の急進が、グローバリゼーションに象徴される企業の内部や企業間関係に及ぶ空間組織を再編しつつあること、そしてこれと呼応しつつ会計制度など企業システムが変わり始めたことと大きく関係している。これまで、土地は都市における最大の稀少資源であり、いかにこれを最適配分し効率的に活用するかが都市政策の基本的な課題であったが、現在生

じている現象はいわば土地あまりとでも言うべき状況に他ならない。問題は、こうした「オープンスペースの拡大」という稀少性の緩和が起きているにも関わらず、かかる変化が都市の環境改善に結びつかず、むしろ衰退を加速していることであろう。また、地価の下落は本来の収益還元的な視点からの価格付けに移行しつつあることを示唆しているが、このために地価上昇期待を軸に形成されてきた都市計画のかなりの部分が機能しなくなっていることは周知のとおりである。さらに、これまででない新たな主体が都市経済の一翼を担いつつあることを閑却できない。コミュニティ・ビジネスといった社会性を持ったビジネスは、今後多様な主体の登場とともに、都市経済に占めるウェイトを拡大していくことが予想される。

いずれにしても、京阪神大都市圏が直面する課題は、ひとつにはこれまで同地域の骨格を成してきた既往システムが現実の多様な変化に対応できなくなっていることだろう。経済主体の環境変化への対応を阻害している制度の見直しは、喫緊の課題である。

② 不確実性の拡大と社会実験

いまひとつ指摘しておきたいことは、制度の見直しに際し、「変化」への対応が可能な仕組みにしておく必要がある。もともと京阪神大都市圏は、旧阪神工業地帯を核に形成されたわが国で最も古い工業地域をその核心部に持つ。この点で、最も早く工業化社会の成熟段階に位置づけられる圏域でもある。それは、現在経済的衰退として顕現しているが、今後わが国の多くの都市・地域が同様の事態に直面する可能性は高い。これまで、欧米先発工業国をモデルに追随していた状況は消滅した。今や、いずれの国・地域でも、高度工業化ないし情報社会における都市経済の展望を見いだすべく様々な検討が繰り返されているのである⁴⁾。この意味で、京阪神都市圏は、わが国におけるフロントランナーとなったわけであるが、それはとりもなおさず将来への不確実性が極めて大きくなったことを意味している。右肩上がりの経済からの離脱は、あらゆる側面での不確実性が拡大することを意味している。従来、制度や仕組みの基本とし

て、政策における恣意性の排除、政策変化に伴う混乱の最小化といった必要性から、制度自体の継続性が強く求められていた。公共部門の役割を担う「制度・仕組み」という点で、これらは確かに堅持すべき性格ではある。しかし、高い不確実性、困難な予見という状況を鑑みれば、もう一方において柔軟かつ機動的に事態に即応する仕組みが必要であることは言うまでもない。こうした状況下で適用される制度や仕組みは、その効果や影響が必ずしも明らかではないケースもありうる。適用期間や適用地域を限定して、その効果について検討を行うということも必要となろう。ここでは、こうしたいわば暫定制度・仕組みの適用を、社会実験と呼ぶことにしたい。かかる観点は、不確実性下における、制度・仕組みの点検において大変重要な要件と考えられる。

ところで、京阪神大都市圏における産業システムは、ひとり企業行動に直接関わるシステムだけで構成されるものではない。実際には、産業活動と空間との接点を編成し行政の行動を含んでいる産業空間システム、さらには新たに台頭する社会経済セクターを基軸とする都市社会システムなど密接に関連する制度・仕組みとの連携で成り立っている。こうしたことから、次に既往産業システム再編のための制度・仕組みについて、その基本視点を整理しておきたい。

3. 都市産業システムの再編：起業型ビジネス集積形成に向けて

(1) 来るもの拒まず

戦後のわが国が形成してきた企業組織の活動を優先する経済風土は、都市においてもっとも顕著な形で展開した。ブランチ経済下における臨海部工業地帯と都心CBDは相乗的に作用して京阪神都市圏を繁栄に導いたのである。しかし、こうした動きは情報化、グローバル化の急進のなかで、ひとことで言えば「空洞化」を顕在化させた。都市圏という限定された空間からみれば、その発展の歴史はもともとそこに立地する産業・企業群の革新の過程でもあった。したがって、問題は企業・産業の大都市圏からの流出にあるのではなく、こうした流出に対応したスムーズな大都市経済再編が行われていないことにある⁵⁾。

それでは、次世代の産業経済システムをどのように考えればよいのか。本来、

多様な人々の接触による絶えざるアクティビティの創造が都市のダイナミズムを維持してきたことを考えると、工業化社会において企業組織が編成した都市経済は、ある意味では排他的な性格を有していたともいえる。今後、都市のダイナミズムはより多様な活動主体が主役として登場し、既成組織との関係を含むより柔軟でゆるやかなリンケージを形成することで促されることになる。ここでの課題は、都市経済のダイナミズムを堅持するためのビジネスクライメイト形成を支援することである。「空洞化」対策は去るものを追うのではなく、来るものを受け入れる環境を整備し、さらに新たなビジネスを創出するメカニズムを整備することに他ならない。

(2) 起業型ビジネス集積に必要な3つの要素

こうした点を踏まえ、ここでは次世代の産業経済システムの基本視点を、「起業型ビジネス集積の形成」と設定することにしたい。その際、集積全体のダイナミズムを強化・促進するために留意しなければならない要素は、集積内外との稠密かつ柔軟な連関性を意味するリンケージ・ネットワークを形成すること。いまひとつは、これらを十全に機能させる多様な主体群の関係を示すパートナーシップを醸成することに尽きる。以下、具体的に「起業型ビジネス集積」に向けて検討されるべき課題を整理しておこう。

① ビジネス集積への参入・退出を加速するための仕組みを作る。

ビジネス集積のダイナミズムを考えるうえで最も重要な点は、「参入・退出」障壁の低減化にある。もともと集積自体が多様な情報や人材のプールを蓄積していることから、コスト上からも新規参入が比較的容易だし、またサンクコストも小さいため退出の際のダメージも小さい。さらに重要な点は、集積内部におけるリンケージの組替えが、環境変化に応じて柔軟に行われる必要がある。また、企業家群のステップ・アップのチャンスが、ハード・ソフト両面から多様な形で提供されていることも重要であろう⁶⁾。

② 市民起業家による経済コミュニティの形成を。

グローバル化した市場において優位な企業活動を展開するためには、有能な都市政策 No.100

人材とかかるビジネスに不可欠な広義のインフラが不可欠である。この意味において、フットルース化した企業の存立基盤は、良質なコミュニティにあると
いって過言ではない。市民起業家とは、既存ビジネスの既得権に左右されること
なく、都市経済が世界で競争するための起業力に着目し、経済とコミュニティ
の絶えざる変化をプロデュースする市民・組織のことである。こうして形成さ
れる経済とコミュニティの新たな関係を「経済コミュニティ」と呼ぶ。ここで
は、市民起業家という新たな主体形成への制度づくりと、かれらが形成するビ
ジネスとコミュニティのこれまでにない関係づくりを醸成していく仕組みづく
りが求められる⁷⁾。

③ リンケージ・ネットワークをプロデュースする。

高度情報化社会におけるビジネス集積は、集積内におけるプレイヤーを巧みに
に連携させる「媒介者」がそのダイナミズムを支えていることは多くの先例が
示唆している。たとえば、北イタリアのコモ地区では、企画、生産、販売をプ
ロデュースするコンバータや、シリコンバレーのコンサルタント、ベンチャー
キャピタルなどは、こうした役割を担っていると考えてよいだろう。高度化・
多様化する需要への即応は製品サイクルの短期化を必然化し、それは集積内
における高質な連関性を要請する一方、世界的なスケールでの合理的なネットワ
ーク活用へと展開している。既述した「地域産業システム」と「都市システム」
の接点をプロデュースする主体の育成は急務である。

4. 変容する都市産業システムとその再編方向

(1) 産業経済活動と空間の接点を考える

大都市における経済活動は、産業経済自体の問題であると同時に、これに呼
応する空間システム側の問題でもある。高度経済成長期に都市問題解決の処方
箋として用意された産業空間に関わる諸制度が、都市経済の急速な変化のなか
で陳腐化している。国家という枠組みを越えた世界的な都市間競争の時代にあ
って、なお国民経済の呪縛から抜けきれずゼロ・サム状況を前提にした国土政策
を有していることに象徴される⁸⁾。ここでの論点は、これまでのブランチ型経

済から自律型経済への移行において、国家による中央集権の仕組みを、地方のイニシアチブによって地域のあり方を決定できる分権型に転換することであろう。すなわち、国民経済を効率的に機能させてきた空間編成のための制度・仕組みを、自律型経済を促す方向に改変する必要がある。さらに閑却できない点は、これらの制度・仕組みは空間を管理する政府や地方自治体サイドの視点で作られてきたことにある。空間の利用者の発想とは異なっているようだ。本来、産業空間システムの目標は、これを使う人々の満足（効用）の最大化にある。利用者サイドの視点から制度・仕組みのあり方を見なおす必要がある。

(2) 検討されるべき制度・仕組み

① ローカル・イニシアチブの実現可能性

阪神・淡路大震災において、エンタープライズゾーンが提案された。これは、震災において深刻なダメージを負った被災地復興の起爆剤として、期間や場所を限定して税の減免や各種の規制緩和を行い、企業の自由な経済活動を支援することで自律的な都市経済再生を図ろうとするものであった。現在、地方税の一部控除、オフィス賃貸料補助などにとどまり、十全な形での実施は政府の一国一制度の枠組みに抵触するという点で見送られる形になった。地域の変化速度ははやく、政府が環境変化に対応した施策を打ち出したとしても、変化の多様性と速度には追いつけないというのが実態だろう。今後、社会がますます多元化し、価値観が多様化することが予見されるなかで、人々が求める財・サービスの供給が、これまで通り政府によって画一的に行われるとするなら、不確実性下における機動的即応が求められる地方固有のニーズには応えきれないことは自明である。産業空間システムにおける一国多制度化は喫緊の課題である⁹⁾。

② 利用者重視の経済空間へ：行政界の呪縛からの開放を

京阪神都市圏は、わが国でも稀に見る広域的に連担した圏域である。ここに接続する形で個別自治体が各々の行政施策を展開しようとする。その際、補助金に代表される政府からの画一的な財政援助と指導は、行政のあり方を画一的

なものにしたことは否めない。公共サービスの金太郎飴的フルセット主義の背景はこのあたりにあるのだろう。本来、交通サービス、消防・防災、上下水道などは、規模の経済性を発揮することで効率的な行政サービス供給が可能となる。また、行政区域の連担は、地方税が居住地主義であるためサービスの重複に伴う過剰供給やフリーライダー問題が発生することになる。もちろん、市民ニーズに即応するきめこまかなサービス供給が求められることは閑却できないが、都市圏問題はその広がりの中で把握し、広域行政のなかに解決の方途を見出すべきである。実際、こうした経済空間と行政空間の不一致は、都市整備を行う際大きな制約となっている。とりわけ、広域性が要請される道路、鉄道など社会資本整備において、自治体の囲い込みフルセット主義は、都市圏としての最も合理的な圏域形成に問題を生じる可能性がある。こうした歪みは経済活動のみならず市民の生活利便性を阻害することになる。広域空間整備を必要とするところでは行政界の呪縛を解き、利用者を重視した制度・仕組みが求められるところである。

③ 加速する遊休地顕在化とその利用

現下の京阪神都市圏において、加速度的に多発する遊休地への対応は極めて重要である。わが国の企業会計制度は、大きく変わろうとしている。国際会計基準に対応する時価会計主義への移行である。現時点では、保有有価証券の時価評価にとどまっているが、大きくはコーポレートガバナンスの問題であり、資本コストを上回る収益のない遊休地や設備は圧縮の対象となる。今後、古い産業地域である大阪湾ベイエリアを中心に、工場の縮小・撤退は加速すると考えられる。こうした事態を受けて、社団法人関西経済連合会は1999年5月、「大阪湾ベイエリア開発整備促進のための制度・手法に関する意見」をまとめている。ここでは、「土地利用に関する制度・手法の再構築の提案」が行われ、①段階的整備や柔軟な対応ができる土地利用制度の導入（暫定利用、積極的な土地リザーブ等） ②土地コストを顕在化させない土地利用制度の活用（初期投資負担の軽減、定期借地権借地方式等） ③公的セクターが保有する土地の民間促進利用（無償ないし廉価による民間借用、行政財産の利用規制の緩和等）

などが提案された。ここに盛り込まれた視点は、現行の法制度に大きく変更を迫るものもあるが、実現に向けた公民の調整が望まれる。ただ、将来における京阪神都市圏では、少子高齢化による需要縮小等による都市開発リスクの拡大も予見され、いわゆる「質への逃避」が顕在化し市場に評価されない土地が発生することも考慮しなければならない。こうした「利用されない土地」の有効活用といった仕組みも、今後必要となるであろう。

5. 顕在化する新たな都市社会システム：コミュニティ経済の可能性

京阪神都市圏における次世代産業経済システムを検討するうえで、台頭するコミュニティ経済を閑却することはできないだろう。ここでは、かかる新たな経済セクターを軸に展開しようとする視点をコミュニティ・ベースド・イニシアチブ（CBI）と捉え、今後の展開に向けて要請される制度と仕組みについて若干の整理を行っておくことにしたい。

震災復興の過程におけるボランティアなど民間非営利セクターの活動は、わが国の社会・経済システムの在り方を考える上で特筆すべき現象であった。こうした市場を経由しないで生じる相互依存関係は、慈善・贈与の経済として古くから社会に組み込まれた活動として認知されてはいた。この5年間におけるかかるセクターへの評価の高まりとその実質的拡大は社会の脇役としての存在から、一躍主役へと拔擢される変化を促した。その中には、たとえばコミュニティ・ビジネスといった活動の萌芽が見られることにも着目したい。もともと、英国のインナーシティ政策として評価された雇用政策であるが、被災地復興において草の根型の様々なコミュニティ・ビジネスが台頭しつつある。今後、こうした新たな雇用形態の発展を促すことも重要となる。かかる社会経済セクターは大きな可能性をはらみつつ、既往市場セクターや公共セクターとの接点、調整のルールづくりが求められている¹⁰⁾。

たとえば、かかる観点からの都市経済再生にいち早く取組んでいるのが英国リバプール市である。同市が策定したCBED（Community Based Economic Development）戦略は、コミュニティ・ビジネスを含む社会性を有したビジネ

ス活動を総合的に支援しようとするプログラムである。英国内においても、都市政策として明確にかかる視点を位置付けた例はリバプール以外にはないというが、実際ここではかかる観点から事業を起し雇用を創出するビジネスが活動している。マーシーサイド都市開発公社によって再開発された河岸に位置するスモール・ビジネス・ユニットに入居している家具再生センター（FRC: Furniture Resource Centre）は、中古家具再生ビジネスで急速に売上を伸ばしている成長企業である。ここの責任者リアム・ブラック氏は、公的な失業対策・雇用維持政策からクラフト職人を育て、家具再生ビジネスと巧みに結びつけたビジネスマンである。彼は、FRCが都市経済に果たしている役割とその評価について熱っぽく語った最後に、「将来、社会ビジネスは英国においてきわめて重要な経済活動のひとつに位置付けられることになるだろう」と締めくくった。

今後、こうした「社会経済セクター」とも呼称すべき活動は、ますます拡大していくことが予見される。こうした活動が既往の市場経済システムとどのような関係を形成するののかについては、その「実験」が始まったばかりである。とりわけ、その社会性ゆえに「評価」と「支援」のあり方に付いては、新しい社会監査手法なども検討していくことが必要である¹¹⁾。

いずれにしても、社会経済セクターともいわれるこうした活動は、既往経済システムと今後様々な側面で接点を持ちながら、場合によっては相互補完的に、あるときは競争的な関係の中で、都市圏における産業経済システムの一角を占めることになるだろう。

6. 都市の未来：神戸経済再生と自律型復興

2000年3月、震災復興総括検証研究会は震災後5年を経た神戸市における復興の現状と課題、その今後の方向性について報告書をまとめた。同調査は、被災した市民、事業者など現場の声・情報を丹念に収集することからスタートした文字通り「草の根型検証」作業であった。筆者は、「経済・港湾・文化」部会に関わってきたが、作業の中で復興になお苦悩する実態とともに、神戸経済

の将来を担うことが期待される多くの萌芽が既に顕在化しつつあることを確認できたことは印象的であった。ここでは「経済・港湾・文化」部会報告全体について紹介する紙幅はないので、本稿と論点が重なる「施策提案の視点と方向性」について若干の紹介をすることにしたい¹²⁾。

同研究会は、今後の神戸の展開方向を「自律型復興」とした。分析は、主要な経済指標において跛行性は見られるものの、概ね震災前の8割程度の水準にあることを指摘している。もっとも、既述のように都市経済自体が転換期にある神戸経済の実態を、震災直前の「量」的基準のみで評価することは困難といわざるを得ないが、より重要と思える「質」的な変化を追跡する視点とあわせて復興の現在を考える指標となる。ここで、われわれが「自律型復興」と提案した背景には、既に本稿で整理してきたように神戸が都市経済変化の新たな段階にあり、震災のダメージはこうした問題をより加速する形で進行しつつあるとの認識であった。現在、外部管理に大きく依拠してきたこれまでのランチ型経済は急速に変質しつつあり、文化の創造性や変化に柔軟に対応する制度などを含む広義の社会資本が支える自己増殖メカニズムを内包する「自律型経済」を指向する方向にある。かかる視点から、同報告書では、「自律型復興に向けた5つの視点：復興対策から構造変化対策へ」と整理した。

- ① 復興過程で発生するミスマッチに対しまちづくりの視点から対応する。
- ② 産業構造転換やランチ経済再編に向けて都市のダイナミズムを再生・創出する。
- ③ 新しい働きかたや生きがいがづくりを提案する「コミュニティ経済」を醸成する。
- ④ 次世代都市経済を支える新たな産業集積を戦略的に形成する。
- ⑤ 神戸文化の持続的復興と新たな創造を！
- ⑥ 次世代都市形成のための社会資本整備の新たな視点を確立する。

B. Jacobs は、近年における世界規模での都市間競争のなかで重要な位置を確保しているピッツバーグ、バーミンガムそしてロッテルダムについて、都市

政策の比較研究を行っている。これらの都市に共通しているのは、都市経済におけるイノベーションを支える政策を有すると同時に、NPOなど社会グループとのパートナーシップによる都市再生プログラムがこうした経済再生と巧みに連動していることを明らかにしている¹³⁾。

今後、より深化する市場経済下において都市間の競争は不可避であり、これに対応する都市経済戦略はますます重要となろう。同時に、こうした世界経済化のなかで都市内部において多様な形で顕在化することが予見されるコミュニティ・ベースの課題への対応は、都市のサステナビリティを確保する新たな視点を必要としている。

次世代の都市づくりは、課題解決に向けた絶えざる試行の過程であるのかもしれない。

脚注

- 1) Roger Hayter, *Dynamics of Industrial Location - The Factory, the Firm and the Production System*, Wiley, 1997.
- 2) ブランチ経済の変化が都市経済や空間構造にもたらす変化については、拙稿を参照のこと。加藤恵正「都市経済の転換と労働市場の再編－ワークスタイルの多様化がもたらす空間構造の変化－」都市問題91-5, 27-42頁, 2000年5月。
- 3) 国土庁編『21世紀の国土のグランドデザイナー－地域の自立の促進と美しい国土の創造－』大蔵省印刷局, 61-64頁, 1998年。
- 4) Maillat, D. "Interactions Between Urban Systems and Localized Productive Systems: An Approach to Endogenous Regional Development in Terms of Innovative Milieu". *European Planning Studies*, Vol.6, No.2, pp.117-129, 1998.
- 5) 加藤恵正「被災地経済復興の現況と課題－自律型復興に向けて－」商大論集51-5, 2000年3月。
- 6) 地域イノベーションという視点から、論じたものとして次ぎをあげておこう。
Morgan, K. and Nauwelaers, C (eds.) *Regional innovation Strategies: the Challenge for Less-Favoured Regions*, Regional Studies Association, 1999.
- 7) 加藤恵正「ブランチ経済から地域に根ざした参加の経済へ」鳴海邦碩編著『都市のリ・デザイナー－持続と再生のまちづくり－』学芸出版社, 63-84頁, 1999年3月。

- 8) Richard, D. and Mier, B. *Dilemmas of Urban Economic Development: Issues in Theory and Practice*, SAGE, 1995.
- 9) 加藤恵正「英国におけるビジネス・ゾーン展開の現実と評価」川端基夫・宮永昌男編著『大競争時代の「モノ」づくり戦略』新評論, 41-67頁, 1998年2月.
- 10) 加藤恵正「コミュニティ・ビジネスの展開とその評価—英国の経験とわが国市街地活性化における役割—」都市問題研究, 58-75頁, 1999年5月.
- 11) たとえば, 次のような先駆的な試みもある。Pearce, J, Peter, R and Zadek, K, *Social Auditing for Small Organizations*, New Economics Foundation.
- 12) 神戸市震災復興総括検証研究会『神戸市震災復興総括・検証—経済・港湾・文化』神戸市, 2000年3月.
- 13) Brian Jacobs, *Strategy and Partnership in Cities and Regions - Economic Development and Urban Regeneration in Pittsburg, Birmingham and Rotterdam-*, Macmillan Press, 2000.

地球環境に責任をもつ持続可能な都市は構築しうるか

盛岡通

(大阪大学大学院教授)

1. 国の経済政策からも新たな都市および地域政策が要求されている。

都市づくりはたかだか20年程度の先を読んで試みられてきた。日本の都市では、総合基本構想もしくは総合基本計画を自治体の企画部局が作成し、そのうちの物的計画を担う都市計画の都市マスタープランが都市計画の部局によって策定されてきた。いずれも、その程度の未来に対する見取り図を描いてきた。国の国土計画および経済社会計画も20世紀の末に大きな方向転換をとげ、現在都市づくりの基本構想を策定もしくは策定後5年程度のフォローアップの過程にある自治体の態度に大きな影響を与えている。とりわけ、「経済新生の方針」¹⁾は、成長率の目標をかかげることを止め、政府の経済的規制や補助ではなく経済主体の自主責任のもとでの個性的で創造的な行動により活力をうみだそうと提言した。そこにはサービスの生産をさらに押しすすめて、知価の創造という主題で智恵の生成こそが経済活動に最も望まれるアウトプットであると。今、ミレニアム関連の催しが続くなかでも、この智恵の生成や知価の創造というキーワードは時代を画するものである。

ちなみに、改定された国土総合開発計画²⁾では地域軸と地域連携軸をかかげつつも、あいかわらず大規模開発の落とし子であるいくつかの旧来型のインフラの整備を継承し、大都市圏の既成市街地の整備方針でも、どちらへ向けるのかが不明な都市のリノベーションやリ・デザインという表現にとどまっている。フィジカルプランナーが主体では従来の利害関係やニーズに引っぱられて短期の目標や移行プロセスを重視せざる得ないのだろう。

「経済新生の方針」のなかで示された歩いて暮らせるまちはこれまでの自動

車優先の都市づくりを全面的におきかえる提案であり、配分と規模を論じるとされてきた経済計画としては異例であり、くらしの舞台のあるべき姿をわかりやすく示すものであった。また、知価の創造は産業活動の高度化の方向を明確に示し、活動による代謝効果として廃物が生じたり非更新性資源が消耗されるのを避ける脱物質化（デ・マテリアライゼーション）の経済を提唱したと言える。そして、その具体的な経済社会の像を持続可能な循環型経済社会とし、その基本制度として循環型社会形成推進法が平成12年度の通常国会で成立することになった。

「経済新生の方針」が示した大胆な提案のカギは自己責任のもとでの自由で活力ある経済活動を進めつつ、同時に市民活動が豊かに繰り広げられるような社会を提案したことである。ここから非営利の市民公益活動の制度的基礎もつくられ、さらに地域通貨（エコマネー）が各地で試みられることになった。

脱工業化社会が情報化社会であるとしても、その担い手の姿が判然としていなかったが、ここへきて、虚業ITと実業IT（智恵交流の情報システム）との差異が明確となり、既存の経営資源の効率化よりはITが新しいビジネスをおこす側面³⁾が注目されてきた。このことから、地域の将来像を描くにあたってはITにより支えられた分散型の生活圏が労働や雇用の場をも提供するとして積極的にうちだされることになった。

例えば、兵庫県の総合計画は2000年にも改定される予定であり、そのための指針が長期総合指針検討委員会報告⁴⁾として2000年3月末の時点できりまとめられている。その全県ビジョン（案）は、あいかかわらずキャッチコピーの好きな県の傾向を示しているものの、基本姿勢として「自律と共生による『夢』の実現」をかかげ、「多様な人々の参画と協調、安心・安全な生活の実現」を基調として、次の4つの社会像をかかげている。

- ① 創造的的市民社会（「個」の確立と市民自律社会の形成）
- ② 環境優先社会（持続可能な循環型社会の構築）
- ③ しごと活性社会（創造的な産業社会と生き生きした働き方の実現）
- ④ 多様な交流社会（個性豊かな地域づくりと交流・連携の推進）

その指針では、地方政府としての財政の連結会計の全面公表や政策決定過程の透明化、教育や警察を含めたあらゆる分野の行政執行の説明責任など、自治体が自律と責任の先頭を走ってゆくとの宣言が見られないものの、各所に「経済新生の方針」が示したキーワードがちりばめられている。

すでに政府は「経済新生の方針」のフォローアップの作業を進め、政策研究会を運営し、経済審議会として報告書（案）⁵⁾をとりまとめている。景気回復のための財政出動よりも財政構造改革への切り換えの時期に当面の関心が集まっているが、未来を見通した本質的なフォローアップの核は次のとおりである。

- ① IT革命の戦略的推進を通じた民主導でスピード重視のネットワーク経済社会の構築
- ② 静脈産業の発展と循環経済の担い手の育成による循環型社会の形成
- ③ 介護サービス市場の整備と全世代の能力の発揮による安心と活力に満ちた高齢社会の構築
- ④ 多様な智慧の社会と世界秩序への取り組みを含めて実行性能の高い政府の役割遂行

なかでも、重要な柱は、IT産業が導く活力ある智慧の交流社会と循環型社会の担い手としての静脈産業の育成⁶⁾の具体的提案である。持続可能な都市づくりの方向にとっても、この2つの研究会の報告は刺激的なものである。

2. 持続可能な都市づくりに向けた欧州の試み

持続可能というコンセプトは、1990年代の将来構想や計画づくりに頻繁に用いられた。各地の自治体の総合基本構想や基本計画でも、基本的な課題や基本的な将来像の文脈に多用された。これらはブルントラント報告の哲学やリオ・サミットの熱意の影響を受けたものであったが、それを日本国内の都市づくりに具体化する上では、施策手段を総合的に組み立てる課題が残されていた。

ちなみに、環境に配慮した都市とか環境調和都市、環境共生都市といった提案は1990年代に競ってなされたものの、総じて成功しているとは言えない。最もみじめな結果となったのはエコポリス構想であり、絵を描いただけにおわり、

都市づくりの事業に活かされることはなかった。環境政策と空間計画との連携が先進国のなかでは最も遅れているのが日本である。

最も初期に構想としてまとめられた滋賀県栗東町のエコポリス計画⁷⁾は栗東駅（JR新駅）の駅前の大規模建物の屋上での太陽光発電や多自然型水路、あるいは暫定遊水池の生きものすめる公園化などを示したが、区画整理事業の採算重視で何一つ取り入れられることはなかった。

また、神戸市エコポリス計画⁸⁾は、その後の神戸空港建設の代償措置としても期待された沿岸域エコポリス計画に一部受け継がれたものの、施策の進行管理や特別の予算措置が講じられないまま、震災復興の緊急性の陰にかくれて活用されていない。むしろ、新エネルギービジョンに基づいて、震災復興事業として進められた公共施設や学校施設の防災拠点づくりでの太陽光発電等の実施や電気自動車のレンタル事業（株式会社経営）⁹⁾の方が目立っている。

とは言え、滋賀県下では日本国内で初めて土木部に環境管理の最上級専門職種が設置されて環境部局からの交流人事が進められ、そのもとで環境配慮の公共事業ガイドが作成されるという成果を産んだのも、環境共生都市づくりの潮流のなかであった。また、神戸市の場合でも、エコポリス計画そのものの事業計画としてではないが、学校グラウンドのビオトープづくりを進めつつ、田園の生態系の保全と回復に加えて、資源循環を支えるエコライフの将来（エコライフ研究会）が検討された。

エコシティや建設省の提案した環境共生都市づくり¹⁰⁾も補助メニューの名称吸収などを経て、もはや輪郭が判然としない政策となってしまった。ちなみに十数カ所のモデル事業をおこなった都市が参加した協議組織は残されてはいるが、いまやエコシティよりもコンパクト・シティを口にするプランナーの方が多いのが実際である。神戸市においても、震災復興計画の策定後の復興事業のフォローアップに際して、安心安全の生活圏が集積をもちつつ、それが数多く市街地に分散されているコンパクト・シティの形成をうたっている。

コンパクト・シティそのものはそれほど新しい概念ではなく、1975年のダンツィヒらによる都市モデルとしてのコンパクト・シティ¹¹⁾がその始まりとされ

地球環境に責任をもつ持続可能な都市は構築しうるか

ている。しかし近年多くのプランナーが口にするようになったのは、1990年代になっていわゆる持続可能な発展の命題を都市空間の様式からとらえようとしたEU諸国とくにイギリスやオランダの試みに注目したからである。

1990年のECの都市環境に関する報告¹²⁾では、サステナブルシティ戦略が提示された。都市の活動に由来する環境汚染を防ぎ、自然や緑地を保全し、歴史的文化的環境を保全活用することを訴えた。このなかでは都市公共交通の活用やエネルギー効率の面からはコンパクト・シティが有利であるとしたが、あくまで空間の形態に関する部分的論点であった。ちなみに、リオ・サミットのあと欧州連合EUの都市プロジェクトはサステナブルシティ・プロジェクト¹³⁾として1993年に開始され、94年には「ヨーロッパ2000+」で欧州広域計画をとりあげ、1996年には「サステナブルシティ報告書」が作成された。すなわち、コンパクト・シティはサステナブルシティの下部概念であり、本来ローカルアジェンダなどの市民主導型の環境行動にかかる包括的な政策があってこそ生きてくる計画である。

サステナブルシティにてまとめられた基本的方向づけとしては、環境と社会経済とを結びつけた包括的な政策を都市マネジメントとして展開することを推奨し、エコロジカルなシステムの構築を強調しつつ、あらゆる領域（資源、交通、土地利用、市街地再生、ツーリズム、文化遺産など）の間での協力と連携をうたっている。EUの都市アジェンダ（1997年）では貧困や失業対策や男女共同参画などに力点をおき、経済福祉の再配分によって世代内の公平性を確保しつつ、環境負荷の増大を避けることをねらった。これ以外にも産業構造を持続可能なものにするための産業転換や持続可能な生産と消費の政策¹⁴⁾が欧州内部では同時に進められている。

すなわち、空間論のみが一人歩きをせず、生活の質を高め（生活実現）、環境効率（eco-efficiency）の高い産業を成長させ（産業政策）、持続可能性からみた都市と地域のマネジメントの能力を高める（環境ガバナンス）ことにあわせて空間計画を進めようとしている。だからこそ、大久保昌一が強調する¹⁵⁾ように、従来のように専門分化し、行政的にも縦割りにされてきた各部門の施策を

持続可能な発展に向けて統合し、とくに空間論においても集積拠点の分散ネットワークという形式論にとどまることなく、環境政策と空間政策とを統合することが急がれている。

3. 分散や集積は活動の洗練なしには環境保全に貢献できない

ドイツ、オランダそして都市計画の生みの親でもある英国では、都市の外延部の拡大に対してゾーニングや開発規制によって抑制するとともに、計画的な新市街地の開発によって、都市問題を解決しようとした。道路をはじめとするインフラストラクチャーを政府が計画的に整備することによって、この政策は地域内の環境への負荷を減少させることには成功したが、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出や自然地の生物多様性の劣化をまねき、むしろその問題を深刻化した。このため、外延部の開発整備よりは既成市街地の内部の未低利用地を再開発することにより、既存市街地の密度を高めることを選択しようとした。この時に空間的、密度的なコンセプトとして採用したのがコンパクト・シティであった。

オランダでは、国土における都市の分散と集積拠点間の中間帯の開発規制が強力に進められたこともあって、中心都市の郊外に位置する鉄道駅（新駅を含む）の駅前に限定された高密度な市街地を建設しても中心都市への通勤等で自動車交通が極端に増大することは避けられた。スキポール空港とアムステルダムとの中間帯の鉄道駅前の住宅とオフィスの高層街区の開発やユトレヒトの近郊の自転車優先都市（サイクル・シティ）ハウテンの開発¹⁶⁾、ライデンの近郊の低層の環境共生住宅街区エコロニアをもつ市街地の開発¹⁷⁾、そしてアメルスフォートの世界最大の屋根面積合計をもつ太陽光発電の住宅市街地、さらにアムステルダム市内の水辺を活かしたまちづくりなどが進められている。すでに紹介したようにこれらはすべてオランダ政府としての持続可能な都市（サステイナブルシティ）¹⁸⁾の名称のもとに進められている。

まだ、ドイツでは、オランダと同様に、強力かつ詳細な都市計画による空間秩序が明確であり、統一後のベルリンの世界都市としての成長が期待される一

地球環境に責任をもつ持続可能な都市は構築しうるか

方でも、金融や経済活動の中心はライン川沿いのフランクフルトなどの都市が有するなど、都市ネットワークによる分散型の国土が維持されてきた。重化学工業の衰退の顕著なルール工業地帯では環境対策と土地再譲渡などにより地域の経済的活力を再生するとともに持続可能な発展に導こうとする試みがなされてきた。ノルトライン・ヴェストファーレン州の積極性は世界的な環境研究所ヴッパータール研究所の設立を支援したことにもみられるが、1989年にIBAエムシャーパーク公社を設立して、10年間の国際建築博を運営してきた。

荒廃した地域で駅や住宅の保全活用やビジネス・センターの振興をはかりつつ景観を改善し、全体としてエコロジーと経済の再生に関する120ものプロジェクトを関係づけ、同調させ、具体的に汚染土壌の浄化、緑地率の向上、循環資源としての雨水の利用、エネルギー使用の効率化と非化石燃料使用などが最重要項目とされ、推進された。ドイツの生んだ実践的ワークショップとしてのIBAはベルリンでの1957年、1977年に引き続いて大きな成功を生んだと高く評価されている。

これに比較すると、日本国内のパビリオン型の博覧会の失敗は顕著である。とくに奈良の建築博は世界遺産級のストックを活用することもできないまま、中止におこまれた。財政的に高成績を残したポートピア博でも都市の新たな課題に貢献するというより海上都市開発の呼び水とアーバン・リゾート都市づくりの舞台の一つになった側面が強い。

いま、また愛知国際博覧会（2008年）も自然の叡智をメイン・テーマとしてかけながら、当初、海上の森の開発に旧態依然の思想と手法を持ち込んだために、世界の自然保護団体から反撥をうけ開催が難航している。WWFなどの世界的自然保護団体はもともと世界保護戦略をつくり、リオ宣言の基礎となる文書づくりにも関与し持続可能な発展にはきわめて関心と影響力が強いにもかかわらず、その警鐘をならす本意を日本国内の関係者がはじめに読み間違っただのが不幸であった。

いずれにしてもエムシャーパークの実践ではエコロジカルなアプローチがすべてをつらぬいていて、ボッフムの製鉄工場一帯の自然公園化（インダストリ

アルパーク構想)では工場跡地に残る残骸に対置する緑化の手法で時の流れとともに自然の循環が形づくられるのを表現している。

このエコロジカルなアプローチを強調するのはドイツの特徴であり、欧州のモデル・プロジェクトとして手がけられているライプチヒの事例(ライプチヒ東部)においても、ローカル・アジェンダ21と連動して、エコロジカルな都市の再構築(ecological urban restructuring)が進められた。この事例¹⁹⁾では、アーバン・エコロジーと近郊の農村の開発にあわせて環境共生的ビジネスを興すことで雇用を生み出すという3つの領域が常に関係づけられていた。そのもとで計画された12のプロジェクトは次のとおりである。これらは日本国内のエコシティ計画などと比較してそれほど斬新なものとは言えないが、実行される程度でははるかに高水準のパフォーマンスを示している。

- ①ノイシェタット市場地区をリニューアル(住環境改善への自助的手段と雇用改善)
- ②ロイドニッツで、交通、エネルギー、水や建物再生などの面で、環境共生型の近隣地区開発を進める
- ③アイレンブルグ鉄道駅跡地の低未利用地を緑地帯にして都心と郊外をつなぐ回廊をつくる
- ④オベルスドルフ通りに環境共生住宅のモデルをつくる
- ⑤環境学習のためのエコ・ステーションをつくる
- ⑥リンクホフ・バールスドルフ農場での環境配慮農法の推進と景観保全
- ⑦市営農地のメルカウでの環境配慮農産物の加工、流通の推進と景観保全
- ⑧東リエツケの河川を浄化し、レクリエーションのできる自然公園化を推進
- ⑨ピオトープと緑地のネットワークに自転車道をめぐらす
- ⑩環境ビジネスとサービスを提供するセンターを配置する
- ⑪環境共生型の建物づくりとリニューアルに社会的弱者の参加を促す
- ⑫環境に配慮したビジネスや雇用のための資金メカニズムをつくる

4. 既成市街地に再び詰め込むだけでは環境共生にはならない

英国では、オランダやドイツに比較すると、世界都市ロンドンの集積効果が相対的に大きい。その郊外への市街地拡大を防止するためにグリーンベルトを保全し、職場をもつ郊外ニュータウンの計画的な建設おこなってきた点で、一見すると日本の大都市圏政策と共通の傾向をもっていた。しかし、都市農村計画法によって、農村部を含めて土地利用の計画的規制・誘導がなされてきたのは日本国内の事情とは決定的に異なる。また、日本の千里ニュータウンや多摩ニュータウンでは母都市へ通勤をせざるを得ず、その後の新市街地開発で業務や工業系の立地を導入しても母都市への従属的地位は変わらなかったのと比較すると、英国のニュータウンは相対的に自立の程度が目立つ。また、英国の市民の美しい田園に対するあこがれは強く、既存市街地から豊かな階層の郊外や田園地域への脱出は続いた。

それでも、ロンドンの郊外でのニュータウン建設は、ビジネスのための移動（人流）や製品や資材の輸送（物流）のために環境負荷を生みだしたことは事実である。確かに、都市の中心部に近いところの衰退した工場や流通ターミナルの跡地を再開発した方が環境負荷は小さいと考えられる。このため、たとえ働く場所を内部に含む自立型のニュータウンに限定しても郊外の開発には環境負荷の増大をまねく恐れがあるので、郊外開発による縁辺部のすその部分の密度の増大は好ましくないとの判断がなされた。このような判断は、イギリスで都市の空間的形態としてのコンパクト・シティを支持する意見につながった。オランダやドイツと違って、世界都市ロンドンの郊外開発では母都市との間との不均衡な連携が残る宿命にあった。その限りでは、周辺に形づくられる分散集積型ネットワークもまた、日本の常識からみればコンパクト・シティのネットワークのように見えても、英国国内の判断ではあきらかに中心都市にとって（もしくは大都市圏では）カウンター・アーバナイゼーションの様相を示していた。分散された郊外の集積拠点の間を相互にむすぶ交通は自動車に頼らざるを得なかったので、結局、二酸化炭素の排出量は増えたことも反省材料であった。

こうして、英国では都市のより中心部に近い製造業や流通系の低未利用地を住宅を含むかたちで再開発して、集積拠点を内部に形成してゆくコンパクト・シティをとるアプローチと、田園の美しさにあこがれる人々の居住と働く場を郊外都市に用意して、その郊外都市のネットワークで都市圏を形成して高次機能の充足をはかろうとするアプローチとが常に比較衡量の対象となった。日本の都市圏では郊外都市の開発整備にあたって、産業立地を排除する傾向が最近まで残ったために遠距離通勤が強いられ、その反省として住むことと働くことを一体化したまちを縁辺部につくることすらコンパクト・シティの概念に入れて論じる人がいるが、まったくの誤解である。コンパクト・シティにあてはまるのは、日本の政令指定都市の場合で言えば、その中心2～3区の低未利用地など既存市街地を高密度利用する姿なのである。

すなわち、コンパクト・シティはエネルギー利用の面では熱併合発電や廃熱利用などによる利用効率の向上を促し、集積拠点の内部の域内交通の自動車利用を減少させるので、地球環境への負荷といった域外への影響は相対的に小さい。しかし、この内部の高密度化により自然地の改変は極限に達し、緑地の生態系機能の充足はあきらめ、専ら建てづまりを防ぎ、解放感を与えるオープンスペースの役割のみが充足の対象となろう。こうなると都市の中心部に住む人は週末には自然をもとめて自動車でレクリエーションに外出し、その環境負荷がますます増大することになる。東京圏ではその傾向がすでにあらわれている。残された低未利用地が住まいや産業活動の用地として開発されると、その部分の内部の密度の上昇のみならず、都市としてのリザーブ（将来に備える分野として循環型社会形成のための各種の補完的機能は未だ立地の候補になっていない）やオープンスペースの機能が大幅に低下することが懸念されるのである。コンパクト・シティは都市内の自然の回復や再生とは両立しないのではないかという懸念もこれに付随する。

このあたりの事情については、ジェンクス²⁰⁾、フレイ²¹⁾によって都市形態論争を整理する著作が編集されている。なお、後者については海道清信を監修者として解説と翻訳²²⁾がなされている。英国のかなりの数のプランナーがコンパ

地球環境に責任をもつ持続可能な都市は構築しうるか

クト・シティに懐疑的であるのは興味深いが、その論点はフレイおよびその日本語訳の海道によれば表-1 のようである。

表-1 コンパクト・シティを支持もしくは懐疑的な意見の分布

コンパクト・シティを支持する意見	コンパクト・シティに懐疑的な意見
集積拠点内部の自動車交通を減少させ、化石燃料の消費と二酸化炭素の排出量を減少させる。	集積拠点間の業務交通のみならず、コンパクト・シティの居住者の郊外レクリエーションの自動車利用を拡大する。
集積拠点での公共交通の整備により、自動車に頼らないアクセスとモビリティを得ることができる。	公共交通の利用の魅力が高まらず、また。追加整備が公共政策としてなされにくい状況では、自動車依存はなくなるならない。
既成市街地の複合的開発で既存インフラを有効活用できるので高密度で快適な居住が可能。	既成市街地の開発は、就業地の変更を強要できず、かえって混雑を引き起こし、汚染とアメニティの低下をまねく。
高密度建築物は省エネ型で低環境負荷型にできるので、活動は活発になっても床面積あたりでは負荷等は減る。	パッシブ・ソーラーや自然エネルギー、バイオマス利用などの機会を奪い、緑地や空地を失うことで都市部のヒートアイランドは激化。
近隣で多様な人の混合と交流が進み、コミュニティ活動が活発で、安全で生活の質が高く、ビジネスやサービスにも都合がよい。	ゆったりとした空間や静けさを求める豊かな階層の自動車利用による郊外選好を止めることはできず、都心居住の魅力はセキュリティの整った高級地区のみに限定される。
徒歩と自転車利用が可能なコミュニティの魅力は高齢化社会にも対応しうるし、子供を育てる上でも有利。	既成市街地で徒歩と自転車利用を可能とするには自動車の利用を制限せざるを得ず、モビリティの低下はビジネスチャンスや高次の都市機能への低下をまねく。

参考文献21), 22)をもとに著者が加筆

5. 環境政策と空間計画との統合が求められている

英国の都市計画はその伝統的な密度や土地利用などへの関心のみならず、空間をこえた関係にも政策的な関与をしようとしている。アメニティや生活の質がその空間のなかで意味をもつとしても、環境としてのつぎめない外界や関係性に対しては、空間的構成や秩序のみで計画を組み立てることができないと

の立場である。その典型的な試みが、都市計画協会もワーキング・グループとして積極的に関与して、マンチェスターおよび周辺地域（Manchester, Greater Manchester, NW, North West region）を対象に持続可能な発展を示した報告²³⁾にも見られる。

経済と環境と社会との3つの次元のなかで、持続可能性を3つに分節化し、財政的に持続しうる経済（financially sustainable economy）と社会的に持続しうる経済（socially sustainable economy）から環境面から持続しうる経済（environmentally sustainable economy）を区別している。ここで主にとりあげる環境面からの持続可能とは、地域および地球スケールの容量や限界に照らしあわせて自らを自律しつつ共存する経済的、社会的活動を意味している。方法論としては、革新と多様性を生む自己組織化のシステム論に根ざしてトータルメタポリズムを対象に統合的なアセスメントをおこなうISCAMという独自のモデルを開発している。それは、システムズマッピングと称して人々の欲求から気候変動にいたる問題領域を整理し、指標の連鎖を将来シナリオごとに比較して計量し、メタポリズムを変える行動の戦略を選び、その行動を実行するための障害や制約条件を明らかにした上で持続可能性を審査するというアプローチをとっている。

カギとなるセクターとしては、市街地環境、旅行と輸送、土地とエコロジー、廃棄物と汚染、エネルギーと気候変動、経済と雇用の6つをあげ、これを統合して一緒に考えるテーマとして、「コミュニティのなかでの環境共生のライフスタイルをつくること」、「市街地の再開発で環境の持続可能性を高めること」、および「地域の環境の持続可能性を高めるための独自の資金メカニズムをつくること」の3つをあげている。

環境、経済、社会の3つの次元上でトレンド延長（Bau）、技術開発型、持続可能な開発型、ディープ・エコロジー型の4つを設定しているのはIPCCや各種気候変動モデルと類似しているが、加えて空間開発のシナリオを3つに区分して相互に評価しているのが地域環境計画の特徴である。すなわち、この地域を加工製造業と強い階層的構造により産業化した経済社会が急速に廃れ活

地球環境に責任をもつ持続可能な都市は構築しうるか

力が低下した状態とみなし、そこから、都市復興へ居住の集中をおこなった再都市化をはかる案 (Re-urbanized city-region)、分散化されて三次産業主体の郊外都市を育てる案 (Suburban city-region) および国土および地球スケールの経済社会に対応したネットワーク型の都市群とする案 (Networked city-region) を比較評価している。

このうち、土地およびエコロジーの部分では、森林の減少が顕著なので、自然植生の保全にあわせて、空港滑走路拡充にあわせて300mの野生生物のトンネルを整備したり、自動車道路の建設に際して森林の再生をおこなうなどの試みをさらに継続し、40年間に農村部の30%を混交林で覆うことによって野生生物の生息環境を大幅に改善しようとしている。しかも、市民が利用しうるコミュニティの森としては、最小となった1995年から40年間に3倍の面積とする構想を示している。

しかも、土地とエコロジーのなかに地域の資源の項目をおこし、地域の土地表面600haで内部需要の20%を超える資材が採取されていることとともに、物質蓄積が毎年2500万トンでそのうち200万トンが内部で採取されたものに由来していることに注目している。このことから40年後にはほぼ倍増するストック15億トンの物質そのものの管理をおこない、解体廃棄物の再資源化を進め、クローズド・ループの物質サイクルの社会デザインのために、1) 都市および地域での分別・再資源化プロセスをつくり、2) 再生資源の流通市場を創設し、しかもリサイクル資材の規格の標準化をおこなうことも提示されている。

統合化の重要な次元の地域再生の部分はプランナーの最も関心の深いところであるが、ここにもエコロジカルな再生の概念を強調している。再生もしくは都市建築物の更新にあたって、解体時の資源リサイクルとともに重要なのは、よりエネルギー効率の高い建築物に変えてゆくことである。国レベルで住宅のエネルギー効率を10ランクに分類するシステムをつくり、政府資金と民間資金をもとにして、二酸化炭素排出量を1/3とするといったプログラムを同時に推進している。

統合化とは、実に難しい行為である。制度や組織文化が関係するだけに、環

境共生や持続可能な発展の命題で突然に進展する行為ではない。しかし、環境共生や持続可能な発展の命題であるからこそ、統合化政策なくして目標を達成することはできない。マンチェスターおよび北西地域の試みでは、次の8つの統合化を強力に進めることを提唱している。

- ① 水平的な統合：セクターあるいは政策の束（住宅、教育、輸送、生態系保全など）を統合する
- ② 垂直的な統合：国、地方圏、地域、近隣のレベルの間での統合
- ③ 環境上の意味からの統合：作用間、環境媒体間、影響の間での統合をおこなう。
- ④ 空間的統合：土地利用の間、活動パターンの間、空間的ダイナミクスの間での統合をおこなう
- ⑤ 時間的統合：短期、中期、長期のトレンド間、目標間、戦略間での統合をおこなう
- ⑥ 資源間の統合：各セクターや産業の供給サイドと需要サイドについて統合する
- ⑦ 経済的統合：短期の費用と長期での利得が違ったグループにふりかかるのを統合する
- ⑧ 政治的な統合：多くの関心、省庁組織、あるいは文化やコミュニティの要素について統合をはかる

都市の環境計画や環境行動計画はいずれも統合的なアプローチ、戦略的なアプローチを必要としている。近年出版されている書^{24), 25), 26)}もこの統合的アプローチを強調している点で共通している。英国の政府組織や行政のスタイルは大きく変化しようとしている。

顧客のニーズに応じる企業経営の果敢さを行政の組織にも導入する動きは、公共財として環境の保全や持続可能な発展の命題にも無関係ではない。市民、国民をパートナーとし、横断的（cross-cutting）な組織構成により、使命を共有し、インセンティブ重視により、各主体の自己組織化を促し、能力を得ることを支援する（enabling）スタイルは、協業型（joined up）のガバナンスを

地球環境に責任をもつ持続可能な都市は構築しうるか

生みだしている。これをすぐにまねることはできないとしても、環境共生や持続可能な発展の命題のために十分に腰をおちつけて検討する意味はありそうである。

6. 持続可能な発展をめざす神戸の新たな試みを

神戸市は震災の直前に総合基本構想と総合基本計画をまとめていたので、震災復興計画の策定にあわせて若干の見直しをしたものの、1995年当時の社会思潮を反映した計画のままであった。確かに市民参加や国際交流などの側面においても、環境共生の側面においても、必要な事項は書いてあり、現時点でも古くなって改訂しなければならないというものではない。しかし、急速に経済面での負債の清算が進み、公共政策の透明性や説明責任が問われ、同時に護民官的な規制行政の撤廃や護送船団方式からの脱皮がなされ、個人と各種組織の自立（そして自律）と自己責任のもとでの行動が尊ばれる現代の思潮が一段と進めば、基本構想の一部に不一致があらわれてくることも予想される。

都市像としての「魅力が息づく快適環境都市」は、人の感情や情念のレベルで都市を語り、しかも過剰な物的消費を反省することなく身勝手に走りやすい「快適さ」を前面におしたてて環境を形容した点でかなり問題がある将来像であった。計画策定の前に、アーバン・リゾート都市、世界都市と流れてきた論調が都市魅力に凝集したものであり、地球規模での環境問題の進行には関心を示さず、専ら都市間競争に生き残るためにも、神戸市民と来訪者にとっての魅力が何にも増して重要な環境の要素であるとした点で、楽天的かつ情緒的に過ぎるものであった。大震災に遭遇してみると、経済的にもコミュニティの絆の面でも、そして環境の面でも持続的に発展しうる条件を備えているかどうかにもっと眼を向けるべきことが明らかになってきた。

都市の環境面からみた持続可能性を展望する基本的な枠組みについては、まさしく世界の環境都市やサステイナブル・シティの実践によって生みだされつつあることについては前項までに述べた。ここでは神戸の環境面からみた都市像について気づいた点を二つだけ書いておきたい。第一の点として、神戸は港

の活力とそれによる交流をもとに発展してきた。それだけに、大量の物質の流動（物流）とその取引による環境へのインパクトについてはもっと鋭い感受性をもって環境負荷の削減に取り組むべきである。

眼前で汚染物が排出されたり自然が劣化してゆくことに対しては対策がなされるのは当然であり、この点では事業所からの汚染物の総量規制を含めていわゆる環境管理の協定を結んで環境管理計画を推進するとともに、開発に対する環境配慮指針の策定や環境影響評価制度の運用などがなされてきた。

しかし、生産と消費の様式そのものが持続可能でないとの診断を受けたときに、従来の末端のみに注目してきた環境政策をこえて、その源流にせまって本源的な施策を展開することが必要になる。都市活動を支える外部の自然地（ecological footprint）を見据えてその保全へのパートナーシップを進めたり、都市活動を支えるための資材や装置等を外部で生産したり加工したりする段階の環境負荷（ecological rucksack）を減少させるために協調的な行動を展開することも欧州都市では意識されている。

このことからすれば、神戸のまちを中継地として各地に散らばってきたモノの流れを一方向の流れではなく、循環型にしてゆくための基盤整備、市場整備そして立地誘導、技術開発などを総合的に進めてゆくことが重要になる。循環経済法にあわせて検討された食品系有機物やそして使用済家電製品や廃車、建設副産物、容器包装材といった典型的な廃棄物のみならず、あらゆる資材、製品の流れに応じた循環資源の再生利用を促すことが21世紀の都市環境政策として欠かせない。このとき、これを規制行政を中心に進めるのではなく、むしろ立地誘導とともに市場を活用して産業化することによって雇用や経済的波及を生み出す方向に転換すべきである。循環資源の再生を担う都市型の産業複合体は、エンジニアリングサービスそのものにもメンテナンスを備えたレンタル・システムや優良な中古品市場を創生することになる。動脈系でも、エネルギー分野では太陽光発電や省エネ支援のニュービジネスがあり、アジア全域を対象に配送ネットワークをIT技術で構築した無店舗販売ビジネスもあろう。それらは既存の工業地域や港湾地域のありようを大きく変えるとともに、環境負荷

を小さくする工夫をともなったものである。

単に埋立処分場が枯渇するという側面で見るとはならず、静脈系の産業化がやがて動脈系との一体化により循環の智慧が高度化された産業形態（立地、組織、活動など）へと進化するという経済社会の方向性を確信することが重要である。ゼロ・エミッションはその表層であり、WBCSDの提唱する環境効率を高めることで産業界が持続可能な発展に責任をもつアプローチをいかに自治体政策として地域に結晶化するかがカギではないかと思われる。その主な舞台は都市であり、物質循環計画を率先して構築し、臨港地区や工業地域に循環社会にむけての社会実験の智慧の拠点を立地させ、地域のエコロジカルな修復をも臨床的に手がけつつ地域に開かれた交流および産業化のインキュベーションを担うまち（エコタウン、市街地内部の特徴ある拠点）とすべきであろう。

以上の論点が循環の側面から神戸の環境像を強化するものであるとすれば、もう一つの論点は共生とりわけ自然との共生の面から都市像に意味を与えることである。これまで、過去に描かれた都市像でも、六甲山およびその背山の自然および農村地域の保全をめぐる、ゾーニングによる規制だけでなく、むしろ保全への市民の参加を得て緑と自然を育てる方向（緑のマスタープラン）がとられてきた。²⁷⁾ そこでは、市街地においても、街路樹や公園を緑のネットワークとして整備することが手がけられてきた。しかし、その自然や緑地とは分節化されないままの緑地の概念であり、「谷頭の水路、湿地、田圃からなる田園的景観」、「急傾斜地のヤブつばきの混ざったうばめがしの林」といった形で特性が明確化されることはなかった。また、神社の境内の独立樹と社の裏の樹林をあわせて自然観察会のフィールドとして活用され、市民団体によるケアがなされているといった人文事象が類型が区分されていることもなかった。すなわち、漫然と緑地の拠点とかネットワークとかの空間的言辭が語られ、それで都市基本構想もしくは環境面の基本計画とする傾向が残っていた。水辺も自然地として緑地ネットワークに組み入れたり、オープン・スペースとして回遊性やアクセスを高めることもなされてきたが、水辺の固有性としての自然の感受性や変動（遷移やサイクル）、さらに水生生物の育成といった経時的な適応過程

を計画に組み入れることはほとんどなかった。これらはすべて空間計画と環境マネジメントとが協業作業をしていないことによる限界があらわれている。

神戸市内では市民の参加する公園管理会のシステムが早くから形づくられてきたし、水辺連絡会に加えて、ビオトープ・ネットワークも運営されている。だから、これらを有機的につなげることを総合計画のねらいとすることに対して、あながちネットワーク論は誤りだとは言えない。しかし、ネットワークとは誰へのいかなる機能面でのサービスなのか、そのネットワークを支える自然の側の連続性や多様性などはいかなる地域的特色をもつべきなのかなどが深められないかぎり、行動の目指す目標が明確にならない。例えば、歩いてくらせるまちとか、生活圏でジョギングを楽しめるまちを揚げたときに、これは生活圏のなかに自然のうつろいを感じ、新鮮な呼吸ができ、夕陽をながめながら歩くことができるといった市民の生活実感に根ざした個々の具体的場所性の積み重ねがあってはじめて、高次のサービスの充足をめざすネットワークが想定できるはずである。これをプロムナード・ネットワークだとかアスリート・タウン構想だとか言われても市民の側からは言葉遊びではないかと感じることがあろう。

もっとも、真剣に考えてほしいのは、生態系の保全や生きものの生息環境としての修復や整備を、既成市街地ではもちろん、国営公園や複合産業団地、さらにスポーツ公園などの建設の進む内陸部で21世紀の四半世紀に本当に実行する社会的意思をもつのかどうかという点である。住吉川の河口の砂つきを修復して干潟として育てることをしないで、どこにでも立地しうる事業者に隣接する敷地を貸与してしまうようでは緑のネットワークも白々しい。六甲背山のハイキング道も愛好グループによるケアで支えられているが、土地利用の変更や工作物の設置に関する規制・誘導は行政の責務であるにもかかわらず、有効な環境マネジメントがなされていない。土地の荒れ方は市民にとっての田園的心地よさを阻害するものであると同時に、生物にとってもいかにすみにくい状態となっている。

神戸は大都市の中でも最も自然に恵まれた都市である。20世紀の「山、海へ
都市政策 No.100

地球環境に責任をもつ持続可能な都市は構築しうるか

動く」と称された都市開発方式の負の遺産としての海と山の荒れ方（水質や緑被率でははかれない）について根本的な手当をし、そして国際的にも生物多様性条約や種の保存が注目される潮流に応じて、地域としてのそれらに関連する行動計画が必要であろうし、その計画づくりと行動プログラムのフォローアップを講じる必要がある。このとき、開発によって失われた自然を回復し、追加的開発プロジェクトの際に技術的、経済的に可能な限り厳格なミティゲーションをおこなうことは、次の世代に対する現世代の責務であるという基本概念を確立しておかねばならない。

一方で、IBAエムシャーパークの試みや英国CAT（代替技術センター）の試みにみられる人間と自然との幅広い共生を具体化するコアセンターあるいは整備空間を構想することも日程にのぼるはずである。神戸市に20世紀博物館群の一つとして土木博物館ができる日がくるなら、市内施設にサテライトとしての展示・接遇等の機能をもたせ、何よりも、市内での土木事業の産物を自然を改変したプラスとマイナスを冷静に語れるような博物館となしてほしい。新しい境界領域もしくは横断的新領域としての生態工学が、自然との共生を実現する人間誌を技術面から支える研究部門として博物館の組織に含まれるのは当然である。

7. おわりに

神戸の都市像の一つとして、「魅力が息づく快適環境都市」について論じるように編集担当から依頼されたものの、マスタープランの解説はすでにあり、それと重なっても仕方がないので、すこし長期をみて、理念を語りたいと返答した。震災復興過程にあって、財政的にもビッグプロジェクトの進め方についても困難な状況にある神戸市政にとってはやや辛口の意見と受け取られるかもしれない。ただ、この間の社会情勢の変化はきわめて急速であり、辛口でなければ書き下ろすことが意味をもたないほど、潮目は動いている。震災後、鳴りもの入りで登場した「上海・長江プロジェクト」のあやうさは、アジアに眼を向けるとしても相手はすでに世界をみていて、当方に経済的、都市的に優れた

点がなければ、相手にされないことであった。船の喫水問題やチャイナタウンづくりなどに関心が集中する姿は滑稽でもあった。EDIやNACSのレベルで港湾の国際物流のハンドリングの情報化を進めようとするのでは限界で、電子市場、電子決算を含んで港まちが必要をつくり知価を発信しうるのかという問いは、復興の過程で答えられていない。環境面でもIT社会への飛躍の面でも失われた5年ではなかったかと案じるのは杞憂であろうか。

参考文献

- 1) 経済企画庁, 経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針, 1999年7月
- 2) 国土庁, 第五次全国総合開発計画, 1997年
- 3) 経済企画協会, ESP, 特集「日本経済発展戦略-I T革命は成功するか」, No.337, 平成12年5月
- 4) 兵庫県長期総合指針検討委員会, 長期総合指針検討委員会第一次報告:「全県ビジョン」に向けて, 平成12年3月
- 5) 経済審議会政策推進部会, 経済審議会政策推進部会報告書, 平成12年6月
- 6) 循環型経済社会推進研究会, 循環型経済社会推進研究会中間報告書, 平成12年6月
- 7) 滋賀県, 滋賀県エコポリス計画, 平成2年
- 8) 神戸市, 神戸市エコポリス計画, 平成2年, あるいは栗東町の事例を含めて, 盛岡通ほか, エコポリス計画策定の事例調査, 環境システム研究, Vol.18, p.53-59, 1990年
- 9) 神戸国際エコカーシンポジウム99実行委員会, エコカーの試み:世界各地で沸き起こるエコカー普及の潮流, 1999年7月
- 10) エコシティ整備推進協議会, エコシティ・環境に配慮したまち, 平成12年, また行政上の情報は <http://www.moc.go.jp/city/index.html>
- 11) C.B.ダンツィヒ, T.L.サティ原著 森口, 奥平, 野口訳, コンパクト・シティ, 日科技連, 1974年
- 12) EC, Green Paper on The Urban Environment, 1990
- 13) EURONET, Sustainable Cities Project, <http://cities21.com/europractice> あるいは EU Expert Group on the Urban Environment, European Sustainable Cities, 1994
- 14) OECD, Eco-efficiency, 1998

地球環境に責任をもつ持続可能な都市は構築しうるか

- 15) 大久保昌一, 持続可能な都市への課題, 市政研究, 第126号, 大阪市政調査会 p.54-71, 2000年
- 16) 盛岡通, 環境負荷を減らし暮らしの質を高める環境教育の場としての都市, 都市問題, 第85巻第5号, p.35-49, 平成6年
- 17) 盛岡通, 環境共生をめざす地球環境都市の試み, 都市政策, 第77号, p.3-21, 平成6年
- 18) Sybramd P. Tjallingil ; Ecopolis-strategies for ecologically sound urban development, 1995
- 19) Ekhart Hahn and Michael Lafond, Local Agend 21 and Ecological Urban Restructuring : A European model project in Leipzig, FS II 97-408, Wissenschaftszentrum Berlin for Sozial Forschung, 1997
- 20) Mike Jenks, E. Burton and K. Williams, The compact City, E&FN Spon, 1996
- 21) H. Frey, Designing the City : Toward a more sustainable urban form, 1999
- 22) 海道清信監修, 神戸市コンのパクトシティ研究会訳, コンパクトシティ : 持続可能な都市形態を求めて, こうべまちづくりセンター, 2000年3月
- 23) Joe Ravetz, City Region 2020 : Integrated planning for a sustainable environment, Earth scan Publications, 2000
- 24) David Satterthwaite, The Earth scan Reader in Sustainable Cities, Earth scan Pub. (1999)
- 25) Gert de Roo, Integrating City Planning and Environmental Improvement : Practicable Strategy For Sustainable Urban Development, Ashgate Pub. (1999)
- 26) F. Gaffikin and M. Morrissey : City Visions : Imaging place, enfranchising people, Pluto Press, 1999
- 27) 盛岡通, 都市の環境基本計画, 都市環境計画の新たな展開, 都市問題, 第86巻第10号, p.15-36, 平成7年

介護福祉社会への軟着陸

— 少子・高齢時代を見据えて —

浅 野 仁

(関西学院大学社会学部教授)

はじめに

介護保険制度が今年4月から導入された。介護を必要とする高齢者の多くが主として家族によって支えられていた「私的介護」の時代から、2000年は「介護の社会化」が本格的に開始され、介護が市民権を得た記念すべき年となった。

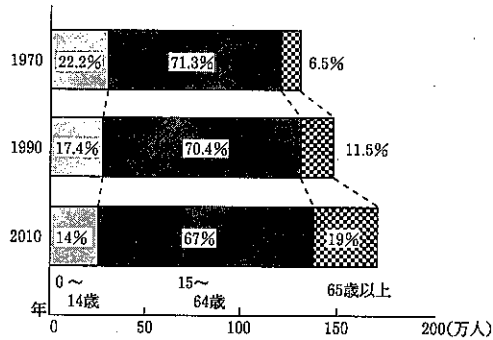
小稿では、1. 神戸市における少子・高齢化の状況を点検することによって、家族による要介護高齢者に対する介護困難の背景について紹介し、2. つぎに、要介護高齢者に対する生活支援の状況の事例を提示し、3. さいごに、福祉社会の概念を整理することによって、福祉社会の形成が少子・高齢社会における介護の課題に対応するために重要であることを指摘する。

1. 神戸市における少子・高齢の状況と介護についての市民の意識

少子・高齢の状況

図1にみられるように、65歳以上の高齢者人口の比率は1990年の11.5%から2010年には19%に急増し、一方、生産年齢人口(15-64歳)と年少人口(14歳以下)の割合には減少傾向がみられる。このことは、介護をはじめとする老親扶養の可能性が希薄となることを意味している。

図1 年齢3区分別人口（構成比）



資料：神戸市「第4次神戸市基本計画・世界とふれあう市民創造都市」，平成7年。

表1 高齢者世帯数

	1985	1990	1995	2010
世帯総数	485,643	530,063	534,417	700,000
高齢者のみ世帯数 (65歳以上)	23,425	31,230	35,502	—
	4.8	5.9	6.6	
高齢夫婦のみ世帯数 (夫婦とも65歳以上)	14,851	20,713	26,843	—
	3.1	3.9	5.0	
核家族世帯数 (夫婦のみ，夫婦と子供のみ 片親と子供のみ世帯)	320,509	345,000	343,095	450,000
	66.0	65.1	64.2	64.3

(下段は%)

資料：1. 国勢調査。

2. 「2010年」の推計値は神戸市「第4次神戸市基本計画」，平成7年。

つぎに、神戸市における高齢者世帯の変化では、「高齢者のみ世帯」と「高齢夫婦のみ世帯」の、いわゆる「高齢世帯」の比率が漸増している。とりわけ、実数をみると、かなりの増加を実感することができる。この傾向は、指摘するまでもなく、家族による要介護高齢者の介護態勢が脆弱化していることを示している。

介護に関する市民の意識

つぎに、神戸市が「神戸市介護保険事業計画」を策定するために実施した「高齢者一般調査」と「若年者一般調査」の結果のなかから、介護に関する市民の意識を紹介しておこう。

表2 介護、介助の場所

	現在の居宅	高齢者用住宅	老人福祉施設	その他	無回答
高齢者(65歳以上)	67.4%	10.5%	10.1%	2.2%	9.9%
若年者(40～64歳)	51.9%	28.6%	13.8%	1.2%	4.5%

資料：神戸市「高齢者一般調査」、「若年者一般調査」、1998年。

表3 介護の内容

	外からの保健福祉サービス	保健福祉サービスと家族の手助け	家族の手助け	その他	無回答
高齢者(65歳以上)	19.2%	44.5%	31.2%	0.7%	4.4%
若年者(40～64歳)	26.5%	50.7%	19.2%	0.9%	2.6%

資料：神戸市「前掲書」、1998年。

まず、表2は、「将来、介護、介助の場所としてどこを希望しますか」の質問に対する回答であるが、高齢者の約7割は「自宅」を希望し、「高齢者用住宅」と「老人福祉施設」を希望する人はそれぞれ約1割に過ぎない。一方、若年者の場合では、約半数が「自宅」と回答しているが、「高齢者住宅」を希望する人もかなりみられ、高齢者と好対照である。いずれにしても、高齢者と若年者は「自宅」を介護の場所として回答する人が最も多い。

また、「自宅」と「高齢者住宅」と回答した人に対して「介護の内容」についての希望を尋ねると、高齢者は「保健福祉サービスと家族の手助け」と「家族の手助け」と回答した人がほとんどであり、それに対して若年者では約半数が「保健福祉サービスと家族の手助け」を希望している。(表3参照)

2つの結果から、共通して指摘できることは高齢者であれ、若年者であれ都市政策 No.100

「自宅」において「保健福祉サービスと家族の手助け」によって介護を受けることを希望する人が多い。

上述のいくつかの指標から明らかなように、今後、要介護高齢者の家族による介護態勢は楽観を許さない状況を指摘することができる。

2. 要介護高齢者世帯の介護支援の実態

ここでは、要介護高齢者世帯の日常生活の困難とそれを支援する介護の状況について事例を提示する。

事例 1.

Aさん（男性、82歳）とBさん（女性、85歳）の高齢者夫婦のみ世帯

家族：長女（60歳，九州在住，視力障害者）と次女（58歳，関東在住）

住宅：公営住宅（20年間）

健康：Bさんは5年前から「ねたきり」の状態で，3年前から「痴呆症」による見当識障害

介護支援の状況：主たる介護者Aさん，次女2か月に1回訪問，行政のホームヘルプ 週1回，入浴サービス，ショートステイ，開業医による訪問診療，住民参加型ホームヘルプ 週2回，近所の友人 随時

主たる介護者の意見：老人ホーム入所について「自分が元気な間は自分で面倒を見る。夫婦だから一緒に暮らしたい」

Bさん死亡後，「1人でねたきりの妻の介護をするのは苦しかった。いつも判断は1人でしなければならなかったし，夫である自分がだれであるのか妻がわからなかったことは悲しかった。近所によい友人がいて非常に有難かった。これからも友人の助けを借りて，自宅で一人暮らしの生活をしていきたい」

事例 2.

Cさん（男性，91歳）とDさん（女性，88歳）の高齢者夫婦のみ世帯
家族：長女（関東在住）と次女（隣接市在住）

住宅：阪神大震災により自宅が全壊したが，数年後に自宅を新築

健康：Cさんには，肺炎，大腿骨骨折の既往症があり，健康はやや不安定の
状態である。

Dさんの健康状態は，大震災後痴呆が発症し，日常生活の多くをCさ
んに依存している。

介護支援の状況：主たる介護者は夫のCさんと次女

行政のホームヘルプ 週2回，住民参加型ホームヘルプ
週2回，ボランティア団体の給食サービス 週1回，近所
の友人 随時

主たる介護者の状況：Cさんは，妻の痴呆症状について自分が見守りたいと
の希望をもっている。近所に親しい人が数人いるので，
緊急時の連絡や定期的訪問をお願いしている。次女は，
母親の痴呆症についてとまどいを感じていて，対応に
苦慮している。

要介護高齢者の日常生活と介護支援の状況を紹介したが，在宅生活をしてい
る要介護高齢者を抱える高齢者夫婦のみ世帯の典型的な事例である。

2事例に共通する特徴を記述すれば，妻の痴呆症のために夫が主たる介護者
となり，在宅生活を支え，夫は妻の施設入所や入院については考えていない。
別居している家族の多くは遠方に住み，日常的な支援は期待できない。

一方，家族以外の介護支援の状況では，行政，住民参加型，ボランティア団
体，医療機関，近隣といった多様な人々が高齢者夫婦の生活を支えている。と
りわけ，近所の人の支えは高齢者の在宅生活の継続を可能にしている。

3. 介護福祉社会への軟着陸

福祉社会づくりに向けて

高齢者の介護問題が日常生活において普遍的に生ずる時代が到来しているが、高齢者の多くは要介護状態になったとしても、住み慣れた家庭や地域で自立した生活を希望している。それは、前項でふれた市民アンケートの市民の意識や事例からも明言することができる。さらに、市民は基本的な日常生活が維持されるだけでなく「生活の質」を高めることを生活の目標とする時代となっている。「生活の質」の概念の定説は未だないけれども、「生活の質」の内容には介護態勢が整備されていること、経済的に保障されていること、家族生活が安定していること、社会的に孤立していないこと、それに精神的に安寧であることなど、多次的な内容が含まれていると考えられる。

その詳細な項目として、筆者らが作成した「生活の質」を参考までに一覧しておこう。

表4 高齢者の生活の質

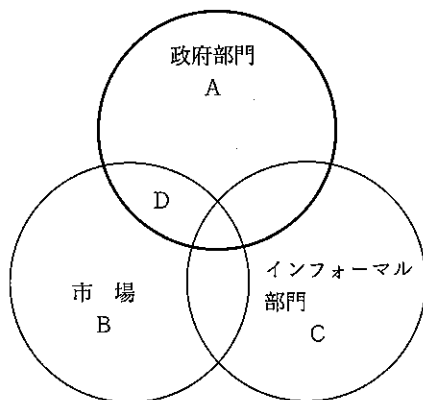
1	他の人の役に立つ	13	信仰・信心
2	家族の中での役割を果たす	14	医療サービス
3	健康の維持	15	配偶者との関係
4	子供との関係	16	心の平穏
5	余暇活動を楽しむ	17	学習する機会がある
6	他の人から精神的な支えがある	18	家族の健康
7	はっきりした将来の見通し	19	身体的に自立している
8	福祉サービス	20	友人との関係
9	心配事がない	21	自分に誇りを持つ
10	経済的に自立している	22	生活の目標を達成する
11	近所との関係	23	住みよい住宅
12	社会が平和である	24	家族の幸せ

資料：松岡ら「高齢者の生活の質（QOL）に関する調査研究」、『関西学院大学社会学部紀要』、1995年。

みられるような、より高いレベルの生活が要求される時代においては、要介護高齢者とその家族は、社会的介護と位置付けられている「公的介護保険制度」のみでは「生活の質」を高めることは不可能である。

「福祉社会」は、行政による公的サービスのみならず、家族や近所の人やボランティアなどのインフォーマルな支援、そして民間企業の福祉サービスが連携して支援していく社会を意味している。それを簡潔に示せば図2のようになろう。

図2 福祉ミックスによるサービス提供



資料：丸尾直美「日本型福祉社会」，日本放送出版協会，1989年。

再度、神戸の高齢者と若年者の介護に関する意識を引用すれば、「介護の場所」として「保健福祉サービスと家族の手助け」を希望する人が約半数を占めている。また、事例では、多様な支援を受けて要介護高齢者世帯の生活は維持されていることから実証されよう。

4. 基盤となる「公共的理性」

「福祉社会」が形成されるためには、市民の意識、ないしは考え方のなかに「公共的理性」の存在が前提となる。

塩野谷祐一は「共同的理念」について以下のように述べている。

「少子高齢化と人口減少が社会の枠組みを揺り動かしている。事態は一般にきわめて深刻に受けとめられている。しかし、こうした悲観的な見方は、人間や社会について狭くしかみていない経済的思考から導きだされるものに過ぎないのではないか。人間の良き生を全体としてとらえる視点に立って、新しい人口現象が一体何を意味するかを適切に解釈し、その上でわれわれに何が求められているかを理解することが必要であろう。私の考えでは、深刻な事態は社会保障の破綻よりもそれを解決する〈公共的理性〉の欠如である。公共的理性とは、討議の場としての民主主義の仕組みを通じて社会の制度を論じる際、国民が私利の観点ではなく、公正の観点をとるために必要な知的、道徳的能力のことである」。長い引用となったが、福祉社会の確立のためには一人でも多くの市民が「私利の観点」でなく、「公共の観点」から必要に応じて考え、行動できることが望まれる。

そのためには、1995年に策定された「第4次神戸基本計画・世界とふれあう市民創造都市」において提言されている「福祉の心が通う生活充実のまち」の基本方針である、(1)すべての高齢者の人権が尊重され、住み慣れた地域社会のなかで、健康で快適な質の高い自立した生活を送れる活力ある長寿社会の形成を促進する、(2)これまで培ってきた経験、知識、技能を生かし、高齢者自身が主体的に考え行動し、創造できる生活を実現する、(3)援護を必要とする高齢者の生活全般を総合的に支援するため、福祉サービスなどの体制を市民・事業者とともに確立する、を日常の諸活動を通じて具体化していくことが重要である。

その実現のために神戸市が物心両面にわたる強力な支援を提供することが不可欠であることは言うまでもない。

参考資料

1. 丸尾直美「福祉社会」、京極高宣監修『現代福祉学レキシコン』、雄山閣出版、1993年。
2. 丸尾直美「日本型福祉社会」、日本放送出版協会、1989年。
3. 塩野谷祐一「少子高齢化の本質を問う」、『日本経済新聞』1999年12月31日朝刊。
4. 神戸市「第4次神戸市基本計画・世界とふれあう市民創造都市」、平成7年。

21世紀の神戸の都市空間像構築に向けて

—マスタープラン策定の経緯と都市空間計画の系譜から—

安 田 丑 作

(神戸大学工学部教授)

1. はじめに

わが国における都市全体としての将来のあり方を構想・計画する総合計画あるいは基本計画（いわゆるマスタープラン）策定の歴史は比較的浅く、昭和44年の地方自治法の一部改正に基づく「市町村の建設に関する基本構想」、あるいは昭和49年に制定された国土利用計画法による「市町村土地利用計画」などでの位置づけはされてきたものの、その計画内容や実効性についてかなりあいまいな状況がつついてきている。特に都市の物的計画としての都市計画の分野では、用途地域や都市計画道路などの計画実現手法とその運用面に重点がおかれてきた。

こうした背景には、これまでのわが国の都市計画においては、国や都道府県に都市計画決定などの権限が集中してきたため、計画策定主体としての市町村の位置づけが希薄であったことがあげられる。これまでこうしたマスタープラン的役割を担ってきたのは、昭和43年の新都市計画法の制定に伴って登場した「整備、開発又は保全の方針」で、特に昭和55年以降はそうした位置づけが積極的になされてきたが、法定計画として都道府県決定という枠組みには変化がなかった。平成4年の都市計画法の改正によって、ようやく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（いわゆる都市計画マスタープラン）の策定が市町村の責務とされたが、都市計画決定を要しない（したがって法的拘束力をもたない）計画にとどまっている。

しかし、こうした法的位置づけの論議とは別に、神戸市では、早くから独自に都市全体の長期的施策についてのマスタープランを策定して、そのなかで長

期的視点にたった都市空間の計画とその整備方針を打ち出してきた（そのため、神戸市では、現在までいわゆる都市計画マスタープランを特別には策定していない）。当初のマスタープランでは、土地利用や交通計画、公共施設計画といった都市の物的側面（広義な意味での都市計画）の施策展開が中心であったが、次第に都市政策全般にわたる総合的な計画へとその内容が拡充されてきた。

本稿では、都市計画法制定以降における神戸の都市づくりの系譜を振り返るとともに、昭和40年に最初の計画を策定して以来これまでに4次にわたって改定・策定されてきた神戸市のマスタープランについて、特に都市空間計画の構成と内容を中心に考察しつつ、21世紀に向けた神戸の都市空間像構築のあり方を展望してみたい。

2. マスタープラン前史—都市計画法制定から背山総合開発計画まで—

(1) 都市計画法の制定

大正8年4月に公布された都市計画法は、翌9年1月の同法の施行とともに神戸にも適用され、大正11年9月に当時の市域約64㎢と周辺9か町村約70㎢とを合わせた約134㎢が都市計画区域に指定されたのについて、防火地区の指定（同12年）、住居・商業・工業などの用途地域の指定（同13年10月）が行われた。

この時から、都市計画制度による都市整備が進められるようになるが、都市計画の柱となったのは都市計画街路網の計画で、阪神国道（終点岩屋）と神明国道とを結ぶのをはじめとして、山手・中央・浜手の3大幹線と補助幹線などその後の市街地街路網の骨格的構成をなす内容であった。この街路網整備にあわせて、市電網の拡充や市バスの開業、国鉄（灘—鷹取）の高架化、阪神電鉄の地下化（三宮—岩屋）と元町までの延長、阪急電鉄の三宮高架乗り入れなど都市交通機関の整備が進められた。この他、神戸港の第一期・第二期修築工事による神戸港の拡充整備、防潮堤新設工事、水道拡張工事も実施された。

一方、この時期急激な人口増加による市街地の拡大に対応するため、民間でも土地開発が盛んに行われたが、都市計画法制定以前からの耕地整理組合法を

準用した土地整理から、都市計画法制定後には、わが国最初の土地区画整理組合である大日土地区画整理組合をはじめとして多くの土地区画整理組合による土地区画整理事業が進展した。

このように、大正から昭和初期にかけての先進的な各種の都市整備事業の実施が、その後の神戸の都市空間とりわけ現在の既成市街地の素地を形成したことの意味は大きい、そこに実践論が先行する神戸の都市づくりの風土を読み取ることも出来よう。

昭和9年の室戸台風とそれにつづく13年の阪神大水害は、神戸の市街地に大きな被害をもたらしたが、特に後者の大災害からの復興にあたって市独自の復興計画が策定された。その内容は、①山地関係事項（砂防施設、山地の現況改良希望事項）、②河川関係事項、③道路ならびに都市計画関係事項、④橋梁関係事項の4つの柱からなるものであったが、この時の計画に基づいて着手された各種事業には、その後の戦時下の影響で完成を見ずに終わったものが多い。しかし、これら課題への計画的対応が神戸の都市空間整備にとって欠かせないものであることがあらためて認識され、このことは、その後策定されるマスタープランにも大きな影響を与えることとなった。

(2) 戦災復興計画

戦禍により市街地の6割の約1,950haが壊滅し、焼失家屋は12万8千戸におよび、戦前100万人を越えていた人口は38万人に激減したが、この焦土からの復興のため、昭和21年3月に神戸市復興基本計画要綱が策定された。この基本計画要綱は、その後の総合基本計画（マスタープラン）ともいえる性格と内容をもつもので、さらに地域地区設定要綱、幹線街路計画要綱、緑地設定計画要綱、港湾計画要綱などが決定されたが、特に山手・中央・浜手の3大幹線をはじめとする道路網の整備、王子公園・須磨海浜公園、生田川・石屋川などの河川沿公園など主要公園の整備は、その後の神戸の都市空間構造を決定する長期的視点にたつ計画内容であった。

その後、戦後の混乱期における財政難、占領下での制約なども重なって、事業内容の再検討が迫られ、施行面積の縮小、街路計画・公園計画など既定計画

の変更を余儀なくされたが、昭和25年の神戸国際港都建設法の公布・施行をはじめ、土地区画整理事業法（昭和29年）、都市公園法（昭和31年）、下水道法（昭和33年）など相次ぐ都市整備関連法の制定後も、この戦災復興計画の計画内容が基本的に受け継がれてきたことは、まさに戦災復興計画はマスタープランとしての役割と機能を果たしたといえよう。

(3) 背山総合開発計画

昭和30年代以降の経済復興から高度成長期への移行を背景にして、都市への急激な人口集中など新たな都市化の状況に対応するため都市づくりは新たな段階に入ることとなった。特に、神戸市街地の背後の六甲連山は、それ自体が無秩序な開発の波にさらされはじめたのと同時に、戦後新たに市域に編入された背後地（西北神地域）と市街地との連繫を阻害するものとなっていた。

こうした状況に対して、昭和37年5月、神戸市は「神戸市背山総合開発計画」を策定している。これは、当時の原口忠次郎市長からの諮問（昭和35年10月）を受けた神戸市背山総合開発審議会による答申に沿うものであるが、その諮問事項は、①背山の利用—背山（六甲山系）を総合的に開発するにはどのように土地利用すべきか—、②背山の施設について—背山について産業ならびに観光開発という見地からどのような施設計画をすべきか—、③背山の保全について—背山の市街地におよぼす災害対策ならびに開発にともなう防災対策はいかにあるべきか—、④背山開発計画の施行について—背山の利用と施設および保全のため、どのような資金計画（実施年度割を含む）ならびにどのような組織をもって開発計画の実現をはかるべきか—の5点であった。

これに対して、同計画では、宅地開発の問題、観光開発の問題、レクリエーションの問題、道路・交通問題、治山・治水の問題を総合的に解決することを提案し、そのなかで、背山地域全体を市街地外周のグリーンベルトとして考えること、背山のスカイラインの維持と山容の保持、六甲連山の南麓の宅地開発を一定の標高までにおさえること、背山地域の緑化と保存地域の設定、目標年次の設定（20年）などが基本方針として示されている。さらに土地利用計画をはじめとする計画構成は、対象を背山（六甲山系）にかぎっているものの都市

の総合計画にふさわしい内容をもつものであった。

この計画の存在自体があまり知られることがなかったが、この計画策定と並行して3年後に策定される第1次マスタープランの市原案の作成が進められており、この計画の基本的考え方が引き継がれたとみてよい。

3. マスタープラン策定の背景と計画構成の特色

(1) 第1次マスタープラン

神戸市では、高度成長期の急激な都市化が進行する昭和40年に、「神戸市総合基本計画」と題する第1次マスタープランを策定したが、その基本方針は、①目標年次を昭和70年(30年)、②計画人口を180万人～200万人、③計画区域を現神戸市域の「基本対象地域」と周辺市町を含めた「関連対象区域」とする、④神戸市の性格を広域的役割、国際港都機能の一層の充実、緑に囲まれた都市と位置づける、⑤土地利用計画では市域全体の調和ある発展のために土地の有効適切な利用、用途別適正立地と経済的効率との調和を図る、⑥既成市街地の再開発による立体化と都市環境の整備拡充と西北神地区の総合的・合理的な開発計画の樹立、⑦住居地開発・整備における近隣住区計画の採用があげられている。計画期間30年という長期目標の設定、周辺市町を含めた神戸都市圏形成の視点、既成市街地の再開発と西北神地域での新開発の推進、さらには近隣住区計画の採用など、当時の新しい理想的都市づくりへの意欲が強く感じられる内容となっている。

計画の構成は、①基本方針、②土地利用・人口配分計画、③市街地再開発計画、④近隣住区計画、⑤ニュータウン計画、⑥西北神地区開発計画、⑦交通計画(道路・鉄軌道・その他の交通施設)、⑧港湾計画、⑨産業振興計画、⑩公共施設計画、⑪警察・消防計画、⑫防災計画、⑬公害防止計画、⑭広域計画との調整、となっており、土地利用および交通、港湾、公共施設といった物的計画を中心としているが、そのなかで、防災計画と公害防止計画が盛り込まれていることは注目されよう。

その後、新都市計画法の制定(昭和43年)や建築基準法の改正(昭和45年)

によるわが国の都市計画に関する基本法の改定を受けて、市街化区域と市街化調整区域の線引き制度の導入と「整備・開発・保全の方針」策定、地域地区制の制限の強化なども図られることとなったが、このマスタープランはそれら法定計画策定のガイドラインとなる役割を果たすこととなった。

具体的な開発計画としては、西北神地域でのニュータウン開発やポートアイランドをはじめとする埋立地の建設がこの時期から本格化することとなった。一方市街地整備については、市街地改造事業、防災建築街区造成事業などによる市街地再開発が三宮都心や新長田・六甲地区の副都心などの拠点整備を中心にした取り組みがはじまった。

こうした都市開発の取り組みと同時に、神戸市では、市街地の生活環境整備対策に向けて、生活環境図集（昭和42年）やコミュニティカルテ（昭和48・49・50年）を作成して、地区環境の総合的診断の試みが全国に先駆けてはじめられ、いわゆるシビルミニマムを設定した神戸市生活環境基準中期計画（昭和47年）も策定された。

(2) 第2次・第3次マスタープラン

昭和40年代末のオイルショックは高度成長期の終焉を象徴する出来事であったが、50年代に入ると、都市空間のゆとりの喪失や画一化への反省とともに、人間性の回復や地域文化の再評価、環境アメニティへの関心の高まりが生まれた。都市整備においても、それまでの都市基盤整備や都市開発から、自然環境の保全、都市景観、あるいは住環境整備など都市環境の改善に向けた総合的な取り組みが求められてきた。

第2次マスタープラン「新・神戸市総合基本計画」が策定されたのは、ちょうどそうした都市政策の転換期でのことであり、昭和49年10月に「人間都市神戸の基本構想—緑と、心のふれあいと、生きがいのまち—」が、さらにそれを受けて、昭和51年10月には「人間都市神戸の基本計画」が策定された。このマスタープランから、基本構想—基本計画といった2層制の計画体系がはじめて採用され、基本構想については地方自治法の「市町村の建設に関する基本構想」として議会の議決を得たものとなっている。

この基本構想では、①市民主体都市、②人間環境都市、③人間福祉都市、④市民文化都市、⑤国際・情報都市の5つの都市像が提示されているが、基本計画では、この基本構想を「神戸市の最高理念であり、21世紀に向けた基本的姿勢を示したもの」（目標年次2001年）と位置づけるとともに、計画の前提となる人口（人口180万人を限度、計画人口160万人）、産業、緑地（市域の7割緑地の保全）の主要指標を示し、5つの都市像ごとの計画に都市空間計画を加えた計画構成となっている。

第1次の計画が都市の物的計画が中心であったのに対して、この計画では市政の全領域をカバーする文字通り総合的な計画となり、この基本計画に基づいて、事業別・各部局別の中・長期計画（「神戸市生活環境基準」など）を立案、さらに実施計画という4重構造を想定し、具体的な施策展開との関連が明確にされた。

神戸市では、このマスタープラン策定と前後して、「神戸市民の環境を守る条例」（昭和47年）、「神戸市民のくらしを守る条例」（昭和49年）「市民公園条例」（昭和51年）、「神戸市民の福祉をまもる条例」（昭和51年）、「神戸市都市景観条例」（昭和53年）、「神戸市地区計画及びまちづくり協定に関する条例」（まちづくり条例、昭和56年）など独自施策が展開された。市街地整備の面でも、先の地区環境診断を受け継ぐ形で「環境カルテ」（昭和53年）が作成され、都市再開発法に基づく「都市再開発方針」（昭和60年）の策定が行われた。

第2次マスタープランから10年後の昭和61年2月には、基本構想を継承した上で、第3次のマスタープラン「第3次神戸市総合基本計画」が改定・策定された。この計画では、基本構想における5つの都市像ごとの計画構成を踏襲しつつも、新たな計画課題に対応した戦略的側面が強調され、新たに、①港都ルネッサンス構想、②都市アメニティ倍増構想、③生きがいタウン構想の3つの構想を柱にした施策展開が提案された。特にインナーシテイ対策の強化は大きな政策課題と位置づけられ、「インナーシテイ総合整備基本計画」（平成元年）を策定して、インナーシテイ再生への施策展開と住環境整備を柱としたまちづくりの実践がはじめられた。

(3) 第4次マスタープラン

バブル経済の崩壊を契機としたわが国経済の成長路線からの失速に加え、少子・高齢化の急速な進行、環境問題の重要性の増加、高度情報化の進展など大きな社会的潮流に対応するため、平成5年9月には、基本構想が改定され「新・神戸市基本構想」が策定された。

この基本構想では、2025年を目標年次に、その都市づくりの基本理念として「世界とふれあう市民創造都市」を掲げ、その実現のために、①ともに築く人間尊重のまち、②福祉の心が通う生活充実のまち、③魅力が息づく快適環境のまち、④国際性にあふれる文化交流のまち、⑤次代を支える経済躍動のまち、の5つの都市像を掲げ、人口については180万人の都市容量を設定した都市の成長管理を行うとしている。

この基本構想を受けて基本計画の策定作業が進められていた第4次マスタープランは、その発表の直前に、あの大地震災に見舞われることになったが、震災後、震災復興のための「神戸市復興計画」（平成7年6月）の策定が行われたのについで、震災の教訓をいかした計画の内容の見直しを経て、平成7年10月に、「第4次神戸市総合基本計画」として公表された。

この基本計画では、計画の役割を行政の総合的指針であるとともに、市民・事業者・市の総合調整を図る指針と位置づけ、計画の目標年次を2010年、計画人口170万人としている。5つの都市像による部門別計画と都市空間計画（安全で快適な都市空間の形成）からなる他、重点プラン（アーバンリゾート都市づくりの推進）が示されている。さらに、第4次マスタープランでは、基本計画とともに区別計画を策定（平成8年3月）しており、より地域に密着した展開が試みられたとともに、「協働のまちづくり」の推進が大きな特色となっている。

4. 都市構造と生活圏の構成－都市空間計画の変遷と都市空間像－

これまで4次にわたるマスタープランの策定と改定を通じて、神戸の都市空間像はどのように構想、計画されてきたのであろうか。都市空間計画とその計

画内容の変遷を通じて、特に神戸の都市構造と市街地構成の特色を考察してみよう。

(1) 都市構造—都市軸と中心核—

マスタープランにおける空間計画の大きな役割の一つは、都市発展とその方向性を明らかにすることであるが、そのためには、その都市の立地条件や環境特性を活かしながら、将来の都市の骨格と地域構成（関係性）のあり方（都市空間像）を示す必要がある。神戸の都市空間上の大きな特色は、六甲山系によって南北に二分されていることであるが、大阪湾に面した既成市街地と六甲山系の背後に広がる西北神地域とをいかに結びつけ都市としての一体性を確保するかが常に都市構造上の大きな課題であったといつてよい。

第1次マスタープランでは、土地利用計画を基本にした地域構成が都市空間計画（都市空間の用語自体は使用されていないが「総合基本計画図」として図面表示）の中心となっているが、既成市街地内、既成市街地外周部、西北神地区の3地域に区分して、それぞれの地域の性格と地域構成の方向づけがなされ、可能な限り混合・混在形態を避けた用途純化の方向が打ち出されている。このうち、既成市街地については、南から北へ臨海地域、中間地域、山手地域のいわゆる「3層構造」と市内8河川の川沿いに東西50m幅の緑地を配した「格子状市街地構成パターン」が提示され、さらに、都心構成として、中央都心部、東西（六甲、大橋・板宿付近）に副都心を置いた1都心・2副都心の振り型構成が提案されている。こうした都市構成の考え方は、その後のマスタープランにおいても継承され、神戸の市街地整備の基本とされてきた。

一方、既成市街地への人口・産業の流入集中過密化を防止するため、西神地区に一つの副都心的機能を集中立地させる「西神ニュータウン」がはじめて位置づけられ、先行投資による鉄軌道・幹線道路の建設により、「当初においては、ベッド・タウン的なものから出発し、次第に、一個の“都市”としての機能—生産・流通・交換・消費・流動・管理中枢・情報等の機能—を具備せしめ、母市としての神戸旧市街との連繫・依存において、人口35万人ぐらいを包容せしめる」とした。さらに、その具体的内容として、住居地区、住商混合地区、

業務・商業・都心地区に加えて、工業地区（インダストリアル・パーク）、総合スポーツセンター、保存・緑地地域が計画されていることには、その後の公共ディベロッパー方式による地域整備状況と重ねあわせるとき、この第1次マスタープランのもつ先見性と特色とが読み取れて極めて興味深い。

さて、都市像の理念や計画を展開する基盤となる「都市空間計画」がマスタープランに位置づけられたのは、第2次マスタープラン以降のことであるが、その基本構成は、①生活圏の段階構成、②地域中心核の構成、③都市機能の構成、④緑の空間構成からなっている。このうち①と②については後述するが、③は第1次の土地利用計画を地域の機能分担の視点から展開させて、住機能、生産機能、商業・業務機能、港湾・流通機能、福祉・文化機能、交通体系の地域的配置を「総合基本計画図」として総括している。また④では、「市域の7割緑地、市街地の3割緑化」の方向が打ち出された。地域別計画では、既成市街地域計画で第1次の時からの「三層構造」（住居地帯、住・商・工複合地帯、港湾・工業地帯）に加えて、「軸」の概念がはじめて登場しており、「都市施設や生活施設を結びつけて、三層間に有機的な結合をつくり出すとともに、生活圏を区分し、都市空間を秩序づける」ものとして、都市全体の骨格を形づくる「都市軸」に中央都市軸（ポートアイランド～三宮～新神戸～箕谷）、東部都市軸（六甲アイランド～東部副都心～六甲山～北部北神）、西部都市軸（臨海部～西部副都心～須磨ニュータウン～西神ニュータウン）の3本を設定、さらに「生活文化軸」と「緑地軸」を設けている。

既成市街地の魅力を高め、市民生活を便利にするとともに、都市機能の適正配置のための多核心都市建設のための地域中心核の構成としては、従来からの都心、副都心に加えて、「衛星都心」（二郎、西神ニュータウンの中心）日常的な生活圏と広域的な生活圏との中間にあって区段階の行政機能や商業・娯楽・ターミナル機能をもつ「生活都心」が提案され、住吉、湊川、須磨、垂水、須磨ニュータウンの中心に設定された。

第3次マスタープランの都市空間計画は、この第2次のものを基本的に踏襲しているが、都市の広域的位置づけのなかで特に国土軸（広域幹線道路軸）と

の連携が強く意識されるようになり、都市軸として、中央都市軸（国際情報文化軸）、東部都市軸（研究・流通軸）、西部都市軸（住宅・先端産業軸）、神戸都市軸、湾岸都市軸（産業・流通軸）、六甲都市軸（観光・レクリエーション軸）の5本の軸が構想された。さらに、地域別計画のなかに、ポートアイランドから六甲アイランドの造成を背景にして、ポートアイランド（第2期）、神戸空港、六甲アイランド南へと展開する「海上都市地域」の計画が位置づけられたのもこの第3次計画であった。それに対応する形で、海上都市地域（ポートアイランドおよび六甲アイランドの中心）、神戸西地域（西神中央）、神戸北地域（藤原台）に衛星都心を設定している。

第4次マスタープランでは、都市空間整備の視点として、都市のもつ容量にゆとりをもちつづけられるような持続的な都市の成長を誘導する「都市の成長管理」がかかげられ、自然との共生を図りながら都市機能や人口の配置をすることにより、都市全体として均衡のとれた災害にも強い「多核ネットワーク型都市」の実現を掲げている。そのための都市構造として、相互に補完し合う、既存都市核、憩いの都市核、新都市核からなる12の都市核を設定するとともに、都市核を相互に連携する7本の都市軸を提案している。

中心核については、都心・副都心・衛星都心を設定しているが、衛星都心として従来からの3つ（海上都市、西神、北神）に加えて、鈴蘭台と垂水・舞子の2つが加えられた。さらに、震災の教訓から復興計画を受け継いで「防災生活圏」、「防災都市基盤」、「防災マネージメント」からなる安全都市の形成を都市空間計画の大きな柱としている。

(2) 生活圏の構成—近隣住区からまち住区・生活文化圏

市街地構成の前提となる生活圏の構成について、神戸市のマスタープランでは早くから計画論の展開がみられ、第1次マスタープランでは「近隣住区計画」が住居地や住居・商業混合地区の計画手法として提案されている。この計画においては、旧市街地では近隣住区の理想的形態を実現するのは現実の問題として極めて困難であるとしつつも、神戸的な近隣住区として66住区（人口密度1㎏当り、1万5千人～2万人）を想定し、街路の人車分離方式の採用を提案し

ている他、新開発地域では1住区の人口密度を1km²当たり1万人の理想的な住区計画を行うとしている。

第2次と第3次のマスタープランでは、都市空間整備の方向としてすでに述べた4つの基本構成を示しているが、そのなかで生活圏の広がり、神戸都市圏-地域-ブロック-行政区-まち住区-近隣住区からなる段階構成として設定している。このうちの「まち住区」は、この計画ではじめて提案された地域概念であるが、まち住区の役割として、市民発想と市民参加、生活文化環境の設計、事業の総合化に求め、近隣住区と行政区の中間的な規模の広がり、①人口規模2～5万人、②住区面積100～500ha、③交通中心の存在（鉄道駅、バス停留所）、④生活中心の存在（中心商店街など）、⑤地区シンボルの存在（川、運河、緑地など）をその設定の条件としている。その結果、既成市街地に35住区、西神地域に7住区、北神地域に6住区、都市全体として48のまち住区が設定された。その上で、1日の生活圏を住居を中心にした500m圏内とし、通行の安全を確保するための近隣住区を、小学校区を中心にした施設整備の基礎単位としての近隣住区を設定している。特に第3次マスタープランでは、このまち住区構想による地域特性を生かしたまちづくりの推進を都市空間整備の中心に位置づけている。

第4次マスタープランでは、都市構造の構築のために都市活動や市民生活の広がりに応じて、①広域生活圏（神戸を取り巻く概ね1時間交通圏の圏域）、②中域生活圏（行政が施策展開を図る圏域で、既成市街地、海上都市地域、西神・北神地域）、③近隣生活圏（日常生活がある程度の完結性をもつ概ね小学校区を中心とした圏域）、④生活文化圏（行政区と近隣生活圏の間を埋める生活圏で、地縁的・歴史的つながりやまちづくりの経緯から共通の地域的性格をもつ圏域で区に数カ所程度設定）、の4つの生活圏を設定している。さらに、安全都市の形成の観点から、近隣生活圏、生活文化圏、区生活圏に対応して役割分担を行う「防災生活圏」を設定することを提案している。

5. 21世紀における神戸の都市空間像の構築のために

これまでの神戸のマスタープランにおける都市空間計画の変遷をみてくると、それぞれの策定時期における神戸を取り巻く状況変化への対応と同時に、都市整備上の課題への取り組み姿勢が読み取れて興味深い。しかも、その多くの構想が都市づくりの実践のなかで実現され具体化されてきたことは特筆されてよからう。

しかし、わが国の都市社会は、右肩上がりの経済成長路線からの失速による土地不足と地価上昇の神話の崩壊、少子高齢・人口減少社会の急速な進行、高度情報化、地球環境問題への対応、地方分権化と行政システムの変革など、歴史的な転換期を迎えている。しかも神戸は、震災による大きなダメージを受けており、その後の復旧・復興と同時並行的に取り組むことが求められている。

こうした状況下で、神戸の将来像を明確に描くことは極めて困難と言わざるを得ないが、これからの成熟社会における都市空間像構築に共通して重要なのは、次の3つのこれからの都市社会についての基本的認識であろう。まずその第一は、脱工業化社会の本格化と情報化社会の到来による人間の行動様式（ライフスタイル・ワークスタイル）の変化への対応であり、いわば人間中心主義の視点である。第二には、大量生産・大量消費を背景にした量的成長の拠点としての都市からの転換であり、拠点開発型から総合的改善型施策の視点である。第三は、都市化社会から都市型社会への移行であり、これまでの郊外化による外延的拡大から市街地回帰の視点である。

ところで神戸では、震災前後から都市再生のための戦略としていくつかの新しい都市像の構築が試みられてきている。そのなかで都市空間の将来像と密接に関連する「アーバンリゾート都市構想」は、「快適な都市環境の中で、市民や来訪者が、文化・歴史・スポーツ・アミューズメントなど、多様なライフスタイルを楽しむことのできる街」を目指すものであるが、東京への一極集中への危機感を背景にした地方都市の生き残りのための都市戦略としての目標像ともいえよう。いまひとつの「コンパクトシティ構想」は、その基本となる空間像・社会像構築の試みで、「都市の容量を踏まえた都市の成長管理を行うこと

によって、持続的な都市の発展の基礎づくりを進めるとともに、個性豊かで自律した生活圏（コンパクトタウン）が相互に連携する都市づくりを市民・事業者と市との協働のまちづくりによって進める」ものと説明されるが、今のところその具体的施策展開のイメージはかならずしも明らかではない。

これらの都市像実現のための都市空間計画には、次のような計画的アプローチが特に必要であろうが、そのなかには、神戸市においてすでに部門別計画や具体的施策レベルでの取り組みがはじまっているものもある。これらの計画的アプローチに、21世紀神戸の都市空間像とその実現方策の萌芽をみることも可能であろう。

その一つは、「(市民)生活都市」と「交流都市(集客都市)」との協調のあり方を追求するアプローチであり、都市機能(産業・居住・福祉・文化など)の複合化とその空間像の提示である。たとえば、スモールビジネスと都心居住、ニュータウンのオールドタウン化などの計画課題への都市空間再生の視点からの回答がその第一歩となる。

二つには、地球環境問題への対応と持続可能な都市発展のための共生的空間計画の定立である。たとえば、環境負荷の低減、省エネ・省資源、生態系に配慮したアメニティ空間の創造など環境保全への対応、都市-自然-農村の共生的空間形成手法の確立などである。この点について神戸市では、環境保全基本計画(平成8年)、「緑の基本計画」(平成11年)などの計画策定とともに、市街化調整区域における共生的土地利用をめざす「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」(いわゆる「緑の聖域条例」,平成3年)や「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」(平成8年)などが制定されている。

三つには、建設から管理(マネジメント)への計画手法の転換を図るための総合的計画マネジメント手法の開発である。たとえば、密集市街地などにおける街区協同再生システムの構築と住民主体の地域密着型まちづくりと協働のまちづくりの実践がある。この点についても震災後の復興まちづくりの実践を通じて貴重な教訓を得てきたが、こうした経験を震災復興の特殊事例とすることなく、これからの都市空間整備のなかに幅広く生かされることが望まれて

いる。密集市街地などでの街区単位でのまちづくりを支援する「近隣住環境計画制度」(平成11年)の創設などもその具体的施策の一つといえよう。

いずれにせよ、これからの都市空間計画は、都市空間全体の目標像(将来像)を一元的・体系的に設定する都市づくりから、都市空間のなかにおいてモザイク化する地域の自律的展開を図りつつ相互に連携する創発的(インターラクティブ)な都市空間形成を基本とする都市づくりに向かうのではなからうか。

震災復興と都市整備 V

——神戸市街地形成史——

高 寄 昇 三

(甲南大学経済学部教授)

1. 大正期の市街地整備

大正期の市街地整備で注目すべきは、都市計画法制の整備、それにもとづく計画的道路整備、これに対応した耕地整理・区画整理といった先行的市街地整備が、市内全域にわたって行なわれたことである。

街路整備については、前号でみたが、その必要財源は市税では、当然にまかなえず、区画整理などの自己負担、公営企業の繰出金、都市計画法にもとづく受益者負担などに求めていくシステムも、次第に形成されていった。

当時の人口増・市街地膨張に対応して、まず都市計画の策定がなされた。明治45年4月、神戸市は臨時市区改正調査委員会協定が、議会で検討され、大正4年4月に条例が制定された。同委員会は、神戸市のあらゆる市街地整備事業を、調査・実施するための機関であった。

大正5年4月の各部会の調査事項をみると、第1表のように市政関連事項は、すべて含まれている。そしてこの委員会報告にもづいて、5年9月には神戸電気株式会社事業買収部が設立され、6年8月に買収に成功している。その他、兵庫港改修、火葬場市営計画、市内貫通鉄道改良などが議決・計画された。

当時の神戸市の用途地域制は、住宅区域1,119万坪(67.1%)、商業区域250万坪(14.2%)、工業区域240万坪(13.4%)、未指定区域90万坪(5.3%)となっている。

しかしこれからの動きは、制度的には中央レベルの法制の整備をまたなければならなかった。大正7年「京都市大阪市其ノ他市区改正ニ関スル件」が制定され、神戸市にも東京市区改正条例が準用されることになった。そして大正8

第1表 市区改正委員会の各部会

第1部会	公園・住宅区創設のための市内北部開発の調査
第2部会	縦貫鉄道、監獄分監の移転、築港防波堤速成に関する調査
第3部会	道路調査
第4部会	市区改正財源 市営事業調査

年には、都市計画法、建築基準法がそれぞれ制定された。

神戸市は、大正9年1月、都市計画法の施行と同時に、その対象区域に指定された。しかし都市計画法は、今日よりも当然に中央集権的であり、県庁に都市計画神戸地方委員会がおかれ、知事が会長になり31人から構成された。神戸市長も、委員の1人にすぎなかった。

このような都市計画の展開、地方公営企業の発達などがすすむと、都市問題も政策的対応が求められるようになり、専門研究機関が設立されていった。当時、東京市政調査会、大阪都市協会が設立されたが、兵庫県では大正13年10月、神戸市長などが参加して、兵庫県都市研究会が設立され、機関誌『都市研究』が刊行された。

このような協会が設立された背景は、既成政党と都市地主とによる開発利益の独占に対して、都市官僚と無産階級とが連合して、対決していこうとする政治的構図があった。

すなわち「都市計画の遂行のためには、地方議会に無産階級の進出が必要であるが、それが体制の枠を破らない程度に抑制させることも必要であり」¹⁾といわれている。

しかし当時において、都市整備財源を地主などの受益者負担に求める社会的合意形成が、如何に困難であったかは、その後の都市スプロールをみればわかる。それは地主が田畑を宅地化する場合に、なんら法的規制、負担金システムが稼働しなかったことである。

すなわち極論すれば、地主が開発利益・地価上昇利得を百パーセント懐に入れるか、行政に協力して都市整備財源を自己負担する耕地整理事業などを採用するかどうかは、行政よりも地主の匙加減にあった。

このような都市計画の実施においての問題は、第1に、市域の拡張問題、第2に、都市施設の拡充問題、第3に、市街地整備の問題、第4に、都市整備財源の問題であった。

まず都市施設の拡充問題では、水道は明治期に市営事業で開始され、街路事業は都市計画事業で軌道にのりつつあった。しかし鉄軌道は民営で経営されており、整備拡充の問題から、買収化が焦眉の案件であったが、神戸市は大正6年に買収にこぎつけている。

つぎに市街地整備の問題は、街路整備はなされたが、市街地整備は放置されており、明治後期にはいり、耕地整理事業などが具体的手法として浮上してくる。

都市整備財源の問題は、市区改正条例によって解決されず、街路事業は前号でみたように、公営事業の繰出金と市債の大幅発行で、息をつく状況であった。

このような条件から、先行的な市域拡張による効率的整備が、不可欠の前提条件となった。

当時、神戸市の市域は37km²であり、神戸・兵庫地区にくわえて、明治29年に湊村、林田村、池田村の西部を市域に編入したに過ぎなかった。しかし人口は、明治30年の19.3万人から、大正8年には60.8万人と、3倍以上に膨らんでいた。

内務省は、都市計画区域につき、神戸市が西灘村などを含む広域都市計画区域を諮問した。しかし都市計画神戸地方委員会は、同年11月、武庫郡御影町をはじめとして、住吉、魚崎本庄、本山、六甲、西灘、西郷の各村と、山田村の一部を含む区域のみを決定した。一方、地方委員会が、神戸市の海面を含む計画案を答申したが、内務省に否認された。

このように市域をこえて、都市計画区域が決定されたのは、当時の神戸市の市勢が、東西にわたってひろがっていたが、東部には合併が進んでいなかったことを窺わせる事実である。

神戸市の西部については、大正9年には須磨区（人口2万3,249人、面積26.56km²）を合併するが、東部の六甲村・西灘村、西郷町の合併は、昭和4年になってからである。

しかし須磨町の合併は、円滑には進行したのではない。合併反対派を懐柔するため、合併条件として水道・鉄道の布設・延長などを提示していった。しかし施設を拡充すれば、沿線の市街地には居住がすすみ、地価は高騰することは、歴然としている。

このような先行的合併について、しばしば産業資本に奉仕し、地主階層に利益をもたらす措置として批判があげられている。しかし都市化という都市プロパーの視点からみれば、次のような反論が可能である。

第1に、大都市の経済生活圏において、中核都市が都市整備を先行的に実施していかなければならない。当時の都市自治体の行財政能力・都市問題への対応能力は、残念ながら周辺町村にはない。

それは今日の大都市周辺の市街地状況をみれば、如実にわかる。大都市の中心市街地が、耕地整理事業などで整然と整備されているのと対照的である。

第2に、都市は先行して市街地整備をすすめなければ、都市スラム化が深化するだけでなく、将来の都市施設・市街地整備のために、巨額の財政支出を余儀なくされる羽目になる。

市街地化の外延化によって、将来、必ず合併しなければならないことを考えると、市街地整備コストの軽減のために、先行的合併を大都市圏の中核市がのぞむのは、当然の選択である。

また地主層の利益については、第1に、市街地整備の有効な実施手法はなく、民間に依存しなければならない。行政団体としては、街路整備だけで能力的には限界であり、市街地整備の余力はのこされていない。

しかも地主層は、必ずしも耕地整理事業をしなくとも、宅地分譲は可能である。しかしそれではより劣悪な都市スラム化は避けられない。

第2に、民間事業によって実施すると、開発利益の大半は民間事業主体が取得することになる。しかし自治体にとってそれでもまったく開発者負担のない宅地化より、主要街路の整備など財源的には、事後整備の方式に比較して、巨額の節約ができることになる。

自治体にとって、合併による先行的都市整備は、まさに矛盾の選択であった。

それは合併によって、市街地化に一層の拍車がかかるが、市街地整備の財源・権限はない。しかも合併した以上は、幹線道路・交通施設などの整備を先行的に施工していく必要に迫られる。

しかし市街地整備における自治体の主導性は、発揮できない状況にあった。このような窮状下で次善の策として導入されたのが、当時の市街地整備手法である民間の耕地整理・区画整理事業であった。

したがって方法論・負担率・整備水準などの問題が残されているが、もし実施しない場合は、都市スラムの増殖が加速されるだけで、このような現実の状況を無視し、なんらの代替的な市街地整備方法を提示することなく、耕地整理方式を地主のための事業として一方的に批判するのは、政策なき自己満足の誇りを免れないであろう。

2. 耕地整理事業

大正期の市街地整備で注目されるのが、民間による耕地整理などの自発的な地主の市街地整備である。周辺部へのスプロール、地価上昇といった現象にすばやく反応した地主層の行動であった。

明治年間の市街地整備は、街路整備を主体にして行なわれたが、法律もなく面的整備は十分にすすまなかった。しかし大正期に入り、全国的に市街地整備の必要性が高まり、耕地整理方式が市街地整備の手法としてひろがっていく、神戸市でも耕地整理法による市街地整備が、全市的に実施される。

耕地整理法は、本来、農地改良事業のための法律であるが、明治42年に制定されて以来、市街地整備の手段として利用されていった。都市計画法が制定されても、政府融資の面で、事業者にとって有利であったからである。

しかし耕地整理事業は、市街地整備の手法としては、多くの欠点をもっていた。第1に、事業主体が民間の事業団体・地主などであり、市街地整備についての理解が不十分で、街区施設・住環境の整備より、事業収支を優先させる傾向を必然的にたどっていった。

そのため宅地整備の最低限度の整備として、周辺街区の街路は整備するが、

街区内の細街路の整備を惜しみ、結果的には密集市街地の増殖となっていた。この点は、このたびの阪神大震災でも、非戦災密集市街地が大きな被害を発生させる原因ともなった。

第2に、地方団体にとって、これら事業を規制強化すると、乱開発となり粗悪な市街地がひろがるが、一方、黙認しておくことは、開発利益をほとんど地主層が吸収してしまい、社会的にも問題であった。

今日と同じように地方団体が、法律的には宅地造成そのものに、負担金を課する制度はなく、また、地方団体が宅地開発指導要綱を策定し、負担金を徴収するだけの地方財政自主権の意識は未成熟であった。

結局、自治体は苦渋の選択を余儀なくされた。『神戸市史』は「水道・運河・湊川改修の三大事業に次ぎて重大なる工事は耕地整理なり。市区改正の計画なき神戸市が東西に拡張するに従ひ、姑息なる道路畦畔の改修のみを以てしては到底急激なる発展に應ずるにたらざる」²⁾と、市勢膨張に対して、市街地整備の急務なることを力説している。

当時、都市計画法（大正12年）は未制定で、「東京市区改正条例」は、基盤整備が目的で、市街地整備には無力であり、郊外地の先行整備は不可能であった。そのため都市計画法の制定をまつことなく、耕地整理法による市街地整備が行なわれた。

神戸市でも葺合、神戸西部、板宿、東須磨、西灘などの耕地整理組合が、ぞくぞくと設立されいった。しかも事業規模はきわめて大きく、夢野石井地方10万8,400坪、西部地区45万坪、西代村8万5,000坪、大手村2万坪となっている。

当時の神戸市の対応は、「耕地整理を出願する者ある毎に、其市街の整理に利益あるべきを理由として許可を主張せしが、関係地主等亦協同一致潰地を供出して整理に貢献せること称賛に値するもの」³⁾という表現にみられるように、民間による街路整備によるメリットを高く評価していた。

明治29年以前において、兵庫・長田地区ですでに新道建設と耕地整理が、市街地化を予測して行われていた。明治29年に本格的な耕地整理事業が実施された。兵庫中部において縦9線2,777m、横1,699m、幅員6.3mの街路を整備する

耕地整理事業が出願された。

この事業化に対する評価は、『神戸市史』が「敷地に要する土地をば皆地主の寄付によることとし、工事の結果として生ずべき不用道路溝渠敷をば無償にて払下を得むと出願せしに、神戸市会は喜びて之を進達し、県亦直ちに之が許可を与えた」⁴⁾との表現にみられるように、民間からの耕地整理事業を、如何に期待していたかを知ることができる。

要するに神戸市としては、農地がまったくの未整備で、宅地化されることがもともと困る事態である。

しかしそれを阻止する有効な手段も、自治体による事業化の余力もない。したがって民間が耕地整理事業で街路整備をして、なおかつ整備された宅地化を実施してくれれば願ってもない事業であったのである。

一方、民間の地主層にとっては、事業化には費用がいるが、宅地化による地価上昇が見込まれ、必要用地を供出しても、上昇のメリットは十分にある。しかも不要公共用地などの取得もあり、事業採算は容易に成立するのである。

このような神戸市・地主サイドの双方の目算から、明治末期から大正初期にかけて、全市的の耕地整理事業が展開されることになる。

3. 西部耕地整理組合事業

明治末期・大正期にかけて前号でみたように、全市的に耕地整理事業が行われた。なかでも大規模な耕地整理事業が、西部耕地整理組合事業で、大正2年に設立された。

その背景には、湊川改修工事が完成し、長田地区などで急激な市街地化が予測されたため、先行的に市街地整備をすすめなければ、乱開発を誘発しかねないという危惧があった。

したがって西部耕地整理組合事業は、通例の地元地主層による耕地整理ではなく、鈴木商店、湊川土地建物会社、川崎造船所、山陽ゴム、池永孟、小曾根定松などの組合員の顔触れからわかるように、資本家・地主層が参加した民間デベロッパーであった。

西部耕地整理組合事業の施行前後の土地整理の状況は、第2表のように、宅地面積は減少しているが、公共面積である道路などは増加している。

公共面積は6万6,727㎡から28万9,722㎡と4.34倍に増加しているが、もともとの公共面積は4.2%と低い水準にあった。耕地であるので当然であるが、事業施行後でも15.9%とそれほど高くはない。

組合の事業予算は、第3表のように、神戸市の補助金もあるが、基本的には事業者負担であった。事業費はわずか23万円にすぎない。平坦な田圃の連続地であったため、工事費が安くついたともいえるが、街区整備が十分でなかったといえる。

しかし当初は地主の拠出金につき難航した。それは事業の進行にともなって、予算も5万円から11万円に増額を余儀なくされていったからでもある。しかし最終的には溜め池の売却と、鉄道の布設による地価高騰によって、カバーされることになる。

第1に、実際の溜め池は、最終的には16万9,802㎡もあった。そして「各村に於ける溜池は本事業の竣功と共に従来の田畑は市街地に変じ灌漑用の池は全然不用に帰したるを以て当初の設計を変更して之を廃止し」⁵⁾そして売却している。

「売却したる池の総面積は約17町歩、即ち5万1千坪に達し、其売却代金総額はじつに130万円の巨額に上がり、……代金は直接関係を有する地主に水利補償として分配交付したる一部を除き其他は本事業の経費に充当し或は各村に於ける神社、寺院又は公会堂の新設改築費等に充て、或は衛生組合、在郷軍人会、戸主会等に補助し、尚各村に於ける道路改修費、散水用鉄管敷設費、道路、石垣工事費等に支出せられたり」⁶⁾と、売却収入の用途は説明されているが、具体的内容は不明である。

なお耕地整理前後の面積がふえているのは、台帳面積と実測面積との差で、22万3,797㎡にもなる。さらに溜め池の10万6,925㎡も、事業によってもたらされた付随的利益である。合計33万722㎡は、宅地面積の22.7%にも匹敵する数値である。

第2表 西部耕地整理組合事業の施行前後の用途別面積

(単位1000㎡)

区 分	施行前	施行後
用 途 別	面 積	面 積
田	1,396,829	1,455,922
畑	6,608	6,608
宅 地	5,418	17,912
原 野	227	227
溜 め 池	106,925	—
そ の 他	12,810	139
小 計	1,528,817	1,480,808
道 路	35,526	248,920
溝 渠	31,201	40,802
小 計	66,727	289,722
官 用 地	—	43,528
公 用 地	—	5,214
そ の 他	70	140
小 計	70	48,882
合 計	1,595,614	1,819,412

注 原資料の数値を一部修正。

資料 川島右次編『西部耕地整理組合誌』130～136頁から作成。

このように売却益は、地主が私的に懐に収めることになり、事業者負担金の抑制にはなった。それは「出作地主即ち他村の地主は本事業の主たる経費が市費補助及び各村溜池処分金等より拠出せられたるを以て特に何等の負担をなすことなかりき」⁷⁾と、記述されていることによっても、大きな負担はなかった。

これだけの巨額の開発利益があれば、小作人の離作補償、細街路の整備など、本来の事業費に充当すべきといえよう。

第2に、同地区に交通機関の進出があったからである。「事業の中途に於て鉄道の拡張並に市営電車布設等の計画起り」⁸⁾と、いわれるように、同地区の

第3表 西部耕地整理組合事業収支

収 入		支 出	
賦課金	113,259	工事費	41,996
補助金	50,000	測量製図費	29,229
雑収入	9,610	事務所費	41,393
借入金	61,512	会議費	1,119
		拳式費	1,174
		補償費	24,547
		借入金費	75,979
		創立諸費	3,054
		雑支出	14,517
合 計	234,381	合 計	233,008

資料 川島右次編『西部耕地整理組合誌』217～218頁

地価を予想外に上昇させることになった。

第4表のように、地価は施行後、5～10倍に上昇している。なお施行前後の価格変動をみると、施行前の宅地面積は174町8反で、評価額は290万9,196円で、施行後は152町9反で2,194万2,537円となっている。

本来、耕地整理といえども、公共的事業であり、もし事業利益が発生すれば、今日の区画整理事業のように事業剰余金として積み立て、公益事業費などに還元していくべきといえる。

西部耕地整理事業事業者の場合、事業施行者の利益は、第4表のように、耕地整理後の地価上昇によって、十分に確保が可能となった。しかし、民間主導の開発事業を誘導していこうとすると、ある程度の利益の見込みが、不可欠の前提条件となる。

このように民間にある程度の利益も容認しないのであれば、自治体が直接施行である公共デベロパー方式を採用せざるをえないのである。

しかし同組合は150haの宅地整備をし、大正9年までに36線の道路を開設した。道路溝渠用地は、6.6haから、整理後は28.7haとなり、組合員の負担は、減歩台帳上の面積で14%、実測面積で13.1%であった。賦課金は反当り79円68

第4表 西部耕地整理組合事業地区の施行前後の土地評価（1坪当）

大正3年（施行前）		大正5年（施行後）	
等 位	評定価格	等 位	評定価格
1	13.0	1	55.0
2	12.0	2	55.0
3	11.0	3	40.0
4	10.0	4	31.0
5	9.0	—	—
10	6.7	—	—
15	5.7	—	—
20	4.8	—	—
22	4.0	—	—

資料 川島右次編『西部耕地整理組合誌』113・114頁から作成

銭であった。それでも巨額の収益をあげたことは、先にみたとおりである。

戦前の耕地整理・区画整理事業をどう評価するかである。第1に、これら市街地整備事業は、施行者・地主に巨額の利益をもたらした。しかしこれら開発利益を公的に吸収するシステムは、結局は公共団体の直接事業方式以外にないのである。

この点からみれば、耕地整理方式でも事業者の自己負担方式で、周辺街路が整備できたことは、都市整備・自治体財政の面からみて、きわめてその効果は大きいといえる。

第2に、区画整理事業など、民間市街地整備事業の水準は低い。しかし極論すれば神戸市にも地主にも、市街地整備責任はないのである。

もし地主層が市街地膨張に対して、放任的態度でいたとすれば、耕地整理事業すらできなかつたであろう。しかも地主はスプロールの宅地分譲でも、開発利益の吸収という面では、区画整理・耕地整理事業方式よりもメリットは大きいはずであった。

第3に、神戸市などの公共団体は、公共施設の整備といういわば餌を条件として、地主に耕地整理を事業化させるよう誘うしかなかった弱い立場に泣かさ

れたのである。政府は都市計画法を制定したが、都市そして市街地を整備するための、財源・権限の整備はしなかったのである。したがって耕地整理方式は次善の策として、それなりに評価できるのである。

注

- 1) 神戸市編「新修・神戸市史歴史編Ⅳ（近現代）」504頁
- 2)・3) 神戸市編「神戸市史本編総説」（以下、前掲「神戸市史本編総説」）306頁。
- 4) 前掲「神戸市史本編総説」307頁。
- 5) 川島右次編「西部耕地整理組合誌」225頁
- 6)・7) 川島前掲書226頁
- 8) 川島前掲書227頁

市民所得を被説明変数とした 各統計項目との相関関係に関する考察

大 島 博 文

(財神戸都市問題研究所研究員)

1. はじめに

先般、「大都市比較統計年表／平成10年」が大都市統計協議会から発表された。この統計は、東京都と12の政令市を対象として、人口、工業、商業、サービスをはじめとして、金融、物価、教育、財政など主要なデータが掲載されており、ある時点（クロスセクションデータ）において大都市相互の比較分析を行ううえで極めて有用なものとなっている。本稿では、この統計年表に掲載されている12の政令市のデータを母集団として、神戸市に関するデータが他都市のデータと比較してどのような特徴があるかを分析するとともに、特に市民経済計算に基づき算出される「市民所得」に注目して、市民所得に関するデータを被説明変数として、他のデータとどのような相関関係にあるかを統計的手法により明らかにしようとするものである。

2. 平成9年度市民経済計算の分析

市民所得を算定する調査として「市民経済計算」がある。市民経済計算は、地域経済の循環と構造を、生産・分配・支出の3面から計量的に把握することにより、市民経済の実態を明らかにする総合的な経済指標として算定されるものである。ここでは市民経済計算のうち最新のデータとなっている平成9年度分についてその特徴等を分析する。

平成9年度の神戸市の経済成長率は名目で3.6%減、実質で4.4%減と、いずれも全国の数値（名目0.2%増、実質0.4%減）を下回るマイナス成長となった。

平成9年度の経済状況を振り返って見ると、日本経済は、前年までの緩やかな景気回復基調から一転して、停滞状態に突入した時期であった。消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減と、消費税率引き上げ、特別減税の終了等の影響で、平成9年度当初から、景気は足踏みし、その後、景気はいったん緩慢ながら回復の傾向に向かったが、秋以降の一連の金融機関破綻による金融システムへの信頼低下やアジア経済・通貨危機の影響で、景気は再び減速し、停滞を続け、平成10年度にかけて厳しさを増していった。

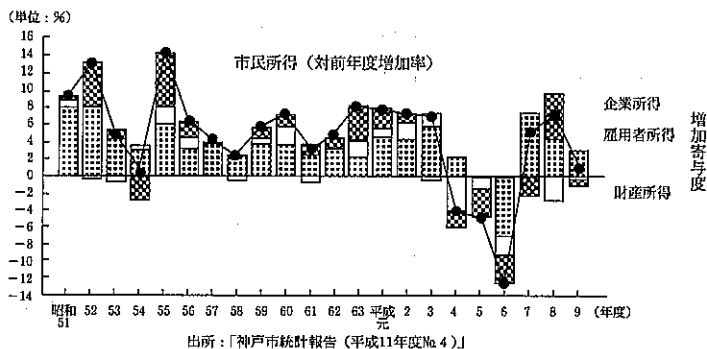
この結果、9年度の国内総生産（＝総支出、GDP）は名目で505兆円、物価変動による影響を除外した実質（平成2暦年基準）で488兆円となった。経済成長率（国内総生産の対前年度増加率）は、名目で0.2%増（8年度は2.9%増）、実質で0.4%減（同4.4%増）と、第1次石油ショック直後以来のマイナス成長となった。

一方、神戸経済に目を転じると、平成7年1月の阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けた後、平成7・8年度は復興需要にも支えられ回復傾向にあったが、9年度に入ると、全国的な景気低迷の影響に加え復興需要が一巡したこともあり、一転して厳しい局面を迎えることとなった。9年度の市内総生産（＝総支出）は、名目6兆4,851億円、実質6兆2,097億円で、経済成長率は名目で3.6%減、実質で4.4%減となり、6年度以来3年ぶりのマイナスとなった。

次に、9年度の神戸市における市民所得（個人のほか法人企業、政府機関等を含む市内居住者に、賃金・利潤・利子の形で支払われた所得）は4兆2,065億円で、対前年度比は1.4%増（8年度は6.4%増）と、前年度に比べ伸び率は縮小したものの3年連続のプラスとなった。これは、財産所得が同14.8%減、企業所得が同4.1%減となったものの、市民所得の8割を占める雇用者所得が同3.2%増加したことによる。市民所得1.4%増に対する増加寄与度は、雇用者所得が2.5%、財産所得が△0.3%、企業所得が△0.8%であった。

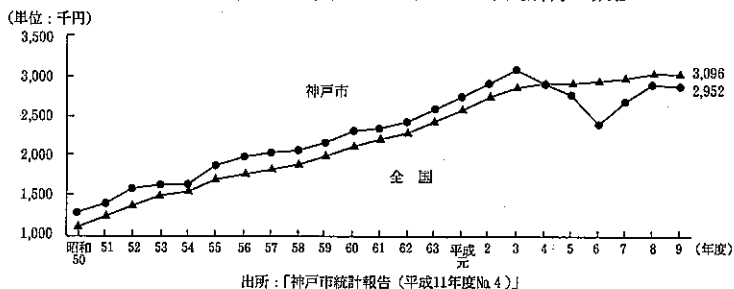
市民所得を被説明変数とした各統計項目との相関関係に関する考察

図表 1 神戸市の市民所得（対前年度増加率）及び項目別増加寄与度の推移



また、市民所得を総人口で割った1人あたりの市民所得は295万2,000円で、前年度に比べて1.1%増となった。これは1人あたりの国民所得（309万6,000円、対前年度比0.4%減）と比べると、14万4,000円下回っている。その差は6年度で最も大きくなったが、7年度以降縮小している。

図表 2 神戸市及び全国の1人当たりの市民所得の推移



次に、神戸市の市民所得について、他の政令指定都市と比較してその傾向や特徴について分析する。

政令市12市における平成9年度の1人あたりの市民所得の平均は、332万2,000円となっており、1人あたりの国民所得と比較して、金額で22万6,000円、率にして7%上回っている。市民所得の高い都市としては、①川崎市364万2,000円、②大阪市357万1,000円、③名古屋市355万9,000円（以下、「上位グループ」と呼ぶ。）となっており、企業の本社や大規模な工場が立地している都市

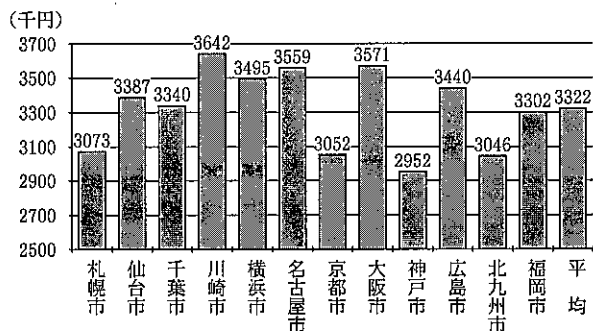
が上位を占めている。

一方、下位の都市として、⑩京都市305万2,000円、⑪北九州市304万6,000円、⑫神戸市295万2,000円（以下、「下位グループ」と呼ぶ。）となっており、震災などの影響や産業構造の転換が他都市以上に必要となっている都市が並んでおり、上位グループの平均359万1,000円と下位グループの平均301万7,000円では11.9%の乖離率となっている。

また項目別に両グループについて比較対照を行ってみると、給与や俸給など雇用者1人あたりの雇用者所得は、上位グループの平均は588万7,000円、下位グループの平均は561万8,000円で、乖離率は4.8%であり、比較的幅が小さい。一方、雇用者所得を総人口で割った数について両グループの平均を求めると、上位グループの平均は266万5,000円、下位グループの平均は235万2,000円であり、乖離率は13.3%となり、雇用者1人あたりの両グループの乖離率と比較して2.8倍の大きさとなっている。これは、各都市とも雇用者1人あたりの所得はあまり差異がないが、総人口に占める雇用者の割合が上位グループの都市ほど大きい、すなわち市民のうち雇用所得を得ている人の割合が大きいことを表していると言えるだろう。

なお、神戸市の市民1人あたりの市民所得について政令市における順位をみていくと、震災前は概ね8～9位であったが、震災後は12位が続き、震災の影響等による神戸経済の苦況ぶりが反映されている。

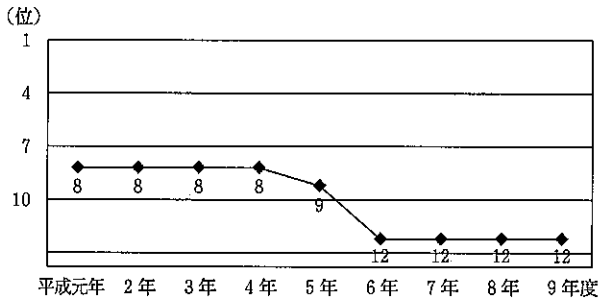
図表3 平成9年度政令市の1人あたりの市民所得



データ出所：「大都市比較統計年表／平成10年」（大都市統計協議会）

市民所得を被説明変数とした各統計項目との相関関係に関する考察

図表4 各年度別神戸市の1人あたりの市民所得の順位



※千葉市は平成6年度の統計より算入されている。
データ出所：「神戸市統計報告（平成11年度№4）」

3. 市民所得と他の統計項目との相関関係

(1) 相関係数について

次に、本稿の主要な目的である各政令市の市民所得と他の統計項目との相関関係について、主として統計データ間の相関関係を数量的に把握する「相関係数」を用いて分析を行った。

まず、分析を行う前に「相関係数」について若干の説明をしておきたい。

データの分布の散らばり具合を表す指標としてよく用いられるものとして「標準偏差」(standard deviation)と「分散」(variance)があり、分散を $S^2 = 1/n \sum (X_i - A)^2$ (A : 平均) とすると、標準偏差 (S) は、分散の正の平方根で表される。

また、2つの母集団から取り出された統計データが表す分散の指標として、「共分散」という概念があり、 $S_{xy} = 1/n \sum (X_i - A_x)(Y_i - A_y)$ (A_x, A_y : 各集団の平均値) と表される。

「相関係数」(r) は、 $r = S_{xy} / S_x \times S_y$ で表され、 $-1 \leq r \leq 1$ の値をとり、 r の絶対値が大きいほど (-1 や 1 に近づくほど) 相関関係が強く、プラスの場合は正の相関関係が、マイナスの場合は負の相関関係にあり、また、絶対値が小さいほど (0 に近づくほど) 無相関であると判断される。

以上の考え方により、政令市における人口、産業構造、商業、工業に関する主なデータについて、政令市12市を母集団として、1人あたりの市民所得との相関係数及び神戸市の偏差値などを求め相関関係を分析する。

(2) 人口に関するデータと市民所得との相関関係

① 人口に関するデータ

神戸市は、平成10年10月現在で1,475,342人、全政令市中5位となっており、震災前の平成6年10月と比較すると43,640人、率にして2.9%の減少となっている。また、人口増加率は、前年度比0.39%で全政令市中8位となっている。人口増加率についてその中身を分析してみると、自然増加率は0.15%で全政令市中9位となっており、うち、出生率は12位、死亡率は4位となっている。また、社会増加率は0.24%で全政令市中5位であり、人口密度は2,684人/km²で、全政令市中7位となっている。

ここまでの人口に関するデータから概観すると、平成10年の時点で、神戸市の都市像は、他の政令市と比較して、「概して出生率が低く死亡率が高いため自然増加率は低いが、復興した住宅への市外からの転入などにより社会増加率がやや高く、人口増加率が中位となっている。」ことが推察される。また、人口増加率、自然増加率、出生率、死亡率、社会増加率を地域グループごと〔A 関東（千葉・川崎・横浜）、B 近畿（京都・大阪・神戸）、C その他（札幌・仙台・名古屋・広島・北九州、福岡）〕に比較すると、死亡率を除くデータはすべてA>C>Bの順になっており、近畿地方の政令市の停滞ぶりが目立つ。

図表5 人口に関する各種データ

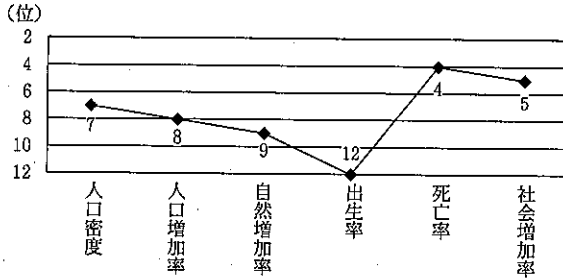
	札幌市	仙台市	千葉市	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
人口密度(人/km ²)	1,608	1,265	3,204	8,519	7,755	6,624	2,395	11,728	2,684	1,516	2,098	3,909
人口増加率(%)	5.6	6.5	8.8	10.1	8.4	3.0	△0.5	△0.0	3.9	4.8	△2.2	8.9
自然増加率(%)	3.4	5.3	4.5	5.7	4.3	3.0	1.4	1.5	1.5	4.6	1.0	4.5
出生率(%)	9.0	10.4	9.9	11.2	10.3	10.0	9.2	10.0	8.9	10.7	9.5	10.3
死亡率(%)	5.6	5.1	5.4	5.5	6.0	7.0	7.8	8.4	7.4	6.1	8.5	5.8
社会増加率(%)	2.1	1.2	4.3	4.5	4.1	0.0	△1.8	△1.6	2.4	0.2	△3.2	4.4

※人口密度は平成10年10月1日現在、その他のデータは平成10年中の増減(%)

データ出所：「大都市比較統計年表/平成10年」(大都市統計協議会)

市民所得を被説明変数とした各統計項目との相関関係に関する考察

図表 6 人口に関するデータにおける神戸市の順位（12政令市中）



データ出所：「大都市比較統計年表／10年」（大都市統計協議会）

図表 7 地域別政令市グループごとの人口に関するデータ比較

	Aグループ平均	Bグループ平均	Cグループ平均
人口増加率	9.1‰	1.1‰	4.4‰
自然増加率	4.8‰	1.5‰	3.6‰
出生率	10.5‰	9.4‰	10.0‰
死亡率	5.6‰	7.9‰	6.4‰
社会増加率	4.3‰	▲0.3‰	0.8‰

Aグループ（千葉・川崎・横浜市） Bグループ（京都・大阪・神戸市）

Cグループ（札幌・仙台・名古屋・広島・北九州・福岡市）

データ出所：「大都市比較統計年表／平成10年」（大都市統計協議会）

② 人口に関するデータと市民所得との相関関係

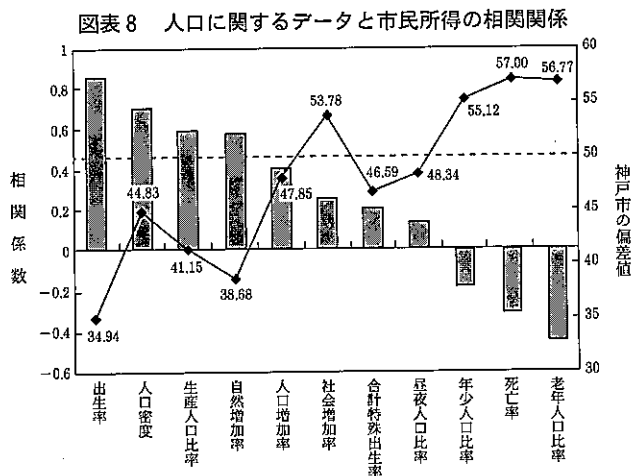
次に、人口に関する主なデータとして、④人口増加率、⑤社会増加率、⑥自然増加率、⑦昼夜人口比率、⑧出生率、⑨死亡率、⑩合計特殊出生率、⑪年少人口比率、⑫生産人口比率、⑬老年人口比率、⑭人口密度のデータをピックアップし、市民所得との相関関係について比較検討した。

これらのデータと1人あたりの市民所得の相関関係を前述の相関係数により比較すると、3つのグループに分けられる。すなわち、⑤、⑭、⑩、⑥のデータが0.5を超え、「強い正の相関関係」を示すのに対して、④、⑤、⑥、⑦のデータが0～0.5未満で「正の相関関係」を示し、⑧、⑨、⑪のデータが△0.5～0未満で「負の相関関係」を示している。強い正の相関関係を示すグループをみていくと、⑧出生率、⑩生産人口比率、⑥自然増加率の高さから、「高い比率

の生産人口世代の両親から比較的多くの子供が生まれている」都市が、1人あたりの市民所得が相対的に高い都市となっていると推定される。

また、負の相関関係を示すグループに㊦死亡率、㊧老年人口比率があることから、「高い比率の老年人口世代の高齢者が、比較的多く死亡している」都市が、1人あたりの市民所得が相対的に低い都市となっていることが推定される。

神戸市についてみていくと、市民所得と最も相関関係の高い出生率が偏差値34.94と低く、また生産人口比率の偏差値も41.15と低く、これらの数値が1人あたりの市民所得が低いことに相関関係があることが推定される。また、市民所得と最も負の相関関係にある老年人口比率は逆に偏差値56.77と高く、死亡率も偏差値57.00と高いことが1人あたりの市民所得が低いこととの関連性がうかがえる。



データ出所：「大都市比較統計年表／平成10年」（大都市統計協議会）

(3) 産業構造に関するデータと市民所得との相関関係

次に、産業構造に関する主なデータとして、①第二次産業の事業所数割合、②第三次産業の事業所数割合、③第二次産業の就業者数割合、④第三次産業の就業者数割合、⑤第二次産業の総生産額割合、⑥第三次産業の総生産額割合（なお、第一次産業の占有率については各政令市とも低く、今回は対象から除

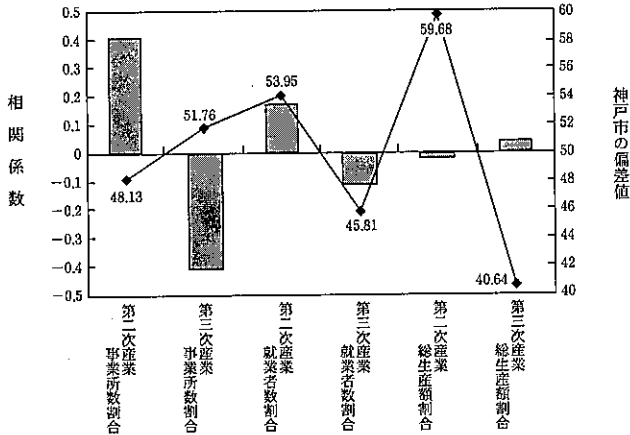
市民所得を被説明変数とした各統計項目との相関関係に関する考察

外した。)についてピックアップし、市民所得との相関関係を比較検討した。

まず、第二次及び第三次産業別の事業所数の割合と1人あたりの市民所得との相関係数をみていくと、第二次産業の割合のものは、0.41と比較的強い正の相関関係を示し、一方、第三次産業の割合によるものは-0.40と比較的強い負の相関関係を示しており、統計上のデータだけから見れば、第二次産業の事業所数の割合が高まれば、1人あたりの市民所得が上昇することがわかる。また、就業者数割合についてみると、第二次産業の就業者数割合が1人あたりの市民所得と正の相関関係を示すのに対し、第三次産業の就業者数割合は逆に負の相関関係を示していることがわかるが、第二次産業と第三次産業の総生産額の割合については1人あたりの市民所得はほとんど無相関であることがわかる。これらの結果から産業構造と市民所得との関係を推定していく。まず第二次産業についてみていくと、(事業所数)>(就業者数)>(総生産額)の順に1人あたりの市民所得との相関関係が高く、規模の大きな事業所の存在が必ずしも市民所得の上昇につながっていないことがわかり、また事業所数の多さが所得に好影響を与えることも示しており第二次産業の「起業」の重要性を示している。また、第三次産業に関する相関関係についてみていくと、逆に(総生産額)>(就業者数)>(事業所数)の順に相関係数が高く、規模の小ささや生産性の低さが市民所得に悪影響を与えていることがわかる。ちなみに、最も市民所得との相関関係が強い産業別の事業所数割合について、神戸市の第二次産業と第三次産業の事業所数割合の偏差値は、48.13と51.76であり平均と比較して若干第三次産業の事業所数割合は高いが、概ね平均値に近く、市民所得に大きな影響を与えていないことが推定される。

また、神戸市の特徴的なデータとして、第二次産業の総生産額にしめる割合が相対的に高く(偏差値59.68)、第三次産業の総生産額の割合が相対的に低い(偏差値40.64)ことが挙げられるが、元々両データとも市民所得との相関関係は低く、「経済的な強み」もしくは「弱み」にはつながっていない。

図表9 産業別データと市民所得の相関関係



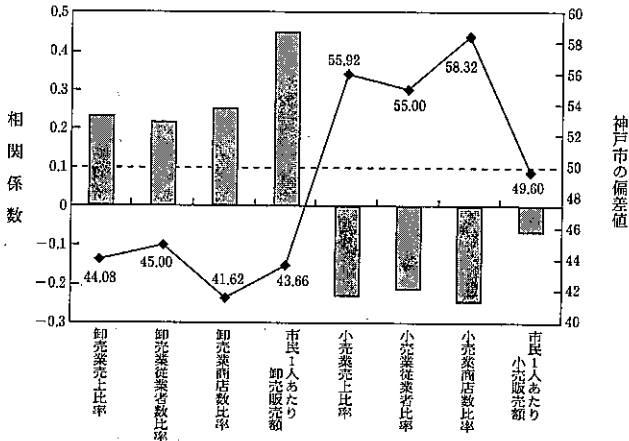
データ出所：「大都市比較統計年表／平成10年」（大都市統計協議会）

(4) 商業に関するデータと市民所得との相関関係

次に、商業に関するデータを卸売業と小売業との二元的な分析により、それぞれの①売上比率、②従業者数比率、③商店数比率について、1人あたりの市民所得との相関関係をみていくと、卸売業と小売業で対照的な数字を示す。すなわち、卸売業の売上比率、従業者数比率、商店数の割合は1人あたりの市民所得と正の相関関係を示しており、特に、市民1人あたりの卸売販売額との相関係数は0.45と高く、卸売販売額の割合が相対的に多ければ、1人あたりの市民所得が上昇することがわかる。ちなみに、神戸市の1人あたりの卸売販売額の偏差値は、43.66で、政令市平均789万円の半分以下の332万円となっており、その低さが市民所得に悪影響を与えている可能性が強い。これは、大商業都市である大阪市に近接していることが最大の要因であると思われるが、震災の影響により神戸市が含まれる兵庫県の卸売業の衰退ぶりが顕著〔平成6年と平成9年を比較して、売上額が-15.9%（全国で減少率第2位）、従業者が-13.3%（全国で減少率第2位）、商店数が-14.8%（全国で減少率第1位）〕となっており、「都市に所得をもたらす産業」（R.コックス）である卸売業のてこ入れが市民所得を上昇させるためにも重要であることがわかる。

市民所得を被説明変数とした各統計項目との相関関係に関する考察

図表10 商業に関するデータと市民所得の相関関係



データ出所：「大都市比較統計年表／平成10年」（大都市統計協議会）

(5) 工業に関するデータと市民所得との相関関係

① 工業に関するデータ

次に工業に関するデータとして、平成10年12月31日現在で算出された「工業統計調査」をみていく。当調査における神戸市のデータをみると、事業所数は5,014か所で前回調査（平成7年）と比較すると41か所、0.8%減少している。また、従業者数は84,317人で7,552人、8.2%の減少、製造品出荷額等は2兆9,573億円で、逆に1,677億円、6.0%増加している。同時期の我が国における数字（事業所数△9.2%、従業者数△7.7%、製造品出荷額等△1.9%）と比較すると、比較的健闘していると思われるが、前回調査時（平成7年）が震災により落ち込んだ反動もあると思われ、依然として厳しい状況であることには変わりがない。

図表11 産業中分類別事業所数（神戸市及び全国）

産業分類	神戸市(か所)	H7年比(%)	全国(か所)	H7年比(%)	神戸市の全国比(%)
食料品製造業	389	1.3	③60,309	▲8.1	0.65
飲料・たばこ・飼料製造業	48	▲4.0	8,553	▲6.5	0.56
繊維工業	17	①41.7	40,831	▲18.4	0.04
衣服・その他の繊維製品製造業	225	▲5.9	53,595	▲14.7	0.42

木材・木製品製造業	85	▲ 2.3	24,116	▲13.0	0.35
家具・装備品製造業	220	▲ 2.2	36,202	▲10.4	0.61
パルプ・紙・紙加工品製造業	89	1.1	15,042	▲ 6.2	0.59
出版・印刷・同関連産業	436	▲ 2.0	47,483	▲ 5.0	0.92
化学工業	48	▲ 4.0	6,147	②▲ 2.3	0.78
石油製品・石炭製品製造業	14	▲ 6.7	1,377	①▲ 1.3	1.02
プラスチック製品製造業	99	▲ 2.0	28,444	▲ 4.7	0.35
ゴム製品製造業	①879	2.8	7,352	▲ 7.7	①11.96
なめし革・同製品・毛皮製造業	386	③12.9	10,262	▲ 9.6	② 3.76
窯業・土石製品製造業	71	▲ 4.1	28,819	▲ 7.9	0.25
鉄鋼業	55	▲19.1	7,614	▲ 8.7	0.72
非鉄金属製造業	38	▲ 5.0	5,721	▲ 4.5	0.66
金属製品製造業	③528	▲ 3.5	①81,944	▲ 8.2	0.64
一般機械器具製造業	②646	▲ 4.2	②73,080	▲ 5.6	0.88
電気機械器具製造業	200	▲11.9	39,082	▲10.4	0.51
輸送用機械器具製造業	251	▲ 4.9	21,293	▲ 7.5	③ 1.18
精密機械器具製造業	39	②21.9	10,006	③▲ 3.3	0.39
その他の製造業	251	6.4	36,196	▲10.5	0.69
合 計	5,014	▲ 0.8	643,468	▲ 9.2	0.78

①～③は各項目ごとの順位

出所：「神戸市統計報告（平成11年度No.3）」「通商産業省平成10年工業統計調査」

図表12 産業中分類別従業者数（神戸市及び全国）

産 業 分 類	神戸市 (か所)	H 7 年比 (%)	全 国 (か所)	H 7 年比 (%)	神戸市の全国比 (%)
食料品製造業	①13,807	② 2.9	②1,197,430	②▲ 3.6	1.15
飲料・たばこ・飼料製造業	2,541	▲ 4.5	126,486	▲ 6.1	③2.01
繊維工業	227	▲ 8.5	272,340	▲18.9	0.08
衣服・その他の繊維製品製造業	1,798	▲19.3	543,692	▲20.3	0.33
木材・木製品製造業	490	▲ 3.7	201,835	▲17.1	0.24
家具・装備品製造業	1,055	▲15.1	228,905	▲12.0	0.46
パルプ・紙・紙加工品製造業	1,018	▲20.1	270,166	▲ 6.4	0.38
出版・印刷・同関連産業	4,201	▲19.3	585,850	▲ 4.0	0.72
化学工業	1,607	▲14.6	384,459	▲ 4.0	0.42

市民所得を被説明変数とした各統計項目との相関関係に関する考察

石油製品・石炭製品製造業	213	▲ 7.4	32,178	▲ 8.3	0.66
プラスチック製品製造業	1,082	▲ 3.5	456,847	▲ 5.6	0.24
ゴム製品製造業	7,342	▲ 7.2	145,286	▲ 9.6	①5.05
なめし革・同製品・毛皮製造業	3,212	▲ 4.3	64,592	▲17.1	②4.97
窯業・土石製品製造業	1,069	▲ 7.7	417,260	▲10.7	0.26
鉄鋼業	3,615	▲ 7.9	265,219	▲13.7	1.36
非鉄金属製造業	871	▲18.2	153,148	▲ 9.6	0.57
金属製品製造業	4,403	▲14.4	845,761	▲ 8.7	0.52
一般機械器具製造業	②13,103	▲10.0	③1,155,574	①▲ 3.0	1.13
電気機械器具製造業	③11,808	▲ 6.9	①1,686,056	▲ 6.9	0.70
輸送用機械器具製造業	7,419	③ 1.6	907,958	③▲ 3.7	0.82
精密機械器具製造業	852	①14.1	199,942	▲ 5.6	0.43
その他の製造業	2,584	▲35.2	258,394	▲10.5	1.00
合 計	84,317	▲ 8.2	10,399,378	▲ 7.7	0.81

①～③は各項目ごとの順位

出所：「神戸市統計報告（平成11年度No.3）」「通商産業省平成10年工業統計調査」

図表13 産業中分類別製造品出荷額等（神戸市及び全国）

産 業 分 類	神戸市 (か所)	H 7 年比 (%)	全 国 (か所)	H 7 年比 (%)	神戸市の全国比 (%)
食料品製造業	②519,511	12.7	24,814,557	▲ 1.7	③2.09
飲料・たばこ・飼料製造業	230,945	31.1	11,117,401	③ 2.3	2.08
繊維工業	2,579	▲12.5	3,743,351	▲17.9	0.07
衣服・その他の繊維製品製造業	25,761	▲ 3.4	4,660,943	▲19.2	0.55
木材・木製品製造業	7,550	▲ 9.8	3,611,445	▲20.5	0.21
家具・装備品製造業	13,017	▲ 6.7	3,357,912	▲16.3	0.39
パルプ・紙・紙加工品製造業	42,877	▲ 7.9	8,264,235	▲ 4.9	0.52
出版・印刷・同関連産業	88,667	▲19.3	13,932,012	1.5	0.64
化学工業	84,316	②50.3	23,260,216	▲ 1.6	0.36
石油製品・石炭製品製造業	21,293	22.9	8,256,008	② 7.0	0.26
プラスチック製品製造業	16,597	▲ 7.3	10,535,463	▲ 3.3	0.16
ゴム製品製造業	89,090	0.8	3,250,197	▲ 2.9	②2.74
なめし革・同製品・毛皮製造業	46,726	▲ 1.5	870,578	▲17.1	①5.37
窯業・土石製品製造業	46,862	14.0	9,537,468	▲ 9.9	0.49
鉄鋼業	124,867	6.0	12,988,033	▲ 9.1	0.96

非鉄金属製造業	26,952	①56.5	6,470,374	▲ 1.9	0.42
金属製品製造業	75,928	▲23.6	17,215,040	▲ 7.9	0.44
一般機械器具製造業	①600,997	▲ 5.7	③1,719,944	1.2	1.89
電気機械器具製造業	③489,980	3.7	①56,438,489	1.6	0.87
輸送用機械器具製造業	295,131	③33.1	②45,331,112	1.8	0.65
精密機械器具製造業	23,777	19.9	4,640,690	① 9.5	0.51
その他の製造業	83,833	▲ 6.3	5,290,096	▲ 3.0	1.58
合 計	2,957,255	6.0	309,305,564	▲ 1.9	0.96

①～③は各項目ごとの順位

出所：「神戸市統計報告（平成11年度No.3）」「通商産業省平成10年工業統計調査」

② 工業に関するデータと市民所得との相関関係

次に、工業に関する主なデータとして、④全国で10兆円以上の出荷額等となっている中分類別出荷額等割合、工業に関する事業所規模別の⑤事業所数、⑥出荷額割合、⑦従業者数割合と1人あたりの市民所得との相関関係についてみていく。業種別出荷額割合の中では、「プラスチック製品製造業」（相関係数0.37）、「化学工業」（同0.33）、「輸送用機械器具製造業」（同0.26）、「電気機械器具製造業」（同0.12）の出荷額割合が1人あたりの市民所得と正の相関関係にあり、その他の6業種（「飲料・たばこ・飼料製造業」（相関係数△0.26）、「出版・印刷・同関連産業」（同△0.16）、「一般機械器具製造業」（同△0.01）、「食料品製造業」（同△0.34）、「金属製品製造業」（同△0.49）、「鉄鋼業」（同△0.20）がマイナスになっている。正の相関関係を示す産業について図表13により神戸市の製造品出荷額等の全国シェアをみていくと、「プラスチック製品製造業」（0.16%）、「化学工業」（0.36%）、「輸送用機械器具製造業」（0.65%）、「電気機械器具製造業」（0.87%）とも全産業における製造品出荷額等の全国シェア（0.96%）を下回っており、市民所得に悪影響を与えていることが推定される。

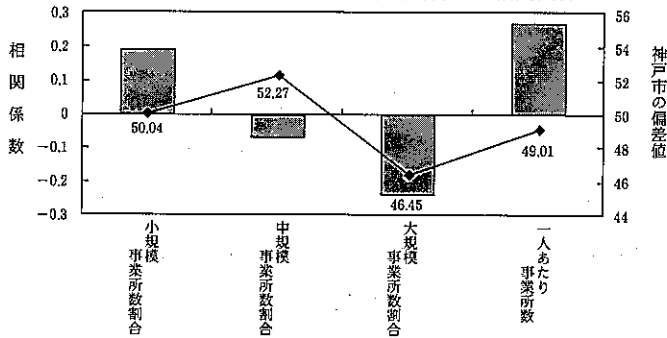
また、規模別の事業所数との関係をみていくと、小規模事業者数の割合が多いほど1人あたりの市民所得が高いことを表しており、中規模、大規模事業所は市民所得と負の相関関係になっていることがわかる。

市民所得を被説明変数とした各統計項目との相関関係に関する考察

さらに、事業所規模別の出荷額等の割合は市民所得との相関関係が低い、事業所規模別の従業者数との関係を見ていくと、小規模事業所の従業者の割合が大きいほど市民所得が高いことを表している。このことから、1人あたりの市民所得が高い都市は、都市を代表する大規模な事業所だけでなく、「まち工場」的な比較的小規模な事業所の数が多く、そこに勤める従業員が多いことが市民所得の上昇につながっていることがわかる。

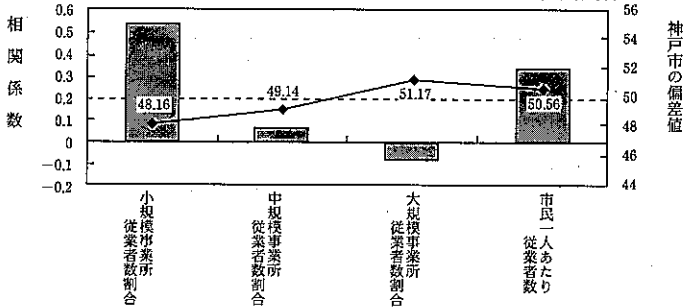
また、市民1人あたりの製造品出荷額等や事業所数と市民所得は正の相関関係にあるが、特に市民1人あたりの製造品出荷額等との正の相関関係が強い。

図表14 規模別事業所数等と市民所得との相関関係



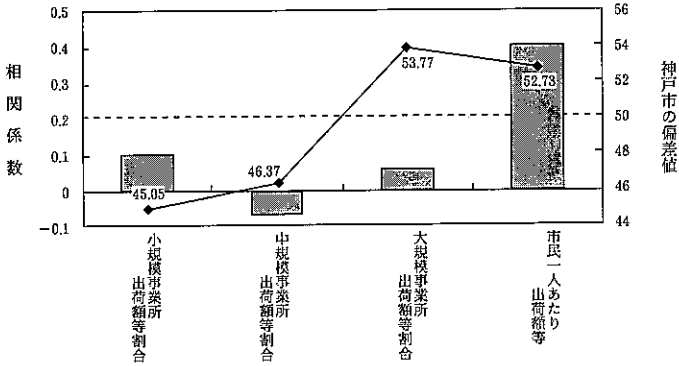
データ出所：「大都市比較統計年表／平成10年」（大都市統計協議会）

図表15 事業所規模別従業者数等と市民所得との相関関係



データ出所：「大都市比較統計年表／平成10年」（大都市統計協議会）

図表16 事業所規模別製造品出荷額等割合等と市民所得との相関関係

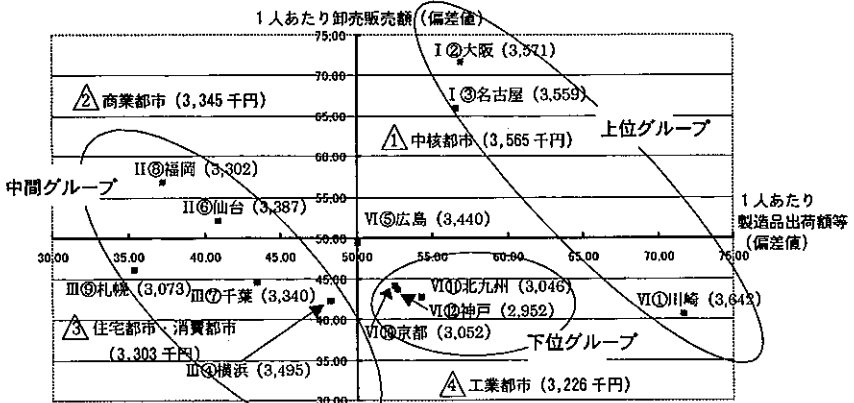


データ出所：「大都市比較統計年表／平成10年」（大都市統計協議会）

(6) 商業と工業の「強さ」に着目した政令市の二元的分析

次に、都市にもたらす所得のなかで貢献度の大きい工業と商業について、都市ごとに比較して、その強弱が市民所得にどのような影響を与えるのかを分析する。

図表17 市民1人あたりの製造品出荷額等及び市民1人あたりの卸売販売額相対関係



※①～⑫は1人あたりの市民所得の順位を表わす。(カッコ内は1人あたりの市民所得(千円))
 ※ローマ数字は各政令市の属する象限(I～VI)を表わす。
 ※△～△は各象限に属する政令市の1人あたりの市民所得の平均値の順位を表わす。(カッコ内は各象限に属する政令市の1人あたりの市民所得の平均値(千円))
 データ出所：「大都市比較統計年表／平成10年」（大都市統計協議会）

市民所得を被説明変数とした各統計項目との相関関係に関する考察

図表17のグラフは、これまでみてきたデータのうち、1人あたりの市民所得と正の相関関係が強かった「市民1人あたりの製造品出荷額等」と「市民1人あたりの卸売販売額」について、政令市12市を母集団として、偏差値を計算し、二元的に分析を試みたものである。

二元グラフは4つの象限に分けられるが、工業も商業も強い第1象限には名古屋市、大阪市があり、その性格から「中核都市」と呼ぶことができる。また、工業は比較的弱い、商業は強い第2象限にある都市を「商業都市」と呼ぶこととし、ここには、仙台市、福岡市が入っている。また、商業は比較的弱い、工業は強い第4象限にある都市を、「工業都市」と呼ぶこととし、ここには、川崎市、京都市、神戸市、広島市、北九州市が入っている。また、東京近郊の住宅都市もしくは工業も商業も他都市と比較して相対的に弱い第3象限にある都市は、札幌市、千葉市、横浜市であり、「住宅都市」もしくは「消費都市」という位置づけが適当と思われる。

これらの4つのグループと1人あたりの市民所得との関係をみていくと、同じ象限に属するグループごとに市民所得の平均をとると、①中核都市、②商業都市、③住宅・消費都市、④工業都市の順位となる。

また、特徴的なのは、1人あたりの市民所得が高い都市は第1象限から第4象限にかけて右下がりのエリアに位置することがわかり、また、1人あたりの市民所得が中位を示す都市は、第2象限から第3象限にかけて右下がりのエリアに位置しており、1人あたりの市民所得が下位となっている都市は、第4象限の原点近くに位置している。

こうして政令市は、概ね3つのグループに分けられることがわかったが、これらから判断すると、工業も商業も平均的な都市（言い換えればあまり特徴がない）が結果的に市民所得が低迷してしまうことがわかる。

4. おわりに

本稿では、様々なデータを利用して、各政令市間の比較及び神戸市の現状、特に震災後低迷している市民所得と他のデータとの相関関係について、論じて

きた。

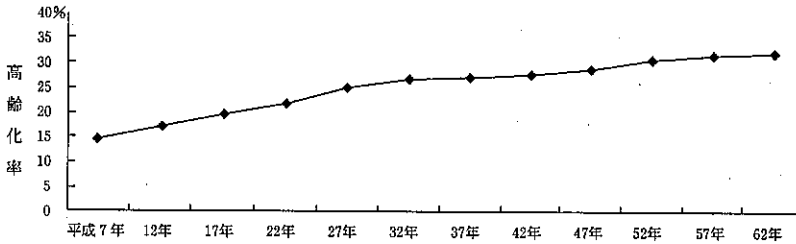
政令市はそれぞれの地域において、政治、経済、文化の中心地としての機能が集中しており、他の市町村と比べれば、現段階ではその人口集中性や経済力は群を抜いている。しかし、政令市と言えどもその属する地域の経済・社会状況からの影響は免れることができず、特に関東地方に属する政令市と近畿地方に属する政令市の人口増加率や市民所得などにかかなりの格差が生じていることがわかった。

また、その他の地域においても、各地方ブロックの状況やその都市への集中の度合いにより、特に、商業に関するデータなどから、拠点性が高い仙台市、福岡市のグループと相対的に拠点性の低い札幌市、広島市のグループに分かれようとしていることがわかり、札幌市や広島市の拠点性が弱まっている要因を分析し、神戸市にとっても教訓としていく必要がある。

最後に、神戸市が現在の経済的な苦況を打開していくためにどのような取り組みが必要か3つの視点から論じてみたい。

まず、第一に、年齢構成の問題である。我が国は、他の先進諸国においても例を見ない急速な高齢化が進んでおり、「日本の将来推計人口」（平成9年1月推計 厚生省）によれば、平成27年（15年後）には65歳以上の高齢者人口が3,188万人となり、全人口に占める割合も25%を超え、本格的な高齢社会を迎えることとなる。政令市は、これまで農村部からの生産人口（15歳～64歳）の流入などにより相対的に年齢構成が若い状態を保ってきたが、もはや若い年齢層の流入人口が多くは望めないなかで、今後これまで農村部が経験したように、急速なスピードで高齢化が進むと予想される。データの相関関係から分析すると、年齢構成が若いほど1人あたりの市民所得は高くなることが推察され、我が国全体として若年者数が縮小する中で、都市が活力を保つためには他の都市や地域に先じた育児や教育制度の充実等による「少子対策」や若いファミリーが住みやすい家賃補助などの「若年者層の囲い込み」の対策がこれまで以上に重要になってくる。

図表18 65歳以上人口の将来推計



出所：厚生省国立社会保険・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成9年1月推計）

また、優秀な若年層の割合が経済成長につながるという事実は、我が国だけでなくヨーロッパにおいても顕著である。

アイルランドは現在、ヨーロッパで最も経済成長率が高い国の1つとして知られているが、25歳未満の若年者が全人口に占める割合が40%とEU加盟15か国の中で最も高い。また、教育が実践的で、学生の6割は即戦力となる技術、科学、経営のいずれかを専攻し、また、語学も公用語のアイルランド語と英語に加え、三か国語以上を操る学生も珍しくないとされる。このため、情報技術（IT）や医薬品などの先端産業が立地するだけでなく、若年労働者の低コスト性や高い語学能力を生かせる航空会社のコールセンターなど労働集約型の産業が集中立地するなど好循環が生まれている。新しい産業を立地させ、育成するためには情報化のための教育を受けた語学力のある若年層が必要なことを示す一例である。

第二に、都市が属する地域との関係である。首都圏と近畿地方の経済格差が広がる中で、神戸市においても市単独での経済政策だけでは浮揚しにくい構造がみえてくる。近畿地方という広域での経済政策が必要となってくるが、現実的にはそう簡単に地方全体が浮揚するのは難しいであろう。限られたパイの中で神戸経済の浮揚を図るための政策の視点として必要なことは、近畿地方全体をヒンターランドとする経済の中心地となることを意識することである。経済の中心地になるためには他の地域にないすぐれた条件が必要となり、神戸市が他の地域よりも極めてすぐれている点といえば、神戸空港が開港すれば、陸・

海・空の3つの交通手段がどこよりも集中して立地するということであり、都市に所得をもたらす流通や卸売機能などが集まる「物流の心臓部」としての機能を持つことが最も説得力ある戦略ではないかと考えられる。既に良品計画やトイザラスなど神戸港に西日本の物流機能を集中させる動きも出ている。日本の流通業はこれまで、全国ネット的な交通手段の未発達などにより各地方ブロック（北海道・東北・関東・東海・近畿・中国・四国・九州）の中心都市に拠点を設けそこから放射状に輸送する形態をとってきた。しかし、厳しさを増すコスト競争や全国的な高速道路網の発達などにより、拠点をさらに絞り込む傾向が強まり、最終的には全国で2～3カ所しか総合物流拠点は残らないだろう。中国道、山陽道、本四道路をはじめ全国的な高速道路網へのアクセスや国内的に最も整備されている神戸港や、建設中の神戸空港などの活用により神戸市は近畿地方だけでなく西日本全体の総合物流拠点となる「資格」が十分にあると思われる。また、厳しいコスト競争を続ける企業にとっては、電子商取引等の進展により本社を必ずしもコスト的に高くつく東京の丸の内や大阪の御堂筋に置く必要性は薄れてくることが予想され、そうなれば米国のように（日本でも幾つかの企業が既に実施しているが）物流拠点到本社を併設する動きが強まり、総合物流拠点ができれば結果的に本社機能の回帰にもつながるのではないだろうか。

市民所得を上昇させるために卸売業の集積が必要であることはこれまで述べてきた通りであるが、そのためには、神戸市においては既に「神戸流通センター」や「神戸複合産業団地」など流通系の産業団地開発の取り組みがなされてきたが、今後は、臨海部での流通業務団地の整備や卸売業・流通業を対象とした誘致のためのソフト施策などの取り組みが重要となってくるであろう。

第三に、今回はあまり実証的な分析を行わなかったが、最もファウンダメンタル的な要素としてコストの問題にふれたい。世界的に経済や社会のグローバル化が進み一体化していく中で、「世界最適地でのビジネス展開」の原則により、①低コスト、②高技術の集積、③優秀な人材の確保といったしがらみのない普遍的な条件により企業の立地が進むと考えられ、これらの条件を

市民所得を被説明変数とした各統計項目との相関関係に関する考察

満たさなければ政令市と言えども「衰退のシナリオ」から逃れることはできない。

この3つの条件のうち企業誘致などにとって最も重要で即効性のある方策は「低コスト」の実現ではないかと思う。例えば工場の立地について考えてみると、コストの中で大きなウェイトを占める土地代の高さが都市部にとって不利な条件となっている。これらの不利な条件を少しでも挽回する方法の一つとして、不動産賃貸料などの低減策に加えて、電気、ガス、通信料金などの公共料金などが他地域よりも低くなるような取り組みを行うことも必要である。電力、ガス、通信ともこれまで様々な規制により、独占企業によりほぼ一律的な価格で供給されてきたが、これからは規制緩和により異業種からの参入も比較的容易になり地域の取り組みによっては価格の地域格差が大きくなっていくであろう。そのため、電気やガス、通信サービスを新たに供給することを予定している企業などとの協力により、神戸市域での電気やガス料金の値下げや光ファイバーケーブルや無線回線を利用した通信料金の低コスト化などに取り組むことも1つの方法である。

神戸市では、昭和30年代より重厚長大産業からの産業構造の転換の必要性がさげばれ、多くの方々の努力により「ファッション産業」「コンベンション産業」「観光産業」など現在、市経済の屋台骨を背負っている産業の育成が進められてきた。しかし日本経済全体の不調が続く中で経済再建を進め、市民所得を上昇させるためには、人口構成やコスト性など都市のファンダメンタル的な部分を抜本的に改善し、他都市よりも有利な条件をつくり出す長期的な取り組みが不可欠である。

〔参考文献〕

- 1) 「大都市比較統計年表／平成10年」(大都市統計協議会)
- 2) 「神戸市統計報告(平成11年度No.3)『平成10年工業統計調査結果(全事業所)』
- 3) 「神戸市統計報告(平成11年度No.4)『平成9年度神戸市民所得経済計算』
- 4) 小西一彦『商業の復興の現状と課題』(都市政策第98号)

- 5) 「都市と地域の経済学」(中村良平・田淵隆俊著, 有斐閣ブックス)
- 6) 「地域づくりの経済学」(坂本光司著, きょうせい)
- 7) 「産業創出の地域構想」(島田晴雄編著, 東洋経済新報社)
- 8) 「挑戦する卸売業」(宮下正房/流通政策研究所編著, 日本経済新聞社)
- 9) 「関西活性化白書1999」(財団法人関西産業活性化センター)

潮流

循環型社会 消費者契約法 ロードプライシング ユニバーサルデザイン ヒトゲノム

〱 循環型社会

1. 「循環型社会」とは

目前に迫った21世紀に向けて、良好な環境の維持と持続的な経済成長を両立させるためには、現在の経済システムの根幹を成す「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」型の経済システムからの転換が迫られている。すなわち環境制約や資源制約への対応が十分に織り込まれていない従来の経済社会において容認されてきた社会的ルールや行動基準を転換し、環境制約や資源制約への対応を産業活動や経済活動のあらゆる面にビルトインした、いわば環境と経済が融合した「循環型社会」の構築が急務となっている。

2. 取り組みの背景

かつてゴミは「消費のパロメーター」といわれ、大量にモノを生産し、消費することが賛美されていた。しかしその結果、ゴミが社会の様々なところに溢れるようになり、我が国の発生量は、家庭ゴミなどの一般廃棄物が年間約5,000万トン、産業廃棄物は約4億トンにも及んでいる。また、有害物質が含まれたゴミや不適切なゴミの処理が住民の健康を脅かすような事案も発生し、ゴミへの考え方も大きく変わってきている。従来の生産を中心とした経済学では、ゴミは単に廃棄・処分されるだけのものと

され、経済学の対象からはずされていたが、ゴミ問題への認識が高まるようになってから、①ゴミは再利用できたり、資源として別の分野で活かすことできると考えられ、また、②使用済み製品の回収や処理が製造者に義務づけられたり、モノが製造されてから捨てられるまでのライフサイクル全体が考慮されはじめている。

ゴミの処分以外の対処方法として代表的なものに「リサイクル」が挙げられる。製造業を「動脈」として例える一方で、「静脈」としてのリサイクルの取り組みは一定の市民権を得ており、関連法の整備などによりビジネスとしても今後、成長が目される分野となっている。しかし一方で、リサイクルが大量生産や大量消費を前提としている点に一定の限界があると指摘されており、循環型の社会を実現するためには、さらに別の方法も加えた総合的な取り組みも必要である。こうした点を踏まえ、最近では、リサイクルに加え「リデュース」「リユース」の取り組みも行う、「1Rから3R」が主張されることが多くなっている。

「リデュース」（廃棄物の発生抑制）とは、省資源化や長寿命化といった取り組みを通じて製品の製造、流通、使用等に関わる資源利用効率を高め、廃棄物とならざるを得ない形での資源の利用を極力少なくする取り組みであり、また、「リユース」（再

使用)は、いったん使用された製品を回収し、必要に応じ適切な処置を施しつつ製品として再使用を図ったり、容器等を繰り返し利用(リターナブル)する取り組みである。

これらの考え方により、「投入の最小化」と「排出の最小化」を図ることを最終目標とする循環型社会実現への取り組みが急速に広がっている。

3. 法律の整備

循環型社会が形成されるよう政府は2000年を「循環型社会元年」と位置づけ様々な施策を推進しているが、今後の取り組みの基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」など関連法の整備が進められており、本年5月末までに国会において全て可決・成立した。

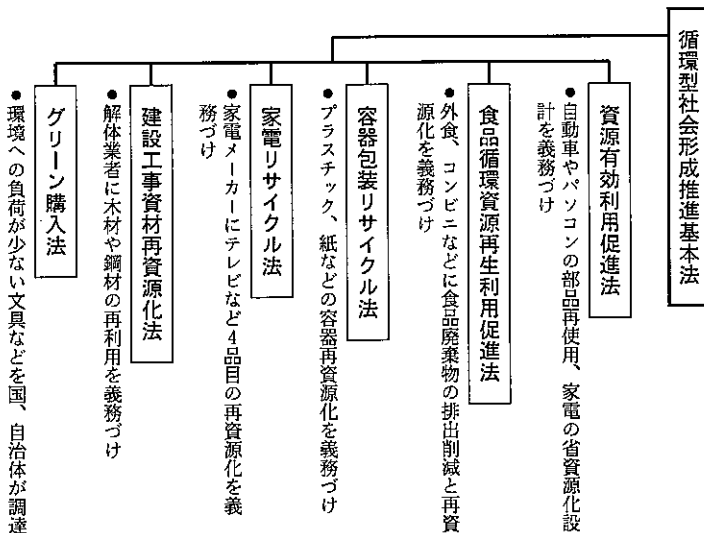
(1) 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、「循環型社会形成推進基本法」が成立した。

この法律の目的は大きく2つあり、「廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立する」とともに、「個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向けた取り組みを実効あるものにする」ことである。

次に具体的な内容として、大きく6つの内容から構成されている。第1に、廃棄物等の発生抑制・循環的な利用・適正な処分が確保されることにより環境への負荷が低い社会を「循環型社会」と定義している点である。第2に、法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」としその循環的な利用を促進しようとしている点で

循環型社会に向けた関連法制



ある。第3に、処理の優先順位として、「①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分」と初めて法定化した点である。第4に、事業者・国民の「排出者責任」と生産者が廃棄物までもに一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立した点である。第5に、循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府が2003年10月までに「循環型社会形成推進基本計画」を策定することとした点である。第6に、排出者責任や拡大生産者責任等を徹底するための規制を行うなど政府が行うべき施策を明示した点である。

(2) 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

1991年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」（再生資源利用促進法）を抜本的に改正し、①事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策や、③回収した製品からの部品等の再使用対策を講じるための取り組みを規定した。そのため、これまでの「再生資源利用促進法」という名称から「資源有効利用促進法」に名称も変更されている。具体的な内容として、自動車やパソコンなどを対象に、製品ごとに廃棄物抑制や再使用のための省資源設計などについてメーカーに指針を作るよう求めるとともに、工場などで発生する副産物（スラグ、汚泥等）についてもリサイクル対策を義務づけ、従わない時は、政府が順守を勧告、必要に応じて罰金を科すこととしている。

(3) 食品循環資源再生利用促進法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、飼料や肥料などの原材料として再生利用するとともに、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するために制定された。具体的な内容として、政府が再生利用などのための基本方針を策定するとともに、食品関連事業者による再生利用などの義務づけ、食品循環資源の肥飼料化等を行う事業者についての登録制度を設け肥飼料化の委託を行うなど再生利用を実施するための措置を講じることとしている。

(4) 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

一般廃棄物と呼ばれる家庭から出るゴミは市町村によって処理されてきたが、増え続けるゴミのために処理能力も限界が近づいている。そのため、家庭ゴミの容積比率の約60%をしめるガラスびんやペットボトル、紙箱やプラスチックのトレーなど「容器包装」と呼ばれるものを行政、消費者、事業者が責任を分担してリサイクルに取り組むために1995年6月に制定された。

1997年4月にはガラスびんやペットボトルなど一部を対象に施行されていたが、2000年4月からは対象が紙やプラスチックにまで広がり、また、大企業だけに課せられていた義務も、中小企業も負わなければならない完全施行となった。

(5) 家電リサイクル法（特定家庭用機器商品化法）

一般家庭から排出される「粗大ゴミ」の

中では、テレビ、冷蔵庫などの廃家電製品の割合が最も大きいとされている。そのため、粗大ゴミの排出量を減らすとともに、使用済み家電製品に含まれる循環資源を再利用するため、平成10年5月に「家電リサイクル法」が成立し、3年間の準備期間を置いて平成13年から施行されることとなっている。

対象となる家電製品として、①テレビ、②冷蔵庫、③洗濯機、④エアコンが規定され、家電製品の製造業者は、小売業者から機器を引き取り、再商品化等を実施する義務が課されている。また、小売業者は、過去に販売した機器を引き取り、製造業者等に引き渡す義務が課せられ、消費者は、再商品化のための費用を負担するとともに、家電製品を小売業者等に引き渡す義務が生じる。また、市町村が回収した場合は、製造業者等に引き渡すことになる。なお、家電リサイクル法では、使用済みの製品が消費者からリサイクルプラントに渡る過程で不法投棄されることを防ぐ目的で、管理票と呼ばれる伝票を発行することが定められている。

(6) 建設工事資材再資源化法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

容器リサイクル法、家電リサイクル法が主として家庭から排出される一般ゴミや粗大ゴミなど「一般廃棄物」に対する法律であるのに対し、「建設資材リサイクル法」は、企業活動の中から発生する「産業廃棄物」の中で、最も多量に発生する建設廃棄物を対象としている。

具体的な内容として、発注者の再資源化コスト等の負担や元請け建設業者の分別解体に関する計画を作成し行政に届けると

ともに、工事完了後に解体工事完了届けを行うことなどが義務づけられている。また、解体工事業者の登録制度が設けられ、業者は計画に基づきコンクリートやアスファルト、木材に分別してリサイクルを行うとともに、再資源化できない廃材は中間処理施設に引き渡す責任が生じる。

(7) グリーン購入法（環境物品調達推進法）

グリーン購入法は、国や地方自治体等による環境物品等の調達の推進や、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するために制定された。

具体的な内容として、国等による調達のための基本方針の作成や国や事業者による環境負荷の低減につながる情報提供などについて規定されている。

4. 今後の課題

循環型社会を実現するための体系的な取り組みはまさに始まったばかりで、多くの解決すべき課題が残っている。

まず、コストの問題がある。例えば、食品循環資源再生利用促進法の場合について考えてみると、廃棄物から異物を取り除いて作る肥料や飼料が大量生産された化学肥料や輸入飼料に太刀打ちできないのは明らかで、外食や流通業者は場合によっては、費用を払った上で引き取ってもらうことになり全体のコストが上昇するため違反者が多く発生する恐れがある。そのため、違反者等への罰則や経済的制裁など厳格な運用が必要となってくる。

また、仮にすべて再利用された場合、需給関係を乖離した再生品が供給されること

になりかねず在庫の山が積み上がりかねない。新たな需要開拓や循環資源を利用した新商品の開発など官民あげて取り組みが必要となってくる。

また、各法律に規定されている循環資源の定義が実情にあっていない場合が多く、現場での混乱が大きいという問題点がある。行政により事例判定集も出されているが、「解釈の仕方でもいくらでも抜け道ができてしまう。」という声も多く、今後、明確な判定基準の設定をさらに進めていく必要がある。

また、不法投棄の増加も懸念されている。家電リサイクル法の場合について考えてみると、不要な家電製品はこれまで自治体が粗大ゴミとして、1台につき無料もしくは数百円～2,000円前後の低料金を引き取っていることが多いが、今後は家電メーカーが決める価格は1台につき2,500円～15,000円程度になる可能性があり、費用を回避するため不法投棄が多くなることが予想され、市民への啓発や取締りの強化が必要となってくる。

㊦ 消費者契約法

1. 「消費者契約法」とは

現在、我が国では、国民の自由な選択を基礎とした公正で自由な競争が行われる市場メカニズム重視の社会の実現を目指して、規制緩和を中心とする構造改革が推進されている。

こうした中では、政策の基本原則を事前規制から市場参加者が遵守すべき市場ルールの整備へと転換することが求められているが、もとより、規制緩和・撤廃は、無責任な自由放任や弱肉強食の社会を目指すも

のではなく、規制緩和の時代にふさわしい「消費者のための新たなシステムづくり」を行うことが大きな課題となっている。

そのため、「消費者と事業者との間の情報の質及び量ならびに交渉力の格差」を考慮し、「事業者の一定の行為により消費者が誤認した場合等」について、「契約の申し込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとする」とともに、「事業者の損害賠償の責任を免除する条項など消費者の利益を不当に害する条項を無効にする」ことにより、「消費者の利益を擁護する」ことを目的（本法第1条）として、「消費者契約法」が本年5月に公布され、来年4月1日から施行されることとなった。

2. 背景・目的

これまで、消費者政策は、主として行政規制により、行政が事業者の活動へ直接に関与・介入することを通じて消費者トラブルを防止するという手法がとられてきた。こうした手法を用いる以上、その対象は、現実に発生したトラブル等を踏まえ、特に規制が必要とされる必要最小限の分野に限定されてしまうことになり、また、行政規制により問題のある事業者には行政処分がなされ、あるいは罰則が課されても、契約の効力には影響を与えないため、消費者と事業者の間の紛争の解決のためのルールとしての機能を果たしにくいという問題がある。

他方、契約を含めた民事一般法である民法は、契約当事者が対等であることを基本にしていることもあって、消費者と事業者の情報や交渉力の格差から生ずることの多い消費者契約に係る紛争を解決するためのルールとしては限界がある。

消費者契約法は、消費者契約を幅広く対象とし、消費者と事業者間の情報や交渉力の格差が、消費者と事業者間のトラブルの背景となることを前提として、契約の取り消し、契約条項の無効という効果を消費者自らが主張できる場合を民法よりも拡大する民事ルールを作り出すことにより、消費者契約に係るトラブルの防止や円滑な解決を図ることに寄与することが期待されている。

3. 内容

この法律は、第一章「総則」に関する条項、第二章「消費者契約の申し込み又はその承諾の意思表示の取り消し」に関する条項、第三章「消費者契約の条項の無効」に関する条項、第四章、「他の法律の適用及び労働契約に対する適用除外」に関する条項から構成されており、附帯決議として、本法施行にあたって、政府が適切に講ずべき措置が決議されている。

各項目について具体的に見ていくと、まず「消費者契約の申し込み等の取り消し」については、次の4つの事例のような場合は契約の取り消しが可能とされている。すなわち、①重要事項の虚偽説明（例：「事故車でない」と説明され購入した中古車が事故車であった。）、②不確実な事項の断定的説明（例：「必ず上がる」と勧誘されて株式や債券を購入したが値下がりがした。）、③不利益な事実の非告知、④不退去や監禁（例：「帰ってほしい」と言ったのに、商品を購入するまで居座られたり事務所等に監禁されて高額の商品を購入した。）場合である。

また、「消費者の利益を一方的に害する

条項の無効」については、「当店でお願い求めの商品は、いかなる理由があっても交換、修繕、返金には応じません。」とか「当駐車場で損害は、いかなる場合でも一切責任は負いません。」といった店舗や街角で見かける条項は無効となり、業者側に落ち度があれば、損害賠償をもとめることができることとしている。

なお、本法では、取消権の行使期間として、追認をすることができる時から6ヶ月以内としており、また、契約の締結から5年を経過したときも時効によって権利が消滅することとしている。

4. 実効性を確保するための施策

また、本法については具体的な附帯決議がなされており、本法施行にあたって消費者保護の実効性を持たせるため、以下のような施策を行うことを政府に求めている。まず第一に、「裁判外紛争処理機関の充実・強化」に関する施策である。個々の消費者契約に係る紛争は少額である場合が少なく、裁判になれば解決まで長期化するとともに多額の訴訟経費を要するため、多くの場合、裁判での解決を断念して裁判外の相対交渉などの方法により解決を図ることになると考えられる。そのため、紛争の簡易・迅速な解決のために、国民生活センター、消費生活センターなどへ「消費生活相談員」などの専門家のスタッフを充実させたり、高齢者等を対象としたセミナー開催等による啓発活動の推進などセンターの一層の活用が求められる。そのためには、体制の充実だけでなく、消費生活相談員などが、本法のみならず民法や関連法を総合的に活用できる専門的な知識を有しておくことが必

要となり、人材の確保や研修制度の充実が不可欠となる。

また、消費者が本法を活用しつつ、自己責任に基づいて主体的・合理的に行動できる能力を培うため、学校教育などにおける消費者契約に関する消費者教育の支援に積極的に取り組むことが必要となっている。

5. 今後の課題

電子商取引の進展など消費者契約の内容や形態が急速に多様化・複雑化していくことなどが考慮され、附帯決議により、本法施行後の状況について分析・検討が行われ、5年を目途に必要な応じて本法の見直しなどを図ることとなっている一方、産業界と弁護士会や消費者団体等との意見の相違などから本法の内容が「妥協の産物」となったとも言われており、いくつかの解決すべき課題が残されている。

具体的に課題を挙げていくと、まず第一に「団体訴権」の問題がある。被害が広がるのを事前に防止するため、消費者団体などが不当な契約を差し止めるために事業者などを相手取って訴訟を起こす権利を「団体訴権」とよんでいるが、その導入が産業界の反対や現行法制との整合性の観点から見送られた。これまで消費者をめぐるトラブルの中には、「ココ山岡事件」や「豊田商事事件」、各種霊感商法など被害者が多数出るケースが多い。弁護士会などでは「不当な勧誘方法などを事前に差し止めることができれば被害の拡散を防止できた。」としており、産業界と現行法との調整を図りながら導入を図っていくことが課題となっている。

次に、取消権を認めている消費者の「困

惑行為」として本法に挙げられている事例が、不退去及び監禁行為に限られている点である。

「困惑行為」が限定されたことにより、現在、消費者トラブルとして大きな社会問題になっているSF（催眠）商法、アポイントメント商法などに本法が対応できない可能性があり、現状に即した運用や法律の改正などを検討していく必要がある。

また、本法において取消権の行使期間が追認可能時から6ヶ月に制限されていることについても、実際に消費者センターに相談するまでに期間が経過してしまう可能性があるなど延長すべきとの意見もある。取引の安定性ととの整合性を図りながら現状にあわせた期間設定を検討していく必要がある。

〱 ロードプライシング

1. 「ロードプライシング」とは

我が国の大都市部では、交通渋滞により引き起こされる都市機能や都市環境への影響は深刻なものとなっている。そのため、今後、都市が持続的に発展していくためには、計画的な道路整備を行っていく必要があるが、それとは別にマイカー通勤自粛など自動車使用のあり方を抜本的に見直していく必要がある。

現在、国・地方公共団体の多くが深刻な財政難に陥っており、巨額の予算を必要とする道路整備を次々と行っていくのは難しくなっており、交通渋滞を早急に解消するためには、市民・事業者なども協力して、自動車の効率的な利用や使用の抑制、さらには公共交通機関への利用転換などの交通需要マネージメント（TDM）を推進

していくことが一層必要となってきた。

ロードプライシングとはTDMの手法の一つで、特に混雑の激しい地域や道路において、進入・通行する自動車に一定の条件の下に課金するという経済的インセンティブを利用した交通量抑制制度であり、東京都が「TDM東京行動プラン」の中で2003年を目途に導入することを発表して、一躍脚光を浴びている。

2. 導入の必要性

道路の交通渋滞による経済的・社会的損失は大きい。東京都の例を見ていくと、平成9年の道路交通センサスによれば東京都区部での自動車平均速度は18.5km/hと全国平均の半分程度の速度でしか走行できておらず、東京都の試算では約4兆9,000億円もの経済損失を与えている。また、交通量の増大による交通事故の発生も多大な社会的損失となっている。

一方、環境面に目を向けると、東京都の場合、窒素酸化物の排出量のうち自動車からのものが2/3を占めており、肺や器官などに沈着して呼吸器に悪影響を及ぼすとされる浮遊粒子状物質（SPM）も貨物車などディーゼル車が最大の排出源となっている。また、地球温暖化の原因となる二酸化炭素も1/3が運輸部門から排出され、その7割が自動車によるものとなっている。また、これらの有害物質のうち窒素酸化物等は、平均速度が遅くなればなるほど排出量が多くなるとする調査結果（東京都環境保全局調べ）もあり、交通量の抑制や渋滞解消が急務となっている。

3. プライシング制度の種類

経済的インセンティブを利用した交通量コントロール方法としてのプライシング制度には、ロードプライシングの他にピークロードプライシングという制度もある。ロードプライシング（「ロード」は「道路」の意味）は、基本的に無料である公共施設である一般道路について、混雑時に利用する車から通行料金を徴収しようとする制度であるのに対し、ピークロードプライシング（「ロード」は「負荷」の意味）は、公共料金としての有料道路料金を、混雑時とそれ以外の時で可変型にする制度で、電気や電話料金の時間帯による変動料金制と似た性質を持つものである。平成11年5月の川崎公害訴訟の和解条件の中で、国と首都高速道路公団が「首都高速道路公団の通行料を割高にして交通量を抑制する」制度の導入検討を約束した事案や尼崎公害訴訟判決を受けて、環境庁や建設省など5省庁の連絡会議で、阪神高速道路神戸線の料金を高く設定することで、代替路線である湾岸線などへ車を誘導し環境負荷の少ない道路にしようとする試みは、この制度の範疇となる。

また、課金対象となるのが「道路通過」に対してか、「エリア」への進入に対してかによって、「エリアライセンス方式」と「コードプライシング方式」に分けられる。エリアライセンス方式は、都心部など特定の制限エリアに進入する車に進入許可証を発行することなどによって課金する方式であるのに対し、コードプライシング方式は、都心部などの混雑する特定の道路通行に対して課金する方式で、道路上の特定の場所にコードライン（制限線）を設け、ここを通過する車に対して課金するも

ので、形態的には料金所ゲートで通過車両から料金を徴収する有料道路の場合に似ている。

4. TDMの中でのロードプライシングの位置づけ

都市全域での交通渋滞の緩和を図るためには、様々な手法により総合的な対策をとる必要がある。

交通需要マネジメント（TDM）は、道路などのハード整備重視から脱却して、ソフト面の手法を重視して交通量をコントロールし、道路本来の機能を確保しようとするものであり、「供給に見合ったレベルに需要を管理する」という発想に立ったものである。

ソフト面の手法として、①交通発生時間の変更を促す施策（例：フレックスタイム導入の奨励）、②交通経路の変更を促す施策（例：ロードプライシング）、③交通手段の変更を促す施策（例：パークアンドライド、ノーマイカーデーの設定）、④自動車の効率的利用を促す施策（例：相乗り、貨物積載率の向上）などがあげられるが、ロードプライシングは②以外の施策にも有効に機能する方法とされており、TDM全体の中でも重要な位置を占めている。

5. これまでの取り組み事例

シンガポールでは、1975年に世界で初めてロードプライシングの一種であるALS（都市流入許可制度）が導入された。この制度は、集積の著しい都心の業務地区約500haを「自動車流入規制地域」に指定し、地域の境界にある流入規制ポイント（当初は28か所）に、運転者に規制地域の開始を

告知する門型の標識を設置し、ウィークデーの朝のピーク時間帯に、流入規制地域に流入しようとする乗車人員の少ない自動車に対して、有料の都心流入許可証の携帯（フロントガラスへの貼り付け）を義務づける制度である。その後、自動的に料金の収受を行うERP（electronic road pricing）が導入され多大な効果を挙げている。

また、ノルウェーのオスロ市やベルゲン市においては、中心市街地に流入する車両から料金を徴収するトルリングシステムが導入・実施されている。オスロ市のトルリングシステムは、市中心から概ね半径5km前後の範囲を囲むようにコーンラインを設定し、このラインを横切る道路上に料金所を設置して、これを超えて市中心部に流入する車両から料金を徴収するものである。料金所は20か所弱であり、有人のゲート以外にもノンストップ自動料金徴収システムが導入され、無人ゲートの方が通行割引率が高いため、60%の利用者が通行している。ただ、ノルウェーの事例は、厳密な意味では、交通需要管理を目指したプライシングではなく、都市内の道路や公共交通機関の財源を確保することを目的としていることに注意を要する。

他にも、イギリスのケンブリッジ市では、渋滞の程度により料金を刻々と変化させるRCP（real-time congestion pricing）制度を立案するなど各地域の特性に応じて様々な取り組みがはじまっている。

一方、我が国では前述した東京都や阪神高速道路での導入が検討されているほか、鎌倉市でも、パークアンドライド事業とあわせて市内中心部へ進入する車への課金が検討されている。

6. 導入にあたっての課題

制度の導入にあたって、様々な取り組みが必要となる。第一に、道路が混雑している特定地域を囲むコードン線をどのような基準で決定するかである。エリアを特定するという点で、市街地を囲む環状道路や、鉄道、河川などを基準にすることが考えられるが、交通量の変化や周辺への影響などを考慮して決定する必要がある。第二に、コードン線を通過する車を識別し、料金を自動徴収するため、ETC（ノンストップ自動料金収受システム）などの技術開発が必要となる。このシステムは、料金所に設置したアンテナと通行車に装着した車載器との間で無線通信を行い、料金所で停車することなく自動的に料金の支払いを行うシステムで、一部の高速道路ではその導入に向けてテスト運用されている。

また、乗用車や貨物車など対象車種の決定や課金額、課金時間、新たな条例の制定など根拠法令の整備などが必要となる。

さらに、バスや鉄道など代替手段の確保や低所得者への配慮、既存道路との整合なども必要となってくる。

ユニバーサルデザイン

1. ユニバーサルデザインとは

最近「ユニバーサルデザイン」という言葉が耳にすることが多くなった。「ユニバーサルデザイン」とは、障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、誰もが使いやすい施設、製品、環境等のデザインのことであり、21世紀の共生型の社会づくりには、ユニバーサルデザインの考え方が主流になるといわれている。

類似の言葉として「バリアフリーデザイ

ン」がある。「バリアフリー」とは、障害者や高齢者に対して、特別な設備や表示方法で、生活していく上でのバリア（障壁、障害、不便）となるものを取り除いていこうとする考え方である。「バリアフリーデザイン」が、もともとあったバリアを取り除くことであるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、バリアフリーをさらに進めて、例えば施設やものをつくる際には、はじめからできるだけあらゆる人が利用できるようにしていこうとするところに違いがある。例えば、これまでのバスを車椅子で利用するにはリフト付きバスなどの特別な装置を備えたものが必要であったが、低床式バスであれば、乗降段差を小さくしてあり障害者や高齢者だけでなく利用者全員にとって利用しやすいものになっている。

2. ユニバーサルデザインの原則

ユニバーサルデザインの提唱者である米国ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏によると、「誰にでも公平に使用できる」、「使う上での自由度が高い」、「簡単に直感的に使用方法がわかる」、「必要な情報がすぐ理解できる」、「うっかりエラーが危険につながらない」、「無理な姿勢や強い力なしで楽に使用できる」、「接近して使えるような寸法・空間である」こと、の7つの項目がユニバーサルデザインの原則としてあげられている。重要なのは、バリアフリーのように特殊な製品としてとして開発するのではなく、様々な人々の使いやすさに配慮することを最重視している点である。

これにより、製品を使用する側だけでなく、開発する側にもメリットが生まれる。

つまり、製品を使用する側は、誰でもが同じ一般の製品を使うことができ、特別の製品ではないため比較的安価で購入ができる。一方、製品を開発する側も、一般品で多くの利用を獲得できるため低コストで開発でき、製品の企画力で競争に勝てるメリットも生まれるのである。

3. ユニバーサルデザインの事例

具体的事例としては、前述の低床式バス（ノステップバス）のほか、我々の身の回りに多くのものが既にある。代表的なものを列挙すると、

テレホンカードの切り欠き：もともとは視覚障害者のために考えられたものだが、この切り欠きを左手前に挿入すれば、表面に印字されている矢印を確認しなくても、間違えずに挿入でき、暗いところでは健常者にとっても便利である。幅の広い自動改札：車椅子利用者だけでなく、大きな荷物を持った人でもスムーズに通れる。

シャンプー容器のギザギザ：シャンプーとリンスの容器を間違えないようにするため、シャンプー容器の側面には触ってわかるギザギザがついている。視覚障害者だけでなく目をつぶって洗髪している時も便利。

片手で開閉できる歯磨き粉容器：片手で開閉できるだけでなく、ふたをなくしてしまうことも防げる。

4. 神戸市での取り組み

神戸市では、バリアフリーに関しては早くから取り組みが進められてきた。昭和51年に、「身体障害者の利用を考慮した建築

設計マニュアル」を発行した。これは、身体障害者の利用を考慮した公共建築物の設計における留意点を詳細にまとめたもので、全国に先駆けて編集・発行したものである。昭和52年には「神戸市民の福祉をまもる条例」が制定され、翌年にはこの条例を受けて「神戸市民の福祉をまもる条例に規定する都市施設の整備に関する規則」（以下、「都市施設整備基準」）が制定された。

さらに、昭和63年には、高齢化社会の到来に対応するため、だれもが自然に共存できるような施設整備を図るノーマライゼーションの理念に基き、上記の「身体障害者の利用を考慮した建築設計マニュアル」を改正した「高齢者・身体障害者の利用を考慮した建築設計マニュアル」を制定するとともに、「既存公共施設障害者等対策事業」を開始した。これは、翌年開催のフェスピック（極東・南太平洋身体障害者スポーツ大会）神戸大会を契機として、都市施設整備基準の趣旨に基づき、身体障害者や高齢者等の安全性・利便性を図るため既存の公共施設の整備を行ったものであり、市有建築物で常時、不特定多数の市民が利用する施設について、スロープや階段の手すり、車椅子用のトイレ等を設置した。

平成6年には「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）が施行され、それに応じ神戸市では「都市施設整備基準」を改正し、平成7年12月に施行した。また兵庫県においても同じ趣旨から「福祉のまちづくり条例」を改正している。このような状況から、従来の「高齢者・身体障害者の利用を考慮した建築設計マニュアル」を大幅に見直し、平成10年「神戸市バリアフ

リー建築設計マニュアル～だれにでもやさしい公共建築物をめざして～」を作成した。

この改訂により、高齢者や障害者をはじめ、児童・女性（妊産婦）・外国人等、その対象をより広げたものにし、だれもが自然に共用できるような、人にやさしい公共建築物（バリアフリー建築）づくりをすすめており、さらにバリアフリーデザインよりも一歩進んだユニバーサルデザインの考え方も取り入れた取り組みを始めている。

5. 今後の課題

高齢者や障害者が公共交通機関を利用しやすいように新設駅にエレベーターやエスカレーター、誘導警告ブロックの設置などを義務づける「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化促進法」いわゆる交通バリアフリー法が、平成12年5月に成立し、11月から施行される予定である。また通産省は平成12年4月、誰もが使いやすい製品開発を目指すユニバーサルデザインの普及を目的とする指針をとりまとめた。バリアフリーデザインやユニバーサルデザインは、今や社会の大きな流れとなっている。しかし、ユニバーサルデザインは概念的で具体的イメージがつかみにくいところがある。今後は多くの人の意見を聞き、それを反映させることで具体的事例を積み上げていくことが大切であろう。また、施設がいくら整備されていても、例えば歩道に自転車が放置されていれば、視覚障害者や車椅子の人はもちろん、みんなが迷惑する。施設や製品といったハード面だけでなく、静岡県が提唱しているように「心のユニバーサルデザイン」の普及も重要な課題である。

ヒトゲノム

ゲノムとは、生命体の細胞内に存在する遺伝情報の総体をさす。現在、日米欧の科学者が共同チームをつくり、すべてのヒトゲノムの塩基配列を解読しようとする国際プロジェクトが進められており、2003年の解読完了を目指している。ヒトゲノム解読は、遺伝子疾患の原因追求やその治療法開発だけでなく、ヒトの進化の歴史の解明など、バイオ技術、生命科学に応用できるため、IT革命の次に来る革新的技術進歩として注目されている。

しかし一方で遺伝子による新たな差別が生じるといった倫理的な問題が起こる可能性もある。

1. 遺伝子

遺伝情報を伝える一つの単位を遺伝子という。ヒトの個々の細胞には23対の染色体があり、5万～10万の遺伝子が染色体の中のDNAと呼ばれるヒモ状の超高分子物質の中に刻み込まれている。DNAはアデニン(A)、チミン(T)、グアニン(G)、シトシン(C)という4種類の塩基が鎖状に連なった構造をしており、タンパク質をつくるうえで、どのアミノ酸をどの順序で並べるかをこの塩基配列（遺伝暗号：ATGCGT--）によって指定している。

遺伝子とは具体的には、このタンパク質をつくりだすために働くDNAの一部分をさす。もっとも、遺伝子として働く部分はDNA全体の約5%程度と考えられている。

2. 国際ヒトゲノム計画

ヒトには約30億対のDNA塩基があるとされている。これらの配列をすべて解読

し、その一つ一つの役割を明らかにしようという壮大なプロジェクトが国際ヒトゲノム（解析）計画である。1984年、アメリカの学者により提唱され、88年に国際組織HUGO（ヒトゲノム解析機構）が創設、90年にスタートしたもので、日本は全体の約10%を担当し、当初は2005年の終了を目標にしていた。しかしその後、IT革命で解析技術が進んだことと、独自に解読を始めた米国のベンチャー企業の動きにより、計画が前倒しとなり、2000年には約9割を解読、2003年には全情報の解読を完了することとなった。解析されたゲノム情報は、HUGOが中心となってコンピューターのネットワーク上で管理し、他の研究者が明らかにした結果を誰でもすぐ知ることができるようになってきている。

ヒトゲノム計画は、これまでのようにひとつひとつの遺伝の表現形式に着目し、そこから個々の遺伝子に個別にたどりつくのではなく、とりあえずDNAに書かれている遺伝子情報のすべてを知ることにより、近い将来にライフサイエンス研究の構造改革につながるような研究インフラを整備することを目指すものといえる。

一方、ヒトゲノム計画に対抗して独自に解読を進めていた米国のベンチャー企業が、今年1月、全遺伝子の90%の解読を終えたと発表し、いくつかの遺伝情報を特許申請する方針を明らかにした。この動きに対し、米国大統領と英国首相は今年3月、「ゲノム解析で得られた遺伝情報は、無償で研究者に公開されるべきだ」との共同声明を発表し、また今年5月のヒトゲノムに関する先進7カ国特許庁長官の非公式会合（特許

G7）では、ヒトゲノムについて、遺伝子の機能を解明しない限り特許として認めないことを改めて確認した。

3. ポストゲノム

そこで今後の関心は、ゲノム解読から、ポストゲノム、即ち解読した全遺伝情報の解析へと移っている。ゲノム解読で得られた情報は、実際は4つの塩基が羅列した長い暗号文のようなものであり、暗号は解析しないと使えないからである。米国のバイオ科学企業は、今年5月、ヒトゲノム計画によってこれまで得られた情報の詳細な解析を完了し、判明した遺伝子情報などの解析結果を製薬会社や学術機関に販売すると発表した。このヒトゲノム計画の成果の商業利用については、同計画関係者も、ゲノムの生データの解析が加速されることは好ましいと歓迎しているという。

4. 展望と課題

遺伝子の塩基配列が変異したり、一部塩基が脱落したために起こる病気は、5,000種以上あるといわれている。ゲノム解読で正常なDNAの配列が決定されると、機能異常を総括的に解析でき、病気がどのように発生し、進行していくかが明らかになり、治療や予防の新薬開発の糸口になる。即ち、体質と遺伝子の関係が判明すれば、個体差に着目し、ある薬が効くか効かないか、副作用が出るか出ないかを個人の遺伝子レベルで判定できる（テーラーメイド医療）。また病気と遺伝子の関係が判明すれば、これまで経験と勘頼みで、手当たり次第に数をこなさなければ見つからなかった薬を、ゲノム情報に沿って効率的につくり出すこ

とができる（ゲノム創薬）。

この分野で立ち遅れている日本も、今年度、ミレニアム・ゲノム・プロジェクトとして約640億円の予算を計上している。

しかし、解読によって遺伝子のもつ意味がすべてわかれば、ゲノムの個人データが就職先、結婚相手、裁判所、保険会社などに流出して他の目的に利用されたり、不必要な差別・偏見を生み出すことになりかねない。そこで今年7月の沖縄サミットでは、ヒトゲノムが議題に取り上げられることとなり、解読された遺伝情報の取扱い、特許の判断基準や遺伝子情報による差別の規制などに関する国際協調体制を推進することが「G8首脳宣言」に盛り込まれる見通しである。

平成12年3月
神戸市環境保全審議会

第1章 地球温暖化とは

1.1 地球温暖化問題

- (1) 地球温暖化の実状
- (2) 地球温暖化の影響

— 略 —

1.2 地球温暖化防止に向けた取組

- (1) 国際的取組
- (2) 我が国の取組
- (3) 神戸市における取組

— 略 —

第2章 計画の基本的事項

2.1 計画策定の意義

京都議定書による我が国の削減目標（CO₂、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF₆）の温室効果ガス全体で6%削減）の達成に向けて、国では地球温暖化対策推進大綱を定め、その削減方針を明らかにしました。また、地球温暖化対策の推進に関する法律が施行され、地方公共団体の責務として、地域の事業者・市民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るための措置を講じることが、規定されました。

温暖化の要因は、日常生活や業務活動に深く関わっており、温暖化防止を推進するためには、地域レベルでの市民、事業者、市の三者の協働による取組が必須です。

本市は、阪神・淡路大震災時に、資源、エネルギーの大切さを実感したことなどを通じて、「自然の摂理のもとにみんなで築く環境にやさしいまち・神戸」を目指す「神戸市環境保全基本計画」を策定し、これまでも地球温暖化防止に係る施策を推進してきたところです。

このたび、

- 1) 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄（SF₆）が削減対象の温室効果ガスに指定されたこと。
 - 2) 国の温室効果ガスの総排出量の削減目標が定められたこと。
 - 3) 国の削減目標達成に向けて、省エネ法改正などによる取組がすすめられていること。
- 等を踏まえ、地球温暖化対策推進法の趣旨及び国の対策方針に沿って、地域レベルで地球

温暖化防止に貢献するため本計画を策定します。

2.2 計画の目的

本計画では、京都議定書に係る我が国の削減方針を踏まえ、神戸市域における市民生活や事業活動等に伴い排出される温室効果ガスの削減目標を設定します。また、目標の達成に向け、国や産業界が既に示している法整備や行動計画（経団連環境自主行動計画）による取組とともに、地域での地球温暖化防止の総合的な推進を図るため、市民、事業者、市の行動指針となる取組を明らかにします。

2.3 計画の位置付け

本計画は、「神戸市民の環境をまもる条例」に基づく「神戸市環境保全基本計画」の基本目標のひとつである「地球温暖化の防止に貢献する」を具体化するものであり、また、同基本計画における「環境にやさしい行動指針（地球温暖化防止の分野）」に相当するものです。

2.4 計画の目標

本計画の目標は、京都議定書による我が国の削減目標や「神戸市環境保全基本計画」における目標を踏まえて、市民の日常生活や業務活動に関わりが深く温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出抑制対策を中心とする市民、事業者、市の三者による自主的かつ積極的な取組と、今後の国レベルでの温暖化防止に係る技術革新などを前提に、

「1990年の排出量に比し、温室効果ガス全体で6%の削減を目指す」とします。

2.5 計画の期間

本計画の期間は、「神戸市環境保全基本計画」の期間と整合を図り、また、京都議定書の目標期間（2008年～2012年）の中間年でもある平成22年（2010年）までとします。

ただし、神戸市環境保全基本計画の内容、地球温暖化防止に関する国際的な動向や国の施策等に大きな変化があれば、適宜見直すものとします。

第3章 市域の概況

3.1 自然概況

- (1) 地勢
- (2) 気候

— 略 —

3.2 社会概況

- (1) 人口
- (2) 土地利用
- (3) 産業
- (4) 交通
- (5) 廃棄物

— 略 —

第4章 温室効果ガスの排出実態

4.1 温室効果ガスの算定方法

- (1) CO₂の算定方法
- (2) CO₂以外の温室効果ガスの算定方法

—— 略 ——

4.2 神戸市内におけるエネルギー需要

—— 略 ——

4.3 温室効果ガスの算定結果

- (1) CO₂排出量
- (2) CO₂以外の温室効果ガス
- (3) 温室効果ガス全体

—— 略 ——

第5章 温室効果ガスの将来予測

5.1 将来予測方法

- (1) CO₂
- (2) メタン、一酸化二窒素
- (3) 代替フロン類

—— 略 ——

5.2 将来予測結果

- (1) CO₂
- (2) 温室効果ガス全体

—— 略 ——

第6章 市民・事業者の意識等

6.1 市民の意識と取組

- (1) 日常生活における温暖化防止に向けた取組状況
- (2) 家電機器の使用状況と今後の削減可能性
- (3) 自動車の使用状況と今後の削減可能性
- (4) エネルギー消費量の今後の削減可能性
- (5) 新たな省エネ機器の導入等について

—— 略 ——

6.2 事業者の意識と取組

- (1) 事業者としての地球環境保全に向けた取組状況
- (2) 事業活動における温暖化防止に向けた取組状況
- (3) エネルギー消費量の今後の削減可能性
- (4) エアコンの使用状況と今後の削減可能性
- (5) 自動車の使用状況と今後の削減可能性

—— 略 ——

第7章 温暖化防止に向けた取組

7.1 取組の考え方

温暖化問題は、地球規模での石油や石炭などのエネルギー消費が大きな原因です。エネルギー消費は製造業などの産業活動のみならず、市民の日常生活や業務活動に深く関わっています。また、都市域では、運輸交通や情報集積の利便性に伴い、エネルギー消費の拡大が著しく、温暖化防止を推進するためには、市民、事業者、市はそれぞれの役割を認識の上、三者の協働により、省エネなど簡単にできる取組は着実に実行し、また更なる努力が必要とされる取組についても率先して実行するなど、温室効果ガス排出量の総量抑制に向け各面からの取組を推進する必要があります。

取組にあたっては、国の「地球温暖化対策推進大綱」に示された削減方針、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の趣旨やこれまでの市の施策とアンケート調査により把握した市民、事業者の取組への意識などを踏まえ、以下の考え方から実施します。

(1) エネルギー利用

市民の誰もが望む安全、快適で便利な生活のためには、エネルギー利用は不可欠です。本市の1990年から1997年にかけてのエネルギー需要は約10%増加しており、なかでも家庭部門の世帯当たりのエネルギー需要は、1997年では1990年の1.16倍に伸びており、特に電力の伸びが著しくなっています(図4.2-7参照)。この要因としては、図7.1-1に示すとおり、家電製品の普及の伸びが大きいことのほか、製品の大型化や待機電力を要する製品の普及が考えられます。

一方、表7.1-1に示すとおり、市民・事業者アンケート結果によれば、エアコンの設定温度は国の奨励値と比べ、冷房時は2.6～3.3℃低く、暖房時は3.5～3.9℃高く、省エネの推進を図る必要があります。

このような状況を踏まえ、以下の観点からの取組が必要とされます。

- 1) 省エネ行動の実践
- 2) 効率的なエネルギー利用
- 3) 未利用エネルギーの活用
- 4) 自然エネルギーの活用

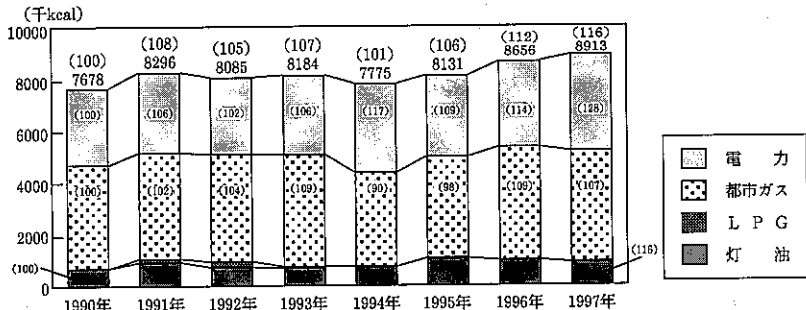


図4.2-7 家庭部門の世帯当たりのエネルギー需要の推移 (再掲)

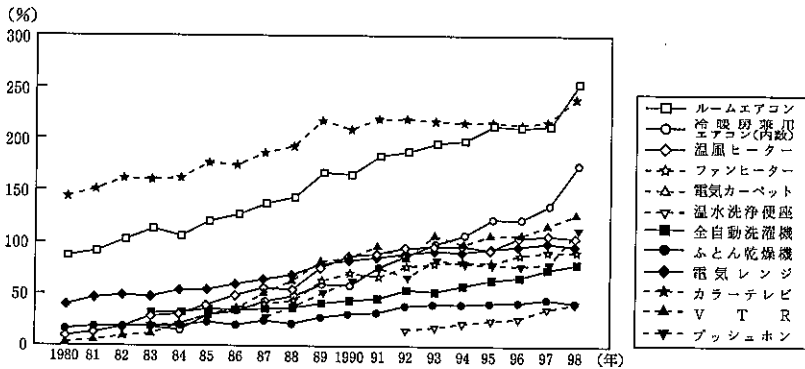


図7.1-1 耐久消費財などの台数普及率（近畿）

（注）出典：「家計消費の動向 1998年」（経済企画庁）

表7.1-1 エアコンの設定温度と奨励値（℃）

		設定温度	奨励値	その差
市民	冷房	25.4	28.0	2.6
	暖房	23.5	20.0	3.5
事業者	冷房	24.7	28.0	3.3
	暖房	23.9	20.0	3.9

（注1）設定温度はアンケート結果によりました。

（注2）奨励値は「地球温暖化対策推進大綱」（平成10年6月）で環境にやさしい暮らしの実践の一環として示されている設定温度です。

（2）省資源・リサイクル

エネルギー利用の拡大の要因としては、大量生産、大量消費、大量廃棄を伴う現代の消費生活があり、生産、輸送、廃棄の各段階でエネルギーが消費されています。神戸市においても、1990年から1997年にかけて廃棄物処理量は約2割増加しています（図3.2-9参照）。

また、本市の廃棄物の再資源化実績を図7.1-2に示します。一般廃棄物については、平成10年度の減量（リサイクル）率は約8.5%であり、「神戸市一般廃棄物処理基本計画（1996年3月）」に示す2000年度の目標値14%の6割程度の達成率であり、努力が必要です。

一方、我々の生活に必要な不可欠な水は、水道水として利用する前に上水道としての浄化処理が、利用した後は下水処理が必要であり、水使用に伴い大量のエネルギーが消費されています。特に本市では、水源の3/4を琵琶湖・淀川水系に依存しており、輸送に要するエネルギーも大きくなっています。また、阪神・淡路大震災時の体験を通じて、雨水や風呂の残り湯の利用など、水資源の有効利用のための仕組みを日常生活に取り入れることの大切さを実感しています。

資源の有限性や廃棄物処理の問題への対応と合わせ、今後は循環型社会を目指したライフスタイルの変革が重要であり、以下の観点からの取組が必要とされます。

- 1) ごみの発生・排出抑制
- 2) 分別の徹底、リサイクルの推進
- 3) 水使用の抑制

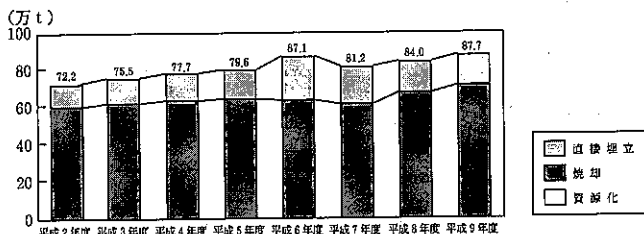


図3.2-9(1) 神戸市内の一般廃棄物処理量の推移 (再掲)

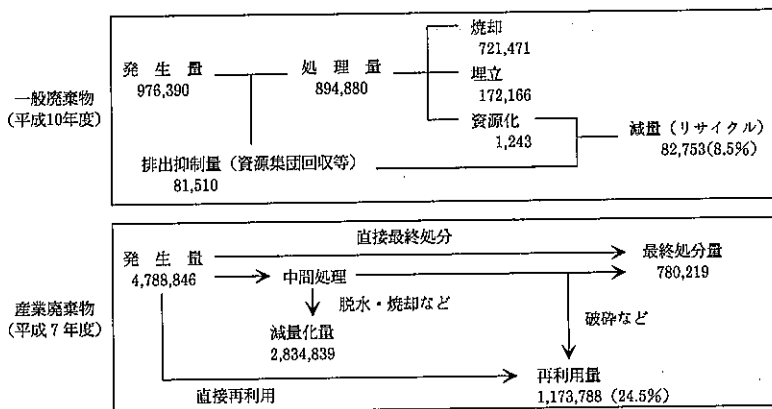


図7.1-2 神戸市の廃棄物の再資源化実績 単位 (トン/年)

(3) 運輸交通

豊かな現代生活は、大量の人流、物流の上に成り立っており、運輸部門において大量のエネルギーが消費されています。

図7.1-3に示すとおり、ひとりの人を1km輸送する際に排出されるCO₂量は自家用乗用車では鉄道約9倍です。本市でも、一世帯当たりの自家用乗用車からのCO₂排出量は図7.1-4に示すとおり、家庭部門(電気、都市ガス、灯油等)からの排出量全体の3/4近くとなっています。

また、本市の自動車保有台数(図3.2-5参照)は、いわゆる「3ナンバー」と呼ばれている普通乗用車の伸びが著しく、大型化が進んでいます。

一方、図7.1-5に示すとおり、1 tの荷物を1 km輸送する際に消費されるエネルギーは
 自家用トラックでは鉄道や船舶の約20倍、営業用トラックでは約6倍となっています。
 このような状況を踏まえ、以下の観点からの取組が必要とされます。

- 1) 低公害車や低燃費車の導入
- 2) エコドライブの推進
- 3) 交通量の抑制

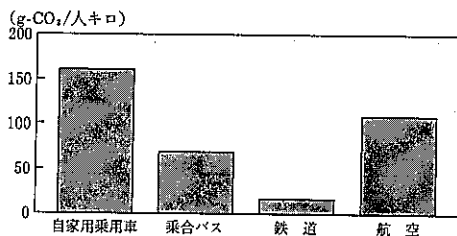


図7.1-3 輸送人キロあたりのCO₂排出量の比較

(注) 出典：平成10年度運輸白書より作成

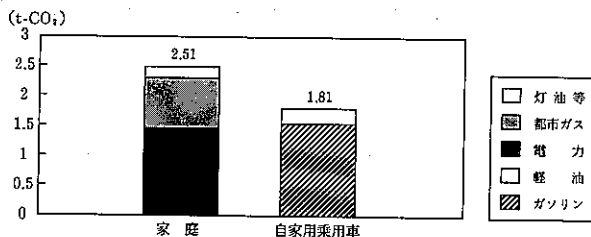


図7.1-4 神戸市の世帯当たりのCO₂排出量 (1990年)

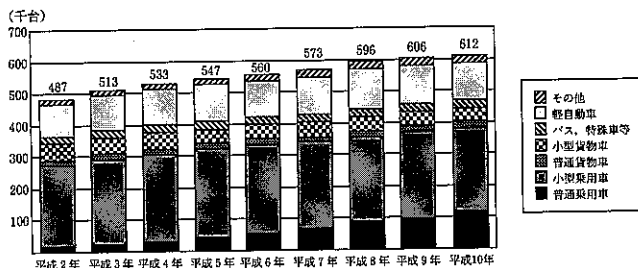


図3.2-5 神戸市の自動車保有台数の推移 (再掲)

(注1) 各年3月末現在

(注2) 出典:「第75回 神戸市統計書」(神戸市, 平成11年3月)など

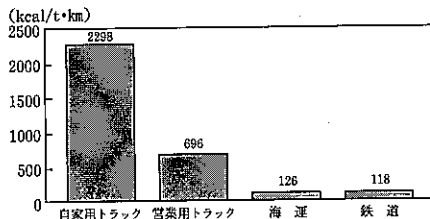


図7.1-5 輸送トンキロあたりのエネルギー消費量の比較 (1995年度)

(注) 出典:運輸省政策局環境・海洋課資料

(4) 緑化, フロン対策など

CO₂吸収源対策として植林は重要ですが, 街路樹などの都市緑化はヒートアイランドなど都市気候の緩和対策としても効果があり, 冷房負荷を軽減します。また, 木竹製品の利用はプラスチックなどの石油製品の代替材としての効果のほか, 樹木が固定した炭素をストックするという意味からも有効な取組です。

このほか, 身近な温室効果ガスであるフロン対策への取組も重要です。以上のことから以下の観点からの取組が必要とされます。

- 1) 緑化
- 2) フロン対策 (機器廃棄時のフロン回収の推進など)
- 3) その他

7.2 市民, 事業者, 市の取組

温室効果ガス特にCO₂の排出される場と市民, 事業者, 市の活動との関わりを図7.2-1に示します。市民は家庭部門のほか, 自家用乗用車の使用などにより運輸部門, ごみの排出により廃棄物部門, 従業者として産業, 業務部門に関わっています。事業者は経済活動

により産業、運輸、業務、廃棄物部門に関わっており、電力供給、家電製品の省エネ化などを通じ家庭部門に関わっています。市は一事業者の立場から、また、まちづくりや市民、事業者の取組を支援する行政の立場から、これら全ての部門に関わっています。

温暖化防止に向けて、市民、事業者はその様々な活動における取組を推進する必要があります。市は自ら一事業者としての取組を推進するほか、行政として市民、事業者の取組を支援します。

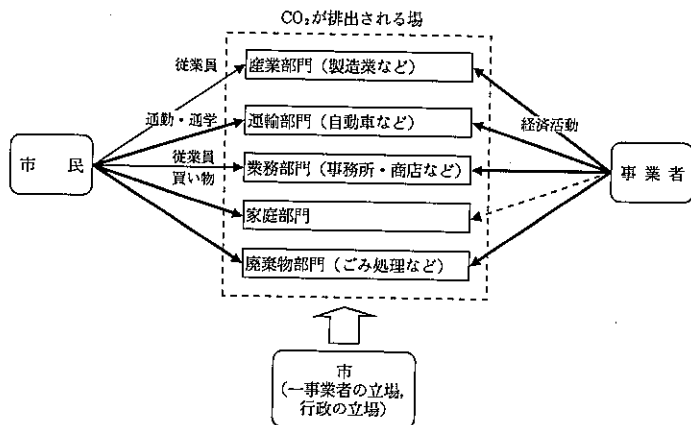


図7.2-1 市民、事業者、市の活動とCO₂の排出

なお、具体的な取組例に付けた記号（○、□）の意味は下記のとおりです。

- ：温暖化対策としてその効果が定量化できるもの
- ：温暖化対策として定性的に有効なもの

(1) 市民の取組

ア エネルギー利用

毎日の生活におけるエネルギー消費と地球温暖化との関係を理解した上で、不用なテレビのつけっぱなしや強すぎる冷暖房などエネルギーの無駄をなくし、適切なエネルギー利用を図よう、家庭、学校、職場など身近なところでの省エネ行動に積極的に取り組みましょう。また、エネルギーの使用効率の高い製品に切り替えるなど効率的なエネルギー利用を図り、未利用エネルギーや自然エネルギーの活用に取り組みましょう。

[具体的な取組例]

㍿ 省エネ行動の実践

1) スイッチオフ

- 家電製品等の使用にあたっては、不用な機器のスイッチオフなど無駄を省くことを心がける。[40Wの照明の使用を1日に1時間短縮すると、年間で約15kWhの節約]
- 待機電力による消費は家庭の電力の1割以上に達する場合もあり、使わない時は主電源

を切るよう努める。

2) 冷暖房

- 冷暖房の設定温度は冷房28℃、暖房20℃が奨励されており、強すぎる場合は、それぞれ高め、低めに設定する。[エアコンの冷房温度を1度高めにすると、一夏で約34kWhの節約]
- エアコンのフィルターにはほこりが詰まると効率が下がるため、こまめに清掃する。
- エアコンの室外機は、風通しが良く、直射日光があたらない場所に設置する。
- カーテンやブラインドなどの上手な利用や外気や日光の室内への取り込みにより、エアコン等の冷暖房効果を高める。
- 電気こたつの設定温度を高から中へ下げる。[一冬で約40kWhの節約]
- 電気こたつには掛け布団と敷き布団をうまく使い、保温効果を高める。
[掛け布団の厚さを3cmから10cmにすると約20%の、敷き布団を使うと約5～15%の省エネ]

3) 照明

- 調整可能な白熱灯では、必要以上に明るくしない。

4) テレビ

- テレビを買うときは液晶テレビなど省エネ型のものを優先する。
[液晶テレビはブラウン管テレビに比べ58%の省エネ]
- 見る番組を決め、視聴時間を減らす。[1日に1時間減らすと、年間で約51kWhの節約]

5) 冷蔵庫

- ドアの開閉回数を減らす。[開閉回数を半分に減らすと、年間で約41kWhの節約]
- 冷気が循環するよう内容物を適量にする。[年間で約8kWhの節約]
- 熱いものは冷ました後入れる。

6) 洗濯

- すすぎの前の脱水をおこなう。[年間で約29kWhの節約]
- 洗濯機の容量の8割程度が効率的なので、まとめ洗いをする。

7) 掃除機

- フィルターをこまめに清掃する。[年間で約18kWhの節約]
- 掃除する前にへやを片付けて効率よく使用する。

8) 風呂

- 冷めないうちに連続して入り、追い炊きを減らす。[年間で都市ガス約28㎡の節約]
- シャワーの出し放しをやめる。[毎日1分間短縮すれば年間で都市ガス約8㎡の節約]
- 保温のため、浴槽のフタはまめに閉じる。
- 洗髪後はタオルでよく拭くなどして、ドライヤーの使用時間を短縮する。

9) 調理

- 家族一緒にの食事に努め、新たに調理したり、温めなおすことを控える。
- 食器を洗う時は、給湯温度を下げる。
 - [40℃から30℃に下げれば、年間で都市ガス約31㎡の節約]
- 使わないときは、ガス瞬間湯沸器の種火を消す。[年間で都市ガス約11㎡の節約]
- ガスコンロの炎は鍋からはみ出さないように使う。[年間で都市ガス約4㎡の節約]
- コンロのバーナーが目詰まりせぬよう定期的に清掃する。
- なべ、やかんは底の水気を十分に拭き取ってからコンロにかける。
- 自動炊飯器によるご飯の保温時間を短縮する。

(イ) 効率的なエネルギー利用

- 省エネ型の照明機器に転換する。
 - [白熱灯から蛍光灯に転換すると、約1/3の消費電力]
 - [蛍光灯からインバータ照明に転換すると、約20%の省エネ]
- 家電製品等の購入にあたってはエネルギースターマーク対象商品など省エネ型の機器を優先し、効率的な使用ができるよう適切なサイズを選ぶ。
- 住宅建築に際して、二重窓や断熱材の使用などに努め、保温性を高める。
 - [断熱化に関する次世代基準の導入で、冷暖房用エネルギーが2割削減]

(ウ) 未利用・自然エネルギーの活用

- 自然光を活用する。
- 太陽光発電や太陽熱温水器を導入して自然エネルギーを利用する。
 - [出力3.26kWの太陽光発電パネルで年間平均3,678kWh発電:関西]
- コージェネや燃料電池を導入する。
 - [200戸の集合住宅へのコージェネ導入で、約10%の省エネ]

イ 省資源・リサイクル

現代の生活における資源消費の拡大が地球温暖化のみならず環境への負荷を高めていることを理解した上で、日常生活において、買い物袋の持参（マイバッグ運動）や簡易包装の推進などごみの発生を回避する習慣を身につけるとともに、水使用の抑制に努めましょう。

[具体的な取組例]

(ア) ごみの発生・排出抑制

- ごみにならない、なりにくい製品を購入する。
- 不用品交換システムやガレージセールなどを活用する。
- びんやプラスチック容器は、できるだけ中身を詰め替えて繰り返し使う。
- ポリ袋、紙袋は買い物、ごみ入れ、保存用に何度も使う。
- 資源集団回収活動などに協力する。

(イ) 分別の徹底、リサイクルの推進

- ごみの分別を徹底する。
- 古紙、びん、缶、食品トレー、牛乳パック等のリサイクルに協力する。

- ペットボトルの蓋を外し、洗って出すなど、スムーズなリサイクルに協力する。
- 再生紙等のリサイクル製品を積極的に購入するなど、リサイクルシステム全体の推進に協力する。

（ウ） 水使用の抑制

- 洗顔や歯磨き、食器洗いのときは「ため洗い」をするなど、水を流し放しにしない。
- 蛇口に節水コマや節水機器を設置する。
- 風呂の残り湯は洗濯や掃除や打ち水に利用する。
- 二層式洗濯機ではすすぎの水の流し放しをやめる。
- 洗車の際はバケツを利用する。
- 緑地への散水や洗車、災害用水等に雨水を利用する。

ウ 運輸交通

自動車利用の環境に対する負荷の大きさを認識し、生活の中での必要性をよく検討の上、使用するよう心がけましょう。また、使用にあたってはアイドリングストップなどエコドライブに努めましょう。

〔具体的な取組例〕

（ア） 低公害車や低燃費車の導入

- 購入に際しては排気量の小さい小型車を、またできるかぎりハイブリッド車や3リッターカーなどの低燃費車や低公害車を優先する。
- [3リッターカーは燃料3リットルで100km走行できる]

（イ） エコドライブの推進

- 不要な物を積まない。[10kg余分に10km走行するとガソリン4ccの消費]
- 空ぶかし、急発進、急加速をやめる。[1回の急発進、急加速でガソリン12ccの消費]
- 不要なアイドリングをやめる。[1分間のアイドリングでガソリン14ccの消費]
- 運転に際しては、道路情報を確認するなどして無計画なドライブをやめる。
- [10分間の走行でガソリン400ccの消費]
- できるだけ経済速度で走る。
- 交通渋滞の原因となる路上駐車などをやめる。
- タイヤ圧を適正に保つなど、定期的に車の整備・点検を行う。
- [0.5kg/cm²低いタイヤ圧で10km走行するとガソリン26ccの消費]
- 燃料消費量、走行距離を定期的にチェックする。

（ウ） 交通量の抑制

- 近くの用事は、徒歩や自転車ですませるなど、不要不急の使用を自粛する。
- 自分でノーマイカーデーを設定し、実践する。
- 通勤、通学にはなるべく公共交通機関を利用する。
- レンタカーの利用や車の共同利用などを考慮して自家用車の必要性を再検討する。

エ 緑化、フロン対策など

市民は地域の緑を大切にするとともに、温暖化防止の一助にもなる木竹製品の利用に努

めましょう。また、フロンなどを使用している冷蔵庫、カーエアコンなどの製品の廃棄にあたっては、フロン回収が行われるよう配慮しましょう。

[具体的な取組例]

(ア) 緑化

- 森林保護のため、ケナフなどの非木材紙を優先して利用する。
- 生け垣や庭木あるいはプランターや鉢植えを増やすなど、自宅の緑化を心がける。
- 地域の緑化活動に参加するなど、地域の緑を大切にす。

(イ) フロン対策

- スプレーなどではできるだけフロンを使用しない製品を購入する。
- フロンを使用する製品を廃棄する時は、フロンを回収しているところに出す。

(ウ) その他

- 近くの階へはエレベータを使わず階段を利用する。
- プラスチック製品より木製品や竹製品を優先して購入する。
- 「環境家計簿」を付けるなど、電気やガスの使用実態を把握し、さらに省資源、省エネルギーの目標を立てて取り組む。
- 家族で地球温暖化防止について話し合う。
- できるだけ環境にやさしい製品やサービスを選んで買うグリーン購入に努める。

(2) 事業者の取組

ア エネルギー利用

毎日の業務におけるエネルギー消費と地球温暖化との関係を理解した上で、職場でのスイッチオフなど身近なところでの省エネルギーの推進や、さらには燃料転換など企業として省エネに積極的に取り組みましょう。

また、効率的なエネルギー利用、未利用エネルギーや自然エネルギーの活用に取り組むよう努めましょう。

[具体的な取組例]

(ア) 省エネルギー

- 冷暖房は適切な温度に設定する。
- 季節の変わり目はエアコンを使用しない。
- 照明用配線の系統替えなどによりこまやかな照明の点・消灯を可能とし、昼休みや残業時は一斉に消灯した後、必要な照明を個別に点灯する。
- オフィスの照明器具の高さや配置を見直し無駄な照明をなくす。
- 無駄のない適切なエレベータの運行管理。

(イ) 効率的なエネルギー利用

1) 国や産業界の取組

○エネルギー使用効率の向上

改正省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場（第1種、第2種とも）は年率1%のエネルギー使用効率向上を、それ以外の工場については年率0.5%の向上を図る。

○「経団連環境自主行動計画」の目標達成

各業界毎に取り組んでいるエネルギー使用量やCO₂排出量についての数値目標の達成に努める。

＜経団連環境自主行動計画＞

「経団連環境自主行動計画」は、様々な業種における省エネへの取組などの温暖化対策に係る数値目標を含んでいます。主な業種の温暖化対策の目標を下表に示します。

表 経団連環境自主行動計画（1998年版）より温暖化対策の目標（抜粋）

業 種	対 策 目 標
鉄鋼 [日本鉄鋼連盟]	<ul style="list-style-type: none"> 生産工程における省エネルギーの推進（エネルギー消費量で2010年には1990年比10%削減）。 追加的取組みとして、廃プラスチック等の集荷システム等の条件整備を前提として1.5%削減。(1997年度実績3%減) 地域社会との連携を通じて未利用エネルギーの活用（約1%のエネルギー削減に相当）。 製品による社会での省エネルギー貢献（鋼材の利用面での省エネルギーを可能とする高機能鋼材の供給、約4%のエネルギー削減に相当）。 国際技術協力による省エネルギー貢献。
電機 [日本電機工業会]	<ul style="list-style-type: none"> 2010年の製造段階における生産高CO₂原単位を、1990年比25%改善する。(1997年度実績4%改善) 2010年の家庭用冷蔵庫のエネルギー消費効率を、1995年比6.5%改善する。(目標再検討中) 非化石燃料を利用した発電機器・設備の開発・普及、既存発電機器・設備の高度化。 CO₂以外の温室効果ガスに関する排出抑制。 家庭用冷蔵庫の冷媒として使用しているHFCの製造時の漏洩量を2000年に使用量の0.5%以下、家電リサイクル法施行（2001年）後、メーカーに引き渡された使用済み製品の100%の台数処理体制構築。 電力機器の電気絶縁用として使用しているSF₆の排出量を2010年に正味購入量の3%以下。
産業機械 [日本産業機械工業会]	<ul style="list-style-type: none"> 製造工程から排出されるCO₂を原単位あたり年1%以上削減していくよう努力する。
造船 [日本造船工業会]	<ul style="list-style-type: none"> 2010年のエネルギー消費量を原単位で1990年比10%程度削減する。(1997年度実績4.4%減)
海運 [日本船主協会]	<ul style="list-style-type: none"> 2010年における輸送単位当たりのCO₂排出量を、1990年比約10%削減していく。
鉄道 [日本民営鉄道協会]	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー車輛の普及割合を、2005年度には76%とする。(1995年度実績64%) 車輛のエネルギー消費原単位を、2005年度には1995年度比、7%節減。

業種	対 策 目 標
航空 [定期航空協会]	・2010年度までにCO ₂ を1990年度比、輸送単位（提供座席距離）あたり約10%削減。
電力 [電気事業連合会]	・2010年度に、電力業界全体のCO ₂ 排出原単位を1990年度実績から20%程度低減するよう努力。(1997年度実績13%減) ・これにより、1990年度比、2010年度には発電電力量は約1.5倍の伸びが予想されるがCO ₂ 総排出量は1.2倍程度の伸びに抑えられる。 ・CO ₂ 以外の温室効果ガスの排出を極力抑制するよう努める。
建設 [日建連、他]	・建設工事（施工）段階でのCO ₂ 排出量を、2010年度までに1990年度比12%削減。

2) 機器等の省エネルギー化

- インバータ照明に切り替える。
- 新築、改築に際してオフィスビルの省エネ化に努める。
- 周辺の事業所などと、エネルギーや原材料の使用実態に関する情報を交換し、排熱や廃棄物の有効利用や融通に努める。(一例：地域冷暖房)

(ウ) 未利用・自然エネルギーの活用

- 太陽光発電などを導入して自然エネルギーを利用する。
- オフィスビルにおいて、コージェネや燃料電池を導入する。
- 重油などから都市ガスなどCO₂排出量の少ない燃料への転換に努める。

イ 省資源・リサイクル

現代の生活における資源消費の拡大が地球温暖化のみならず環境への負荷を高めていることを理解した上で、日常業務において紙使用の削減など省資源に取り組み、商店などでは消費者の理解を得た上で簡易包装を推進しましょう。

[具体的な取組例]

(ア) ごみの発生・排出抑制

- 発生抑制を配慮した生産体制への転換を図る。
- 長期使用製品に配慮した生産や修理体制の整備を図る。
- 使用済みの紙やポスターをメモや名刺などに再利用する。
- 紙の減量化
 - 両面コピーの徹底や会議などでの配布資料の削減を図る。
 - 事務システムのペーパーレス化。(電子メールを利用した回覧など)
- 事業所内の売店では、無料配布の袋を全廃し、各個人に手提げ袋を持参させる。

(イ) 分別の徹底、リサイクルの推進

- ごみの徹底分別をし、資源物は資源回収に出す。
- 資源ごみの店頭回収に取り組む。
- OA機器や事務用品等を廃棄する際は分別して資源回収に出す。
- リサイクル箱を設置して紙等の再資源化を推進する。
- リサイクル事務用品を積極的に購入するなど、リサイクルシステム全体の推進に協力する。

(ウ) 水使用の抑制

- 必要に応じ、トイレに流水音発生装置を設置する。
- 節水型器具の導入に加え、バルブ（止水栓）による水道水圧の調整などにより、洗面所、給湯室の節水を推進する。

ウ 運輸交通

自動車利用の環境に対する負荷の大きさを認識し、業務上で必要な自動車については低公害車などの導入に努め、使用に際してもアイドリングストップなどエコドライブを心がけましょう。また、輸配送のあり方も検討し、交通量の抑制に取り組みましょう。

[具体的な取組例]

(ア) 低公害車や低燃費車の導入

- CNG車（圧縮天然ガス車）などの低公害車や低燃費車の導入に努める。

(イ) エコドライブの推進

- バス、タクシー等では駐停車時のアイドリングを極力控える等エコドライブを心がける。
- バス、タクシー等では空調を適切な温度に設定する。

(ウ) 交通量の抑制など

- 企業シャトルバスを導入する。
- 交通渋滞に配慮して駐・停車する。
- 時差通勤、共同輸配送など効率的な集配システムを構築する。
- 大量輸送の際には、鉄道・船舶を効率よく利用する。

エ 緑化、フロン対策など

地域社会の一員として地域の緑を大切にするとともに、温暖化防止の一助にもなる木竹製品の利用に努めましょう。

また、冷凍機器、カーエアコンなどの廃棄にあたっては、フロン回収に配慮しましょう。

[具体的な取組例]

(ア) 緑化

- 事業場の敷地内の緑化、屋上などの緑化を推進する。
- 緑地管理にあたっては落ち葉の堆肥化を図る。

(イ) フロン対策

- フロンを使用する機器の廃棄時は、フロン回収に配慮する。
- 兵庫県フロン回収・処理推進協議会を通じたフロン回収処理を推進する。

(ウ) その他

- 木竹製品の開発や利用に努める。
- ISO14001など環境管理システム、環境監査制度の導入等により環境保全体制を確立する。
- エコビジネスを推進する。
- 環境問題に関する情報を従業員に提供する。

- できるだけ環境にやさしい製品やサービスを選んで買うグリーン購入に努める。
- 国際的な温暖化防止対策の推進に取り組む。

(3) 市の取組

市も一事業者であるため、前記 [(2)事業者の取組] を実施します。実施にあたっては、エコオフィスプランに基づき着実に進めるとともに、今後は、全ての温室効果ガス、事務・事業を対象に拡充していきます。

また、行政として、地域冷暖房の導入など温暖化に配慮したまちづくりを推進するとともに、環境への負荷の低減を目指した市民、事業者の自主的な取組を支援します。

ア エネルギー利用

エコオフィスプランの推進と拡充を図るとともに、まちづくりの中で未利用エネルギー・自然エネルギーの活用を促進します。

[具体的な取組例]

(ア) 省エネルギーと効率的なエネルギー利用

- エコオフィスプランの推進と拡充を図る。
- エコロジー建築（環境への負荷の少ない建物）の推進を図る。
- 地域冷暖房システムの整備を推進する。
- 地下鉄への回生ブレーキ付き車両の導入を推進する。

(イ) 自然・未利用エネルギーの活用

- 「新エネルギービジョン」に基づく取組を推進する。
 - 公共施設などへの太陽光発電システム、太陽熱給湯システムの設置。
 - 海水熱源ヒートポンプなどの未利用エネルギーの活用の検討。
 - ごみ発電における高効率発電システムの導入。
 - ごみ焼却排熱の有効利用。
 - 下水熱の有効利用。
 - 住宅・産業団地整備における新エネルギーを活用した環境共生手法の適用。
- 太陽光発電に対する融資、助成を推進する。
- 外気との温度差による地下鉄駅冷房などの導入を推進する。

<エコロジー建築>

本市では「神戸市エコロジー建築マニュアル」(平成6年3月)を策定し、「環境に対する負荷の軽減に配慮し、利用者や居住者が健康で快適に暮らせるために、自然環境の持つ潜在的な力を活かすよう工夫された建築」を目指しています。マニュアルでは、通風や採光、雨水利用、緑化、自然エネルギーの活用や省エネルギーの観点から設備、工法・施工に関する要素別マニュアルを、また、地域福祉センター、学校、集合住宅、庁舎等毎に用途別マニュアルを整理しており、民間建築においての取組を促す先導的役割を果たしています。

これまで取り組んだ事例を以下に示します。

1) 淡河地域福祉センター・児童館

- ・地域特有の風を取り入れるための建物配置の工夫
- ・太陽熱温水による床暖房, 太陽電池で動く屋根裏換気扇
- ・自然適風の工夫や地域に合った植栽, ビオトープ, 雨水利用, 透水性舗装などを採用

2) 本庄小・中学校

- ・太陽光発電(発電出力: 20kW)
- ・雨水利用(雑用水槽の設置)
- ・災害改築校の一つで防災機能強化(プール水利用(消火用水), 井戸水利用)

イ 省資源・リサイクル

現代生活における資源消費の拡大が, 地球温暖化のみならず環境への負荷を高めていることに理解を求め, 市民, 事業者に対して, 買い物袋の持参(マイバッグ運動)や簡易包装の推進などごみの発生を回避する生活を呼びかけるなど, 環境学習を充実させるとともに, 自発的なリサイクル活動への支援, 指導の充実を図ります。

減量・資源化のひとつの目標として, 一般廃棄物の排出量削減は, 大きな課題です。

このため, 現在, 「神戸市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行っているところであり, 新計画策定までの当面の間, 国の閣議決定「2010年度の一般廃棄物排出量を平成8年度の排出量より5%削減する」を勘案し, 2010年度の一般廃棄物排出量を平成8年度の排出量より, 地球温暖化防止の観点から, 大幅に削減することを目指します。

[具体的な取組例]

(ア) ごみの発生・排出抑制

情報提供, 環境教育の充実を図る。

広報誌など各種媒体を通じた情報提供の充実。

小学校などにおける環境教育の充実。

ガラージセール開催を支援する。

「ごみの減量化・再資源化推進宣言の店」(愛称: スリム・リサイクル宣言の店) 制度を推進する。

産業廃棄物多量排出事業者への指導の充実を図る。

(イ) 分別の徹底, リサイクルの推進

資源集団回収実施団体への助成を推進する。

資源集団回収リーダー研修会の開催を推進する。

小学校拠点空缶回収の実施を推進する。

不用品リサイクル情報案内システム(レインボーシステム)の実施を推進する。

空き缶・ペットボトル, 空きびんの分別収集事業を推進する。

大規模事業所廃棄物管理責任者研修会の開催を推進する。

ごみステーションにおける古紙回収事業を推進する。

建設現場における建築物の分別・減量化の指導を推進する。

産業廃棄物リサイクル情報の提供や公共工事における建設系廃棄物リサイクルの推進を図る。

牛乳パック地域回収拠点づくりの推進を図る。

(ウ) 水使用の抑制

- 下水再生水，下水高度処理水の有効利用を推進する。
- 雨水利用システムの導入を推進する。
- 雨水浸透型側溝や樹，透水性舗装などの導入を推進する。

ウ 運輸交通

自動車利用の環境に対する負荷の大きさを市民，事業者に対して訴え，できるだけ低公害車や低燃費車を導入するよう，また使用にあたってはエコドライブに努めるよう呼びかけます。また，公共交通の整備などを通じて，自動車交通量の抑制に努めます。さらに，ITS（高度道路交通システム）等の整備・活用を通じて，交通流の円滑化を目指します。

[具体的な取組例]

(ア) 低公害車や低燃費車の普及促進

- 公用車の低公害化を推進する。
- 事業者の低公害車の購入，リースに対して助成，補助を行う。
- 低公害車の大量普及を誘導するため，モデル地域を設定し重点的に進める。
- 「神戸市低公害車普及計画」（平成11年2月）に基づき，エコステーションなど，低公害車普及のためのインフラを整備する。
- エコカーの普及促進のため，エコレンタカーを活用する。

(イ) 交通量の抑制

- 自転車道及び駐輪場の整備の推進を図る。
- 公共交通機関の整備を推進する。
- パークアンドライドの推進を図る。
- 港湾の整備など，モーダルシフト・モーダルミックスの推進を図る。
- 市街地などへの自動車乗り入れ抑制を検討する。
- コンパクトシティづくりによる市民の移動量の低減を推進する。

(ウ) 交通流の円滑化など

- 時差通勤，フレックスタイム導入などの促進を図る。
- 道路の立体交差や右折レーンの設置などを推進する。
- 道路交通情報システム，車両運行管理システムの整備を推進する。
- ナビゲーションシステムの高度化など，ITS（高度道路交通システム）の導入を検討する。
- 違法駐車などの追放を支援する。

＜公用車の低公害化推進に係る導入基準＞

公用車からの温室効果ガスの排出量削減のため，本市では「公用車の低公害化推進に係る導入基準」（平成9年12月）を次のとおり定めています。

- (1) 低公害車（電気自動車，天然ガス自動車，メタノール自動車，ハイブリッド自動車）の導入が可能な場合には，これを導入することとする。
- (2) 低公害車の導入が不可能な場合には，一般車の中でもより排ガスの少ない自動車

を導入することとする。具体的には、

1) 排気量の小さい自動車

2) 「京阪神六府県市低NOx車普及促進協議会」の定める「低NOx車指定基準」に適合した自動車

を導入するものとする。

(3) 求める仕様に適合する自動車の中に前項の自動車がない場合にも、導入部局の判断で可能な限り低公害な車両を導入するものとする。

これを受けて神戸市エコオフィスプランでは「公用車に占める低公害車及び低NOx車の割合を5年間で概ね30%に高める。」を目標としています。

エ 緑化、フロン対策など

市域の緑化や森林の保全に努めるとともに、温暖化防止の一助にもなる木竹製品の利用を進めます。

また、メタン、一酸化二窒素の対策に取り組むとともに、フロン回収処理を推進し、中小事業者による脱フロン化等に対して支援していきます。

さらに、行政として様々な情報提供などを行います。

[具体的な取組例]

(ア) 緑化

「神戸市緑の基本計画（グリーンコウベ21プラン）」の緑の確保目標達成を目指して公共施設等の緑化、都市緑化、植林事業を推進する。

(注) 緑の確保目標

- ・ 貴重な緑を未来へ継承すべき市民共有の資産と位置づけ、永続性を持たせ大切に守る。
- ・ 市民一人あたりの公園面積を、21世紀初頭には20㎡以上確保する。長期的には30㎡以上を目標とする。
- ・ 市街化区域の3割を緑化。

工場緑化の推進を支援する。

(イ) 森林の保全

六甲山系や市街地周辺の緑地保全のため、適切な森林管理を行い、良好な山林の育成を図る。

自然環境に十分配慮して、散策道や展望広場などを整備する。

コンクリート型枠用合板など熱帯産木材の使用制限の推進を図る。

(ウ) CO₂以外の温室効果ガス対策

収集した廃棄冷蔵庫、エアコンなどからのフロン回収の実施を促進する。

兵庫県フロン回収・処理推進協議会を通じたフロン回収処理を推進する。

脱フロン化等に対する支援、指導等を推進する。

電気事業者によるSF₆対策に対する支援を行う。

(4) その他

- 地球環境問題に関するセミナーやシンポジウムを開催する。
- 地球環境問題に関するパンフレット、小冊子を作成・配布する。
- インターネットのホームページや環境情報誌の発行などで、市民、事業者による地域活動を幅広く紹介する。
- グリーン購入の普及促進のための情報提供に努める。
- 中小企業などを対象に、環境保全施設の導入、低公害車の導入、省エネのための有効利用施設の設置、改善に対して助成や低利融資などによる支援を行う。
- 環境功労者表彰などを推進する。
- 姉妹都市などを通じて人的交流を深めるとともに、環境保全型技術に関する情報交換に努める。
- 神戸市域に在住するあるいは神戸を訪れる外国人へ環境問題への神戸市の取組を紹介する冊子を作成し、環境問題に配慮した生活のあり方等の普及啓発に努める。
- 市職員に対して地球環境問題に関する研修を実施する。

7.3 取組による効果の試算

「7.2 市民、事業者、市の取組」に掲げた取組例のうち、定量化できるものを抽出し、それらの削減効果を試算しました。

(1) CO₂の削減対策

対策効果の試算にあたっては、実現性の高い取組、努力を要する取組、更なる努力を要する取組などを組み合わせ、表7.3-1に示す対策ケースを想定しました。

表7.3-1 削減対策ケース

対策ケース	取組の組合せ
対策-1	国、産業界の実現性の高い取組（取組-1） +市民・事業者・市の身近な取組（取組-1）
対策-2	対策-1 +市民・事業者・市の努力を要する取組（取組-2）
対策-3	対策-2 + 市民・事業者・市の更なる努力を要する取組 （取組-3） + 追加的対策（取組-3）

試算に用いた取組は表7.3-2に示すとおりです。段階的な取組を想定した市民の省エネ行動、エコドライブについては実践率を設定しました。

表7.3-2 試算に用いた取組

取組項目	取組内容等	取組-1	取組-2	取組-3
改正省エネ法による機器の効率向上 電化製品 自動車1) ガソリン車 2) ディーゼル車	2010年に1990年から平均16.2%向上 2010年に1995年から平均21.4%向上 2005年に1995年から平均13.1%向上	○ ○ ○		
エネルギー使用効率の向上 (「経団連自主行動計画以外の製造業」)	年率0.5%の向上	○		
「経団連環境自主行動計画」 製造業 船舶(日本船主協会) 鉄道(日本民営鉄道協会) 航空機(定期航空協会) 電気のCO ₂ 排出係数(電気事業連合会)	業種により10%~25%削減 2010年に1990年から10%削減 2010年に1990年から7%削減 2010年度に1990年度から10%削減 2010年度に1990年度から20%削減	○ ○ ○ ○ ○		
建物の断熱化 家庭 業務(省エネビル)	冷暖房用エネルギーの20%削減 エネルギー消費の10%削減	○ ○		
クリーンセンターでの新エネルギー導入等	高効率発電システム等を段階的に整備	○	○	
業務部門での燃料転換(都市ガス化)	A重油からの転換で26%		○	
市民の省エネ行動	電気などの省エネを段階的に実施	○	○	○
事業者による省エネルギー	事務所での省エネルギーを段階的に実施	○	○	○
エコドライブ	自動車利用時の省エネを段階的に実施	○	○	○
交通量の削減	交通量の削減を段階的に実施	○	○	○
低公害車の導入	ディーゼル車1万台の天然ガス自動車化など		○	
太陽エネルギーの利用等 家庭 太陽光発電 " 太陽熱温水器 業務 太陽光発電 " コージェネ	新築一戸建ての10%に導入 新築一戸建ての40%に導入 家庭と同程度の導入 空調用エネルギーの25.3%削減		○ ○ ○ ○	
製造業での燃料転換(都市ガス化)	A重油からの転換で26%		○	
一般廃棄物排出量の抑制	平成8年度の排出量から5%削減		○	
物流対策	貨物車交通量を8%削減			○
更なる機器の効率向上 電化製品 自動車1) ガソリン車 2) ディーゼル車	改正省エネ法による機器の効率向上から 更に4.0%向上 更に5.3%向上 更に3.3%向上			○ ○ ○

ア 市民の省エネ行動のモデル化

市民の省エネ行動については、表7.3-3に示すとおり、3通りの取組にモデル化しました。各対策ケースの実践率は表7.3-4に示すとおりです。なお、試算にあたっては、市民アンケートで「実行している」とされた行動は取組-1として扱い、すでに実践されているものとした。

表7.3-3 市民の省エネ行動

省エネ行動		取組-1 (身近な取組)	取組-2 (努力を要する取組)	取組-3 (更なる努力を要する取組)	
電気器具	エアコン	使用時間 暖房時の設定 冷房時の設定	0.5時間短縮 1℃低め 1℃高め	1時間短縮 2℃低め 1.5℃高め 2℃高め	1.5時間短縮 3℃低め 2℃高め
	こたつ	設定温度	高から中へ	同左	同左
	照明器具	使用時間	0.5時間短縮	1時間短縮	1.5時間短縮
	テレビ	視聴時間 見ない時の予備電源	0.5時間短縮 切る	1時間短縮 同左	1.5時間短縮 同左
	冷蔵庫	内容物 ドアの開閉回数	適量にする 2割減らす	同左 3割減らす	同左 半分に減らす
	洗濯機	すすぎ前の脱水など	行う	同左	同左
	掃除機	フィルター掃除など	行う	同左	同左
都市ガス	風呂	冷めないうちに続けて入る シャワーを控える	行う 3分	同左 4分	同左 5分
	給湯器	種火をこまめに消す 食器洗いの温度	行う 30℃に低下	同左 同左	同左 同左
	調理器具	炎が鍋底からはみ出ないようにする	行う	同左	同左
	暖房器具	設定温度の設定	1℃低め	2℃低め	3℃低め
灯油	使用時間	0.5時間短縮	1時間短縮	1.5時間短縮	

表7.3-4 省エネ行動の実践率

対策ケース	各取組の実践率
対策-1	表7.3-3の取組-1の実践率を60%とする。
対策-2	表7.3-3の取組の実践率を80%とし、内取組-1の実践率を40%、取組-2の実践率を40%とする。
対策-3	表7.3-3の取組の実践率を90%とし、内取組-1の実践率を20%、取組-2の実践率を20%、取組-3の実践率を50%とする。

イ エコドライブのモデル化

(ア) 乗用車

乗用車のエコドライブについては、表7.3-5に示すとおり、3通りの取組にモデル化しました。各対策ケースの実践率は表7.3-6に示すとおりです。なお、試算にあたっては、市民アンケートで「実行している」とされたエコドライブ項目は取組-1として扱い、すでに実践されているものとしました。

表7.3-5 乗用車のエコドライブ

エコドライブ項目	取組-1 (身近な取組)	取組-2 (努力を要する取組)	取組-3 (更なる努力を要する取組)
アイドリングを減らす タイヤ圧を適正に保つ (22km*/日)	3分/日 行う	5分/日 同左	7分/日 同左
不要な物を積んで走らない (22km/日)	行う	同左	同左

(注)*：走行距離22km/日は市民アンケートによりました。

表7.3-6 エコドライブの実践率

対策ケース	各取組の実践率
対策-1	表7.3-5の取組-1の実践率を60%とする。
対策-2	表7.3-5の取組の実践率を80%とし、内取組-1の実践率を40%、取組-2の実践率を40%とする。
対策-3	表7.3-5の取組の実践率を90%とし、内取組-1の実践率を20%、取組-2の実践率を20%、取組-3の実践率を50%とする。

(イ) 貨物車等

貨物車等については、アイドリングを毎日10分間減らすものとして、削減量を推計しました。結果を表7.3-7に示します。

表7.3-7 貨物車等のCO₂削減量

	保有台数 (H10.3.31)	アイドリングストップ(10分間) の削減量 (g-CO ₂ /台)*	削減効果 (千t-CO ₂)
普通貨物	19,346	345	2.4
小型貨物	44,471	213	3.5
バス	2,152	587	0.5
合計	65,969	-	6.3

(注)*：出典「平成9年度地球温暖化対策技術未評価調査(運輸部門)報告書(日本システム開発研究所)」より作成。

(2) CO₂以外の温室効果ガスの削減対策

表7.3-8に示すとおり、以下の対策を講じることとしました。

ア メタン

メタンについては、エネルギー消費に伴う排出量はCO₂の削減に伴って削減されるとし、農業部門対策としては水田における水管理の適正化や反すう動物の飼養方法の改善等を考慮しました。また、ごみの埋立量については、一般廃棄物排出量の抑制に伴い削減されるとしました。

イ 一酸化二窒素

一酸化二窒素については、エネルギー消費に伴う排出量はCO₂の削減に伴って削減されるとしました。また、廃棄物部門からの排出量については、一般廃棄物排出量の抑制に伴い削減されるとしました。

ウ 代替フロン類

代替フロン類については、国・産業界の取組による削減対策による効果とPFC使用事業者に対するアンケート結果を考慮しました。

表7.3-8 CO₂以外の温室効果ガスの削減対策

温室効果ガス	削減対策
メタン	CO ₂ の削減に伴う削減 農業部門対策 一般廃棄物排出量の抑制
一酸化二窒素	CO ₂ の削減に伴う削減 一般廃棄物排出量の抑制
HFC	冷媒の廃棄時の回収 カーエアコン用冷媒の使用量の低減 エアゾールの使用物質の転換 ウレタンフォーム用使用量の低減
PFC	使用物質の転換など
SF ₆	絶縁ガス対策 (充填時, 使用時, 廃棄時)

(3) 効果の試算結果

ア CO₂

CO₂排出量の削減効果を排出部門別にまとめたものを表7.3-9、市民の省エネ行動、エコドライブによる削減効果を表7.3-10に示します。また、部門別排出量の推移と削減効果を図7.3-1に示します。

表7.3-9 部門別 CO₂削減効果

(単位：千t-CO₂)

	産業	運輸	業務	家庭	廃棄物	削減量	排出量
基準年(1990年)排出量	5,104	2,888	1,577	1,351	250	—	11,204(100)
未対策(2010年)排出量	5,013	3,674	2,370	2,237	376	—	13,704(122.3)
対策-1	316 [410]	700 [700]	596 [640]	528 [570]	0 [54]	2,374	11,330(101.1)
対策-2*	43 [63]	72 [72]	105 [115]	126 [135]	92 [92]	477	10,853(96.9)
対策-3*	0 [0]	204 [204]	104 [104]	154 [154]	0 [0]	462	10,391(92.7)
合計	359 [473]	976 [976]	805 [859]	808 [859]	92 [146]	3,313	—
対策後の排出量	4,654 [4,540]	2,698 [2,698]	1,565 [1,511]	1,429 [1,379]	284 [230]	—	10,391
構成比(%)	44.8 [43.7]	26.0 [26.0]	15.1 [14.5]	13.8 [13.3]	2.7 [2.2]	—	100.0
対基準年比	0.912 [0.889]	0.934 [0.934]	0.992 [0.958]	1.058 [1.020]	1.136 [0.920]	—	0.927

(注1) * : 対策-2とは、対策-2の削減効果から対策-1の効果差し引いた値。

(注2) [] 内は、市が主体である「クリーンセンターでの新エネルギー導入等」についてごみ焼却排熱利用は廃棄物部門に、その他は産業・業務・家庭に将来排出量の比率で割り振った値。

(注3) 合計は土地利用の変化(34千t-CO₂)を含みます。

表7.3-10 省エネ行動とエコドライブの削減効果 (単位：千t-CO₂)

取組項目	取組-1	取組-2	取組-3	小計
市民の省エネ行動	110	103	117	330
エコドライブ	20	18	18	56

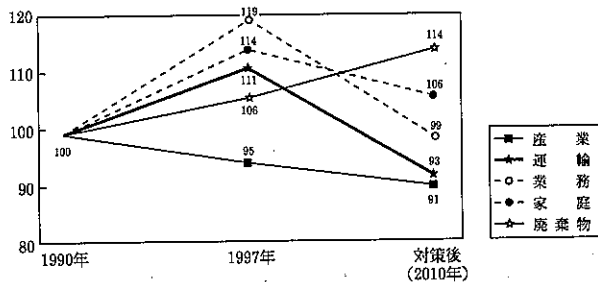


図7.3-1 部門別 CO₂排出量の推移と削減効果

(注) 1990年を100とする指数

イ 温室効果ガス全体

削減対策後の温室効果ガス排出量を表7.3-11に示します。なお、CO₂については対策－3の削減量を用いています。また、温室効果ガス排出量の推移と削減効果を図7.3-2に示します。

表7.3-11 削減対策後の温室効果ガス排出量（2010年）

	基準年排出量 (千t-CO ₂)	未対策排出量 (千t-CO ₂)	削減量 (千t-CO ₂)	対策後排出量 (千t-CO ₂)	構成比 (%)	削減率 (%)	対基準 年比
CO ₂	11,204	13,704	3,313	10,391	94.8	24.2	0.927
メタン	109	134	15	119	1.1	11.0	1.096
一酸化二窒素	97	166	23	143	1.3	13.8	1.476
HFC	26	413	254	159	1.5	61.4	6.068
PFC	105	228	147	81	0.7	64.5	0.772
SF ₆	119	338	267	71	0.6	78.9	0.601
合計	11,660	14,983	4,019	10,964	100	26.8	0.940

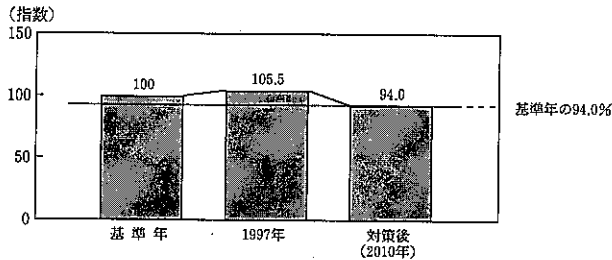


図7.3-2 温室効果ガス排出量の推移と削減効果

(注1) 基準年を100とする指数

(注2) 基準年とはCO₂、メタン、一酸化二窒素については1990年、代替フロン類（HFC、PFC、SF₆）については1995年を指します。

(4) 試算のまとめ

試算結果から、計画の目標を達成するため、国、産業界の実現性の高い取組、市民、事業者、市の三者による更なる努力を要する取組、追加的対策の組合せによる「対策－3」の実施を目指します。

今後、市民、事業者、市はそれぞれの立場で、「試算に用いた取組」のみならず他の取組も合わせて着実に実行し、取組の実効性を高めていかなければなりません。

取組の実効性を高めるためには、定期的に電気、都市ガス、ガソリン等の使用量を把握し、前年同期との比較などにより自らの取組の成果を点検・確認し、今後の取組に反映することが必要です。その際、環境家計簿などを用いてCO₂排出量を把握し、CO₂総量を抑制する視点から、取組を推進することが重要です。

第8章 計画の推進

8.1 計画の実現に向けて

本計画の目標達成のためには、市民、事業者、市の三者がそれぞれの立場でひとつひとつの取組を着実に積み重ねるとともに、地球温暖化防止に向けて更なる努力を持って取り組み、その取組の実効性を高める必要があります。また、地球規模の問題である温暖化防止に地域レベルで貢献するためには、市民、事業者、市の三者が共通の認識のもとに、相互に協力し、取組の実効性を高め、協働（パートナーシップ）のもとでの取組推進が重要です。

8.2 市民、事業者、市の協働のための役割

市民、事業者、市の三者の協働により、地球温暖化防止に向けた取組を推進するため、市民、事業者、市は図8.2-1に示す相互関係のもとに、以下の行動によりそれぞれの役割を果たすものとします。

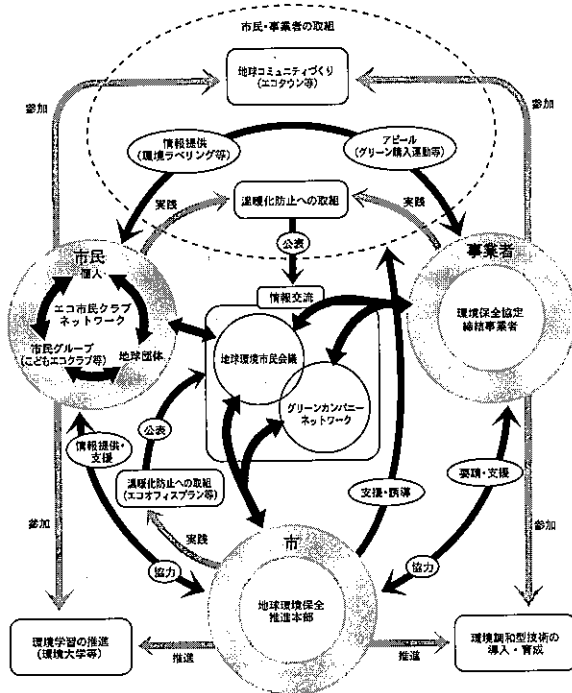


図8.2-1 市民、事業者、市の協働

(1) 市民の行動

温暖化の要因が日常生活に深く関わっていることを理解した上で、日常生活のあり方を自ら検討し、省エネ、省資源に向けて自主的に取り組むとともに、地域における地球温暖化防止

に向けた活動を推進するよう努めましょう。

さらに、行政の温暖化防止対策に協力・参加するとともに、商品の購入時に事業者に対して環境保全型の商品やサービスを提供するようアピール（グリーン購入運動等）するなど、相互の温暖化防止対策に係る意識・取組の向上に努めましょう。

[協働に向けた行動例]

- ・行政や地域社会などが行う環境保全に係る諸活動に積極的に参加し、協力する。
- ・購入、買換時などに事業者に対し、無駄な包装などを断る、フロン回収や適切なりサイクルを依頼するなどの働きかけを行う。
- ・取組事例の公表、情報交換を通じ、近所の人に呼びかけるなど取組の輪を広げる。

(2) 事業者の行動

温暖化の要因が業務活動に深く関わっていることを理解した上で、企業における温暖化防止体制を確立し、事業全般にわたる省エネ、省資源に努め、環境保全全般に配慮して活動するよう自主的に取り組みましょう。

さらに、行政の温暖化防止対策に協力・参加するとともに、自らの取組とその成果の公表、自社製品の環境負荷についての表示（環境ラベリング）などの市民への情報提供の実施など、相互の温暖化防止対策に係る意識・取組の向上に努めましょう。

[協働に向けた行動例]

- ・自社の取組内容、効果などを積極的に公表、情報交換し、温暖化防止技術などの普及に努める。
- ・自社製品の二酸化炭素排出量、エネルギー消費率等を消費者に分かりやすく示す。
- ・行政や地域社会などが行う環境保全に係る諸活動に積極的に参加し、協力する。
- ・販売、サービス提供時に、消費者に対し簡易包装の趣旨や適切なフロン回収・処理についての説明などの働きかけを行う。

(3) 市の行動

市は、一事業者として自らの事務、事業に関する温暖化防止対策に取り組むとともに、行政として温暖化防止対策を実施します。市は本計画の推進母体としての体制の拡充を図り、温暖化防止に対応し、また、協働の場となるまちづくりを推進するとともに、市民、事業者、市の三者が一体となって温暖化防止に取り組めるよう環境学習、環境情報の交流、環境保全活動に係る支援施策を拡充します。

ア 体制の拡充

市は本計画の推進母体として、一事業者の立場、行政の立場から積極的に地球温暖化防止に取り組むものとします。

取組の推進にあたっては、市長を本部長、助役を副本部長、収入役及び全局長・区長を本部長とする図8.2.2に示す神戸市地球環境保全推進本部のもとに、次の基本的方向に基づき地域レベルの足元からの取組を全庁的に推進します。

- 1) 都市における様々な活動や行動を自然の生態系が有する自律・安定・循環的なしくみに近づけ、環境への負荷のより小さい都市づくりを推進します。

- 2) 省資源・リサイクル, 省エネルギー対策を推進するなど, 環境への負荷のより小さい行動・活動を率先して実行していきます。
- 3) 国等との協力のもと, 姉妹都市, 友好都市のネットワークを生かして, 環境保全型まちづくりに関する国際協力, 人材交流などを行います。
- 4) 地球環境保全に必要な情報提供・意識啓発を行い, 市民, 事業者の環境保全意識の高揚に努めるとともに, 市民, 事業者の自覚に基づく自発的な取組について積極的に支援します。
- 5) 国等と連携し, 環境保全に係る調査・研究などを行います。

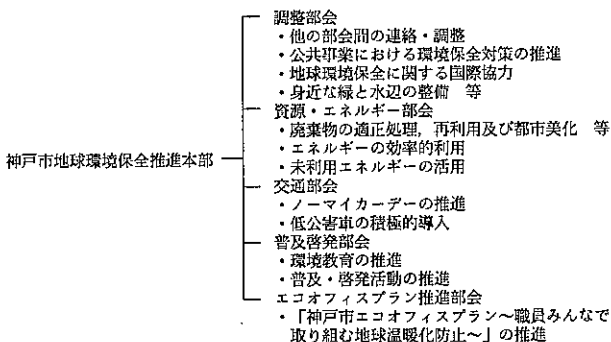


図8.2-2 神戸市地球環境保全推進本部の体制

今後, 神戸市地球環境保全推進本部の拡充に努めるとともに, 「神戸市地球環境市民会議」と連携をより一層深め, 地球温暖化防止に係る取組, 施策を展開していきます。

イ 地球温暖化防止に向けたまちづくりの推進

○本市では, 「アーバンリゾート都市」を目指して, コンパクトシティの考え方にに基づくまちづくりを進めています。コンパクトシティの都市イメージは, 「コンパクトシティ」構想調査報告書(平成11年3月 神戸市復興・活性化推進懇話会)に示されたとおり, つぎのような都市像です。

- ・豊かな生活環境を持ち, 人と自然, 人と人が共生できる都市
- ・生活する上で必要なサービスの大半は生活圏で利用でき, 利用できないサービスのある程度は, 隣の生活圏や生活拠点で手に入り, 残りの高次サービスは副都心や都心, さらに都市間連携の中で得られる都市
- ・市民, 事業者自らは, 自分たちの地域で生活に関する問題を考え, 自律的にまちづくりに取り組む都市
- ・成長管理施策によって, 都市の容量にゆとりを持ちつづけるように配慮しながら, 良好な都市環境を維持・発展させる都市
- ・公共交通を中心とする交通輸送ネットワーク, 都市空間における水と緑のネットワーク, 情報ネットワークや人的ネットワークなどが相互に連携する多重ネットワークを形成する都市

今後、このような都市像の実現を目指して、循環型社会に向けたライフスタイルの提案、地域循環モビリティの向上（車利用の低減と公共交通機関への転換など）などを推進します。このようなコンパクトシティづくりを通じて、地球温暖化防止に対応した環境保全型の都市構造を構築します。

- 本市では神戸アスリートタウン構想の推進に努めていますが、本構想の趣旨に沿って、温暖化の観点からだけでなく、健康面からもインセンティブを与え、移動手段の自動車から徒歩・自転車利用へ、エレベータから階段利用への転換などを促進するよう努めます。
- 大規模開発事業については、「神戸市環境影響評価等に関する条例」に基づき、地球温暖化防止も含めた環境保全のための事前配慮、保全対策を講じるとともに、説明会の開催、評価書案に対する意見の募集、公聴会の開催などのいわゆる「アセスメント手続」を定めています。今後、アセスメント手続などを通じ、住民参加のもとでの地球温暖化防止に向けたまちづくりを推進していきます。

ウ 支援施策の拡充・推進

(ア) 市民の自主的・自発的な環境学習の推進

- 環境にやさしく暮らし方、すなわち循環型社会への転換の重要性に気づき・考え・実践することができる市民（エコ市民）を一人でも多く育成するため、「KOBE 環境大学」、「ふれあいゴミスクール」などの拡充や「環境学習室」の整備資料の充実を図るとともに、ごみの減量化・資源化に係る啓発や集団回収に対する支援などをさらに推進していきます。
- 平成2年度から実施している表彰制度（「環境功労賞」の贈呈）を活用し、環境保全活動を積極的に実践している市民グループなどの活動内容を広く市民に発表するなど、市民が自主的・自発的な環境学習・環境保全活動の方法を学ぶ機会を増やします。
- 環境学習の充実を目指し、特に子どもを巻き込んだ地域での自主的・自発的な環境学習・環境保全活動を促すため、「子どもと学ぶ環境学習プログラム」の企画・普及、「KOBE こどもエコクラブ」に対する支援などを充実させていくとともに、「子どもの目から見たくらしのエコチェック」の本格実施やケナフを活用した地球温暖化防止の啓発活動などの新たな取組を展開していきます。

(イ) 環境に関する情報交流の促進

- 「神戸市地球環境市民会議」と連携を図り、家庭における省エネやリサイクルに関する具体的な取組方法、エネルギーチェックや二酸化炭素排出量の計算方法などを分かりやすく記載した冊子「市民行動計画マニュアル-地球を救え！エコ市民」を発行するなど、市民、事業者に対する温暖化防止に係る情報発信の核となるよう努めます。
- 「神戸市地球環境市民会議」参加団体のほか、「KOBE 環境大学」の修了生や省エネ・省資源・グリーン購入等の環境保全活動に自主的・積極的に取り組んでいる地域団体、市民グループ、NPOなどを中心として、エコ市民のネットワーク化（エコ市民クラブネットワーク）を図るとともに、環境情報誌「KOBE 環境だより」やインターネットを利用した市民間の情報交換の促進や「市民講師」の派遣など、エコ市民の「輪」の拡大に努めます。
- 環境保全協定締結事業者相互の情報交換や連携活動（グリーンカンパニーネットワーク）を活性化し、このネットワークを通じて、省エネ技術をはじめ、地球温暖化防止対策に関する情報を市内事業者全体に提供し、事業者の取組を支援します。

(ウ) 環境保全活動の促進

- 省エネ・省資源への配慮など温暖化防止に向けたライフスタイルの変革を促すためには、日常生活と密着した地域レベルのコミュニティが果たす役割は大きい。

現在、灘中央（灘区）、浜山（兵庫区）、有野台（北区）の三つのモデル地区において住民参加型のワークショップの開催などを通じ、市民、事業者の主体的な環境保全、リサイクルなどの取組を推進する、環境学習をベースとした「エコタウンづくり」を進めています。エコタウンとは、物質・エネルギー・自然的環境の自律・安定・循環システムを組み入れた循環型社会の実現を目指し、常に環境のことを考え行動する人達が住む地域（概ね小学校区に対応する日常生活圏）のことであり、コンパクトシティ構想に掲げたまちの構成単位である「コンパクトタウン」の構成要素です。

今後、「エコタウンづくり」の全市的な展開を図り、また、地域コミュニティの醸成を図りながらコンパクトタウンづくりの一環として循環型社会の形成を目指すよう努めます。

- 温暖化防止活動に対する市民参加の活性化を図るため、市民の寄付や出資により公共施設の上部や緑地に自然エネルギーや未利用エネルギーを利用、活用する施設を設けるなど、市民のエネルギー問題や環境問題への関心を高め、市民が環境への貢献が実感できる制度の導入について検討します。
- 地球温暖化防止を推進するためには、省エネ行動の実践とともに、二酸化炭素の固定化技術、廃棄物エネルギー利用技術、工場等の余剰エネルギーの利用技術などの環境調和型の新技術の導入・育成が必要です。

今後、これらの新技術を有する企業と協働し実証研究等を通じて、市域への環境調和型技術の導入を促進し、都市構造を環境調和型へ転換する方策についての検討を進めます。

8.3 国や他自治体との連携

本計画の実施にあたっては、国が行う地球温暖化防止のための施策の実施に協力するとともに、兵庫県や他の市町村とも連携を図り、地域に根ざした温暖化防止対策となるよう努めます。

また、温暖化防止に向けた国レベルの施策強化も必要であり、国に対して温暖化防止技術の研究・開発の促進、エネルギーや廃棄物処理などの関連諸施策の拡充、グリーン税制などの誘導策の検討など、総合的な施策が推進されるよう働きかけを行います。

8.4 進行管理

本計画の着実な進行管理のために、以下の措置を取ります。

- 1) 温暖化対策として本計画に盛り込んだ各主体の取組の実績を調査、把握するとともに、温室効果ガス排出量を定期的に把握し、環境保全審議会に報告し、公表します。
- 2) 産業活動や日常生活と不可分な温室効果ガスの排出を抑制することは容易でなく、個々の施策の積み上げで目標達成の実効をあげるには、より一層の努力が必要かつ重要です。さらに、排出量の算定・予測、導入施策の効果推計、温暖化防止に向けた取組及び取組の誘導施策等に関する知見を集積するとともに、国際的、国内的な動向を把握し、本計画をより実効あるものとするための工夫を重ねながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

審議経過

○環境保全審議会 審議経過

	開催月日	審議内容
第11回	平成11年 9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問「神戸市地球温暖化防止地域推進計画の策定について」 ・地球温暖化とその影響 ・国際的取組と我が国の対応 ・神戸市の取組と今後の対応
第12回	平成12年 1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市地球温暖化防止地域推進計画（案）中間報告（専門部会報告）
第13回	平成12年 3月31日	計画案に対する市民意見の募集結果 <ul style="list-style-type: none"> ・「神戸市地球温暖化防止地域推進計画について」に関する専門部会報告 ・答申案の検討 ・答申「神戸市地球温暖化防止地域推進計画の策定について」

○専門部会 審議経過

	開催月日	審議内容
第1回	平成11年 9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出実態の把握 ・温室効果ガス排出量の未対策将来推計 ・具体的な削減施策と削減効果の検討方法
第2回	平成11年 11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・削減目標設定の考え方 ・削減対策効果の試算 ・削減に向けての取組
第3回	平成12年 1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市地球温暖化防止地域推進計画（案）（第12回環境保全審議会 中間報告）
第4回	平成12年 3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案に対する市民意見の募集結果 ・「神戸市地球温暖化防止地域推進計画について」に関する部会報告案

○平成11年10月 市民・事業者へのアンケート調査

○平成12年2～3月 計画案に対する市民意見の募集

神戸市環境保全審議会委員名簿

	氏名	役職
(学識経験者)	池田 有光	大阪府立大学工学部教授
	河合 富佐子	岡山大学資源生物科学研究所教授
	酒井 伸一	京都大学助教授(環境保全センター)
	坂本 邦夫	神戸学院女子短期大学講師
	新庄 浩二	神戸大学経済学部長
	◎住野 公昭	神戸大学医学部教授
	高木 興一	京都大学工学部教授
	中瀬 勲	姫路工業大学教授
	松尾 恒子	甲南大学文学部教授
	松中 昭一	元・神戸大学農学部教授
	三輪 康一	神戸大学工学部助教授
	○盛岡 通	大阪大学大学院教授
	山下 淳	神戸大学法学部教授
	(神戸市会)	岡島 亮介
山田 哲朗		神戸市会議員
崎元 祐治		神戸市会議員
津田 勲		神戸市会議員
加納 花枝		神戸市会議員
(市民代表)	藤澤 福男	神戸市自治会連絡協議会会長
	妹尾 美智子	神戸市婦人団体協議会専務理事
	秋定 武志	神戸市市民の水辺連絡会幹事
(事業者代表)	(藤井 義太郎	同上)
	宮道 博	神戸商工会議所専務理事
	有光 友治	神戸地区環境保全連絡協議会会長
	西 義人	生活協同組合コープこうべ常任理事
(労働団体代表)	松村 英洋	連合神戸地域協議会事務局次長
	石田 倫	神戸市労働組合連合会執行委員長
	(池田 義和	同上)
(関係行政機関)	小林 悦夫	兵庫県生活文化部環境局長
	(神戸市)	園 辺 栄五郎
	山本 律	神戸市環境局長

以上29名

◎印は会長 ○印は副会長 () は前任者

(平成12年3月末現在)

専門部会委員名簿

氏名	役職
○池田有光	大阪府立大学工学部教授
酒井伸一	京都大学助教授（環境保全センター）
坂本邦夫	神戸学院女子短期大学講師
新庄浩二	神戸大学経済学部長
松尾恒子	甲南大学文学部教授
三輪康一	神戸大学工学部助教授
◎盛岡通	大阪大学大学院教授

以上7名

◎印は部会長 ○印は副部会長

平成12年1月
神戸都市問題研究所
「女性が活躍する地域社会」研究会

はじめに

我が国の人口構造の高齢化は急速に進行しており、21世紀初頭には世界にも類を見ないスピードで本格的な高齢社会が到来するものと予測されている。また、「日本の世帯数の将来推計」（平成10年 厚生省）によると、高齢化と核家族化の同時進行により、高齢者の独居世帯及び高齢者の夫婦のみの世帯は飛躍的に増加するとされている。

一方、阪神大震災の被災地である神戸市に目を向けると、全市的な高齢化率はまだまだあまり高くはないが、震災で住宅が全壊・全焼等して仮設住宅や災害復興住宅に入居した被災者を調査すると、高齢者が占める割合は極めて高く、また独居者や夫婦のみの高齢者世帯の割合も高くなっており、21世紀の超高齢社会を先取りした状況となっている。しかも、災害直後の避難所から仮設住宅・災害復興住宅への転居を繰り返す中で、既存のコミュニティは崩壊し、高齢者等の被災者はいっそう孤立しようとしている。

このような状況の中で、行政・事業者・市民が一体となって、住民どうしが地域で支え合う「福祉コミュニティ」の形成に向けた取り組みがなされている。これらの多くの取り組みが、地元の婦人会やボランティア団体、そして震災による被災者支援から活動が活発になったNPOによるものであり、その活動団体の構成員を見ると圧倒的に女性が多く、女性によって支えられているといっても過言ではない。

本研究では、今被災地で最も緊急に必要とされている新たな福祉コミュニティの形成にあたって、女性がどのように貢献し成果を上げているかを分析するとともに、今後の活動にあたって解決すべき課題の指摘、新たに取り組むべき活動に関する提言等を他地域の先進事例等も参考にしながら行っていきたい。

そして、この研究が単に被災地の問題だけではなく、21世紀には我が国全体が迎えるであろう超高齢社会や既存コミュニティの希薄化への対応に際して参考としていただくことも目的としている。

第1章 背景

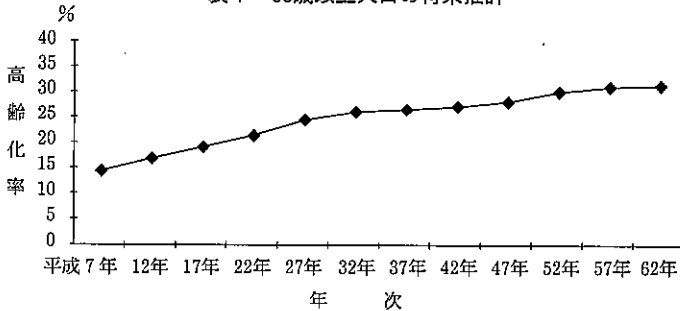
1.1 我が国及び神戸市における高齢化及び高齢者の独居化

1.1.1 一般的な傾向

我が国の人口構造の高齢化について見ると、65歳以上の高齢者人口は、2,051万人（平成10年10月現在 総務庁「人口統計」）と2,000万人を超え、総人口に占める割合は、16.2%となっている。1年前の同調査と比較しても高齢者人口は75万人増加し、高齢化率は0.5%上昇しており、急速に高齢化が進行している。

今後の高齢化の推移を「日本の将来推計人口」（平成9年1月推計 厚生省）で見ると、65歳以上の高齢者人口は、平成27年（15年後）には3,188万人、高齢化率は25%を超え、

表1 65歳以上人口の将来推計



資料：厚生省国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」
(平成9年1月推計)(中位推計)

国民の4人に1人が65歳以上の高齢者という本格的な高齢社会が到来するものと予測されている。

一方、「国民生活基礎調査」(平成9年 厚生省)によると、高齢者のいる世帯は、全世帯の31.5%を占めており、そのうち独居世帯が17.6%、夫婦のみの世帯26.1%とあわせると4割超を占めている。また今後の家族類型別の変化(平成7年～32年)を見ると、独居世帯数は2.4倍、夫婦のみの世帯数は2.0倍に増加すると予測されており、核家族化の進行により家族の支えが期待できない高齢者が急速に増加することになる。

同様に神戸市における高齢化等の傾向について分析すると、平成7年10月の国勢調査では、65歳以上の高齢者は192,703人、全人口に占める比率は13.5%であり、同時期の全国平均の14.6%よりも若干低い。また、高齢者独居世帯数は、35,502世帯、全世帯の6.6%と同時期の全国平均の5.0%よりも逆に高率となっている。これは他の都市部と同様、これまでの人口の社会増が生産年齢人口など若年層を中心に増えていた反面、農村部と比較して核家族化が進んだため、高齢者の独居世帯比率が高く推移しているものと考えられる。

1.1.2 震災による影響

一方、震災による被災者が入居している災害復興住宅に目を転じると、被災者における応募基準に高齢者優先入居枠を設けたこともあって高齢者の割合が高く、全市平均よりも遥かに高齢化が進んでいる。神戸市社会福祉協議会による集計(平成11年3月現在)によれば、全入居者世帯に占める高齢者独居世帯の割合は21.1%であり、調査年が異なるため単純に比較できないが、平成7年国勢調査時点の全市平均の約3.2倍という高率になっている。これは現在の我が国における高齢者独居世帯比率はもちろん、「日本の世帯数の将来推計」(平成10年10月 厚生省)で推計されている平成32年(20年後)の高齢者独居世帯

表2 災害復興公営住宅建設戸数・入居世帯数・単身高齢者数(平成11年3月31日現在)

区名	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
建設戸数	1,811	3,029	3,437	1,596	1,301	1,629	1,923	2,705	2,251	19,682
入居世帯数	1,811	2,346	3,138	1,264	1,301	1,313	1,265	1,929	2,251	16,618
単身高齢者	478	128	767	416	310	199	327	395	488	3,508

比率11%をも遥かに上回り、災害により超高齢社会が他の地域に先駆けて現出したことがわかる。また、災害復興住宅の一つである「ウエストコート9番街」（神戸市東灘区）の入居者を対象に行われた調査結果（平成10年3月）を見ると、回答者の平均年齢が60.4歳、65歳以上の高齢者が全体の51.7%を占めており、入居者の極端な高齢化の一端を示している。

1.2 既存コミュニティの機能不全・崩壊化

1.2.1 一般的な傾向

一方、我が国の「コミュニティ」の現況に目を向けると、特に都市部の住民を中心に生産（労働）、消費、余暇活動を自己のライフスタイルのなかで極めて多様かつ広域的に営

表3 建築年次別滅失状況

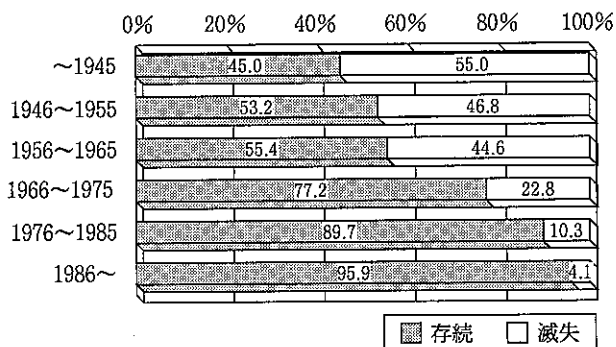
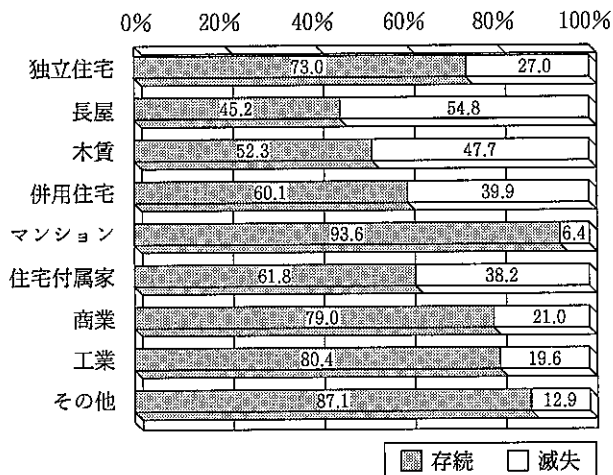


表4 建物用途別滅失状況



出典「阪神・淡路大震災 神戸復興誌」（平成12年1月 神戸市）

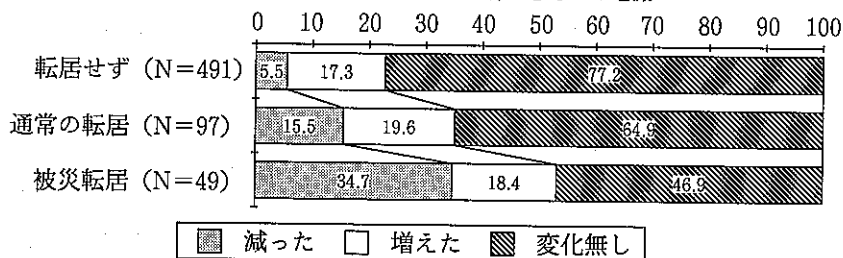
む傾向が強まり、地域を範囲とする地縁等による既存のコミュニティは数ある帰属集団の一つに過ぎず、コミュニティの重要要素である「地域性」「共同性」が揺らぎ、「ともに住み、ともに属して、ともに役割を果たす」という地域の共同的機能が後退している。その結果、既存のコミュニティが機能不全を起こし崩壊の危機に立たされている。

1.2.2 震災の影響

神戸市住宅局等の調査によれば、震災により神戸市内における民間建物のうち総棟数の17.9%にあたる68,652棟が取り壊されている。滅失した建物の特徴を分析すると、建築年次別滅失状況では戦前をはじめとして築後30年以上経過した建物の滅失率が高く、また、建物用途別滅失状況を見ると「長屋」「木質」等の住宅の滅失率が高くなっている。これらの数字は、戦前から住宅街として発達したいわゆる下町の密集街区の被害が大きかったことを物語っている。これらの地区は新興住宅地と違って、生活関連施設（病院・市場・商店街・銭湯など）が近隣して立地し、施設等での人的交流が活発であったことから、生活支援機能が特に高齢者層にとっては充実していた。震災により住民は各地に離散して従来のコミュニティは崩壊し、コミュニティ内に内在していた有形無形の生活支援機能を奪ったため、元々生活抵抗力の弱かった高齢者等が地域的支援のない状態におかれ孤立を深めた。

また、コミュニティの希薄化を実証するものとして、平成11年9月にコープこうべ・生活研究機構が被災地に住む組合員に対して行った調査があげられる。調査では、対象者を「転居せず」「通常の転居」「被災による転居」の3グループに分け、「以前と比較して近所づきあいは増減したか。」との問いを行った。その結果、当然「転居せず」は「変化なし」が高率であったが、注目すべきことは、「被災による転居」者の方が「通常の転居」者よりも「近所づきあいが減った」とする回答が2倍以上多いということである。いかに震災がコミュニティに打撃を与えたかがわかる。

表5 転居の状況別に見た近所づきあいの増減



出典「防災とコミュニティ・生協、阪神・淡路大震災3次調査報告書」
(平成11年9月 コープこうべ・生協研究機構)

1.3 福祉コミュニティの必要性

「福祉コミュニティ」とは、「福祉という共通の価値観を共有して、『ともに生きる』という思想に立って、ともに理解し、共感し、地域においてさまざまな形で福祉を支え合うもの」(平成5年7月 中央社会福祉協議会地域福祉専門分科会意見具申「ボランティアの中長期的な振興方策について」)と定義されている。先の「ウエストコート9番街」入居者調査を見ると、特に災害復興住宅において以下に述べる現況により、「福祉コミュニ

ティ」が必要となっていることがわかる。

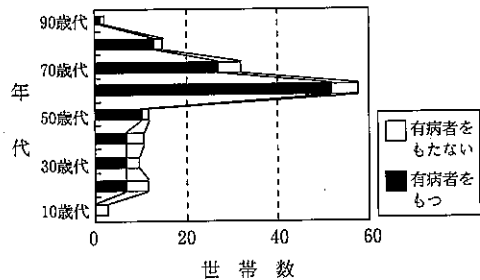
1.3.1 健康状態と心身の不安

表6によると、ウエストコート9番街入居者の健康状態は、何らかの病気を持つ世帯の比率（有病比率）が135世帯（全体の78%）と年齢構成を反映して極めて高い。精神面でも同様に、「精神不安」を訴える人の割合（過去の症状も含む）が56%、「疲労感」を感じる人が48%、「睡眠不足」が46%であり高い比率を示している。

1.3.2 社会関係の希薄化

健康状態等の不安を抱える一方、特に65歳以上の高齢独居世帯では社会関係の希薄化がみられる。まず他出家族との交流について分析すると、高齢独居世帯（37世帯）のうち、他出家族からの訪問が「ほとんどない」とした世帯が30%（11世帯）、他出家族への訪問が「ほとんどない」とした世帯が49%（18世帯）あった。また、相談相手の有無について聞いたところ、高齢独居世帯のうち「ない」と答えた世帯が27%（10世帯）あった。最後に、同住宅での近隣関係が「良好」と答えた世帯は35%（13世帯）であり低い数値となっている。高層であることなど住宅の構造上の特徴や入居者どうしが集まる機会のなさ等が原因と考えられるが、家族との交流もほとんどない高齢独居者の存在は、早急に住民どうしで支え合う仕組みが必要であることを示している。

表6 年齢階層別の有病世帯比率



出典「災害復興公営住宅における『新しいコミュニティづくり』
（平成10年11月 コミュニティ・サポートセンター神戸）

表7 他出家族からの訪問頻度（高齢世帯）

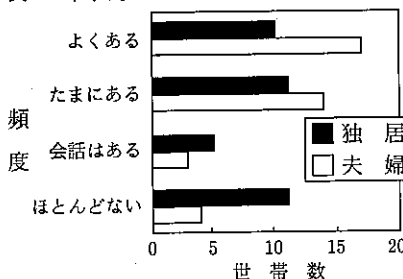
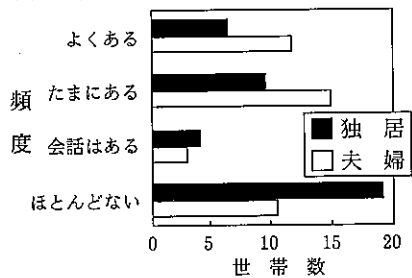


表8 他出家族への訪問頻度（高齢世帯）



出典「災害復興公営住宅における『新しいコミュニティづくり』
（平成10年11月 コミュニティ・サポートセンター神戸）

第2章 神戸市における福祉コミュニティ形成に関する取り組み

以上のような背景により、被災地、特に災害復興住宅においては一刻も早く住民自身が主体となる福祉コミュニティづくりが急務となっているが、その取り組みには、行政・周辺の婦人会・事業者・NPO等の支援は欠かせない。ここでは総括的な取り組みについて

紹介していきたい。

2.1 生活再建支援プランの策定

被災者の要望は時間が経過するにつれて様々な要因により多様化し、それらの要望に対して柔軟な対応が求められるようになった。そのため平成9年1月には、神戸市により「くらし」全般にわたるきめ細やかな支援を目指し、新たなコミュニティづくりと再生に向け、「神戸の生活再建支援プラン」が策定された。このプランの中で今後の重要な取り組みの一つとして「コミュニティ・まちづくり支援」が位置づけられ、様々な取り組みが拡充されていった。

2.2 ふれあいのまちづくり事業

これらの取り組みの中で代表的なものとして、「ふれあいのまちづくり事業」がある。この事業は、地域住民の参加と市区町村や福祉施設等の関係機関との連携のもとに、市区町村社会福祉協議会が実施主体となって地域の具体的な課題に対応するとともに、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域社会づくりに寄与することを目的として、平成3年度に創設された国庫補助事業である。神戸市においては平成9年7月から市内9区の区社会福祉協議会が一斉に指定を受けて実施しており、災害復興住宅建設地域の課題の洗い出しと対応策を地域住民や関係機関との連携により模索するとともに、今後はこれらの取り組みを市内全域に広げることを目指して様々な活動がなされている。具体的には、①ひとりぐらし老人調査票の作成や友愛訪問活動などの「地域見守り活動」、②災害復興住宅入居者相互の交流や助け合い、周辺地域との交流を促進するため「ふれあい喫茶」運営などを行う「コミュニティ再生事業」、③災害復興住宅において支援活動を行っている住民組織やボランティアグループが、お互いに連携してよりよい活動が展開できる

表9 井吹台・地域見守り活動連絡会について

〈会員と協力者一覧〉(平成11年3月現在)	
会 員	西区地域福祉課長
市営西神南住宅自治会長	西区住宅支援課あんしんすこやか係主査
ボランティアいぶき代表	西区保健課保健相談係長
コープボランティアさんかくぼうし代表	西区まちづくり推進課事業推進係長
西区やまびこ(ボランティアグループ)代表	西区西神中央出張所副所長
井吹台東町自治連合会事務局長	高齢世帯支援員
西神南民生委員・児童委員協議会総務	生活援助員
協 力 者	西区社会福祉協議会総務課長
阪神高齢者・障害者支援ネットワーク副代表	西区社協地域福祉活動コーディネーター

〈現在までの成果〉(平成10年3月～11年3月)

- ① 「入居前交流会」の開催 転入を歓迎し、入居後の仲間づくりのきっかけとして
- ② 「生活便利マップ」(改訂版)の配布 転入者の地理不案内を補うために
- ③ 「交流茶話会」の開催 新たな住宅での友達づくりのきっかけとして
- ④ 「友愛訪問」活動の実施 独居高齢者への話し相手と生活相談のために
- ⑤ 「地域型デイサービス」の実施 住宅集会所で地域ボランティアにより実施
- ⑥ 「週2日の給食サービス」の実施 買物・調理が困難な方に昼食を

ほか

よう小地域ネットワークを作る「ふれあいネットワーク活動」等がある。なお、小地域ネットワークの一つとして、「井吹台・地域見守り活動連絡会」の成果等を参考に掲載する。

2.3 活動の担い手

上記の活動については、行政だけでなく自治会・婦人会・地域ボランティア・広域ボランティア（NPO等）など様々な団体や個人が活動しており、地域によってその構成も多様であるが、概して以下のように分析される。

2.3.1 災害復興住宅自治会

支援を受ける当事者代表と支援を行う活動団体としての2つの性格を持つ。但し、活動内容は広範囲で福祉的内容はその一部となる。代表である自治会長は男性である場合が多いが、実際の担い手として住宅内のサークル活動への参加等から活動へ発展した外向的な中高年の女性入居者に支えられているケースが多い。

2.3.2 婦人会

地域において、組織力・動員力・活動力において他の団体より卓越している。災害復興住宅と周辺既存コミュニティの交流やイベントの実施など地域交流の面での寄与が大きく、地域ボランティア活動者の主な供給源となっている。中高年の主婦層が多い。

2.3.3 地域ボランティア（福祉活動分野）

友愛訪問・給食サービス・デイサービスなど継続的な活動を必要とする活動の主な担い手として期待され、自分たちの役割であるとの認識も強い。男性は極めて少なく、ほとんどが地元の中高年の主婦から構成されている場合が多い。

2.3.4 広域ボランティア（NPO等）

被災者支援の活動を継続的に行っており、優れた活動ノウハウを持つ。活動人数が少ない割に広域をカバーする必要があることから、友愛訪問など多数のマンパワーを要する活動にはあまり適さず、ノウハウ伝授や活動コーディネートなどに適している。活動者の属性は、概ね地域ボランティアに類似している。

以上のように、新たな福祉コミュニティを形成するうえで様々なセクターが協働して取り組んでいるが、共通点として膨大な活動量を支える担い手として、地元の主婦層を中心とした女性のマンパワーに依拠しているところが大きい。次章ではさらに、女性が中心となって顕著な実績を挙げている事例を紹介し、その特徴や現在抱えている課題等を分析する。

第3章 女性が中心となって顕著な実績を挙げている活動事例（ケーススタディ）

3.1 ヒアリング団体の選定

当研究に先立ち、平成11年3月に神戸市が「神戸市市民活動実態調査」を実施した。NPOをはじめとする市内で顕著な市民活動を行っている40団体へのヒアリング等により、①活動の基本方針、②人材、③活動資金、④将来の展望、⑤行政等への要望事項などの実態が明らかにされている。また、この調査の中で、震災を境界として震災以前に設立された団体（以下「プレ震災団体」と呼ぶ。）と震災後に設立された団体（以下「ポスト震災団体」と呼ぶ。）に分類し、専従スタッフ数や年間財政規模、専用事務所の有無などの比較対照を行い、両者の相異点等を分析している。当研究では実態調査対象40団体のうち、活動のメインテーマが災害復興住宅などで福祉コミュニティ活動を行う団体で、かつ代表者や構成メンバーが主として女性が占めている団体であるとともに、性格の違うプレ震災団体とポスト震災団体の両方を分析できるよう双方からピックアップして、実際に代表者等へのヒアリングを行うなどして調査を行った。

3.2 プレ震災団体の活動

プレ震災団体はその性質により大きく2つのグループに分けられる。1つは行政や生協など大規模な組織に資金面、人材面で支援を受けて活動している比較的規模の大きい団体のグループである。もう1つは、共通の問題意識をもった個人がサークル的に集まった団体のグループである。団体のグループ両グループに共通する点は会員が実際に自分たちで活動を行う「直営型」であることが挙げられる。そのため従来から「直営型」の事業を支えるマンパワーの確保が最も大きな課題として存在していた。

さらに、震災によりこれらの団体は、活動者の減少などにより深刻な打撃を受け、存続が危ぶまれたケースもあった。これらの厳しい状況を克服し、被災者等が求める新たなニーズを把握し取り組みを行っている。以下、「コープこうべ 福祉・ボランティア活動」及び在宅ケア・ボランティアグループ「ほほえみ」の活動について具体的に分析等を行うこととする。

3.2.1 「コープこうべ 福祉・ボランティア活動」

まず、プレ震災団体のうち最も大規模かつ広域的な取り組みをおこなっている「コープこうべ 福祉・ボランティア活動」を取り上げる。コープこうべは、神戸市に本拠を置く、組合員数約137万人、店舗数180店舗、供給高3,600億円（平成10年度決算）にのぼる日本最大の生協である。大正10年に前身の購買組合が設立された後、大正13年には既に福祉文化活動を開始した。現在、組合員相互の家事援助を目的とした「コープくらしの助け合いの会」、食事を通じて高齢者とのふれあいを深める「コープふれあい食事の会」、福祉事業として立ち上げている「在宅介護サービス」、ボランティア助成のための「コープともしびボランティア振興財団」などを中心に幅広く活動している。

福祉・ボランティア活動を支える体制として、コープ事業区域を8区分に分けそれぞれに福祉・ボランティアセンターを設置し、事務局として職員を1名ずつ配置し、その下に活動を調整する非常勤（在宅）のコーディネーターが7～8名、奉仕会員として各地区150名程度で活動している。なお、事務局の職員、コーディネーターはすべて女性で、奉仕会員1,240名のうち男性は10名のみであり、主として女性により支えられている。

震災をきっかけとして各活動は活発となっており、表11・12に示すように、奉仕会員、利用会員、総活動時間等が大幅に伸びている。また、活動内容で変化してきた点として、組合員自身の高齢化の問題もあるが災害復興住宅に居住する高齢者への食事サービスなど高齢者向けサービスのウエイトが高まっている。その中で震災後に始まった特徴的な事業として、「コープこうべ食事サービス・そよかぜ便」がある。コープこうべと福祉・ボランティアセンターの一つである「兵庫コープボランティアセンター」が連携し、概ね65歳以上の独居または夫婦のみの世帯等に対し、夕食を低価格で自宅まで届ける事業である。平成11年3月末で登録者数431名、平均食数212食の利用であり、単に夕食を届けるだけでなく独居高齢者が孤立しないよう、ちょっとした世間話をするなどふれあいを大切にしている。

また、今後の活動の方向性として、介護保険によるサービスの提供に参入して収入や人材を確保し、ボランティア分野については、これまで提供できなかったサービス（例：「長い時間いてほしい」「すぐに来てほしい」など）の充実を図ろうとしている。

一方、課題として奉仕会員の年齢層や性別の偏りがあげられる。現在、奉仕会員のうち50歳代が40%、40歳代が24%、60歳代が24%であり、これらで全体の約9割を占めている。今後は、仕事・出産・育児等で多忙な20、30歳代女性や男性の参加（現在は全体の0.8%）をいかに進めて行くかが課題である。そのためには、例えばボランティアを行う人の子ど

表10 コープこうべの主な福祉活動・事業等の現状

活 動	概 要	1999年3月末の状況
福祉・ボランティアセンター (1995～)	阪神・淡路大震災を契機に広がったボランティア活動を支援するため8つの地区に設立。仮設住宅訪問やふれあいセンターでの活動などの被災者支援から、さまざまなサークルが誕生している。	登録者数=8,486人 宝塚 723人 40G 塚口 990人 35G 西宮 860人 42G 住吉 1,485人 48G 神戸北 827人 39G 兵庫 904人 55G 明石 1,421人 41G 姫路 1,619人 42G 助け合い奉仕会員、高齢者・ボランティアサークルを含む
コープくらしの助け合いの会 (1983～)	高齢者が地域で自立して暮らせるよう、日常の買物や食事づくり、掃除、洗濯などの家事援助や簡単な介助を、組合員同士で行う、有償の福祉活動。	会員数 2,008人 奉仕会員=1,240人 援助会員= 763人 活動時間= 75,814時間 活動累計=547,980時間
コープふれあい食事の会 (1988～)	食事を通じて高齢者とのふれあいを深める活動。高齢者とともに食事をする会食型と食事をお届けする配食型がある。	会員数 =1,850人 高齢者 =1,131人 ボランティア= 719人 サークル数 =38(配食3)
ボランティアサークル (1967～)	福祉施設や病院でのお手伝い、点訳や手で見る絵本づくり、人形劇など幅広い活動。	サークル数=334サークル 参加人数 =4,629人 ふれあい食事の会を含む(人数はボランティアのみ)
高齢者サークル	高齢者がつどう、ふれあいと生きがいづくりのための活動。	サークル数=10 参加人数 =185人
コープそよかぜ便 (1996～)	毎日の夕食を高齢者宅に届ける生活援助型の食事サービス。利用料=700円と500円の2種類	登録者数=431人 平均食数=212食
コープともしびボランティア振興財団(1996～)	ボランティア活動を支えるために設立した財団。ともしび拠金を引き継ぎ活動助成など。	助成件数=239件 助成総額=935万円

もを一時的に預かる育児ボランティアの充実や職業を持つ人も参加できるよう土・日曜日や夜間のみでも行えるボランティア活動へのコーディネート等を図ることが必要である。

3.2.2 在宅ケア・ボランティアグループ「ほほえみ」の活動

次に、プレ震災団体の1つの特徴である「小規模の財政規模」で「無償」の活動を行っ

表11 年月別：登録会員（3月度比較）

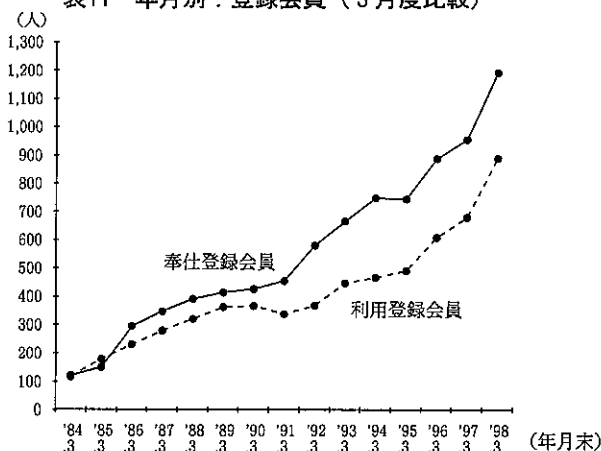
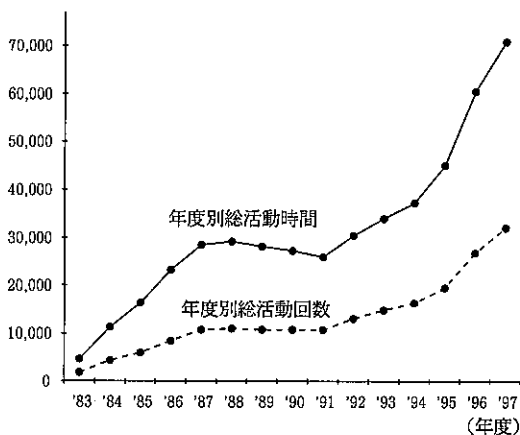


表12 年度別：総活動時間・総活動回数

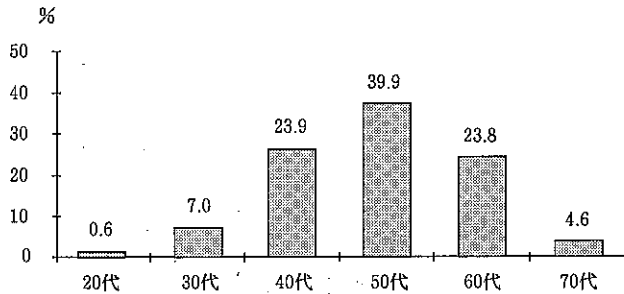


出典「15周年記念 支え支えられて」（平成10年5月 コープくらしの助けあいの会）

ている団体として在宅ケア・ボランティアグループ「ほほえみ」について取り上げる。「ほほえみ」は、昭和57年に神戸市社会福祉協議会主催の連続講座「在宅ケアボランティア講座」の参加者有志で発足した。発足当時から在宅ケアを中心とした活動を展開しており、本部及び各区に配置されている班から構成され、各班は独自に活動を行っている。

現在、会員数は285名、うち女性が251名男性が34名であり女性が主な担い手となっている。年齢層は50～60歳代が多く、財源は一人あたり年間1,200円の会費及び各区社会福祉協議会の助成に頼っており、平成10年度決算ベースで約68万円で、活動人数や活動規模の割には小規模である。

表13 1998年度：奉仕会員の年代別構成

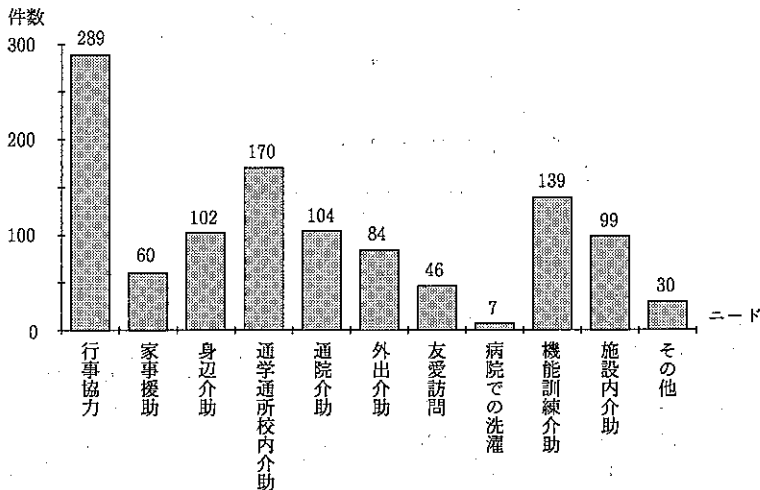


活動については、年間対応件数296件、延べ活動時間13,841時間（平成10年度）であり、内容は、災害復興住宅でのふれあいまつりなどの「行事協力」、「機能訓練介助」「通院介助」「身辺介助」等を行っている。（表14参照）

震災前は、家庭内での在宅ケアのニーズを社会福祉協議会から情報を得て対応するケースが多かったが、震災後は他のボランティア団体や行政と連携して、仮設住宅や復興住宅での行事協力を行うことが多く、さらに現場で、直接住民のニーズに触れて、対応するケースが多くなっている。

今後の活動の方向性に影響を与えるものとして、介護保険の動向を注視している。関係については、そもそも介護保険がホームヘルパーや看護婦資格を持ついわゆるプロの活動する領域であり、「善意かつ実費だけ負担してもらい無償で活動する」ほほえみの活動方針とは異なるため参入等は考えていない。しかし、保険の対象とならない人や保険の対象

表14 平成10年度 ほほえみ活動件数



出典「平成10年度 ほほえみ活動報告書」

者でも有償のため経済的な負担に耐えられない人による無償サービスへのニーズは高まると予想しており、今後も「無償性」を堅持しながら善意で対応できる範囲で活動するとしている。

3.3 ポスト震災団体の活動

阪神大震災には延べ180万人のボランティアが駆けつけ（平成9年12月末までの累計兵庫県推計）、震災のあった平成7年は「ボランティア元年」と呼ばれた。震災を契機として被災地においても多くの活動団体が結成され、外部から来た団体と共に被災者支援にあたった。ボランティアの活動内容は時間の経過とともに、震災直後の災害救援から仮設住宅や災害復興住宅等での見守りや福祉活動などより地域に根ざした活動が続けられている。現在でも被災地において活発に活動をしている団体について見てみると、福祉活動のウエイトが高まっていることもあり、地元の主婦層など女性メンバーを中心とした団体の活動が顕著である。

ポスト震災団体の特徴として、少人数のメンバーで活動をコーディネートして、実際は住民等が活動する「コーディネート型」が多いということである。そのため、活動メンバーの確保というよりも、活動資金や活動拠点の確保に苦労している場合が多い。

ここでは、ポスト震災団体のうち、「中間支援組織」として他の団体の活動支援を行っている「コミュニティ・サポートセンター神戸」、準広域的に災害復興住宅の高齢者等のコミュニティづくりや仕事づくり等の支援を行っている「プロジェクト1-2」及び自治会単位で地域住民の福祉向上に取り組んでいる「西須磨だんらん」の活動を取り上げ、活動の特徴や課題、今後の展望などについて分析を行う。

3.3.1 「コミュニティ・サポートセンター神戸」の活動

「コミュニティ・サポートセンター神戸」（以下、「CS神戸」という。）は、平成8年10月に設立された中間支援組織（インターメディアリ）として活動するNPOである。地域住民による地域のための市民活動団体（NPOなど）の起業および活動の支援を主たる目的としている。

CS神戸は、以前から在宅高齢者の支援団体に所属していた中村順子理事長など女性が中心となって、震災後被災者の救援活動にあたるなかで、本当に地域のエンパワーメントを高めていくためには地域住民が担い手となる活動を育てていく必要があり、そのための中間支援組織が必要であるという考えから設立された。

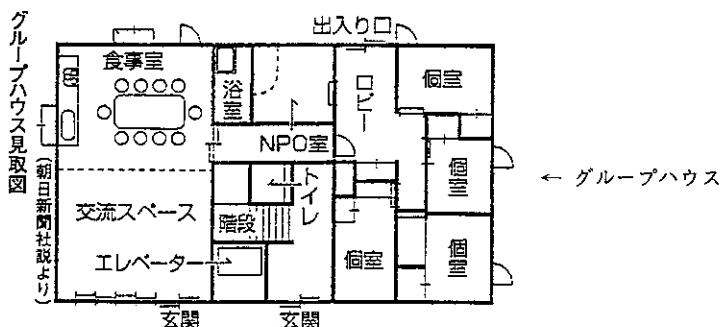
事業内容として、①地域のために活動する団体等に活動拠点や資金の提供、運営相談や活動のコーディネートを行う「支援事業」、②他の団体との共同事業、行政等からの受託事業、市民活動にかかる研修等を行う「直轄事業」がある。

ユニークな支援事業として、高齢者・障害者・NPOスタッフ向けのパソコン教室やホームページ開設業務などを行う「パソコンネットオクトパス」や高齢者・障害者が生きがいづくりとして地域の緑化活動を行う「園芸ネット星の眸」等への支援がある。これらの活動の底流には、震災後1年ほど経過した時点で、地域の高齢者や障害者等が、24時間被援助者であるという自分の立場に飽き足りず、「自分自身もできることから地域のために何かをしたい」という渴望が出て、このエネルギーの受け皿として団体が次々と設立されていった経緯がある。明確に援助者と被援助者を分けることなく、皆が「できることをする」貢献のしかたは、活動を通じて良好なコミュニティの再構築に通じるなど、今後の地域活動のあり方を示している。

一方、CS神戸が関わった事業の中で、被災地特有の状況において行われた事業として、「ココライフ魚崎」の建設がある。被災地では神戸市内だけでも29,178戸の仮設住宅が建

設されたが、高齢者や障害者など長期間の避難所生活が困難な人たちを対象に、従前の居住地から近い地域の公園21カ所に、風呂・トイレ・台所等が共用の「地域型仮設住宅」が建設された。住宅には入居者の生活支援を行うため「生活支援員」(LSA)を配置するとともに、ホームヘルプサービス・入浴サービス等も提供された。元々従前居住地に近く

図1 「ココライフ魚崎」1階見取図



「朝日新聞社説に掲載された図を参照」

表15 「ココライフ魚崎」での生活支援の内容

	サービスの内容	グループハウス	コレクティブハウス
通常サービス	①ハウス内の人間関係の調整	○	○
	②生活・健康・医療などの相談	○	○
	③公的サービスや民間サービスの紹介および各種手続き代行	○	○
	④日常の健康チェック	○	
	⑤配達物の取次, 来訪者の受付, 伝言	○	○
	⑥心身の急変に対する対応	○	○
	⑦交流スペースの利用	○	○
	⑧共有スペースの清掃	○	○
選択サービス	①家事サービス 洗濯, 掃除, 買物 ②移動, 送迎(車) ③入浴 ④介護 ⑤ミニカルチャー教室 ⑥健康増進教室 ⑦食事 ⑧医療 ⑨宿泊介護	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ, こうべ市民福祉振興協会より派遣(無償) ・地域のNPOで対応「小旅」 ・必要に応じ, こうべ市民福祉振興協会より派遣(無償) ・地域のグループと連携 ・地域のグループと連携 ・1日2食(昼食, 夕食)1000円程度 ・宮地病院と業務提携 ・介護専門グループ(有償) 	

高齢者や障害者どうしであることもあり、生活支援員を中心として、「互いに支え合う」良好なコミュニティが形成されていた。そのため、仮設住宅解消によりせっかくできたコミュニティを再度失うことに不安を覚える入居者も多かった。その一つに東灘区の手水仮設住宅がある。同住宅に最後まで残った4人の高齢者（92歳・90歳・88歳・75歳）にとっては、かつての長屋のように身を寄せ合って住む心地よさを失いたくなかった。CS神戸及び生活支援員の女性等が中心となって、建築家など数々の専門家ボランティアの協力も得て新しい住宅の建設が行われた。完成後は、4人が暮らすグループハウス4戸、コレクティブハウス7戸、入居者の生活支援を行うNPO「手水の会」の事務所等が設けられる。建設費は1億8,000万円で4人は資産状況に応じて300～1,200万円を拠出し、阪神・淡路大震災復興基金からも4,000万円の補助金が充てられ、住宅実現化に一役買った。

この住宅は、これからの超高齢社会の暮らし方に様々な示唆を与えている。一つは、少しの援助があれば多くの高齢者が自立して地域で生活できることである。また、手水仮設住宅ではいわゆる「孤独死」が発生しなかったが、これは高齢者一人ひとりとは弱くても集まって生活することでお互いを見守っていたことの成果と考えられる。これらの取り組みが成功すれば、高齢者の生活の質を保てるだけでなく、住宅建設や医療、介護のあり方全般にわたって新しいスタイルを提案できる。地域の女性を中心となって企画・実現したこれらの活動は今後、高齢者の豊かな老後の生活のあり方に一石を投じるであろう。

3.3.2 「プロジェクト1-2」の活動

プロジェクト1-2（有光るみ代表）は、平成7年1月、震災直後に設立された。有光代表をはじめ、事務局職員やボランティアは概ね女性が占めている。活動目的として、①「地域ふれあい事業」と②「高齢者の生きがい、仕事づくり」を2本柱としている。

まず、「地域ふれあい事業」について見ていくと、災害復興住宅での「ふれあい昼食会」や「手芸クラブ」の実施、高齢者・障害者の通院介助、家事援助など個別ニーズへの対応、地域で行われる祭りなど行事への参加等により、地域コミュニティの育成に貢献している。有光代表によれば、これらの活動を行うにあたって2つのことに留意しているとのことである。すなわち第一に、以前、仮設住宅住民の支援を行ったとき、仮設住宅エリアのみに支援を集中させて、被害を受けたものの自宅にとどまっていた高齢者などへの支援が疎かになり、結果的に地域住民間に溝を作ってしまったことである。現在でも被支援者は災害復興住宅に多く入居しているが、周辺地域の被支援者の存在を忘れることなく支援し地域全体の福祉コミュニティの水準を上げていくことが必要であるという点である。第2に、あくまでも主役は地域住民であり、支援団体は活動のコーディネートなど側面的な支援に徹すべきであるという点である。「ふれあい昼食会」の実施にあたっては、すべてプロジェクト1-2が準備するのではなく、まずはじめに災害復興住宅を含む周辺地域の自治会や婦人会に話を持ち込み、地域住民が主体となって昼食会が実施されるよう誘導した。これらの活動によって、従来は受益的であった地域住民が自立して「自分たちの地域は自分たちで支えよう。」という自助意識が醸成され、結果的に「福祉コミュニティ」の形成につながっていく。その際、主力メンバーとして活動を支えているのは、「家事のベテラン」である地域の主婦であることは言うまでもない。

次に、「高齢者の生きがい、仕事づくり」についてであるが、特筆すべき活動として、共働工房「みんなよって屋」の設立がある。災害復興住宅の高齢入居者が中心となって開催しているさーくる「学び屋」や手芸クラブと連携し、手作り品を直接販売できる場を提供して高齢者に収入をもたらす「コミュニティビジネス」の機能を持つとともに、普段人とのふれあいが少なくなりがちな高齢者に商品の製作・販売等の活動を通じて、様々な世

代との交流の場を提供する地域の「ふれあいセンター」としての機能を併せ持つ施設である。今後、継続的に機能していくためには安定的に受注を確保することが必要であり、商品の品質の向上、地域で眠っている高齢者の技能を生かした新商品の開発、通信販売などを利用した販路の開拓などに努力している。

3.3.3 「西須磨だんらん」の活動

西須磨だんらん（日笠昭子代表）は、神戸市須磨区西須磨地区で活動する自治会を母体とする団体である。活動のきっかけは、平成5年に地元自治会福祉部に福祉に関心を持つ10名の女性部員が入り、ふれあい食事会や講演会・老人介護実習など福祉学級の活動を始めたことであるが、震災により自宅に取り残された多くの高齢者に救援弁当を配達したり自治会館で焚き出しをしたことで、地域で支え合うシステムの必要性を痛感したことが現在の活動の動機となっている。

震災の年に地区内に特別養護老人ホーム「ハートふる須磨」がオープンしたが、施設でのデイサービスを支えるボランティア活動が自治会福祉部のメンバーを中心に始められるとともに、施設の協力を得て地域の在宅高齢者への配食サービスを行うようになり現在も続いている。これらの活動の過程で「在宅福祉を支える福祉NPOをつくろう」という機運が生まれ、平成10年5月に「西須磨だんらん」が設立された。

現在、会員数は176名で約80%が女性であり、地域住民どうしで有償で日常生活サービスの提供を行っている。料金システムは、利用者は予め会から購入した1時間あたり600円のチケットで支払い、チケットを受け取ったワーカーは100時間分までは会に「時間預託」する仕組みとなっている。これは、サービスとサービスを交換するという「タイムデラー」の考え方を採用したものであり、従って仕事の内容によって単価を変えるということはない。預託した時間はいつでも自分や家族のため、また地域のために使うことができるとともに、会が行う有料イベントや学習会等にも利用できることになっている。なお、会に支払われた1時間あたり600円のチケット料金のうち100円は会の運営経費に充てられている。日笠代表によれば、元々無償で行っていたサービスを有償としたのは、料金が介在することによって、サービスの受け手と担い手の関係をできるだけ対等の関係に近づけ、本当に受けたいサービスを受けたい時に受けられるようにしたいためとのことである。具体的なサービスの内容として、掃除・食事作り、話相手、車椅子介助等が多く、おむつ交換やリハビリ介助などもするが、専門的な介護については市民福祉振興協会のサービスなどを紹介している。これら比較的軽度のサービスを地域で提供することにより、多くの高齢者や障害者が地域で生活できることへの貢献が大きい。

今後の活動については、これまでの活動に加え、地域内にできた「稲葉公園安心コミュニティプラザ」を拠点として開いている「ふれあい喫茶」で幼児から高齢者までが交流できる場を提供し、サービスの担い手として幅広い層から受け入れるきっかけづくりをして、住民どうしが支え合う福祉コミュニティの醸成を図ろうとしている。

3.4 福祉コミュニティ活動が及ぼす女性への影響

これまで個別のケースについて活動内容や担い手や今後の展望等を紹介してきたが、主な担い手である女性が活動によってどのような影響を受けたか、例としてコープくらしの助け合いの会で奉仕会員として活動している活動者の代表的な感想を取り上げて分析する。

・至福の時

初めて奉仕会員として活動した日に、これまで何とも思わずにしていた家事がこんなに喜んでもらえるということを知りました。活動を終えて、笑顔で見送られるのは至福の時です。入退院を繰り返す利用会員さんは、「やっぱり、家が良くてね。」と話されます。少しでも在宅で生活できるよう、自立を支援できたらと願っています。これからも、多くの方の笑顔に出会えるよう、活動したいと思っています。（「支え支えられて 震災を超えて」コープくらしの助け合いの会15周年記念号より抜粋）

この感想からは、これまで自分の家族にしか提供していなかった「家事」が利用会員から高く評価され、在宅高齢者の生活を支える社会貢献となっていることに大きな満足感を得ていることが読みとれる。活動により満足感を得た女性たちは息の長いボランティアとして福祉コミュニティを支えていくことになるだろう。

・喜びを感じさせて頂いて

もの凄いい地響きと共に、一瞬の間に生活の場と主人を奪い去った阪神大震災を生涯忘れることはないでしょう。私も骨折し避難所を経て息子の家に避難しました。その後助け出したおたきりの母は避難先の養護老人ホームに入所し私は別の家に転居しています。私がコープくらしの助け合いの会で奉仕させて頂くことにした動機は、母がお世話になっている万分の一のお礼でもさせて頂ければと、何の取り柄もない私でも何かお役に立てないかと考えたからです。今、このようなことで利用会員さんから喜ばれることで、自分自身も喜びを感じさせて頂けることに感謝しています。（同記念号より抜粋）

この感想からは、震災による悲惨な体験の中で人の優しさやぬくもりに触れて、自分も少しでも「人の役に立ちたい。」という動機から活動をはじめ、活動によって自分自身も喜びを感じていることがわかる。震災をきっかけとしてボランティア活動を始めた人は多い。資金・人材・活動拠点などボランティア活動に必要なものは多くあるが、原点はあくまでも「人に奉仕したい。」というボランティア精神であることをこの事例は物語っている。

第4章 活動上の課題及び今後の活動への提言

上記のように、神戸市では震災を一つのきっかけとして女性が中心となって様々な先駆的な福祉コミュニティ活動がなされているが、活動を行ううえで問題点や課題も抱えている。ここでは、各活動に共通する課題等を取り上げ、課題解決のための提言を行っている。

4.1 人材の確保・養成

4.1.1 コーディネート能力や企画力を持った人材の確保

多くの地域住民や活動団体が指摘する「不足している人材」として、コーディネート能力や企画など専門性を持った人材が挙げられている。内部でこれらの人材を育成するには時間がかかり、活動団体の中には経験者を中心に有償で確保していこうとしている団体もある。しかし、活動団体は脆弱な財政基盤であることが多く、有償スタッフを賄うことが困難な場合が多い。（ヒアリングでも専従スタッフの待遇として、現状では無償もしくはパート、給与支払いを行う団体でも年収100～200万円が限度とするところが多かった。）

これらの課題を解決するため、NPOなど活動団体が共同で、活動経験者等を対象に

「(仮称) コーディネート大学」のような育成機関を設立し、行政や事業者は育成機関の自主的な運営を尊重しながら資金や人材による支援を行う仕組みづくりを提言する。

4.1.2 若年層の参加

震災前から活動している団体を中心に、活動者の高齢化を懸念する声がある。コープこうべくらしの助け合いの会においても、40・50・60歳代の活動者で全体の約90%を占め、それ以外の世代、特に30歳代以下の活動者が少ないことが浮き彫りにされた。

これらを解決するための提言として、地域にある学校と連携した福祉コミュニティ活動が有効ではないかと考えられる。神戸市の東川崎地区では、住民が「防災福祉コミュニティ」づくりを目指して活動を行っていたが、若者の参加が少ないため、地元中学校の生徒に呼びかけて「東川崎防災ジュニアチーム」を結成し活発に活動している。中学校は高校生以上の若者と比較して地元で過ごす時間が長く、地元への関心も強い。今後は防災だけでなく福祉コミュニティ活動の分野での活動も期待され、サークル形式で中学生に活動の輪を広げることは次代の活動の担い手を確保するうえで有効な手段となろう。

また、20・30歳代の女性の活動参加については、夜間や休日の活動充実と地域でのボランティアによる託児所の整備を提言する。就業・子育てによる多忙さが活動参加への大きな障害となっていると考えられ、仕事や育児と活動を両立できるような環境整備が重要である。

4.1.3 活動未経験者の参加促進

もう一つ各地域や団体の共通の課題として、活動者の固定化が挙げられる。活動開始当初は新規参加者も多いが、一定期間が経つと活動者のすそ野が広がらないという傾向がある。その際、行政の支援策として、活動未経験者が新たに行う活動を補助する方法があるが、ここでは成果を挙げている兵庫県和田山町の「女性ふるさとづくり活動推進補助事業」を参考にして提言したい。

和田山町では、数年前から婦人会組織が衰退(66集落のうち13集落のみ存続)し、平成9年5月には、町連合婦人会が休止してしまった。元々婦人会には、募金集めやトリーの回収など「下働き」の仕事ばかり押しつけられ、その度ごとに女性に動員がかけられることにより、仕事や家事が滞り若い層を中心に婦人会に加入しない人が増え、会員の減少とともに高齢化が進んだ。事態を重視した町では、平成9年度から「ふるさと創生基金」を財源として、女性の自由な発想で行うコミュニティ事業について年間5～10万円の補助を行うようになった。(活動内容について町は口出ししない。)現在集落ごとに67団体が結成されており、独居老人の訪問や福祉施設でのボランティア活動等を実施し、従来婦人会に参加していなかった女性の参加も得て成果を挙げている。新たな参加者を確保するための提言として「自分たちで考え、動いていく」ことを促す制度の創出と活動量や資金を継続的に確保するため、当該活動への行政サービス等の積極的な業務移譲を求めたい。

4.2 活動資金や拠点の確保

4.2.1 活動資金の確保

活動資金の確保は活動を継続していくうえで最大の課題である。資金が不足するため、人材や拠点の確保が十分にできないというケースが多い。しかし、福祉コミュニティ活動の性質上、非営利である場合が多く確保は難しい。自治会単位など小地域での活動については、自治会費での運営やスタッフも住民自身が担い手であることから地元負担により運営することが比較的容易であるが、問題は広域的に活動したり住民にその負担力がない場合であり、サービス対象者からの利用料徴収や会員からの会費徴収などが必要であろう。神戸市における福祉コミュニティ活動を行っている団体の収入構造を分析すると、震災後

公的もしくは民間基金からの助成金の割合が大きく、事業収入や寄付収入は少なく、次第に運営難に陥っている団体が増えている。

これらを解決するため、営利企業と非営利企業のコングロマリット的な運営を1つの解決策として提言したい。その一例として、宝塚市の「働く女性の会社ポレ・ポレ」(大崎洋子代表取締役)の取り組みを参考としたい。ポレ・ポレは、宝塚市主催の「レディスアカデミー」の卒業生有志が平成2年7月に設立したものであり、その後平成6年に運動体「市民型サポート集団ポレポレ」と「働く女性の会社ポレ・ポレ」の二本立ての体制として、会社は現在株式会社に移行している。ポレ・ポレでは、くらしのサポート業務(家事・安心・介護・育児・その他の5コースに分類)を有料(1時間あたり1,500円～2,400円)で行っており、活動エリアは宝塚市をはじめ、西宮市、芦屋市、神戸市東部などにも広がっている。利用者は明らかに困窮している人だけでなく、子育てや自立している高齢者も含まれ、プロとして質のよいサービスを納得できる価格で提供することを目指している。一方、市民型サポート集団ポレ・ポレでは、情報誌「ポレ・ポレ」の発行や会社と合同で福祉問題などの啓発事業などを行っており、相互の取り組みが連携することにより、単に営利的な活動だけではない良質のサービスを提供することにより地域社会に貢献しようとしている。

この活動で注目すべき点は、福祉コミュニティ活動を継続的に行うためには一定の収入が必要であり、一つの目標を達成するためにコミュニティビジネスで収益を生み出す企業や非営利的な活動を行うNPOなどがコングロマリット的に結集して役割分担を行っていくことが一つの解決策であることを示している。その際収益力の弱いコミュニティビジネスが円滑に運営されるために必要な制度的な保証として金融機関の支援がある。米国では金融機関が地域に貢献することを義務づけた「地域再投資法」が制定され、地域のために活動している団体への信用供与や低利での融資などが行われているが、このような制度が我が国でも導入されることが望まれる。

4.2.2 活動拠点の確保

一方、活動拠点となる事務所等についても資金不足を反映して十分に確保できない課題がある。福祉コミュニティ活動は、日々たえず続く活動であり、限られた活動資金は目の前の活動に優先的に遣われることとなり、不動産などを所有する団体が少ない中では、事務所の家賃等が慢性的に不足する事態となっている。

この課題を解決する一つの方法として、行政や企業が持つ遊休施設を無償もしくは低廉な家賃で活動団体に貸し出すことを提言したい。神戸市では、平成11年12月に、地域福祉センターの整備により閉鎖された2カ所の旧老人いこいの家を「プロジェクト1-2」及び「サポートステーション灘・つどいの家」に無償で貸し出した。両団体に「中間支援団体」として地域のボランティアへの活動支援や会議室としての貸し出しなどを行ってもらい、将来的にはミニ・デイサービスの実施なども目指すなど福祉コミュニティ活動の拠点にしたいと考えている。限りある貸し出し可能場所を有効に活用するため、まず活動の輪を広げる中間支援組織を支援するというのは一つの戦略であろう。

4.3 行政・事業者・他団体等とのネットワーク

多くの福祉コミュニティ活動団体自体は、小規模かつ活動メニューも少ないため、多様な支援ニーズを満たすためには、行政・事業者や他の団体等とのネットワークが不可欠となる。神戸市においても震災を教訓として行政・事業者・自治会など様々な団体が結集して、原則として小学校区を単位として、日頃の福祉コミュニティ活動といざという時の自主防災活動を組み合わせた「防災福祉コミュニティ」による取り組みが始められ、結成団

体は100団体を超えるまでに至っている。しかし、実際にどのような活動をすれば地域の福祉力や防災力を高められるのかという課題については手探りの段階にあるケースもある。ここでは、前述の「春日住民福祉協議会」が行っている先進的な「福祉サービス調整チーム」の取り組みを参考に解決策を提言したい。

「福祉サービス調整チーム」の活動とは、地域内のひとりひとりの要支援者ごとに、自治会ボランティア、福祉事務所、消防署、警察、民生委員等がチームを組んで、縦割りを排して要支援者が地域で生活できるよう総合的なサービスを提供するシステムである。曜日や時間を区切って各団体が役割分担するとともに、例えば自宅で住みやすいよう老人福祉施設から帰宅するまでに段差をなくす作業を行っておく（福祉大工）などきめの細かい対応が特徴である。参考とすべき点は、「してあげたい。」とか「仕事としてしなければならない。」というサービス供給側の視点ではなく、ひとりひとりの要支援者のニーズに応じた取り組みを行っている点であり、このような「川下から川上へ」という考え方により各団体の縦割りの弊害を排して効率的に必要なサービスを提供する仕組みがネットワークの形成に重要な役割を果たすと考えられる。

表16 福祉サービス調整チーム参加メンバー

福祉事務所	訪問介護ステーション	家族
福祉サービス協会	デイケアセンター	民生委員
保健所	春日ミニケアサロン	老人福祉員
消防署	在宅介護支援センター	ボランティア
警察署（交番）	医師	コーディネーター

おわりに

おわりに、今回の研究において、研究会や活動団体へのヒアリングの中でも常々指摘された「住民主体の活動」の重要性和「男性の活動参加」の2点について触れておきたい。

阪神大震災の被災地では、全国各地から来られた多くのボランティアにより被災者が支えられた。このこと自体は大変すばらしいことであるが、弊害として、支えられることを次第に「当たり前」と考え、自立が遅れている被災者がいることである。無論、本当に困っている被災者をきめ細かく支援することは重要である。しかしその担い手が外来者であれば、いつかは支援活動が、人材・資金などの面で限界を迎えるであろう。支えられて「自立」できた地域住民は、今度は自らも担い手となって活動し、互いに支えあう「福祉コミュニティづくり」に努力しなければならない。

一方、今回行ったヒアリング等で最も多く指摘されたのが「福祉コミュニティ活動への男性への参加」であった。振り返ると我が国の男性は、特に戦後の高度成長時代以降の爆発的な「サラリーマン」の増加により、就職ではなく就社により地域から分離され、地域への貢献度が著しく低下した。

しかし、我が国でもIT革命の進展などにより、今後は次第にオフィスの立地場所にこだわらずネット上でビジネスを構築するケースも多くなり、個人も必ずしも会社へ通勤せず自宅のパソコンを利用して仕事をするSOHOのような勤務形態も増えていくだろう。そうなればサラリーマンも「24時間地域住民」となるのであり、地域との関わり方を見直さざるを得ない。現在でも福祉コミュニティ活動の中で、活動団体の組織管理や車を使っ

た活動、日曜大工的なボランティア等で活動を支えている男性も少なくない。

女性が中心となって立ち上げ育まれてきた福祉コミュニティ活動をさらに発展させていくためには、今後、男性の「参加」と「活躍」が是非必要なのである。

(本研究は、総合研究開発機構の助成により行われた)

○研究組織

研究代表者	高寄 昇三	財団法人 神戸都市問題研究所 常務理事
研究担当者	家根 康行	財団法人 神戸都市問題研究所 主任研究員
研究分担者	渥美 公秀	大阪大学人間科学部 助教授
研究分担者	相川 康子	神戸新聞情報科学研究所 研究員
研究分担者	大島 博文	財団法人 神戸都市問題研究所 研究員

新刊紹介

阪神・淡路大震災—神戸の生活再建・5年の記録— 市街地復興事業の理論と実践 京 都 観 光 学 日 本 の 都 市 問 題 を 考 え る 落 地 生 根

■ 阪神・淡路大震災

—神戸の生活再建・5年の記録—

阪神・淡路大震災は、その被害の大きさとともに、神戸市においてだけでも23万人を超える避難者や31,000世帯に及ぶ仮設住宅への被災者の入居など、行政担当者は、待たなして膨大な数の被災者の方々の生活再建に取り組む必要に迫られた。未曾有の災害により従来のマニュアルが生かせない手探りの状態の中で、市民・事業者・行政が協働して、避難所の運営、各種給付、仮設住宅の建設などが次々と行われ、震災後5年が経過するなかで被災者の恒久住宅への入居が完了し、生活再建の取り組みにも一区切りがついた。

本書は、神戸市において、被災者の生活再建のための取り組みに関して中心的な役割を果たしてきた「神戸市生活再建本部」の職員が中心となって、実際の取り組みの中で直面した問題や解決のための方策などをできるだけ実録に近い形で、時系列的にまとめたものである。

本書の構成は、第1章「激震走る」(平成7年1月～平成8年3月)をはじめとして、第2章「生活再建への道筋」(平成8年4月～平成10年3月)、第3章「くらしの本格復興へ」(平成10年4月～平成12年3月)の3つの章と応急仮設住宅などに関する「資料編」から成っている。

第1章「激震走る」においては、地震の発生と被災状況、避難所の設置・運営などの初動体制、仮設住宅の建設・管理、給付対策、阪神・淡路大震災復興基金の設立などについて記述されており、地震直後の1年間の応急的な取り組みと被災者の生活再建の取り組みの助走となる復旧対策が中心に取り上げられている。

第2章「生活再建への道筋」においては、生活再建本部の設置、生活再建支援プランの策定など生活再建への方向づけや仮設住宅での見守り・生活支援活動、恒久住宅等への移転支援など多くの複線的な施策により、自立しようとする被災者を支援するための取り組みについて取り上げられている。

第3章「くらしの本格復興へ」においては、被災者生活再建支援法の制定、仮設住宅供与期限の延長、恒久住宅移行プログラムの策定、自立支援の促進など被災者の生活再建の仕上げを行っていく上での取り組みを中心に記述されている。

阪神・淡路大震災における被災者の生活再建のための取り組みは、これまで多くの記録書によりまとめられてきたが、本書は当事者として担当した職員が記述したため、内容は極めて具体的となっており、未曾有の大都市災害で浮き彫りにされた制度の壁や、同時に明らかになってきた地域コミュニティが抱える高齢社会の課題等について

も説得力ある論述が展開されている。

昨年8月、9月に起こったトルコ、台湾での大地震においても、職員が被災地に出向き復旧・復興のための助言を行うなど、その貴重な体験は多くのケースに生かされており、災害の種類や地域により多少事情が異なるものの、今回の生活再建にあたっての多くの取り組みは有意義な示唆を与えるはずである。その集大成である本書は、今後の災害に備えるために関係者必携の1冊として、一読をお勧めする。

(神戸市生活再建本部編)
(財神戸都市問題研究所 本体1,429円)

■ 市街地復興事業の理論と実践

阪神・淡路大震災から早くも5年の歳月が経過した。被災地では、ピーク時に約4万6千6百世帯に上った全ての仮設住宅が解消され、住まいや街の復興の基盤となる市街地整備も進められている。復興土地区画整理事業では、道路、公園などの整備が進み、また、復興市街地再開発区域では、再開発ビルがその姿をあらわしつつある。被災地の生活再建は、着実に進展しているといえよう。復興事業がここまで一定の進捗を見たのは、被災者の方々の復興への熱意と協力、さらに国等関係機関の支援によるところが大きい。

本書では、市街地復興のための区画整理事業や再開発事業などの施策や事例を紹介するとともに、住民の参加と意見調整、財源の確保、法的規制などの課題への取り組みについて論じている。全体は三部で構成され、「Ⅰ市街地復興の基本理論」では、市街地復興計画の課題と展望について、「Ⅱ市街地復興事業の実践」では、区画整

理事業や再開発事業の実例と住民参加のあり方について、「Ⅲ市街地復興事業の制度的運用課題」では、住宅施策との連携や建築規制の運用、財政の問題について、現場で実践的に携わっている学識経験者、行政、地域住民が、それぞれの立場から執筆している。

市街地復興のためには、様々な特例措置が設けられるとともに、既存の制度の枠内でもいろいろな弾力的運用による工夫が試みられた。例えば、被災市街地復興特別措置法に基づく推進地域の計画決定により、用地買収や仮設住宅の建設等が推進され早期復興に寄与したことはもちろんであるが、既存制度の活用では、特に住宅再建築や支援策として、住市総事業の導入、地区計画の決定や、協働のまちづくりを進めていくためのまちづくり条例の活用による協議会支援策があげられる。このような震災復興まちづくりのなかで定着した様々な制度や手法による「協働のまちづくり」を単なる震災復興の特殊事例とするのではなく、これからの我国における都市計画システムとしていかに位置づけるかが問われている。我国は現在、かつての人口増大、経済の高度成長、市街地の拡大の時代である「都市化社会」の時代から、人口増加が終焉し、安定成長、市街地拡大のない時代である「都市型社会」への歴史的転換期にあり、都市の環境容量のなかで持続的に発展可能なまちづくりを進めることが課題となっている。

そうした状況のもとで、震災後の被災地での多様な取り組みが、これからの成熟社会における「市民まちづくり」への展望を開く一歩となるであろう。被災都市として、

市街地復興のために行ってきた様々な取り組みについて、その一つ一つの効果や課題をしっかりと分析し、それを踏まえた上で、まちづくりの今後のあり方を検討し、また全国に発信していく必要がある。

そうした点からも、震災復興という貴重な体験と具体的な事例を通じての考察には学ぶべき点が多い。関係者に一読をお勧めする。

(財)神戸都市問題研究所編
勤草書房 本体 2,500円)

■ 京都観光学

京都市は、年間約3,900万人(平成10年)の観光客数を誇る我が国最大の「国際文化観光都市」である。しかし、近年は平成2年に大阪花博の波及効果で来訪者が4,000万人を超えてから観光客数は頭打ちの傾向となっており、多くの観光関連産業(7業界25種)を抱える京都経済にとっても、観光の復活は大きな課題となっている。

このような状況の中で、本書は、「京都観光」のおかれている現状や特徴を正確に把握し、京都が持つ観光資源、祭りなどの歴史的催事、食文化、景観などの魅力に注目しながら、今後、観光を振興していくうえでどのような課題や問題点があるのかを指摘している。

まず、筆者は、観光は「21世紀における基幹産業」となると考えており、それゆえ京都の活性化を図るためには、平安京以来の歴史と伝統を受け継いだ京都の文化を観光に生かしていくことが重要だとしている。京都観光の特徴として、①約7割が女性、②日帰り客が多い、③春・秋がピークで季節差が大きい、④10回以上訪れるリピーター

が多い、⑤団体客の減少などを指摘している。これらの現状認識から、今後、京都観光を振興させていくためには、①イベントの開催や、施設の整備など「京都にしかない」観光資源の創出、②宿泊観光への転換、③受け入れ環境の整備などを挙げている。

また、文化観光と観光資源という観点からは、京都が日本文化の「ハブ・ターミナル」の役割を果たしてきたことに注目し、多くの歴史的建造物、庭園、あるいは宗教上・芸能などの諸行事といった文化的な資源を生かすためには、積極的に一般公開し、観光資源として活用していくべきと提言している。

また、観光資源としての祭りの観光客動員力にも注目して、今後も永く伝統行事として残していくために、祇園祭などが抱えている後継者の育成、財源の確保、参加のための制約などに触れ、その問題解決を訴えている。

一方、日本料理の伝統を構築してきた京料理が持つ魅力にも注目し、社寺文化から生まれた「精進料理」、茶道文化から生まれた「懐石料理」等について、いかに京都を訪れる観光客の欲求を満たしてきたかを述べ、京都独特の雰囲気醸し出す観光資源としての重要性を強調している。

また、これまで古い街並みを「開発する」か「保存する」かで多くの論争がなされてきた景観の問題については、観光資源として不可欠のものであり、一定の配慮が必要であるとしている。

最後に、特に外国人客を誘致するためには、「内なる国際化」を進め、外国人が訪れやすい環境整備を早急に行うべきとしている。

本書は、主に京都の観光に注目して執筆されているが、筆者により指摘されている観光振興のための施策（アイデンティティを持った観光資源の開発、宿泊観光への転換など）は、観光を主産業として街の発展を目指す神戸をはじめとして多くの街に共通して必要な取り組みであろう。

観光振興を図るためには、単に観光施設などの整備だけでは不十分で、筆者の言葉を借りれば、街として「ハード」「ソフト」「ヒューマン」な面から総合的なアプローチが必要であり、本書は、観光施策関係者だけでなく、広くまちづくりや文化行政などに携わる方々にも一読をお勧めしたい。

（山上 徹 著
法律文化社 本体2,500円）

■ 日本の都市問題を考える

我が国は、戦後の高度経済成長期に都市化が先進諸国に例を見ない速度で進行し、今日ではアメリカやイギリスなどと並んで、世界で最も都市化が進んだ国となった。しかし、都市化が急速かつ大規模なものであったため、混沌とした都市を創り出し、都市政策は対症療法的にならざるを得なかった。今日においても、とくに大都市では過密・過大の弊害に悩まされている。地価高騰、住宅難、交通混雑、公害・環境破壊、社会资本整備の遅れ、財政悪化といった諸問題は、ますます深刻化しているように見える。

多様化・深刻化しつつある現代の都市問題の解明には、すぐれて学際的な取り組みが必要となる。我が国の研究には土地、住宅、交通、環境などの問題を個別に分析したものは多くなかで、都市問題を体系的に扱ったものは少ない。本書は、現代の大都

市が抱えるさまざまな問題にいろいろな角度からアプローチし、国民が真に「豊かさ」を享受できる快適な魅力ある都市づくりのための処方箋について多面的に論じたものである。

具体的に内容を見ていくと、まず第1部として「都市の機能と政策」が取り上げられている。都市が住み、働く場所としての機能を持つことに注目し、その機能を増進する政策として、住宅政策、産業政策、物価・消費政策を取り上げ、その歴史的な過程や特徴的な政策などについて論じられている。

また、第2部として、本格的な高齢社会を迎えるにあたって、「都市と高齢化」についての問題が取り上げられており、都市の高齢化の現状や高齢化に向けた都市戦略をはじめとして、「少子・高齢社会と都市交通政策」など個別の課題や、「都市化と高齢者の生活構造」など都市におけるコミュニティの崩壊や高齢者の「役割縮小・喪失」など環境変化について論じられ、福祉コミュニティの再構築の必要性など地域福祉を増進させる政策の推進が主張されている。

また、第3部として「都市と教育・文化」が取り上げられており、都市化と教育との関係や都市景観の重要性、文化としての都市観光の進展などについて、その現状や課題などについて論じられている。

さらに、我が国の都市問題についてだけ扱うのではなく、第4部では、海外の都市問題について、発展途上国において急速に進む都市の巨大化による歪みなどに関する都市問題や、イギリス中部のレスター市を例にした人口・雇用・住宅・交通に関するものなど先進国の都市が共通して抱える問

題等が論じられている。

21世紀を迎えるにあたって、都市を取り巻く環境はますます変化の速度を上げ、これまで有効と思われていた都市政策が無力化したり、誰もが想像し得なかった新しい都市問題が立て続けに起こり、各都市の政策責任者は多少なりとも暗中模索の状況にあると思うが、本書のアプローチ手法の如く、異なる分野の専門家が多角的に都市問題を解決するためにチームを組んで取り組んでいくことは重要であり、特定の分野だけでなく、多くの都市行政に携わる方々に一読をお勧めする。

(中島克己・太田修治編著)
ミネルバ書房 本体3,800円)

■ 落地生根

神戸の華僑は、1868年の開港とともに神戸にやってきた。やがて華僑は、本書のタイトルの如く「落地生根」し、神戸の地に自分たちの同郷の社会を形成してきた。1893年には、神戸華僑の親睦・文化・慈善活動の中心となる「神阪中華会館」が建設され、100余年にわたる神戸華僑の歩みを語る上で欠くことのできない存在となった。

本書は、1998年11月に第2次世界大戦による空襲で焼失した「中華会館」が50余年ぶりに再建されるとともに、1999年2月に震災で損傷した関帝廟が復興・再建されたのを機に、中華会館100年の歴史を中心とした神戸華僑130年の歴史を概観したものである。

神戸華僑130年の歴史は決して平坦なものではなく苦難にみちたものであった。戦争、災害などの試練に行くたびも見舞われ、とりわけ1930年代にはじまる日中戦争は、日

中両国民の絆を引き裂き、神戸華僑の存在そのものが脅かされた。しかし、これらの試練を幾度となく乗り越えて今に至っており、神戸の文化の発展にも寄与するなど、今では華僑文化は神戸の文化的アイデンティティの一環をも形成するようになってきている。

次に、本書の構成と概要を見ていくと、まず第1章では中華会館前史(明治前期)の神戸華僑の動向が述べられている。神戸開港に伴う華僑の来神、華僑社会の形成、華僑の経済活動に関するものである。

第2章は、中華会館の創建と発展と題して、創建における理事府の役割や法人化、中華総商会の成立とその意義、辛亥革命、孫文と神戸華僑の交流などについて述べられており、戦前における中華会館の華やかな活動ぶりが詳細に描かれている。

第3章は、中日戦争下の中華会館と題して、全面戦争下での政府による弾圧と戦時体制への組み込みの問題、空襲による会館の焼失など神戸華僑にとって最も苦難を経験した時期について述べられている。

第4章は、新時代の中華会館と題して、戦後の華僑社会の復興、神戸中華同文学学校の校舎建設、阪神大震災への対処、会館建物の再建などとともに21世紀への展望について述べられている。

第5章は、民俗学の見地から、中華義荘(共同墓地)と関帝廟について詳しく説明されている。

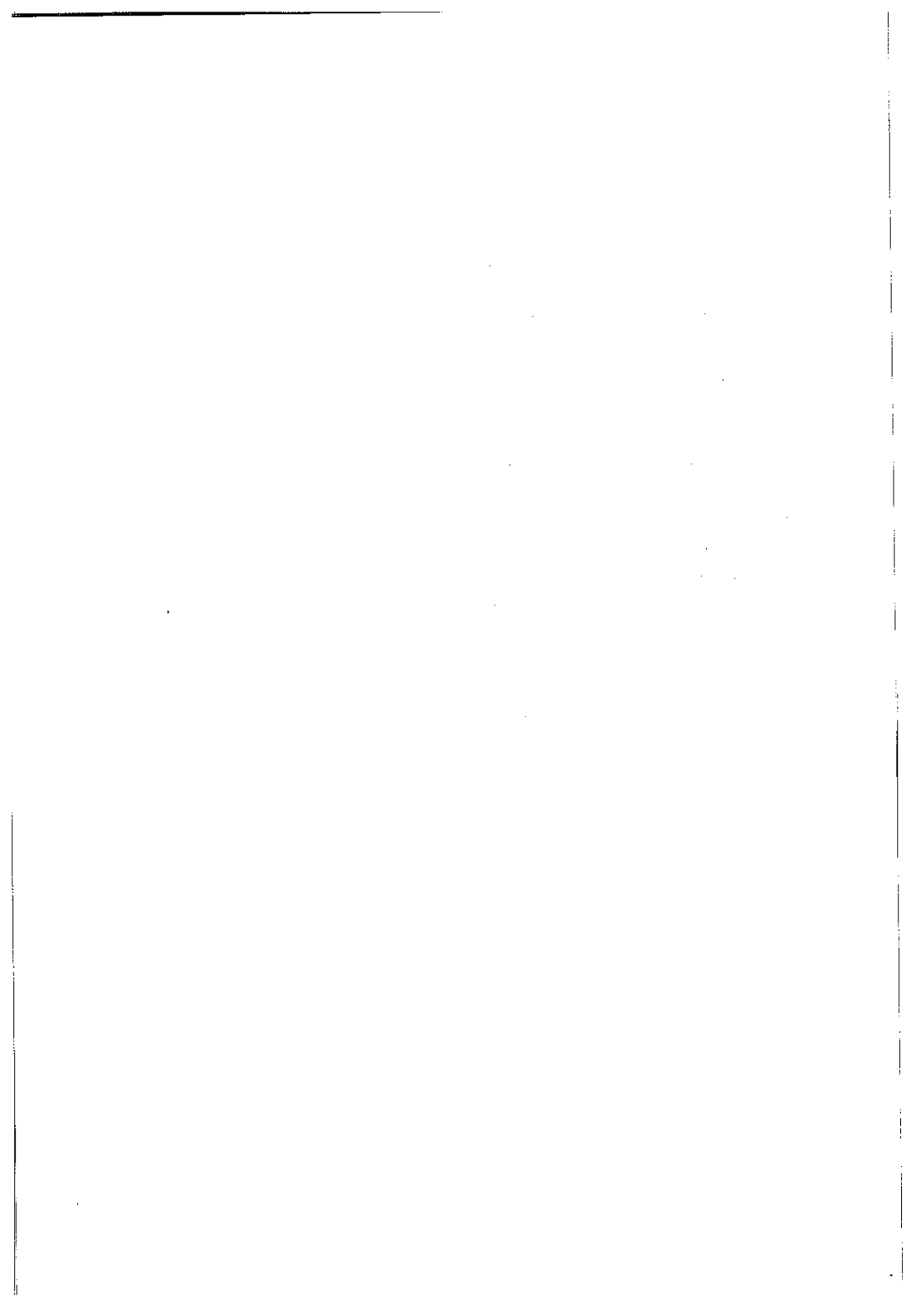
こうして、神戸華僑の歴史を概観していくと、大災害や戦禍に幾度となくまみえながらも、華僑を含む多くの外国人が日本人と同様に神戸の街を愛し、ともに暮らしてきたことが100余年の歴史として重みを感じ

じさせる。

我が国の都市の中でも、これほど日本人と外国人が共存してきた歴史を持つ都市は少なく、誇るべき財産として今後のまちづくりにも生かしていく必要があるだろう。そういう意味で、現在取り組みが行われている「上海・長江交易促進プロジェクト」なども決して唐突なものではなく歴史的なバックボーンがあってこそのもので、今後、華僑が持つネットワークによる協力を得ながら神戸の街の発展をめざすことになるであろう。

過去の歴史や教訓は、現在の取り組みに際して有益な示唆を与える。中国・アジア関連の施策を担当する方々だけでなく、神戸の歴史やアイデンティティそのものを理解する上で有益な書として、一読をお勧めしたい。

(研文出版 中華会館編
 本体3,800円)



「都市政策」特集テーマ一覧表（第1号～第100号）

号数	特集テーマ	発行年月日
第1号	神戸の将来像	1975年11月25日
第2号	大都市財政の課題	1976年1月25日
第3号	地方自治と市民参加	1976年4月25日
第4号	都市と環境保全	1976年7月25日
第5号	都市自治の将来像	1976年10月25日
第6号	現代都市計画の課題	1977年1月25日
第7号	市民福祉の展望	1977年4月25日
第8号	地方自治体と公共サービス	1977年7月25日
第9号	戦後自治30年	1977年10月25日
第10号	都市と経済	1978年1月25日
第11号	都市と文化	1978年4月25日
第12号	都市の経営	1978年7月25日
第13号	都市行政と市民協力	1978年10月25日
第14号	都市と交通	1979年1月25日
第15号	地域開発と産業構造	1979年4月25日
第16号	上・下水道とエネルギー	1979年7月15日
第17号	都市行政と家庭	1979年10月1日
第18号	都市と公共投資	1980年1月15日
第19号	都市と行政管理	1980年4月1日
第20号	自治体の住宅政策	1980年7月1日
第21号	都市とコミュニティ	1980年10月1日
第22号	文化産業と都市観光	1981年1月1日
第23号	都市と教育	1981年4月1日
第24号	インナーシティ問題	1981年7月1日
第25号	新しい福祉	1981年10月1日
第26号	都市と健康	1982年1月1日
第27号	コンベンション都市	1982年4月1日
第28号	地方公営企業と下水道	1982年7月1日
第29号	都市と廃棄物	1982年10月1日
第30号	都市と景観	1983年1月1日
第31号	都市と農業	1983年4月1日
第32号	都市と住宅	1983年7月1日
第33号	コンベンション都市政策	1983年10月1日
第34号	総合福祉施設の将来像	1984年1月1日
第35号	都市形成史	1984年4月1日
第36号	都市とスポーツ	1984年7月1日
第37号	自治体と国際交流	1984年10月1日
第38号	港湾経営の政策課題	1985年1月1日
第39号	自治体OAシステム	1985年4月1日

第40号	自治体とニューメディア	1985年7月1日
第41号	都市と産業振興	1985年10月1日
第42号	公共余暇施設の運営	1986年1月5日
第43号	マスタープランへの視点	1986年4月1日
第44号	ニューメディア・シティへの課題	1986年7月1日
第45号	都市開発と人口政策	1986年10月1日
第46号	民活と大型プロジェクトの展開	1987年1月1日
第47号	地域開発とその経営	1987年1月1日
第48号	福祉サービスの展開	1987年7月1日
第49号	自治体テレビ広報への視点	1987年10月1日
第50号	民活事業方式の検討とその展望	1988年1月1日
第51号	地方財政の政策的課題	1988年4月1日
第52号	都市生活の国際化	1988年7月1日
第53号	国際経済と港湾都市	1988年10月1日
第54号	都市と観光	1989年1月1日
第55号	神戸市政100周年	1989年4月1日
第56号	都市のアイデンティティ	1989年7月1日
第57号	鉄道建設とその経営	1989年10月1日
第58号	都市と医療	1990年1月1日
第59号	宮崎市政の総括	1990年4月1日
第60号	都市と文化産業	1990年7月1日
第61号	都市と公共デベロッパーの評価	1990年10月1日
第62号	インキュベータ政策の課題	1991年1月1日
第63号	インナーシティ再論	1991年4月1日
第64号	アーバンリゾート	1991年7月1日
第65号	高齢者福祉	1991年10月1日
第66号	住宅政策	1992年1月1日
第67号	地域情報化へのビジョン	1992年4月1日
第68号	国際化と経済振興	1992年7月1日
第69号	国際的機関と地域振興	1992年10月1日
第70号	リサイクル社会に向けて	1993年1月1日
第71号	神戸ハーバーランド	1993年4月1日
第72号	都市とイメージ	1993年7月1日
第73号	産業構造の再編成	1993年10月1日
第74号	地球環境と都市	1994年1月1日
第75号	高齢者と資産	1994年4月1日
第76号	都市鉄道と地域開発	1994年7月1日
第77号	エコポリス	1994年10月1日
第78号	マルチメディア	1995年1月1日
第79号	阪神大震災と神戸市復興への提言	1995年4月28日
第80号	阪神大震災と応急体制	1995年7月1日
第81号	阪神大震災と経済復興	1995年10月1日
第82号	阪神大震災と地域の活動	1996年1月1日

第 83 号	阪神大震災の被害状況と復旧活動	1996年 4 月 1 日
第 84 号	阪神大震災後の新地域防災計画	1996年 7 月 1 日
第 85 号	阪神大震災と神戸港の復旧・復興	1996年10月 1 日
第 86 号	阪神大震災後の生活再建	1997年 1 月 1 日
第 87 号	阪神大震災後の神戸の産業復興	1997年 4 月 1 日
第 88 号	阪神大震災後の民間住宅再建	1997年 7 月 1 日
第 89 号	阪神大震災と広域応援活動	1997年10月 1 日
第 90 号	阪神大震災後の神戸の安全・安心まちづくり	1998年 1 月 1 日
第 91 号	阪神大震災からの復興状況	1998年 4 月 1 日
第 92 号	阪神大震災からの復興と市民活動・ボランティア	1998年 7 月 1 日
第 93 号	阪神大震災と廃棄物・リサイクル	1998年10月 1 日
第 94 号	阪神大震災と神戸市行財政	1999年 1 月 1 日
第 95 号	阪神大震災と復興都市計画	1999年 4 月 1 日
第 96 号	阪神大震災とこころのケア	1999年 7 月 1 日
第 97 号	阪神大震災と住宅復興政策	1999年10月 1 日
第 98 号	阪神大震災と経済復興の課題	2000年 1 月 1 日
第 99 号	震災復興の都市政策的検証と提言	2000年 4 月 1 日
第100号	21世紀の神戸の都市像	2000年 7 月 1 日

「都市政策」論文等一覧表（第1号～第100号）

タイトル	筆者	分類
第1号 神戸の将来像		
21世紀の神戸—人間都市神戸の基本構想	宮崎辰雄	論文
神戸の都市設計—生活空間の再構築のために	嶋田勝次	論文
神戸経済の現状と将来への展望	砂野 仁	論文
環境管理の途—神戸市の環境管理	庄司 光	論文
市民福祉の将来像—神戸の福祉ビジョン	服部 正	論文
神戸文化への期待	米山俊直	論文
市民主体都市への構図	梶 真澄	論文
基本構想と市民参加	神戸市企画局調査部	特別論文
ニューヨークのマスタープラン	安田丑作	海外レポート
新長田副都心整備構想	都市再開発研究会	研究会報告
第2号 大都市財政の課題		
大都市問題と市場メカニズム	伊賀 隆	論文
地方財政における国と自治体	宮本憲一	論文
大都市財政の構造分析	橋本 徹	論文
神戸市財政の課題と展望	宮崎辰雄	論文
都市装置と交通財政	安好 匠	論文
開発者負担制度について	鈴木啓吾	論文
家計と神戸市財政	松原喜美子	論文
自動車公害対策と道路環境管理権	山田幸男	特別論文
課税自主権をめぐる	高寄昇三	特別論文
イギリスの広域用水公団（RWA）の発足	能勢哲也	海外レポート
第3号 地方自治と市民参加		
地方自治制度と市民参加	山田幸男	論文
市民参加と政策決定	宮崎辰雄	論文
住民運動の実践的課題	遠藤 晃	論文
住民参加の制度的考察	高寄昇三	論文
都市における住民組織	長島 隆	論文
公共事業と市民参加	上羽慶市	論文
企業の社会的責任と地域参加	山田昇一	論文
市民参加と区行政の課題	佐野雄一郎	特別論文
全世帯調査と市民意識	板東 慧	特別論文
英国の都市計画と市民参加	地方自治研究会	海外レポート
板宿における住民参加の町づくり	宮本隆男	応募論文
第4号 都市と環境保全		
環境法の現況と課題 I	西原道雄	論文
環境影響事前評価制度について	村田哲夫	論文
権利としての入浜権構想	田中唯文	論文
環境行政の政策的課題	宮崎辰雄	論文
自動車公害防止条例の意義と役割	野中 明	論文
都市緑化の課題と展望	矢木 勉	論文

企業における公害防止対策	桜田利雄	論文
養浜事業と海岸防災	古米 浩	論文
都市行政の研究の回顧	竹中龍雄	特別論文
六甲山環境保全構想	六甲山環境保全研究会	研究会報告
米国における環境管理行政の動向	地方自治研究会	海外レポート
第5号 都市自治の将来像		
地方自治の現代的課題	室井 力	論文
都市自治の実践的課題	宮崎辰雄	論文
現代国家と地方自治	中村五郎	論文
憲法と地方自治	浦部法穂	論文
自治立法権の理論的考察	高寄昇三	論文
市民組織の課題と展望	小林博司	論文
婦人団体と市政参加	妹尾美智子	論文
市民政治意識の変遷に関する分析	田中國夫	特別論文
環境法の現況と課題Ⅱ	西原道雄	特別論文
都市自治と市民参加	坂本充郎	応募論文
「ミラノ大都市市長会議」報告	井尻昌一	海外レポート
第6号 現代都市計画の課題		
現代都市計画を点検する	三村浩史	論文
都市景観の設計	嶋田勝次	論文
コミュニティ・プランニングの課題	多胡 進	論文
都市計画行政の課題と展望	宮崎辰雄	論文
住宅政策の課題	金野勝美	論文
地域開発の系譜	宮永清一	論文
都市景観保全の方策	高田 昇	論文
「環境カルテ」の意義と役割	笹山幸俊	特別論文
都市財政と都市開発	塩見 譲	特別論文
宅地開発指導要綱の法制的考察	高寄昇三	特別論文
都市の生活空間の創造の為に	武田則明	応募論文
英国における歴史的建築・環境保全	安田丑作	海外レポート
ブルーウォーター作戦	神戸都市設計研究会	研究論文
第7号 市民福祉の展望		
市民福祉の概念	岡村重夫	論文
福祉と費用負担	上田千秋	論文
神戸市福祉条例の意義と役割	柳瀬俊郎	論文
地域福祉とボランティア活動	今井鎮雄	論文
社会福祉協議会の課題と展望	和氣島尚志	論文
社会福祉施設と地域の関係	川村尚道	論文
摂津訴訟判決をめぐって	高寄昇三	論文
人間都市へのフィジカルプラン	末岡利雄	特別論文
欧米自治への考察Ⅰ	宮崎辰雄	特別論文
「市民福祉」概念の基本原則	増田金重	応募論文
ニュージーランドの福祉	大矢富子	海外レポート
身障者をとりまく都市環境の整備	田中直人	研究論文

第8号 地方自治体と公共サービス

公共サービスの本質と限界
 公共サービスの決定過程
 都市サービスと公共料金
 公共サービスの供給システム
 公共サービスと市民の協力
 使用料・手数料概念と利用者負担
 市民生活と公共サービス
 広聴システムと市民相談
 欧米自治への考察II
 使用料の適正負担と実態分析
 諸外国の水道事情

足立忠夫
 坂本忠次
 山本栄一
 安田八十五
 太田修治
 高島 博
 宮崎奈美子
 板東 慧
 宮崎辰雄
 使用料問題研究会
 神戸市水道局総務部調査課

論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 特別論文
 特別論文
 研究会報告
 海外レポート

第9号 戦後自治30年

地方自治の本旨
 戦後30年—行政管理へ
 カリフォルニアの地方公共団体制度
 東京都の戦後30年
 倉敷市の戦後30年
 神戸市の戦後30年
 地方自治と市民生活
 地方自治と自治体職員
 欧米自治への考察III
 伊丹市における航空公害行政
 イタリア地方自治の入口で

山田幸男
 村松枝夫
 ショー・サトウ
 綿引政孝
 由比浜省吾
 高寄昇三
 山本マサ
 大野良孝
 宮崎辰雄
 益尾宏之
 木下敏郎

論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 特別論文
 応募論文
 海外レポート

第10号 都市と経済

都市と産業構造
 都市と商業
 神戸経済の現状と市の経済施策
 都市化と農業
 ファッション都市の課題
 ケミカルシューズ産業の課題と将来
 生活を売るあすの商店街
 都市先端企業と地域経済
 市民のための企業分析のあり方
 地方財務会計制度の改革
 ニューヨークの経済再建

新野幸次郎
 田村正紀
 宮岡寿雄
 大野敬一
 長田隆造
 安本太郎
 森本泰好
 松本幹郎
 吉田 寛
 高寄昇三
 地方自治研究会

論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 特別論文
 特別論文
 海外レポート

第11号 都市と文化

都市経済と文化開発
 都市文化と市民生活
 都市と港湾文化
 あたらしい文化行政をさぐる
 伝統文化と都市行政
 神戸市の文化行政
 欧米自治への考察IV

米花 稔
 米山俊直
 杉浦昭典
 諸岡博熊
 山添敏文
 的場邦彦・溝橋戦夫
 宮崎辰雄

論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 特別論文

都市経営システムの開発	都市経営研究会	特別論文
第12号 都市の経営		
自治体と企業経営	伊賀 隆	論文
都市経営と行政需要	板東 愨	論文
地方自治体会計の近代化と情報開示	吉田 寛	論文
都市経営の理論	宮崎辰雄	論文
地域社会経営	近見敏之	論文
外郭団体の経営実態	是常福治・高寄昇三	論文
高齢者事業団の現況	森川盛美	論文
欧米自治への考察V	宮崎辰雄	特別論文
第13号 都市行政と市民協力		
市民公共学の掲唱	足立忠夫	論文
行政責任の課題をめぐって	水口憲人	論文
公共サービスと社会的選択	能勢哲也	論文
自治体行政サービスの実態	小西秀朋	論文
廃棄物行政と市民協力	坪田健児	論文
救急医療の実態分析	中村 温	論文
「すぐやる課」住民需要への対応	友野 守	論文
欧米自治への考察VI	宮崎辰雄	特別論文
市民スポーツ振興構想	市民スポーツ振興研究会	研究会報告
第14号 都市と交通		
都市交通の課題と展望	秋山一郎	論文
都市構造と交通体系	枝村俊郎	論文
これからの都市交通	三輪吉郎	論文
シンガポールの都市交通政策	阿部泰隆	論文
神戸市における公営交通の実態	伊藤治行	論文
新交通システムの導入	砂田隆助	論文
広島市の路面電車	編集部	都市政策ルポ
欧米自治への考察VII	宮崎辰雄	特別論文
港湾経営の課題	宮本 實	特別論文
地方財務会計制度の改革に関する研究	地方財務会計制度研究会	研究会報告
ニューヨーク市における公営交通事業の概要	神戸市交通局	海外レポート
第15号 地域開発と産業構造		
都市と地域開発	宮本憲一	論文
低成長下における大都市の産業構造	小森星児	論文
基幹産業と都市構造	森川 滋	論文
新産都市と地域社会	気賀沢忠夫	論文
工場アパート・工場団地の課題	村上 博	論文
特定不況地域—大牟田	編集部	都市政策ルポ
欧米自治への考察VIII	宮崎辰雄	特別論文
宅地開発指導要綱の政策的考察	高寄昇三	特別論文
都市先端産業と生活文化	神戸市職員研修所	特別論文

第16号 上・下水道とエネルギー

都市と資源
 下水処理の問題点
 都市における電力供給の実態と課題
 神戸市の水道事業
 神戸市の下水道事業
 神戸市水道における技術的課題
 福岡市の水供給の課題と展望
 欧米自治への考察IX
 水需要予測の実際

伊賀 隆
 飯田幸男
 木村隆次
 田中 博
 横山 實
 村尾正信
 編集部
 宮崎辰雄
 水需要予測研究会

論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 都市政策ルポ
 特別論文
 研究会報告

第17号 都市行政と家庭

青少年問題と家庭
 都市社会と家庭
 婦人と社会参加
 神戸市における青少年行政の課題
 自治体と家庭行政
 神戸婦人大学の現状
 兵庫県高齢者生きがい創造協会
 欧米自治への考察X
 チュービンゲンの道路建設反対運動

高橋省己
 長谷川善計
 浅野晶子
 竹昌恒志
 高寄昇三
 神崎令子
 編集部
 宮崎辰雄
 阿部泰隆

論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 都市政策ルポ
 特別論文
 海外レポート

第18号 都市と公共投資

公共投資論
 公共投資に関する意識調査
 欧米における公共投資
 公共投資の有効性
 公共投資の戦略的視点
 地域産業連関分析
 省資源型都市施設
 公共投資の総合的評価

新野幸次郎
 伊賀 隆
 岸本哲也
 是常福治
 高寄昇三
 公共投資研究会
 編集部
 公共投資研究会

論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 都市政策ルポ
 研究会報告

第19号 都市と行政管理

現代行政管理の課題
 行政管理と自治体労働組合
 人事管理の現状と課題
 新しい行政監査の方向と課題
 行政組織の現状と課題
 (財)神戸市都市整備公社の現況と課題
 東京都の財政再建
 予算編成過程の政策化

加藤一明
 山崎克明
 石井 博
 山本 力
 室田民雄・坂本大祐
 赤坂典昭
 編集部
 高寄昇三

論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 論文
 都市政策ルポ
 特別論文

第20号 自治体の住宅政策

公営住宅の性格と役割
 住宅供給と住宅建設計画
 公的住宅の設計
 神戸市の住宅政策における課題

伊賀 隆
 宮田芳彦
 大海一雄
 三輪素士

論文
 論文
 論文
 論文

都市計画と再開発住宅 公団住宅の役割と今後の方向 住宅供給制度の課題と転換 神戸市住宅政策の基本方向 転換期の都市：ニューヨークの将来動向と政策	広戸敏夫 城戸健一郎 岡崎泰造 住宅政策研究会 地方自治研究会	論文 特別論文 特別論文 研究会報告 海外レポート
第21号 都市とコミュニティ 地域住民組織の現状と課題 現代コミュニティ行政の課題 団地自治会活動の課題 コミュニティをめぐって 住民自治組織と地域活動 神戸市のコミュニティ行政 神戸市真野地区における住民活動 ロンドンのバス財政について	倉田和四生 高寄昇三 山本博繁 土井義行 石田一一 川池勝志 編集部 樋本雄夫	論文 論文 論文 論文 論文 論文 都市政策ルポ 海外レポート
第22号 文化産業と都市観光 生活文化産業論 都市と博覧会 都市の観光問題 京都市観光行政の課題 神戸まっつりの現状と課題 関西のリゾート「白浜」の将来像 ポートピア'81の入場者・経済効果予測 ポートアイランド建設の経済効果 地方自治体と情報公開Ⅰ 市民スポーツ振興構想Ⅱ	鈴木謙一 小林公平 原 重一 山本昭夫 本多啓二 編集部 尾原重男 片瀬春海 高寄昇三 市民スポーツ振興研究会	論文 論文 論文 論文 論文 都市政策ルポ 特別論文 特別論文 特別論文 研究会報告
第23号 都市と教育 成人の学習 都市と教育病理 婦人学習の今日的意義 コミュニティカレッジと日本の課題 学校と地域社会 老人の健康と社会教育 地方自治体と情報公開Ⅱ	津留 宏 安好 匠 河合慎吾 原田敬美 石田増夫 永田八重雄 高寄昇三	論文 論文 論文 論文 論文 特別論文 特別論文
第24号 インナーシティ問題 欧米大都市圏の衰退問題 大都市の将来—ソーシャルミックスを中心に 大都市の成熟と産業立地政策 大都市の将来とインナーシティの現況 インナーシティ再生の政策ビジョン ロンドンの都市再開発 既成市街地における工場移転跡地利用の分析	宮本憲一 成田孝三 小森星児 是常福治 高寄昇三 広川英三 神戸大学工学部建築計画室	論文 論文 論文 論文 論文 論文 特別論文

第25号 新しい福祉		
これからの福祉行政の課題	奈倉道隆	論文
参加する福祉とボランティア	岡本栄一	論文
老人施設の経営	加藤泰純	論文
武蔵野市老後保障制度の諸問題	山本茂夫	論文
エリヤ会神戸有野台センターの「新しい老人ホーム」について	編集部	都市政策ルポ
総合福祉ゾーン「しあわせの村」	山下彰啓	特別論文
地方自治体と情報公開Ⅲ	高寄昇三	特別論文
新しい老人福祉事業の創造	高齢者福祉研究会	研究会報告
第26号 都市と健康		
市民と健康	須田 勇	論文
都市と精神衛生	黒丸正四郎	論文
家庭と健康	柳井 勉	論文
地域社会と医師会	森脇 潤	論文
公衆衛生行政の課題	中村 温	論文
神戸市の地域医療対策について	木村三朗	論文
神戸市立中央市民病院の機能と役割	岡本道雄	特別論文
市町村への権限委譲	高寄昇三	特別論文
第27号 コンベンション都市		
コンベンション都市の可能性	鈴木謙一	論文
コンベンション都市と都市空間	水谷頼介	論文
都市と文化開発—その経済効果	能勢伸一	論文
博覧会と経済効果	宮岡寿雄	論文
コンベンション施設の管理と運営	阿久津成一郎	論文
太陽博とまちづくり	編集部	都市政策ルポ
「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」について	浅井活太	特別論文
道州制批判論	高寄昇三	特別論文
第28号 地方公営企業と下水道		
下水道事業の経営	橋本 徹	論文
下水道サービスの性格と事業の位置	佐々木弘	論文
神戸市下水道事業からみた下水道財政のあり方	山本栄一	論文
神戸市下水道使用料体系の課題	中井英雄	論文
下水道事業経営の都市間比較	林 直嗣	論文
西神ニュータウンにおける公社住宅供給の一方策	宮田彦彦	特別論文
第29号 都市と廃棄物		
都市と廃棄物	平岡正勝	論文
廃棄物処理と費用負担	郡 嘉 孝	論文
廃棄物の再資源化について	伊藤定義	論文
廃棄物処理施設の立地問題	山本寿治	論文
清掃労働の現状と課題	西森保雄	論文
「ごみ」とまちづくり	編集部	都市政策ルポ
第2 臨調と地方自治	高寄昇三	特別論文

第30号 都市と景観

都市景観と快適環境	嶋田勝次	論文
都市再開発と景観形成	白國高弘	論文
地域環境美化と景観	宮西悠司	論文
都市計画と景観行政	垂水英司	論文
緑化と景観	清水忠芳	論文
都市景観と建築デザイン	角野二郎	論文
地方自治体と情報公開IV	高寄昇三	特別論文

第31号 都市と農業

都市と農業-神戸市の場合を事例として	山本 修	論文
神戸市における農村地域整備	高山敏弘	論文
都市農協の課題と展望	有働義人	論文
神戸ワイン・農業公園計画	嘉本禎夫	論文
六甲山牧場について	坂本克己・福岡順三	論文
海づり公園について	大野敬一	論文
第2臨調と地方自治II	高寄昇三	特別論文

第32号 都市と住宅

住宅政策の現状と課題	伊豆 宏	論文
民間マンションの分譲戦略	合田耕平	論文
自治体住宅政策の諸課題	小西秀朋	論文
神戸の住環境の現状と課題	鶴来絃一	論文
神戸市における木賃対策の現状について	下村繁弘	論文
人口定着とハウジング・チェーン	神戸・住宅住みかえシステム研究会	論文
住公はいかにあるべきか	宮田芳彦	特別論文

第33号 コンベンション都市政策

産業構造とコンベンション	新野幸次郎	論文
日本における国際会議の諸課題	佐久間健治	論文
コンベンション・シティとコンgres・オーガナイザー	松井 澄	論文
北方圏構想とコンベンション	種村諄三	論文
神戸・コンベンション都市の現況	是常福治	論文
コンベンションの経済効果	高寄昇三	論文
コンベンション・シティへの政策	コンベンション・シティ研究会	論文

第34号 総合福祉施設の将来像

総合福祉施設の経営	吉田 寛	論文
市民福祉の展望と総合福祉ゾーン「しあわせの村」	高橋良雄	論文
地域福祉と医師会の将来像	森脇 潤	論文
要介護老人への医療及び地域での対応	磯 典理	論文
こうべ市民福祉振興協会の活動と今後の展望	神品尚平	論文
在宅福祉と中間施設	芦田 勝	論文
複合福祉施設体系への課題	神戸福祉研究会	論文
地方自治思想の系譜I	神戸市地方自治研究会	特別論文

第35号 都市形成史		
都市形成史の視点	宮本憲一	論文
大正期・東京の都市形成について	持田信樹	論文
横浜の都市形成史	若竹 馨	論文
京都市政の成立過程	小路田泰直	論文
近代大阪の形成と関一の都市政策	芝村篤樹	論文
公共デベロッパーの系譜	高寄昇三	論文
阪神間の住宅地開発と都市形成	安田丑作	特別論文
第36号 都市とスポーツ		
都市とスポーツ	宮崎辰雄	論文
市民生活とスポーツ	田口守隆	論文
企業とスポーツ	鬼塚喜八郎	論文
スポーツと文化	天野郡寿	論文
市民スポーツ振興策	西澤倫雄	論文
1985年ユニバーシアード神戸大会における入場需要と料金体系の検討	尾原重男	論文
総合運動公園の設計について	赤松 勉	論文
ワールド記念ホールの設計思想	三宗司郎	論文
地方自治思想の系譜Ⅱ	神戸市地方自治研究会	特別論文
第37号 自治体と国際交流		
自治体の国際交流	矢野 暢	論文
神戸商工会議所の国際交流	藤井繁太	論文
YMCAの国際交流	今井鎮雄	論文
国際化への政策ビジョン	高寄昇三	論文
(株)ITSの経営と活動	川原興明	論文
カネディアン・アカデミーの運営と国際交流	桑田芳英	論文
神戸市の国際交流	金光清行	論文
神戸国際交流協会の国際交流活動	大塚辰美	論文
地方自治思想の系譜Ⅲ	神戸市地方自治研究会	特別論文
第38号 港湾経営の政策課題		
経済環境の変貌と港湾近代化	伊賀 隆	論文
港湾近代化と港湾労働者	三木信一	論文
輸送革新への経済評価	神戸港近代化影響調査委員会	論文
神戸港の経営管理	宮本 實	論文
神戸港の建設計画	脇 茂行	論文
神戸港の国際交流	雑喉 徹	論文
港湾労働三代記	是富福治	特別論文
地方自治思想の系譜Ⅳ	神戸市地方自治研究会	特別論文
第39号 自治体OAシステム		
OAシステム導入の理論的課題	吉田 寛	論文
自治体におけるOA化構想とその展開	伊達信昭	論文
OAシステムと費用効果分析	高寄昇三	論文
自治体のOA化とその処理形態	宮崎 稔	論文
OA化とセキュリティ対策	中前正憲	論文

OA化とプライバシー保護	辻村 勇	論文
OA化と雇用・健康管理	自治体OAシステム研究会	論文
地方自治思想の系譜V	神戸市地方自治研究会	特別論文
第40号 自治体とニューメディア		
ニューメディア社会の将来像	滑川敏彦	論文
ニューメディアの現状と展望	水内 清	論文
自治体のニューメディア政策	高寄昇三	論文
港湾と情報化	菅野正秀	論文
CATVのあゆみと神戸市のとりくみ	富井昭博	論文
銀行のニューメディア対応	藤岡義明	論文
神戸製鋼のテレビ会議システムについて	見市 拓	論文
地方自治思想の系譜VI	神戸市地方自治研究会	特別論文
都市公共交通事業（バス）はなぜ赤字になるのか	高橋信雄	特別論文
第41号 都市と産業振興		
60年代大都市産業構造の展望	新庄浩二	論文
企業家活動の活性化	加護野忠男	論文
神戸のファッション産業	緒方 学	論文
神戸市の中小企業施策と今後の展望	柚木資弘	論文
神戸市の企業誘致	辻井 剛	論文
真珠業界と神戸	田崎俊作	論文
システムハウスの経営戦略	吉岡昭一郎	論文
民間委託への政策評価	高寄昇三	特別論文
第42号 公共余暇施設の運営		
自治体と公営余暇施設	高寄昇三	論文
神戸市における余暇施設・余暇空間の整備と配置構成	安田丑作	論文
公営ゴルフ場の運営	松田義正	論文
神戸ワインと農業公園	神戸市園芸振興基金協会・神戸ワイン	論文
ホテルの経営	田村篤雄	論文
グリーンピア三木一施設の全貌と運営の状況	藤田一之	論文
地域づくりの動向と将来	亀地 宏	特別論文
西川町における地域活性化の戦略	横山万蔵	特別論文
スキー場の経営と村づくり	森 敏雄	特別論文
地方自治思想の系譜VII	神戸市地方自治研究会	特別論文
第43号 マスタープランへの視点		
21世紀の神戸をめざして	宮崎辰雄	論文
次代への都市空間整備の課題	嶋田勝次	論文
市民主体都市とは何か	伊賀 隆	論文
地域環境計画のあり方	盛岡 通	論文
市民福祉の展望と課題	今井鎮雄	論文
21世紀の市民文化都市をめざして	端 信行	論文
都市活力の創造	小森星児	論文
裁判ぬき代執行制度と補助金整理法	高寄昇三	特別論文

第44号 ニューメディア・シティへの課題

ニューメディア・シティへの課題	滑川敏彦	論文
地域ニューメディア経営への視点	高寄昇三	論文
ニューメディア・シティの基礎技術	中本正勝	論文
商店街とニューメディア	佐保田憲広	論文
キャプテンサービスの経営	宮川久仁雄	論文
高度情報化社会とCATV	山田武志	論文
逗子リコールと直接民主制	高寄昇三	特別論文

第45号 都市開発と人口政策

都市自治体と人口問題	黒田俊夫	論文
アジアの計画的人口再分布について	ゲイル・ネス	論文
国連人口活動基金の現状と課題	安藤博文	論文
シンガポールの都市再開発と人口再分布	パン・エン・フォン/イェー・ポー・リン	論文
神戸市の人口政策	高寄昇三	論文
神戸市における昭和60年国勢調査の分析	武田義孝	論文

第46号 民活と大型プロジェクトの展開

民活方式の政策課題	高寄昇三	論文
神戸の産業構造と大規模開発	加藤恵正	論文
事例研究 六甲アイランド	辻 雄史	論文
事例研究 西神インダストリアルパークとハイテクパーク	緒方 学	論文
事例研究 神戸ハーバーランド計画	川口信弘	論文
事例研究 ポートアイランド神戸ファッションタウン	鬼塚喜八郎	論文
事例研究 神戸研究学園都市	宮永清一	論文

第47号 地域開発とその経営

地域経営にもとめられるもの	伊東光晴	論文
まちづくり・むらづくりの現況と課題	五十嵐富英	論文
地域開発と地場産業	星屋孝行	論文
尼崎市の現況と課題—南部地域活性化策を考える	高見昭裕	論文
姫路市の現況と課題—新しい都市拠点づくりをめざして	姫路市企画局総合企画室	論文
占冠村における村づくり戦略	観音信則	論文
地域における総合活動としての日本大正村運動	三宅重夫	論文
海上観光の展開	小林幹弘	特別論文
地域経営思想の采譜 I	都市経営研究会	特別論文

第48号 福祉サービスの展開

地域福祉サービスの展望	高寄昇三	論文
老人福祉サービスのもう1つの課題と対応	浅野 仁	論文
阪神友愛食品株式会社の設立とその課題	増田大成	論文
有償ボランティア活動とその課題	土肥隆一	論文
シルバー福祉産業の現況と課題	黒川公雄	論文
高齢化社会と自治体財政	矢田立郎	論文
神戸市のしあわせのまちづくり	松田安修	論文
在宅福祉サービスの現況と課題	神戸在宅福祉研究会	論文
港湾の発展と自由放任主義—香港のケース—	神戸市地方自治研究会	特別論文

地域経営思想の系譜Ⅱ	都市経営研究会	特別論文
第49号 自治体テレビ広報への視点		
行政広報原論	高寄昇三	論文
アメリカのコミュニティ番組について	井上 宏	論文
放送文化と自治体テレビ広報	津金沢聡広	論文
自治体テレビ広報番組の問題点	田中國夫	論文
婦人とテレビ広報	安江富美子	論文
放送番組における制作的視点からの分析	森実久幸	論文
神戸市におけるテレビ広報の現状について	松尾政男	論文
地方自治体における公益信託制度の活用方策について	公益信託制度研究会	特別論文
第50号 民活事業方式の検討とその展望		
民活事業と日本経済	伊賀 隆	論文
民活事業への政策視点と評価	高寄昇三	論文
土地信託制度の現状と課題	西 正之	論文
横浜—みなとみらい21—	若竹 肇	論文
大和ハウスグループのリゾート開発	田中正二郎	論文
アメリカの民活事例研究	三宗司郎	論文
海外における民活事業事例について1	民活事業経営システム研究会	論文
海外における民活事業事例について2	民活事業経営システム研究会	論文
第51号 地方財政の政策的課題		
地方財政の現状と展望	佐藤 進	論文
国庫補助金制度の現状と課題	鶴田廣巳	論文
地方交付税制度の現状と課題	林 宜嗣	論文
地方債許可制度批判論	高寄昇三	論文
大都市財政の構造的分析	大谷幸正	論文
新しいリゾート開発「清里の森」	鈴木輝隆	特別論文
清里観光振興会青年部レポート	渡辺勇一	特別論文
上野村における地域振興	黒澤丈夫	特別論文
第52号 都市生活の国際化		
国際交流の課題	今井鎮雄	論文
地方自治体の国際行政	高寄昇三	論文
国際学校の課題	桑田芳英	論文
外国人の市民生活	松永幸子	論文
留学生受け入れの変遷と今後	臼杵百合子	論文
外国人への情報提供	八木沢直治	論文
生活施設と国際化	溝橋職夫	論文
地域経営思想の系譜Ⅲ	都市経営研究会	特別論文
第53号 国際経済と港湾都市		
NIESの経済発展と神戸港の課題	伊賀 隆	論文
台湾・韓国の港湾サービス事情	宮下國生	論文
シンガポール・香港の港湾サービス事情	高寄昇三	論文
神戸港の現状と港湾サービス	柏原英通	論文

地域経営思想の系譜Ⅳ	都市経営研究会	特別論文
第54号 都市と観光		
自治体の観光政策	高寄昇三	論文
神戸港と観光	大上 稔	論文
農業観光の戦略	大角喜一	論文
ホテルと観光	橋口勝禧	論文
六甲アイランド・ウォーターワンダーワールド(仮称)計画の概要	西山捷一	論文
新しい温泉観光	弓削敏行	論文
観光ビジネスとしての神戸	黒田昌利	論文
地域経営思想の系譜Ⅴ	都市経営研究会	特別論文
第55号 神戸市政100周年		
「地方自治の本旨」について	足立忠夫	論文
神戸市の政治－自治体政治と政党制－	依田 博	論文
神戸の財政	原田 健	論文
神戸の都市計画－明治・大正・昭和・・・－	嶋田勝次	論文
21世紀都市・神戸の創造と地方公営企業の役割	佐々木弘	論文
神戸の福祉	今井鎮雄	論文
明治・大正期の市域拡張－都市の膨張と「大神戸」構想	洲脇一郎	論文
大滝村の福祉によるまちづくり	館林俊圀	特別論文
名田庄村における村おこし戦略	早川昭二	特別論文
地域経営思想の系譜Ⅵ	都市経営研究会	特別論文
第56号 都市のアイデンティティ		
神戸考概論	辻田忠弘	論文
神戸文化考	福島敏雄	論文
神戸宗教論－まつりの諸相にみる神戸の特殊性	加藤隆久	論文
神戸市民気質論	田中國夫	論文
神戸企業論	松浦克彦	論文
神戸景観論－都市づくりの視点から	安田丑作	論文
神戸市政100周年記念懸賞論文	神戸市	特別論文
1989年フェスティック神戸大会	松尾政男	特別論文
地域経営思想の系譜Ⅶ	都市経営研究会	特別論文
第57号 鉄道建設とその経営		
都市交通網整備の課題	秋山一郎	論文
交通施設新設の課題	伊賀 隆	論文
既成市街地における鉄道の新設とその経営課題	佐々木弘	論文
交通新線建設と費用負担区分	高寄昇三	論文
地下鉄経営の現況	山本治郎	論文
新交通の現況と未来	佐野雄一郎	論文
地域経営思想の系譜Ⅷ	都市経営研究会	特別論文
第58号 都市と医療		
現代における都市と医療	多田羅浩三	論文
国際化時代の地域医療	馬場茂明	論文

在宅医療と医師会活動	富永 輝	論文
都市における保健・医療・福祉の連携	松原一郎	論文
医療経済からみた国保財政	大竹文雄	論文
神戸市における保健医療計画の展開	吉川 正	論文
神戸市における市民病院の経営	前野保夫	論文
アメリカ地方自治の実態	高寄昇三	特別論文
第59号 宮崎市政の総括		
都市経営の総括	宮本憲一	論文
都市計画の総括	高田 昇	論文
神戸市長選挙と公約	依田 博	論文
財政運営の総括	原田 健	論文
生活文化行政の総括	高寄昇三	論文
宮崎市政20年の検証	高士 薫	論文
宮崎市政20年の軌跡	神戸市	論文
夕張市における観光開発の取り組み	中田鉄治	特別論文
パーベナ・テネラの物語	井原まゆみ	特別論文
読谷村の文化村づくり戦略	山内徳信	特別論文
第60号 都市と文化産業		
開花期を迎えた生活文化産業	鈴木謙一	論文
食産業と食文化の発展	村上和子	論文
地域開発とS C産業	森本泰好	論文
ホテル建設と経営戦略	宮澤令幸	論文
テーマパークと都市活性化	浜本孝夫	論文
マリニピア神戸と(仮称)神戸フルーツパーク計画	嘉本禎夫	論文
地域おこしの実践	高寄昇三	特別論文
地域経営思想の系譜IX	都市経営研究会	特別論文
第61号 都市と公共デベロッパーの評価		
都市と公共デベロッパー	岸本哲也	論文
戦後都市開発事業の歴史	宮永清一	論文
戦後都市再開発事業の歴史	安好 匠	論文
都市再開発事業への市民評価	伊賀 隆	論文
公共デベロッパーからコングロマリットへ	高寄昇三	論文
都市開発事業の経済効果	都市開発事業研究会	論文
都市再開発の実施課題と戦略	白國高弘	論文
宮崎神戸市政の研究 I	都市経営研究会	特別論文
第62号 インキュベータ政策の課題		
インキュベーションと地域経済	吉田 寛	論文
インキュベータと研究開発環境	岩田一明	論文
中小企業とインキュベーション	吉岡昭一郎	論文
日本型インキュベータへの提言	岡 義彦	論文
重工業における新分野・新製品開発について	吉田一彦	論文
大企業とインキュベータ	杉村 直	論文
インキュベータ行政の課題	池田康明	論文

各都市のインキュベータ行政 宮崎神戸市政の研究Ⅱ	富井昭博 都市経営研究会	特別論文 特別論文
第63号 インナーシティ再論		
インナーシティ論の今日	成田孝三	論文
神戸市における都市活性化対策の基本的方向について	石田高士	論文
公的住宅の供給と課題	伊藤雄三	論文
「盛り場」と都市文化の再生	高田 昇	論文
真野まちづくりとコミュニティ住環境整備事業	廣戸敏夫	論文
ウォーターフロント論	高寄昇三	論文
リングワークによる町おこし	木村章一	特別論文
都市政策と地域形成—神戸市を対象に—	蓮見彦彦	特別論文
宮崎神戸市政の研究Ⅲ	都市経営研究会	特別論文
第64号 アーバンリゾート		
21世紀都市の魅力	大久保昌一	論文
若者とアーバンリゾート都市・神戸	田中國夫	論文
アーバンリゾート・神戸論	高寄昇三	論文
神戸ウォーターフロントの魅力を探る	服部孝司	論文
アーバン・リゾートの都市景観	安田丑作	論文
神戸の魅力とアーバンリゾートへ向けての今後の期待	山下葉子	論文
アーバンリゾート都市をめざして	下村繁弘	論文
横浜の都市の魅力を探る	若竹 肇	論文
宮崎神戸市政の研究Ⅳ	都市経営研究会	特別論文
第65号 高齢者福祉		
高齢者ケア政策と分権化	松原一郎	論文
在宅福祉の課題とコミュニティ形成	牧里毎治	論文
神戸市における高齢者在宅福祉施策の現状と課題	藤村邦夫	論文
在宅福祉サービスの現状と課題	成田直志	論文
神戸市における高齢者住宅施策	伊藤雄三	論文
在宅福祉における看護人材の育成と課題	尾形誠宏	論文
しあわせの村	福岡敬之	論文
宮崎神戸市政の研究Ⅴ	都市経営研究会	特別論文
第66号 住宅政策		
住宅政策の新時代	巽 和夫	論文
神戸市における市営住宅の現状と課題	三輪素士	論文
住宅供給公社における住宅供給	原田 健	論文
都市再開発と住宅供給	廣戸敏夫	論文
民間分譲マンション市場の現状と対応策	朝田充洋	論文
土地信託	櫻井清泰	論文
宮崎神戸市政の研究Ⅵ	都市経営研究会	特別論文
第67号 地域情報化へのビジョン		
地域情報化の政策	滑川敏彦	論文
地域情報化と産業振興	吉田 寛	論文

行政情報と地域情報化	伊達信昭	論文
地域情報化とローカルキャブテン	石井 治	論文
衛星時代のケーブルテレビ	野浪健作	論文
N T Tの地域情報化対策	鹿野 隆	論文
和泉村における観光開発戦略	池尾長久	特別論文
おし花の里をめざした町づくり	富田従道	特別論文
宮崎神戸市政の研究Ⅶ	都市経営研究会	特別論文
第68号 国際化と経済振興		
情報化社会における都市のグローバル化	加藤恵正	論文
中小企業の国際化戦略	松永宣明	論文
外資系企業と地域経済	岡本史郎	論文
国際コンベンション都市の展開	大塚辰美	論文
神戸港の現状と課題	脇 茂行	論文
ファッション都市神戸	小野雄示	論文
宮崎神戸市政の研究Ⅷ	都市経営研究会	特別論文
第69号 国際的機関と地域振興		
都市と研究機関	大久保昌一	論文
関西の都市アメニティと研究機能	紙野桂人	論文
高等学術機構づくりが今の都市づくりの王道	熊田禎宣	論文
WHO 神戸健康開発センター誘致の背景とプロジェクト	馬場茂明	論文
工場跡地と再開発	横山博克	論文
宮崎神戸市政の研究Ⅸ	都市経営研究会	特別論文
第70号 リサイクル社会に向けて		
自治体とリサイクル	高寄昇三	論文
逆有償問題とリサイクルの経済性	植田和弘	論文
リサイクルの法制的視点	荒田 浩	論文
リサイクル運動の現状と課題	山本耕平	論文
コープこうべにおける環境保全とリサイクルの取り組み	加納謙一	論文
宮崎神戸市政の研究Ⅹ	都市経営研究会	特別論文
第71号 神戸ハーバーランド		
ハーバーランドの政策的意義	高寄昇三	論文
ハーバーランドのまちづくり	廣戸敏夫	論文
ハーバーランドと都市景観	安田丑作	論文
ハーバーランドの街区設計	小林郁夫	論文
ハーバーランドの現状と課題	大河原徳三	論文
産業・文化・教育の町・志度	櫻村正員	特別論文
生涯学習への取り組みと環境保全運動	増田大成	特別論文
宮崎神戸市政の研究Ⅺ	都市経営研究会	特別論文
第72号 都市とイメージ		
地域イメージの理論と測定をめぐる	田中國夫	論文
地方自治体のイメージアップ戦略	高寄昇三	論文
イメージアップとまちづくり	亀地 宏	論文

地域イメージによるまちづくりと差別化戦略	田中美子	論文
CI戦略の現状と方向	井原昌三	論文
神戸—そのイメージと変遷—	桜井誠一	論文
北九州市のイメージアップ戦略	松永隆男	論文
アーバンリゾートフェア神戸論	高奇昇三	特別論文
第73号 産業構造の再編成		
都市の革新	加藤恵正	論文
21世紀の基幹産業としての観光産業	石森秀三	論文
テーマパーク論	高奇昇三	論文
神戸の重厚長大産業の復活	山田一夫	論文
神戸のアパレル産業発展の経緯と展望	川上 勉	論文
産業構造の変化と神戸経済の問題点	神澤 光	論文
神戸における外資系製造業の起源	洲脇一郎	論文
大都市中心周辺部における衰退現象に関する考察	斎藤太香雄	論文
第74号 地球環境と都市		
都市のメタボリズム	ゲイルD. ネス	論文
生体の代謝と都市の代謝	小泉明	論文
人口メタボリズムと都市ダイナミックス	黒田俊夫	論文
社会的共通資本の最適供給と都市間の均衡	小川喜弘	論文
成功した2都市：神戸とシンガポールの場合	パノン・フォン	論文
東京の都市温暖化とエネルギー消費	齋藤武雄	論文
中国における都市生態環境の基本特性および都市生態系の質に関する研究	ガオ・リン	論文
アーバン・メタボリズムに関する環境健全度評価のための指標	内藤正明・森口祐一	論文
廃棄物の減量化・リサイクルと社会経済システム	植田和弘	論文
システム論による都市メタボリズムと今後の研究課題	秋山紀子	論文
都市のメタボリズムにおける水の役割	リチャード・A・パーク	論文
第75号 高齢者と資産		
高齢者福祉の経済学	林 宜嗣	論文
高齢者と住宅	菊澤康子	論文
高齢者の財産管理問題と地方自治体の役割	新井 誠	論文
高齢者の財産管理問題	鎌田哲夫	論文
高齢者の在宅福祉における生活環境づくり	川田安子	論文
さくらんぼを核としたまちづくり	佐藤誠六	特別論文
新潟県大和町における地域医療・保健・福祉の連携	斎藤芳雄	特別論文
イギリスの都市行政 I	高奇昇三	特別論文
第76号 都市鉄道と地域開発		
公共交通事業の経営問題	佐々木弘	論文
都市交通の政策課題	岸本哲也	論文
公共交通事業の付帯関連事業(複合企業化)	平井一三	論文
私営交通の付帯関連事業	小林郁雄	論文
鉄道と地域開発	山田耕一郎	論文
神戸新交通の経営	横山公一	論文

イギリスの都市行政Ⅱ	高寄昇三	特別論文
第77号 エコポリス		
環境共生をめざす地球環境都市の試み	盛岡 通	論文
生命系経済システムと都市の環境会計	小幡範雄	論文
都市エネルギー問題と環境保全システム	福島朝彦	論文
都市エネルギーの有効活用	大津 勝	論文
ハウステンボスの環境設備	定永哲雄	論文
人と環境の共生する都市・神戸をめざして	村上元彦	論文
イギリスの都市行政Ⅲ	高寄昇三	特別論文
アジア都市研究釜山	Jung Duk Lim	特別論文
第78号 マルチメディア		
あだかも押し寄せて来る世紀の洪水のように	浜野保樹	論文
地域社会とマルチメディア	北村新三・田中克己	論文
マルチメディアが開く新しい産業社会	佐藤富男	論文
情報通信の新たな展開を目指して	岩戸利夫	論文
マルチメディアビジネスって?	矢野孝一	論文
アメリカにおけるマルチメディアの動向と評価	鈴木蘭子	論文
神戸市における国際マルチメディア文化都市構想	山下彰啓	論文
イギリスの都市行政Ⅳ	高寄昇三	特別論文
第79号 阪神大震災と神戸市復興への提言		
阪神大震災の被災状況から学ぶ	田中 茂	論文
神戸都心再生への都市デザイン提言	安田丑作	論文
大震災の教訓と災害に強いまちづくり	高井広行	論文
減災をめざす危機管理と兵庫モデルの提案	河田恵昭	論文
阪神・淡路大震災住宅復興への提言	高田光雄	論文
交通復興の理念	中川 大	論文
防災都市と都市経営	高寄昇三	論文
イギリスの都市行政Ⅴ	高寄昇三	特別論文
第80号 阪神大震災と応急体制		
震災時における自治体の在り方	林 宣嗣	論文
震災時の消火活動と今後の課題	別府美芳	論文
M7.2下の救急医療について	菅原隆喜	論文
阪神・淡路大震災における広報活動について	桜井誠一	論文
大震災と区役所	谷口時寛	論文
震災時における災害対策本部衛生部の活動	坪井修平	論文
アメリカにおける震災時の応急体制	青山公三・鈴木蘭子	論文
イギリスの都市行政Ⅵ	高寄昇三	特別論文
第81号 阪神大震災と経済復興		
神戸経済復興の基本戦略	新野幸次郎	論文
神戸経済復興への提言	遠藤勝裕	論文
阪神大震災の神戸経済への影響	三木徹也	論文
神戸経済復興の方策	辻 雄史	論文

観光立都の可能性	石森秀三	論文
神戸の地場産業の復興	山田一夫	論文
流通産業の復興	脇本祐一	論文
イギリスの都市行政Ⅶ	高寄昇三	特別論文
第82号 阪神大震災と地域の活動		
災害とコミュニティ	田中國夫	論文
震災と区役所活動の実態	大河原徳三	論文
震災時の救援物資の配布	藤井良三	論文
震災時のボランティア活動とその支援のあり方	岡野郁生	論文
震災時の自治会活動	堂内孝夫	論文
避難所と学校	永井遼一	論文
震災時における生協の地域活動	河村修三	論文
イギリスの都市行政Ⅷ	高寄昇三	特別論文
第83号 阪神大震災の被害状況と復旧活動		
震災復旧と都市財政	高寄昇三	論文
水道の被害状況と復旧活動	小倉 晋	論文
下水道の被害と復興計画	坂尻好朗	論文
市民病院群の被害・復旧と復興に向けて	平野志郎	論文
新交通システムの被害状況と復旧活動	斉藤恒弘	論文
神戸市内の文化財等の被害状況と復旧	杉田年章	論文
イギリスの都市行政Ⅸ	高寄昇三	特別論文
第84号 阪神大震災後の新地域防災計画		
新しい地域防災計画とこれからの防災	室崎益輝	論文
ライフラインと地域防災計画	高田至郎	論文
阪神・淡路大震災からの教訓と地域防災計画	寺島 敦	論文
災害弱者のための災害対応システム	林 春男	論文
地域防災計画の問題点	山本康正	論文
震災復興への政策課題 I	震災復興政策研究会	特別論文
東京都の防災市街地再開発	震災復興政策研究会	特別論文
第85号 阪神大震災と神戸港の復旧・復興		
阪神・淡路大震災後の港湾の在り方	黒田勝彦	論文
海事関係事業の復興状況について	谷野龍一郎	論文
神戸港の復旧と復興に向けて	江口政秋	論文
神戸港埠頭公社の復旧、復興について	脇 茂行	論文
ユーザーからみた神戸港の復旧・復興	木村志津男	論文
震災復興の教訓（その1）	新野幸次郎	特別論文
新宿区の木造住宅震災対策事業	震災復興政策研究会	特別論文
第86号 阪神大震災後の生活再建		
生活再建への展望	高寄昇三	論文
被災者の住宅確保に係る課題と対策	高橋正幸	論文
生活再建と災害援護貸付制度	木原 勇	論文
仮設住宅からの報告	林 明文	論文

「ふれあいテント」ボランティア活動	黒田裕子	論文
民間住宅の再建と建築行政	井上史朗	論文
震災復興の教訓（その2）	新野幸次郎	特別論文
給付金行政の実態と課題	震災復興政策研究会	特別論文
第87号 阪神大震災後の神戸の産業復興		
3年目に入った産業復興の課題	林 敏彦	論文
平和なる革命下の被災地産業復興	大角晴康	論文
統計データによる産業復興の状況	信 貴宏	論文
ケミカルシューズ産業の復興について	藤本芳秀	論文
上海・長江交易促進プロジェクトの展望	辻 雄史	論文
産業復興と KIMEC 構想	木村義秀	論文
上山温泉郷(山形県山市)における観光振興事業の展開	永田亀昭	特別論文
病院と地域活動	坂本和夫	特別論文
北海道南西沖地震と奥尻島の復興	震災復興政策研究会	特別論文
第88号 阪神大震災後の民間住宅再建		
被災地の民間住宅再建	大海一雄	論文
住宅再建からみた復旧・復興の特性と課題	三輪康一	論文
マンション再建の成果と課題	高田 昇	論文
被災地の民間住宅市場動向	太田尊晴	論文
新在家南地区の復興まち・すまいづくり	後藤祐介	論文
住宅再建支援と住宅融資	伊藤善弘	論文
第89号 阪神大震災と広域応援活動		
災害時応援協定の評価	高寄昇三	論文
阪神・淡路大震災と都市政策	石川稔晃	論文
横浜市が被災地で行った応援活動の状況と課題	漆原順一	論文
応援協定と今後の課題	田中 登	論文
震災時における消防活動の応援受け入れについて	伊藤芳弘	論文
震災時における水道復旧の応援受け入れについて	新元為博	論文
緊急時における生活物資確保に関する協定の効果	藤本孝司	論文
白地地区における住民主体の復興のまちづくりの足跡	中山久憲	特別論文
「湊川町震災復興まちづくり」の経緯と考察	小坂 清	特別論文
第90号 阪神大震災後の神戸の安全・安心まちづくり		
安全・安心まちづくりの展開と課題	室崎益輝	論文
安全・安心まちづくりと市民	山下 淳	論文
防災福祉コミュニティの安全・安心まちづくりへの取り組み	正賀 伸	論文
市民参加による防災と緑	松岡達郎	論文
消防と防災への取り組み	西岡保雄	論文
学校における防災の取り組み	正木 進	論文
第91号 阪神大震災からの復興状況		
建築活動、人口の推移から見た市街地の復興	福島 徹	論文
雇用の復興状況と分析	杉村芳美	論文
被災地経済の復興の現状と課題	畑岡啓二郎	論文

都心業務機能の復興の状況と分析	矢倉豊・玉城逸彦	論文
震災復興における観光の状況と分析	大河原徳三	論文
応急仮設住宅の現状と生活再建	高橋正幸	論文
震災復興における夢野地区の地図訂正	樋口昌平	特別論文
第92号 阪神大震災からの復興と市民活動・ボランティア		
震災復興期の市民活動団体と地方自治体	高寄昇三	論文
災害救助システムとボランティア活動の将来展望	渥美公秀	論文
被災地ボランティアの活動実態と分析	長沼隆之	論文
市民活動支援基金の意義と効果	今田 忠	論文
外国人生活支援と市民活動	金 宣言	論文
市民活動とコミュニティービジネス	村井雅清	論文
神戸市の市民活動支援施策の方向	大麻博範	論文
第93号 阪神大震災と廃棄物・リサイクル		
阪神大震災後の廃棄物・リサイクル	森澤真輔	論文
災害時の廃棄物処理	石谷隆史	論文
震災による倒壊家屋の解体・撤去	伊藤雄祐	論文
災害廃棄物の処理・処分	大下昌宏	論文
阪神大震災と汚水処理	前阪進二	論文
阪神大震災と環境保全	山本 進	論文
地域住民主体のリサイクル活動	相川康子	論文
第94号 阪神大震災と神戸市行財政		
震災と地方分権	舟場正富	論文
行財政改善の視点	伊賀 隆	論文
震災後の神戸市財政	高原 剛	論文
震災復興と財政再建	高寄昇三	論文
震災と地方税	宮本 治	論文
神戸市行財政改善の取り組みと今後	中村三郎	論文
神戸市外郭団体の被災及び経営状況	家根康行	論文
災害復興財政の比較分析	高寄昇三	特別論文
第95号 阪神大震災と復興都市計画		
神戸の震災復興都市計画をめぐって	安田丑作	論文
住宅復興の実態と論点	平山洋介	論文
復興土地区画整理事業について	清水喜代志	論文
協議会活動と住民参加の復興まちづくり	森崎輝行	論文
松本のまちづくり	中島克元	論文
六甲道駅北地区－震災復興へのあゆみ	荻田一彦	論文
こうべまちづくりセンターの復興まちづくり支援事業	明石照久	論文
地域社会に多様性を発進し続けて	日比野純一	特別論文
行政維新の風（赤坂天然ライスの設立）	難波 勉	特別論文
第96号 阪神大震災とこころのケア		
災害とサイコロジカル・サポート	杉村省吾	論文
阪神大震災の心理社会的影響	安 克昌	論文

震災死と「孤独死」	上野易弘	論文
震災と学校運営	土屋基規	論文
阪神・淡路大震災と子どものこころのケア	井出 浩	論文
「神戸市こころのケアセンター」の活動	森井俊次	論文
震災復興と都市整備Ⅰ	高寄昇三	特別論文
第97号 阪神大震災と住宅復興政策		
震災復興に向けた住宅政策の総括	垂水英司	論文
住環境整備事業の取り組み	橋本 彰	論文
住宅復興に向けた住宅・都市整備公団の取り組み	小野博保	論文
神戸市住宅供給公社における震災復興の取り組み	岡田耕作	論文
分譲マンション再建の取り組みと支援システム	平田陽子	論文
ハウジングシステムの再編からみた復興住政策	高田光雄	特別論文
震災復興と都市整備Ⅱ	高寄昇三	特別論文
第98号 阪神大震災と経済復興の課題		
データに見る神戸経済の現状と課題	小沢康英	論文
都心オフィスの復興と課題	山崎 健	論文
商業の復興の現状と課題	小西一彦	論文
灘五郷復興の現状と課題	山本誠次郎	論文
北野・山本地区の観光復興	浅木隆子	論文
神戸港復興の現状と課題	山本信行	論文
21世紀に向けての新産業・新技術の創造と育成	松井繁明	特別論文
震災復興と都市整備Ⅲ	高寄昇三	特別論文
第99号 震災復興の都市政策的検証と提言		
「震災復興の都市政策的検証と提言」序説	新野幸次郎	論文
震災復興における公共の役割の検証と課題	舟場正富	論文
復興財政措置の運営課題	高寄昇三	論文
すまい再建プロセスの検討	松原一郎	論文
「くらし」を取り戻す災害救助体系の確立を	中川和之	論文
木造密集市街地の再生のための「街区協同再生システム」の提案	安田丑作	論文
都市計画・まちづくり・住宅再建のための新たな法制度・支援政策	森崎輝行	論文
震災復興における私権の調整	戎 正晴	論文
震災復興と都市整備Ⅳ	高寄昇三	特別論文
第100号 21世紀の神戸の都市像		
21世紀神戸の都市像をめぐる	新野幸次郎	論文
神戸にかける夢	米山俊直	論文
都市経済再生のための視点と戦略	加藤恵正	論文
地球環境に責任をもつ持続可能な都市は構築しうるか	盛岡 通	論文
介護福祉社会への軟着陸	浅野 仁	論文
21世紀の神戸の都市空間像構築に向けて	安田丑作	論文
市街地復興と都市整備Ⅴ	高寄昇三	特別論文
市民所得を被説明変数とした各統計項目との相関関係に関する考察	大島博文	特別論文

編 集 後 記

- ※ 本号では、第100号記念として、「第4次神戸市基本計画」(マスタープラン)の策定に携われた学識経験者等の方々に、「21世紀の神戸の都市像」と題して、それぞれの分野において自由に論じていただきました。
- ※ マスタープランは震災直後の平成7年10月に策定されましたが、約5年が経過するなかで、神戸市を取り巻く状況は大きく変わり、まさに不透明な状況で新しい世紀を迎えようとしています。
- ※ そうした状況の中で、今回、各先生方に21世紀を見通して神戸の目指すべき都市像をそれぞれの視線で描いていただきましたが、共通するキーワードとして「コミュニティ」「文化」「環境」「福祉」といった言葉が挙げられます。
- ※ 20世紀に経済が飛躍的に発展した我が国では、経済的な繁栄と引き換えに多くの伝統的な日本社会の「良さ」を失ってしまいましたが、まさにそれがキーワードに挙げた「豊かなコミュニティ」であり、「環境にやさしい社会」であり、「独自の豊かな文化」「助け合う福祉社会」であるように思います。
- ※ 単なる懐古趣味に陥ることなく、21世紀にこれらの「良さ」を取り戻すことが論者の思いであり、我々の願いであることを今更ながら再認識しました。
- ※ 次号は、「地方自治と都市経営 故宮崎辰雄氏追悼集」を特集します。ご期待ください。

都市政策バックナンバー

- 第85号 特集 阪神大震災と神戸港の復旧・復興 1996年10月1日発行
第86号 特集 阪神大震災後の生活再建 1997年1月1日発行
第87号 特集 阪神大震災後の神戸の産業復興 1997年4月1日発行
第88号 特集 阪神大震災後の民間住宅再建 1997年7月1日発行
第89号 特集 阪神大震災と広域応援活動 1997年10月1日発行
第90号 特集 阪神大震災後の神戸の安全・安心まちづくり 1998年1月1日発行
第91号 特集 阪神大震災からの復興状況 1998年4月1日発行
第92号 特集 阪神大震災からの復興と市民活動・ボランティア 1998年7月1日発行
第93号 特集 阪神大震災と廃棄物・リサイクル 1998年10月1日発行
第94号 特集 阪神大震災と神戸市行財政 1999年1月1日発行
第95号 特集 阪神大震災と復興都市計画 1999年4月1日発行
第96号 特集 阪神大震災とこころのケア 1999年7月1日発行
第97号 特集 阪神大震災と住宅復興政策 1999年10月1日発行
第98号 特集 阪神大震災と経済復興の課題 2000年1月1日発行
第99号 特集 震災復興の都市政策的検証と提言 2000年4月1日発行

☆年間予約購読のおすすめ

書店にて入手困難な方は、当研究所へ直接お申込みください。

季 刊 都 市 政 策

第100号

印刷 平成12年6月20日 発行 平成12年7月1日
発行所 財団法人神戸都市問題研究所 発行人 高 寄 昇 三
☎651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)
振替口座 01130-1-75887 電話 (078) 252-0984
発売元 勁 草 書 房
☎112-0005 東京都文京区水道2の1の1
振替口座 00150-2-175253 電話 (03) 3814-6861
印刷 田中印刷出版株式会社

地方自治職員研修

毎月15日発行
B5判 130頁
定価800円

- ◆時代を鋭く捉えたテーマを毎号特集。
 - ◆環境行政や行革など先進事例を、自治体の担当者がレポート。
 - ◆昇任試験Ⅴ講座では、一年で昇任試験に受かる実力を養成。
- 7月号特集…ランキングで見る自治体財政改革
(行財政運営の考察。全国693自治体のデータ掲載)
 - 6月号特集…条例づくりと自治のエンパワメント
(制定権拡大にともなう条例づくりの可能性を検証)
 - 5月号特集…21世紀型自治体のニュースタンダード
(分権型自治体に要請される新標準装備を検討する)
 - 4月号特集…2000年型自治体職員のための基礎知識
(改正地方自治法など分野別に、キーワード方式で解説)
 - 3月号特集…財政危機突破の産業振興

バックナンバーもお求めになれます。
小社営業部が、お近くの書店へ

公職研

TEL03-3230-3701 Fax03-3230-1170
東京都千代田区神田神保町2-20

地方自治を語るみんなの広場

【月刊】

自治フォーラム

2000.7 VOL.490

定価560円 (本体533円)

〈予告〉

特集：生活圏を支える公共交通

視 解	点 説	“公共交通復権”に向けての自治体の役割 ……………中条 潮 生活圏を支える公共交通の現状と課題及び振興施策について ……………運輸省運輸政策局地域計画課
		都市部における交通渋滞対策について ……………竹内 健蔵 過疎地域における公共交通の危機とその維持について ……田中 重好 高齢者、身体障害者等に配慮した公共交通機関のあり方について ……秋山 哲男 生活しやすい、歩行者にやさしい道路の整備について ……………建設省道路局道路環境課
事 例		オムニバスタウンの取り組みについて ……………静岡県浜松市都市計画課 過疎地域における鉄道の取り組みについて ……………北海道北見市企画課 介護タクシー事業の取り組みについて ……………木原 圭介 市民参画による歩行者専用道路の計画 ……………鎌倉地域交通円滑化総合実験にて ……神奈川県鎌倉市企画部交通政策課
エ ッセイ		自治大〇Bが語る地方自治 ……………溝口 進

編 集 自治大学校・地方自治研究資料センター
(〒106-0047) 東京都港区南麻布4-6-2
電 話 03 (3444) 3283

発行所 第一法規出版株式会社
(〒107-8560) 東京都港区南青山2-11-17
電話 03 (3404) 2251 振替口座東京3-133197

地方自治ジャーナルブックレットNo.21

自治体も「倒産」する！

—小金井市・自主再建への道を探る—

■財政破綻に瀕した自治体の再建への血の滲むような取り組みの記録

加藤良重 (小金井市 福祉保健部長) 定価 (本体1,000円+税)

地方自治ジャーナルブックレットNo.20

あなたのまちの 佐賀県北波多村の大きな試み 学級編成と地方分権

■学級編成基準の作成・認可が自治事務に、問われる地域の力量

朝日新聞
総合研究センター 田島義介 定価 (本体1,200円+税)

東京都文京区
小石川5-26-8

公人の友社

電話 03-3811-5701
FAX 03-3811-5795

市街地復興事業の理論と実践

(財)神戸都市問題研究所 編

—都市政策論集 第20集—

A 5版/168頁/定価 (本体 2,500円+税)

ISBN 4-326-96029-9 C3331

阪神・淡路大震災から早くも5年の歳月が経過した。被災地では、ピーク時に約4万6千6百世帯に上った仮設住宅が解消され、被災者の生活再建は着実に進展しているといえよう。本書では、住まいや街の復興の基盤となる市街地整備のための区画整理事業や再開発事業などの施策や事例を紹介するとともに、住民の参加と意見調整、財源の確保、法的規制などの課題への取り組みについて論じる。

- | | | |
|---|---|---|
| I 市街地復興の基本理論
市街地復興の計画・事業・主体
市街地復興の実践的課題 | II 市街地復興事業の実践
震災復興区画整理事業の実践
組合施行震災復興土地区画整理事業の実践
震災復興再開発事業の実践と課題
震災復興区画整理事業と住民参加のあゆみ | III 市街地復興事業の制度的運用と課題
復興土地画整理事業と住宅施策の連携
市街地復興事業と建築規制の運用
土地区画整理と財政 |
|---|---|---|

※ご購入は書店または財)神戸都市問題研究所へお申し込み下さい。

— 勁 草 書 房 —

新修神戸市史

第5巻好評発売中

A5版 全916ページ 本体5,826円+税

わかりやすく、くわしく、あたらしい 神戸の歴史

第5巻「行政編Ⅰ 市政のしくみ」

内 容

- 第1章 地方自治制度の変遷
- 第2章 歴代市長の施政
- 第3章 人口と市域
- 第4章 市の機関と行政組織
- 第5章 人事行政
- 第6章 財 政
- 第7章 選挙と議会
- 第8章 住民組織と参加

明治—大正—昭和末 市政施行から変動の一世紀神戸市行政の歩みをたどる。

行政編続刊

Ⅱ「くらしと行政」Ⅲ「都市の整備」Ⅳ「経済活動と行政」

「歴史編Ⅰ自然・考古」「産業経済編Ⅰ第一次産業」「歴史編Ⅲ近世」「歴史編Ⅳ近代・現代」も好評発売中(各本体4,855円+税)

新修神戸市史は「歴史編」「産業経済編」「生活文化編」「行政編」の4編で構成され、各編4巻、全16巻を刊行予定。

編集 新修神戸市史編集委員会

発行 神戸市 新修神戸市史編集室 (神戸市文書館内)

☎651-0083 神戸市中央区熊内町1丁目8番21号 ☎078(232)3437

神戸市内の書店で発売中!

直送ご希望の方は ㈱神戸都市問題研究所までお申し込みください。

☎651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

(神戸商工貿易センタービル18F) ☎078(252)0984

震災から5年——神戸市の復旧・復興の全記録を集大成!

阪神・淡路大震災 神戸復興誌

平成12年1月17日発売

編集・発行 神戸市

A4判・1,050頁・一部グラビアカラー・上製本
定価 6,000円(本体5,715円), 送料660円

阪神・淡路大震災における「神戸市」の復興活動を豊富な図表・写真で
克明に記録。

震災直後の応急復旧から、生活再建への取組み、こころのケア、復興ま
ちづくり事業、産業・文化の再生、今後の防災対策の方向性、反省と教訓
までを網羅した関係者必読の書!!

第1部 総論

——地震の概要, 被災・復旧, 災害対策本部, 消防活動, 市会 など

第2部 応急復旧編

——救済物資・義援金, ボランティア, 仮設住宅, 倒壊家屋解体 など

第3部 生活復興編

——復興計画, 生活再建, 住宅, 福祉・医療, こころのケア, 財政 など

第4部 産業・都市基盤編

——経済, 地域産業, 道路・港湾・鉄道, ライフライン など

第5部 安全なまちづくり編

——都市計画, 協働のまちづくり, 水とみどり, 地域防災 など

第6部 資料編

お申し込み・お問い合わせは——

(財)神戸都市問題研究所

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

(神戸商工貿易センタービル18F)

TEL 078(252)0984・FAX 078(252)0877

神戸都市問題研究所出版案内

都市政策論集

- * 第1集 消費者問題の理論と実践 本体 2,700円+税
- * 第2集 都市経営の理論と実践 本体 2,200円+税
- * 第3集 コミュニティ行政の理論と実践 本体 1,700円+税
- * 第4集 都市づくりの理論と実践 本体 2,600円+税
- 第5集 広報・広聴の理論と実践 本体 2,500円+税
- 第6集 公共料金の理論と実践 本体 2,200円+税
- 第7集 経済開発の理論と実践 本体 1,700円+税
- 第8集 自治体OAシステムの理論と実践 本体 2,000円+税
- 第9集 交通経営の理論と実践 本体 2,000円+税
- 第10集 高齢者福祉の理論と実践 本体 2,200円+税
- * 第11集 海上都市への理論と実践 本体 2,200円+税
- 第12集 コンベンション都市戦略の理論と実践 本体 2,500円+税
- 第13集 ファッション都市の理論と実践 本体 2,428円+税
- 第14集 外郭団体の理論と実践 本体 2,428円+税
- 第15集 ウォーターフロント開発の理論と実践 本体 2,428円+税
- 第16集 自治体公会計の理論と実践 本体 2,428円+税
- 第17集 震災復興の理論と実践 本体 3,496円+税
- 第18集 震災復興住宅の理論と実践 本体 2,500円+税
- 第19集 生活復興の理論と実践 本体 2,500円+税
- 第20集 市街地復興事業の理論と実践 本体 2,500円+税

都市研究報告

- 第8号 集合住宅管理の課題と展望 本体 2,000円+税
- 第9号 地方自治体へのOAシステム導入 本体 5,000円+税
- 第10号 民活事業経営システムの実証的分析 本体 4,000円+税

※ ご購入は書店または神戸都市問題研究所へお申し込み下さい。

* は品切れ

勁 草 書 房

ISBN4-326-96124-4

C3331 ¥619E

定価(本体619円+税)



9784326961245



1923331006192

発売元 **勁草書房**

東京都文京区水道 2 の 1 の 1
振替口座00150-2-175253 ☎03-3814-6861